

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

令和4年9月8日（木）午前9時開会

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 審査事項

（1）企画財政課

企画調整係 / 財政係

・決算説明

・質 疑

（2）住民環境課

戸籍年金係 / 環境下水道係

・決算説明

・質 疑

（3）総 務 課

秘書人事係 / 行政庶務係 / 安全安心係 / 情報広報係

・決算説明

・質 疑

（4）福 祉 課

社会福祉係 / 子育て支援係 / 板倉保育園 / 北保育園 / 児童館

・決算説明

・質 疑

（5）その他

4. 閉 会

○出席委員（12名）

亀 井 伝 吉	委員長	本 間 清	副委員長
小 野 田 富 康	委員	森 田 義 昭	委員
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
荒 井 英 世	委員	延 山 宗 一	委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員
市 川 初 江	委員	今 村 好 市	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

伊	藤	良	昭	企 画 財 政 課 長
舘	野	雅	英	企 画 調 整 係 長
高	際	淳	至	財 政 係 長
川	田		亨	住 民 環 境 課 長
斉	藤	康	裕	戸 籍 年 金 係 長
寺	崎	弘	光	環 境 下 水 道 係 長
峯	崎		浩	総 務 課 長
新	井		智	秘 書 人 事 係 長
本	田	明	子	行 政 庶 務 係 長
長	谷	見	晶	安 全 安 心 係 長
飯	塚	哲	也	情 報 広 報 係 長
小	野	寺	雅	福 祉 課 長
山	田	幸	子	社 会 福 祉 係 長
田	子	好	美	子 育 て 支 援 係 長
根	岸	久	美 子	板 倉 保 育 園 長
柏	崎	弘	美	北 保 育 園 長
江	田	貴	子	児 童 館 長

○職務のため出席した者の職氏名

荻	野	剛	史	事 務 局 長
小	野	田	裕 之	庶 務 議 事 係 長

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○荻野剛史事務局長 皆さん、おはようございます。

本日は予算決算常任委員会の決算審査の第1日目になっております。

ただいまより予算決算常任委員会を開催いたします。

市川委員につきましては、若干遅れるような感じで今連絡を取っております。

[何事か言う人あり]

○荻野剛史事務局長 町長室、それは失礼しました。

それでは、時間ですので、始めさせていただきます。

○委員長挨拶

○荻野剛史事務局長 まず初めに、亀井委員長より挨拶をいただきます。

○亀井伝吉委員長 おはようございます。

本委員会へ付託されました令和3年度各会計の決算認定について審査を行います。委員並びに職員の皆様、よろしくお願いいたします。

職員の皆様からの説明は、決算書及び主要施策の成果により行い、新規事業、重点事業を中心に簡潔にお願いいたします。各委員からの質疑は、慣例により一巡した後、2回目の質疑に入ることいたします。質疑につきましては、決算書の何ページについて、何々についてと発言してから行ってください。よろしくお願いいたします。

○荻野剛史事務局長 それでは、次第に沿って、3番、審査事項に入ります。

これからの進行は亀井委員長、よろしくお願いいたします。

○認定第1号 令和3年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

○認定第2号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第3号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第4号 令和3年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第5号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○亀井伝吉委員長 それでは、企画財政課の審査を行います。

企画財政課からの説明をお願いいたします。

伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 おはようございます。それでは、まず企画財政課の決算の内容につきまして説明をさせていただきます。

まず、委員皆様のお手元に令和3年度の決算書、それと令和3年度の主要施策の成果をご用意いただければと思っております。まず、一般会計の決算の概要でございますけれども、主要施策の成果、こちらを御覧になっていただきまして、ページを何枚かめくっていただきますと、1ページがございます。こちらのほうに決算の概要についてまとめられてございます。こちらの内容につきましては、定例会初日、町長の冒頭の

挨拶の中でも触れておりますので、委員の皆さん、ぜひこちらのほうをご確認をいただければというふうに思います。

企画財政課担当の係につきましては、企画調整係、また財政係がございます。この後各担当係長より内容について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○館野雅英企画調整係長 おはようございます。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 企画財政課企画調整係の館野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、企画調整係に関わります決算概要についてご説明いたします。まず、歳入になりますが、決算書の38ページ、39ページを御覧いただければと思います。18款1項2目の指定寄附になりますが、企業版ふるさと納税といたしまして、コープぐんま様より30万円の寄附をいただきました。企業版ふるさと納税といたしましては、初めての寄附となります。

次に、歳出になりますが、決算書の56ページ、57ページを御覧いただきます。2款1項6目企画費の一番上の……すみません、失礼しました。57ページの下になります。2款1項6目企画費の中の一番上の二重丸、渡良瀬川及び利根川架橋整備事業でございます。決算額は2万7,150円、平成30年3月に設立いたしました加須・板倉利根川新橋建設促進協議会への負担金2万円と、群馬県要望活動時における昼食代及び埼玉県要望活動時における有料道路使用料でございます。

次に、主要事業の概要23ページをお願いいたします。主要事業の概要23ページ、一番上の丸印になります。渡良瀬川及び利根川架橋整備事業、ここに主な活動内容を記載しておりますので、御覧いただければと思います。6月16日に幹事会を開催、その後総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、書面開催となりました。また、12月22日には群馬県知事及び群馬県議会議長に対する要望活動を、12月24日には埼玉県知事及び埼玉県議会議長に対する要望活動を実施しております。昨年度につきましては、群馬県、埼玉県の両県とも知事との面会が行われました。

続いて、その下の丸印、広域行政事業でございます。新型コロナウイルス感染拡大による事業の中止などによりまして、各種協議会等の負担金が徴収されず、決算額はゼロ円でございます。（1）の両毛広域都市圏総合整備推進協議会における機運醸成事業、昨年度は新型コロナウイルスの影響により事業中止となりましたが、今年度につきましては感染防止対策を実施しましたデジタルスタンプラリーを実施いたします。

（2）の館林邑楽総合開発促進協議会での視察研修につきましては、新型コロナウイルスの影響により事業中止となりました。（3）の関東どまんなかサミット会議におきましては、10月22日に小山市の新庁舎に整備されております災害対策本部システムの見学と首長による意見交換が行われました。（4）の群馬県東毛地方拠点都市地域整備推進協議会の視察研修につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止となりました。（5）の邑楽郡町村会企画部会におきましては、昨年度は板倉町が幹事町でございましたが、群馬県のeスポーツ推進について研修会を開催いたしました。

次に、その下の丸印、まちづくり推進事業を御覧ください。決算額は113万3,174円、（1）、まちづくり協働事業補助金の昨年度の採択事業でございますが、継続事業として東部地域活性化推進協議会による離山公園の管理・美化事業に10万円を、板倉町観光サポータークラブの運営事業に24万円を、第3行政区集会場用地環境整備事業に30万円を交付いたしました。

また、新規事業として、第2行政区の集会所用地環境整備事業に30万円を、24ページに移りまして、泉野花壇ボランティアグループの花壇整備事業に2万円をそれぞれ交付いたしました。

また、(2)、業務委託料につきましては、役場庁舎の南側、中学校、公民館入り口信号機付近への役場案内看板設置のための業務委託料9万円を支出しております。

次に、決算書に戻りまして、59ページをお願いいたします。上から2つ目の丸印、移住支援事業でございます。ふるさと回帰支援センターの年会費5万円を支出しております。なお、板倉町移住支援金につきましては、昨年度は該当者なし、今年度につきましては、これまで1件の申請を受け付け、交付の決定をしております。

続いて、その下、鉄道利用者の利便性向上事業になりますが、決算額は1万2,000円、東武鉄道整備促進期成同盟会への負担金を支出しております。

主要事業の概要に戻りまして、24ページをお願いいたします。一番上の丸印、東武利用者の利便性向上事業を御覧ください。東武鉄道本社への要望活動につきましては、これまで対面による活動を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止、また東武鉄道からの要請もあったことから、昨年度から原則文書による要望活動に変更となりました。なお、町からの要望内容と東武鉄道からの回答につきましては、主要事業の概要に記載したとおりでございます。

決算書に戻りまして、59ページをお願いいたします。中段の二重丸印、板倉町PR大使事業、こちら決算額は8,250円、PR大使の名刺代でございます。昨年度におきましては、シルク・ドゥ・ソレイユの登録アーティストとしての経歴を持ちます増保衣里子氏を新たなPR大使として任命させていただきました。増保氏につきましては、現在地元の方々をインタビューいたしまして、町の伝統文化や歴史、魅力等を増保氏自身のSNSでPRしていく活動を行っていただいております。町の公式ホームページにもその概要を掲載しておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。

続いて、その下の二重丸印、公共施設利活用検討事業、決算額49万5,000円でございます。こちらは旧南小学校施設等の利活用検討に当たりまして、用途変更に伴う改修工事費の概算算定に係る施設調査委託料でございます。

次に、ページ飛びまして、決算書67ページをお願いいたします。決算書67ページ、ページ中段の二重丸印、渡良瀬遊水地環境保全事業でございます。決算額4万3,598円、主な支出といたしまして、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議、それからコウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム、渡良瀬遊水地利活用協議会などへの各種負担金を支出しております。

続きまして、決算書69ページをお願いいたします。ページ中段の少し下になります。新型コロナウイルス感染予防啓発看板設置事業、こちら決算額151万3,193円でございます。こちらは国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業となります。新型コロナウイルスの感染予防の啓発と本町への移住促進をPRする看板を町内5か所に設置したほか、板倉東洋大前駅に懸垂幕を設置いたしました。

次に、決算書71ページを御覧ください。一番上の二重丸印、新型コロナウイルス感染症対応地方創生シティプロモーション事業、決算額485万6,500円でございます。こちらにつきましても、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業でございます。町のシティプロモーション動画の制作業務委託料と制作しました動画を広くPRするための広告費等でございます。動画につきましては、板倉ニュータ

ウンへの移住を促進するものと町の観光スポットをPRするもの、合計4本ほど制作いたしました。また、広告業務につきましては、東武浅草駅に設置されております東武浅草ビジョンでの放映や北千住駅構内の連絡通路に設置されております東武サイネージピラーでの放映、そのほか板倉町の公式ユーチューブチャンネルに動画をアップし、有料広告等を活用し、動画のPRを行いました。

企画調整係に係る決算概要につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 高際係長。

○高際淳至財政係長 続いて、財政係、高際です。よろしくお願いいたします。財政係所管の事項につきまして説明をさせていただきます。

決算書になります。初めに、歳入についてになります。決算書2ページ、3ページを御覧ください。こちら全体の歳入になりますけれども、こちらの2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金まで、こちら全て財政係の主管の歳入となっております。こちらにつきましては、国及び県から基準に基づいて交付されるものとなっております。令和2年度と比べて大きな増減があったものとして、地方消費税交付金が約2,600万円ほど増加しています。これは、令和2年度と比べて3年度のほう消費が比較的堅調であったためと言えるものになります。

続いて、10款の地方特例交付金については、新型コロナウイルス感染症対策特別交付金が令和3年度に限り増額がありました。1,670万8,000円あったため、こちら1,500万円程度の増となっております。

続いて、11地方交付税についてですが、こちら国も国の補正予算により臨時経済対策費及び臨時財政対策償還基金費が年末に追加され、1億2,544万4,000円追加の交付がありました。また、普通交付税については、国の基準で算定をした基準財政収入額が減少し、基準財政需要額が増加をしています。交付税については、需要額からその収入額を差し引いた額ということで交付額が決定されるため、約1億4,000万円令和2年度に比べて増え、普通交付税総額として約2億6,500万円の増となっております。

また、同じく地方交付税の中、特別交付税については、国から県への交付額が14%程度増加をしていることから、町についても増加をし、1,882万5,000円の増となっております。

続いて、詳細の部分、20ページ、21ページをお願いいたします。こちら中段より下、使用料及び手数料の使用料、総務使用料のうち庁舎等使用料を財政係のほうで所管をしています。こちらは各施設、役場庁舎以外の自動販売機の設置などで町有地を使用している場合などに使用料を徴収しているものですが、こちらは対前年度で令和2年度と比べ、ほぼ増減はございません。87万1,564円となっております。

少しページが飛びまして、36ページ、37ページに移らせていただきます。こちら17款の財産収入、財産貸付収入、土地建物の賃貸料ということにいただいているものになります。こちらの土地建物の賃貸料については、使用料とは違い、建物を建てるなどで土地を使用する場合の賃貸料となっております。いたくらしサイクルセンターの賃貸料等が入っておりますけれども、こちらは昨年度見直しの年でございまして、固定資産税の額等などから賃貸料のほうを定めているもので、土地の価格の下落に伴いまして約12万円程度の減となっております。

また、こちらの土地建物賃貸料の中には、役場庁舎の自動販売機の売上げに対しての貸付料を入れておりまして、こちらも令和2年度と比べて8万円程度減少をしている形となっております。

続いて、その下、17款の財産売却収入、不動産売却収入になります。123万8,300円となっておりますが、

こちらは登記上道路用地となっているものの、現在機能を喪失している里道、それから水路などの売払いによって入ってきた収入になりますけれども、こちらが去年3件ほどございましたので、令和2年度と比べ増加をしている形になります。

下段の寄附金につきましては、一般寄附とそれから指定寄附、2種類ありまして、それぞれ中身がふるさと納税と通常のものという形で分かれております。通常の寄附につきましては、令和2年度新型コロナウイルスの関係でということでしたいたした寄附が複数ありましたが、令和3年度はそちらが減少したため、目的を指定していない一般寄附については約300万円ほどの減少、指定寄附についても12万円ほど減少しています。

同じく寄附金の中のふるさと納税につきましては、返礼品の拡充等に努めまして、件数は713件から799件に伸びたものの、寄附額のほうは若干減少してしまいまして、22万円の減となりました。

続いて、その下の繰入金についてですが、当初予算では財政調整基金の繰入を予定していましたが、町税の増、交付税の増などにより繰入をせずに済んでおりますので、38ページ中段下の基金繰入金、財政調整基金、当初予算では4億4,300万円程度の繰入を予定しておりましたが、繰入をしないで決算となっております。

次のページに移りまして、40ページ、41ページになります。20繰越金、こちらは令和2年度決算の歳入差引残額を繰り越したのとなっております。

続いて、42ページ、43ページ下段、21款諸収入、5雑入、3雑入になりますが、こちらも雑入のくくりの中の中段程度からありますが、ゴルフ場賃借料から自動販売機売上手数料まで、こちらが財政係所管のものになりますが、大きな変化はございません。

続きまして、44ページ、45ページ下段の町債になります。次のページまでわたるものになっておりますけれども、町債全体では令和2年度に比べて5,100万円増加をしております。これは臨時財政対策債が46ページ、47ページの一番下になりますけれども、2億8,900万円ということで令和2年度に比べて9,430万円増加をしています。臨時財政対策債がここまで増えていた結果で事業の実施による借入れ、その間にあります農林水産業債から消防債までこちら事業の実施に伴っていろいろな借入れを行っておりますけれども、これは減少をしている形になっております。

歳入については以上となります。

続いて、歳出になります。決算書52ページ、53ページからになります。総務費の1項1目、ページ中段の一番下になりますけれども、ぐんま電子入札共同システム事業ということで、入札の関係は群馬県のほうが開発をしております電子入札の共同システムによっておりますけれども、その負担金ということで支払っているものです。システム開発のほうが一段落をしている関係で、こちらのほうはやや対前年度で減少となっております。

続いて、次のページ、54、55ページになります。財政管理費ということで、2款1項3目になっております。こちらは財務会計システムですとかそういった各種システムの使用料、保守料となっておりますけれども、令和3年度10月に財務会計システムの更新を行った関係、それまでは役場にサーバーを置いたシステムでしたが、それをネットワーク化させた関係でやや増額となっております。

その下、ふるさと納税事業についてですが、先ほど歳入のほうでも説明をさせていただいております。件

数は増加したものの、歳入総額としては減少してしまったものなのですけれども、返礼品をふるさと納税していただいた方には出しております。寄附額の3割以内という形になっておりまして、上は本当に3割ちょうどものから、下では2割3分程度のもの、原価率等もありまして、幅があるのですけれども、令和3年度については返礼率の高い品物が多く出た関係で、消耗品費、手数料ともに支出のほうは若干令和2年度に比べて増加をしている状況です。

続いて、同ページ、2款1項5目財産管理費になります。町有財産管理事業については、役場関係施設の賃借料について176万円ほど減少しています。13の敷地賃借料というところ、こちらが減少しています。これは旧役場庁舎については、令和2年度途中まで建物が残っていた関係で支払いをしていましたが、令和3年度はその支払いがなくなっておりますので、減少という形になっています。

その次の町有施設管理事業については、役場庁舎のメンテナンス等の費用になっております。完成から3年が経過して、56、57ページの右側に12と書いてある各種委託料を計上させていただいておりますが、非常用発電の設備、それからシャッター、非常用発電用の燃料が入っている地下タンクなどの点検費用が増加をしているほか、町内の各施設の電気設備に使われているPCBの調査業務ということでPCBの使用の有無を調査をした関係で増加をしています。PCBについては、法律で発がん性があるということで令和5年までに撤去をして処分しなければならないとされているため、令和3年度にこの使用の有無を調査をしています。この調査では、町内の施設でのPCB処分を要するものはありませんでした。また、令和2年度の決算では、ここの2の1の5の中に旧庁舎の撤去が含まれておりましたが、こちらは終了したためなくなっております。

続いて、少しページが飛びまして、66ページ、7ページになります。こちらの2款1項15目基金費になります。基金の積立ての関係の金額になりますけれども、財政調整基金に利子を含めて4億5,469万1,000円積立てができており、繰入れをしなかったため、ここは全額基金が増加をしたことになっております。また、元金の積立てとしては、森林環境譲与税基金117万1,000円積立てをしておりますが、こちらは国から森林環境譲与税ということで来ているものをそのまま積み立てているものになっております。

また、主要施策の成果27ページになりますけれども、こちらに現在の基金の残高ということで掲載をさせていただいております。先ほど説明をしたとおり、財政調整基金のほうに大きく積み増しをさせていただいている状況です。

続いて、ページ大きく飛びまして、168ページ、169ページになります。12款の公債費になります。町の借入金の返済に当たるものになりますが、長期債の元金の返済は平成29年度、30年度に借入れをしています臨時財政対策債の元金償還が始まったことから、少し額のほうが増加をしています。逆に利子のほうは若干の減少となっております。

町債の残高については、先ほどの主要施策の成果27ページ、同ページの下段のほうにあるとおりとなりまして、元金償還が進んだことから町の一般会計の借入金のほうは6,620万5,000円、対前年と比較しまして減少をしたことになっております。

続いて、主要施策の成果の94ページになります。予算書のほうは、戻りまして、69ページになります。新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金事業ということで、感染症対策の各種事業を行っておりますが、財政係では中段の避難所感染予防対策事業のうちの避難所整備事業を担当しております。これにつ

いては、旧北小学校と旧南小学校の校舎内を整備し、避難所として使いやすくしたものとなっております。具体的には、3階にありました特別教室、家庭科室ですとか、図工室等になるのですけれども、こちらガス、水道、電気が引き込んであった据付けの机を撤去いたしまして、教室をフラットにしたほか、壁から飛び出していた収納などを撤去して、部屋を広く使えるようにしております。

また、旧北小学校については、校庭の西側に門柱があったのですけれども、そちらを撤去して車両が校庭内に入りやすいように工事のほうを行っております。

なお、実際の工事の前には、町民の方向けに使わなくなった机や椅子などの無償譲渡のほうを行い、残ったものについて廃棄処分。なお、その廃棄処分のもので、リサイクル等で換金できるものについては、事業者のほうに換金をしていただいて工事費から差し引くというような形を取らせていただいております。電気、水道、壁面、床面の工事等を行いまして、北小学校が351万1,200円、南小学校が313万7,200円の費用となっております。

また、財政係のほうでは、町内施設の光熱水費を担当させていただいております。各款項目に分かれているため、全体的なご説明とさせていただきますが、合計支出が4,589万967円、約4,600万円程度となっております。令和2年度に比べて約330万円程度増となっております。これは、令和2年度には新型コロナの影響で公民館施設閉鎖をされていたり、学校も休校期間があったりなどということで、使わない時間が多かったことが、令和3年度は全て開校していたりということですので、その部分で電気料が増加をしたことが理由として考えられております。

○亀井伝吉委員長 説明の途中ですけれども、簡潔にお願いいたします。

○高際淳至財政係長 はい、すみません。長くなりましたが、以上で終了とさせていただきます。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方よろしくをお願いいたします。

荒井委員。

○荒井英世委員 主要事業の概要25ページ、一番上の公共施設利活用検討事業とありますね。一応令和3年度におきましては、これ委託事業ということで検討したものですけれども、これ去る7月21日でしたっけ、全協で小冊子が配られましたよね。その内容ですよ。それを見ますと、基本的に最初のかがみの部分で、今後ですけれども、現状を十分に把握して検討する必要があるとありますよね、まとめとして。これ基本的に北小と南小と資源化センター、3つの施設なのですから、北小と南小については1階から3階、この前避難施設として利活用するということで、そのための整備工事を実施したわけですよ。ただ、この南小の3階以外に、3階以外ですよ。それに貸出しするということで、遊穂楽舎、そのあれが出ていましたよね。これ一応貸出しする方向でやっていくということなのですから、まずその現状と、それから資源化センター、これは公園施設として使うか、民間への売却するか、解体するか、それについて積算、見積りというか、積算額出ていますよね。出ていましたよね、大体大まか。これについては、今後どういう形であるかというのは検討すると思うのですけれども、例えば今年度その資源化センター含めた利活用の決定の仕方、こういった形で決定していくのか。その進め方についてお聞きしたいのですけれども、具体的に。まず、その遊穂楽舎、その現状についてまず最初にお願いします。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○**館野雅英企画調整係長** 遊穂楽舎の現状なのですけれども、7月の全員協議会のほうで説明させていただきましたとおり、現在都市計画法をクリアするために、母体となります学校法人代々木学園代々木高等学校とNPOの遊穂楽舎のほうが連携しまして、群馬県のほうに学校教育法の第1条に当たる学校、高等学校になるのか、それが各種学校になるのか、まだ分かりませんが、そちらの証明書を群馬県に提出すべく調整を行っているという段階でございます。

○**亀井伝吉委員長** 荒井委員。

○**荒井英世委員** そうしますと、その件については今調整中ですね。基本的に町としては、そこに貸出する方向で進めているということで認識してよろしいのでしょうか。

○**亀井伝吉委員長** 館野係長。

○**館野雅英企画調整係長** 町のほうでは、ぜひ南小学校の1階部分になるかと思うのですけれども、遊穂楽舎のほうに貸出しを行いたいと考えております。

○**亀井伝吉委員長** 荒井委員。

○**荒井英世委員** そうしますと、その1階の部分で、例えば遊穂楽舎がどのくらいの面積というか、使うか分かりませんが、それ以外の例えば民間事業者で借りたいというあれがあれば、それも検討するということでよろしいのですか。

○**亀井伝吉委員長** 館野係長。

○**館野雅英企画調整係長** 民間事業者のほうから申出があれば、検討を行いたいと考えておりますが、この前説明したとおり、都市計画法の規制をクリアできるものであれば、貸出しのほうを前向きに検討したいと。町としては、まずこの都市計画法をクリアするというのが条件としております。

○**亀井伝吉委員長** 荒井委員。

○**荒井英世委員** それと、資源化センターですけれども、これの利活用の関係ですけれども、公園施設と民間への売却、それから解体、この部分ですけれども、こういったものでこれを利活用するかという部分が一応今回の検討事業の中でおおよそですけれども、概要が出てきたわけですが、これの利活用については、今後こういった形で、例えばやはりある程度絞らないといけませんよね。絞っていかないと。その具体的な検討の仕方ですけれども、こういった形で進めていく予定なののでしょうか。

○**亀井伝吉委員長** 伊藤課長。

○**伊藤良昭企画財政課長** 資源化センターですけれども、かつて公園施設として利用、また社会体育館的な利用ということで、どのくらい経費がかかるのかということについて算定した経緯がございます。現状なのですけれども、社会体育館での利用につきましては、海洋センターの体育館、また各種小中学校の体育館についても開放している状況、そのほか旧北小、旧南小の体育館が今活用できる状況になっている中、果たして板倉町の規模でそれ以外に社会体育館として整備することが、そこにそれなりの経費をかけること、これが現状で理にかなっていることなのかということについては、まだ継続して検討していきたいというふうに思っています。

民間事業者への売却につきましても、説明をこれまでもさせていただいたのですが、都市計画法におきましては、売却までは規制はされていないのですけれども、要は次にどういう用途で使われるかということが問題になってくるわけです。売買は規制されていないのですけれども、結局買い手が現れたとしても、

その買い手の目的に合った利用ができるかどうかについては、その後の問題ということで、民間事業者ともお話があれば相談、検討させていただきたいと思っています。

それと、現実的な解体、撤去ということにつきましても、予算がこれ26年の調査で約1億7,000万円ほどかかるという算出が出ておりますので、そこから経費の上昇、また解体、撤去の人件費等も上昇していることですので、その辺も鑑みて3つ併せて検討していくということなのですけれども、民間事業者へはなかなかこちらからアプローチするのも、ニュータウンの誘致もありますので、そういうお話をいただいたときに、実はこういう土地もあるのだよというようなPRもしていければなというふうに考えております。

まず、議会の皆さん方からの意見もお伺いをしながら、あまり遠くならないうちにこちらについては決着をつけないといけないのかなというふうには考えておりますけれども、具体的にと言われますと、今後町長、副町長とも相談しながら進めていければなというふうに考えております。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 最後ですけれども、そうしますと利活用の決定については、今後詰めていくのでしょうか、遠くならないうちにというのは、まだ具体的にはいつ頃までというのはちょっと分からないですね。何年度までというのは。要するにその売却についても、今後の進捗状況によっていろいろまた変わっていくということで、そうしますとその意見を聞くということですが、その意見を聞くというのは、例えば今年度中、来年度中でもあれですけれども、何か改めて組織か何かつくる予定なのですか。

○亀井伝吉委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭企画財政課長 こちらのその意見を聞く内容につきましては、やはり町のほうでそれなりの案を提示させていただいて、これに対してはいかがでしょうかということになるかと思います。それにつきましては、今年度、また来年度という期限については、今のところちょっと申し上げられない状況でございます。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 今例えば資源化センターについても、以前町民のアンケートを取りましたよね。そういった部分でかなり関心もあると思いますので、なるべく早くいろんな決定を基礎資料をいろいろ出していただいて、町民含めて検討していくのがいいのかと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

市川委員。

○市川初江委員 よろしく願いいたします。主要施策の23ページですか、のまちづくり事業の一番下にありますまちづくり事業でございますけれども、離山の美化事業でございますが、これは海老瀬の小池さんを中心にボランティアの方が努力をして、いろいろと種類も珍しい種類のヒガンバナを植えて、大変きれいに毎年咲くわけでございますけれども、ちょっと山奥ですので、入るときもちょっと私も入りにくいかなというふうに思うのです。でも、一度来た方はまた見に来ようかなというふうに思うと思うのです。町外と板倉町の人とどちらが人数的に多く来ているのか。年間どのぐらいの人がトータルで来ているのか。それと、PRはどのような形でなさっているのか。やはりPRしないと、町外の方は分かりませんので、ぜひ町外の方

にたくさん来ていただきたいなと思うので、ちょっとご説明をお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 離山の来場客数になりますけれども、令和3年度におきましては、397名の方が訪れたという集計になっております。うち板倉町町内から訪れた方は128名ということで、差引きの数字が町外からという数になります。

昨年令和2年度が報告受けた数によりますと、1,200名ほど来場者があったという報告を受けていますので、コロナ等の影響で少し来場客数が減ったということになっています。

○亀井伝吉委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭企画財政課長 離山のPRにつきましては、産業振興課の商工観光係のほうで町のホームページにてPRを行っております。ヒガンバナが咲く時期については、今このような状況ですと、見頃はこの時期になるのでしょうかというようなこと等、今見頃を迎えていますというような形で画像を含めて町のホームページで周知を行っているのが現状でございます。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 町外のほうが多いのかなというふうに思います。令和2年は1,200名、コロナの関係で397名、大分違います。3分の1ぐらいになっていますけれども、外の見学場でございますので、コロナには関係なく、人が呼べるといいなというふうに思うのです。数少ない観光の場でございますので、何かボランティアの方の努力がやはり実っていけば、ボランティアの方もうれしいのではないかなと。もっと力を入れて、もっともっと増やせるようになるのかなと思いますので、PRをホームページだけではなく、何かどのような形かでもっと広くPRできればというふうに思っておりますので、検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭企画財政課長 令和3年度のお越しいただいたお客さんの数がかくんと減ったのですが、実は令和2年はのぼり旗まで立てて町のホームページでも積極的にPRしたという実績がございますが、昨年度についてはそのコロナの時期と本当に重なったということで、協議会の方々からのほうからあまり多く来られるとちょっと責任が持てないということで、PRはちょっと控えてほしいということで、協議会のほうでものぼり旗を立てて誘導するということは自粛をされたようでございます。これも委員おっしゃるとおり、屋外ということですので、今後そのコロナに対する考え方も変わってくるかと思われまので、その辺はまた調整をしながら進めていければと思っています。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 おはようございます。針ヶ谷です。よろしくお願いいたします。

総括でやるかどっちにしようかと思ったのですが、答弁は課長答弁になるかと思うので、ここで聞かせていただきたいのですが、先ほど財政のほうからコロナ対策の交付金の交付がびっくりするほどではないのですが、今回入ってきている。決算の報告の中にも見込額よりも決算額のほうが増えてきているということで、各時期に臨時議会等も開いて通してきたのかなと思うのですが、特に2年度に比

べて3年度のほうがやはりコロナの影響が大きかったので、交付金も大きくなってきたのかなと思うのですが、その都度事業、新規なのかあるいは現状に増額するのかという部分で対応していらっしゃるのだろうとは思いますが、その中でどういうふうな動きになっているのかという部分なのだと思いますが、コロナ対策ということである程度ひもがついているのですが、そのひもも結び目は結構多く取れるようなひもだとは認識しているのです。そうすると、予算立てをした段階で予算が予算内に収まらないということで事業を見合わせているような事業もあるのだと思うのです。予算立てするときに、各課から上がってきた事業に対して予算がつけられないというのがあったりして、そういう部分をその交付金なんかで引き上げたりなんかするような状態もあったのかどうか。3年度分につきまして分かる範囲で教えていただければと思うのですけれども。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 令和3年度のコロナの臨時交付金につきましては、国からの交付額が1億3,400万円程度来ております。それに対しまして、令和3年度10事業を実施いたしまして、6,005万9,000円を充当いたしました。残りの7,414万円につきましては、令和4年度に繰り越したということになっております。その10事業のうち、特に避難所感染予防対策事業とコロナの啓発看板、これはもともと町のPR看板を立ててはどうかという議員さんからの助言、提言もありましたので、それらに基づく事業と。それと、ニュータウンへの移住支援金、この3事業がコロナにあまり関係なく、もともと整備しなければいけなかったものだったものに、臨時交付金を充てられたということになっております。

○亀井伝吉委員長 高際係長。

○高際淳至財政係長 また、それ以外、先ほど財政のほうで説明をさせていただいた地方特例交付金、こちらがまずコロナウイルス感染症対策特別交付金ということで1,670万8,000円、それから普通交付税もやはりコロナの関係ということで国の補正により増額で1億2,000万円程度増えた部分、この部分に関しては、この事業をやらなければいけないというひもづけをされた特定財源ではありません。一般財源という形になります。ただ、交付決定がされたのが12月の後半ということで、それを基に何か事業を当年度中に行うというのはなかなか時間的にも難しいというのもありましたので、その部分は事業化という形ではしていないことになっております。その分積立金のほうが増えたという形になっています。

○亀井伝吉委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭企画財政課長 いわゆるこれがやりたいのだけれども、なかなか予算化できなかったものが交付金によって実現できたということが、やはり大きいのかなと思っています。これ今年度ですけれども、奨学金の返還支援事業を町の単独で600万円一般財源で予定していたところ、県と相談をしたところ、これも対象になるということの方が分かりまして、300万円の増額で900万円を交付金に充てられる。また、各公民館では窓に網戸が設置していなかったのですけれども、やはりその換気という部分で網戸設置についても交付金が充てられるということですので、委員おっしゃるとおり、なかなかこれまでは予算がつけられなかったことが現実的にできているということは大きいかなと思っています。

その前の年度ですと、いわゆる電気自動車のほうも購入できているということで、これは災害時に非常に強い武器になる。あわせまして、電気自動車ですので、職員が出張する際、特に前橋方面には活用しているという状況も生じてございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。なかなか国や県から下りてくるお金で使い勝手のよいお金というのは少ないかなと思うのですけれども、工夫して使っていただいているということで、非常にありがたく思っております。

ただ、4年度も幾らか動いてはおりますけれども、国の財政報道なんかを見ていますと、なかなか苦しい面もあって、若干絞りがみになってきているかなと思いますので、この先はちょっと難しくなってくるのかなと思います。4年度まではまだ幾らか先が見えていない部分もありますが、もう少し対応が出てくるかなと思いますので、同様に工夫をしながら上手に財政のほうを回していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 よろしくをお願いいたします。決算書59ページになります。主要事業概要になりますと24ページになるのですけれども、これに基づいて質問させていただきます。

2款1項6目の12節業務委託について、館野係長の関係になりますよね、お伺いしたいと思います。役場の案内看板なのですけれども、先ほども説明がありました。9万円ということで出されているのですけれども、おそらく国道354号のバイパスかなとは理解するのですけれども、今回のこの9万円で何か所が設置されたのか、お伺いしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 この役場案内看板の9万円になりますけれども、こちらバイパスではなくて、役場から南に行きました旧国道354号のところの中央公民館の入り口信号機、喫茶店みやこがあるところ。あそこに以前からこの新庁舎の開庁時からその信号には北側の部分になりますけれども、役場案内看板を設置しておりました。ただ、この看板は東側から向かってきた場合には、よく確認することができたのですけれども、西側から向かってくる場合に非常に見えにくいというご意見をいただいておりますので、今回はこの西側から向かってきた場合にしっかりと確認ができるようにもう一看板追加をしたというものです。

追加した場所なのですけれども、その信号機付近に立っておりますN T Tの電柱に設置したというものになります。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 といいますのは、今回設置されたその看板も9万円かけて設置をした。1か所。非常にせつかく作るのであれば、もうちょっと見やすい場所にできないのかなということ。というのは、バイパスのほうにも西からと東から進んでいたときにあるのですけれども、東から来たとき、西に向かったときには、要するに4車線の幅員が確保されているところにあると。しかしながら、西から東へ向いたときには、大きな立ち木がある。ハナミズキがあって見えないということなのです。おそらく設置するときには、町も当然ここだということで警察、公安委員会に確認して設置をするのかなということなののですけれども、含めてちよどせつかく立てるのに対しては、ちょっと見づらい場所に立てるなという気がしているのですけれども、それについてはどうでしょうか。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 その看板はおそらくコロナ啓発の看板かなと思うのですけれども、バイパスのセブンイレブンの反対側付近に設置したものかなと、それでよろしいですか。

「立ち木に隠れている」と言う人あり」

○館野雅英企画調整係長 立ち木に隠れて……

○館野雅英企画調整係長 ローソンのほうですか。そのコロナ啓発の看板なのですけれども、あちらのほう
が県が制定しております屋外広告物条例というものがあまして、道路案内以外の野立て看板を立てる場合
には、大きさに応じて道路からある程度バックしなければいけないという細かい規制があります。今回設置
した看板の大きさからいいますと、道路から10メートルほど奥にバックしなければならないという決まりが
ありますので、道路際ではなくて少し奥まったところに設置するような形となりました。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 今回の質問の中で確認したいのは、ただいまセブンのところには信号に、西か、東を見た
ときには右に水郷公園という看板が設置されておる。これは県のほうの看板かなと思うのですけれども、旧
の信号については中央公民館入り口ということで看板が設置されている。それは当然みやこのところには信
号に。ですから、当然やはり立ち木があるときには、このシーズンによっては非常にかぶってしまって見え
ない、確認ができないところにもついているということであれば、せっかく作るのであれば大きさはいずれ
にしても、その範囲内のサイズで信号に取り付けるのがより効果的かなと思うのですけれども、そういう
ことはできないものなのか。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 信号機となりますと、おそらく警察等も含めていろんな調整が必要になってくる
のかなというふうに思っています。信号機のすぐそば、交差点のすぐそばに取り付けることも検討したので
すけれども、そこはやはり道路占用の基準がありまして、交差点、横断歩道、信号機から5メートル以上は
原則離れたところでなければ設置できないという基準がありますので、そういったものを考慮すると、なか
なか一番見やすい場所に最適な場所に設置するというのがちょっと難しい状況にはありました。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 現在取り付けられているのですよね。ですから、サイズを基準内に収めれば、当然申請は
若干日柄はかかったとしたって、設置が可能かなと。それが一番来庁する人にとってはプラスになるから、
要するに分かりいいのかなと思うのですけれども、それを含めてせっかく業務委託ということで9万円とい
うことで今回設置費用がかかっているわけなのですけれども、今後もそういうふうなことを踏まえて来庁者
にやはり分かりやすい看板の設置を望むわけなのですけれども、ぜひお願いしたいと思います。まず、警察なり、
公安委員会なり確認をして、小さくてもいいからあるということが私はよろしいかと思ひます。

○亀井伝吉委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭企画財政課長 承知いたしました。まずは、一番見やすいとなると、委員おっしゃるとおり、信
号機というふうなことがポイントになりそうですので、その辺が可能かどうかについてちょっと研究もして
いきたいと思ひます。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

青木委員。

○青木秀夫委員 主要施策のほうの97ページをちょっと見てもらえると、いいですか。このプライマリーバランスの基礎的財政収支のこの算式なのですけれども、ちょっとお聞きしたいのですけれども、これ。歳出のほうなのだけれども、歳出総額からこの公債費を引いたのが歳出額だというふうにここに記載してあるのですけれども、基金への繰り出し、令和3年度が4億5,000万円を積み立てていますよね。基金の繰り出しというのは、これどういう取扱いになっているの、このプライマリーバランスの中で。高際さん、いいかい。基金に繰り出しというのは、支出は現金出納帳ってこの部分からは出ているけれども、町としては実質は別のところに貯金しているわけだから、支出は支出なのだけれども、実質支出ではないのだよね、移動しているだけだから。こっちの口座から出ているけれども、基金のほうの口座に4億5,000万円積み立てているわけですから、普通このプライマリーバランスで計算するときは、その基金への積立ては支出というような計算しないのではないの。どうなのだろうね。

○亀井伝吉委員長 高際係長。

○高際淳至財政係長 ちょっとすみません。プライマリーバランスの計算については、一応これは国に準じて行っているのですけれども、その中では公債費の償還元金を除くという規定、ルールで行われているということなので、基金積立ての支出の分も計上するような形で計算させていただいています。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 何か基金への積立て、支出から除くのではないのかい、計算上。

○亀井伝吉委員長 高際係長。

○高際淳至財政係長 こちらで確認している限りは、公債残高の関係は除くということで確認はできているのですけれども、基金に関しての積立ての部分については触れられていないので、このような計算でつくらせていただいています。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 国の内容に触れられていないというけれども、実質常識的に考えるとそう思わない。高際さんが自分のうちのたんすに金があったのを銀行に貯金してしまったと。それは支出ではないよね。そうでしょう。あの指摘にあったって。自分のうちにお金が大分たまってきたので、銀行へ持っていったって。では、いいや。現金出納帳でもいいや。自分のうちでつけている人が、金があったので、それを銀行に持っていったり、郵便局へ預けたということは、そのうちの中ではそれは支出ではないのだよね。そうでしょう。お金が移動しただけなのでしょう。外に行ってしまったのではないのだから、自分のうちの預金通帳に移動しただけだから。

私が理解しているのは、それに書いてある。基金に繰り出しとか、積立てとかはプライマリーバランスから除かなくてはならない、支出からは。そうすると、支出が減るわけだよ、これ。例えば55億円の支出になっているのだけれども、4億5,000万円これ引かなくてはならない。そうすると、どういうことになるかをこのエ マイナス キというのは2億3,000万円ではなくて、4億5,000万円を足したような金額がプライマリーバランスとしては黒字になってしまうというふうになるわけです。

これもう一回調べてみて。何となくこういうプライマリーバランスが黒字になるから、大きくするのを抑えようというわけになると、意図的なところがあるのかなと思っているのです。別に黒字になったからといってどうってことはないのだけれども、黒字が大きく出るとこのプライマリーバランスが黒字になったから

って別に問題ないわけだけれども、黒字、黒字というのを何か抑えようと、抑えようという、そういう意図が見えるのだよね。そんなことはない。

○亀井伝吉委員長 高際係長。

○高際淳至財政係長 この算定については、先ほども申したとおり、国のルールでプライマリーバランスを算出していますので、それを町の独自の数字の出し方にしてしまうと、判断基準が変わってしまうと思いますので……

「そんなことないよ」と言う人あり

○高際淳至財政係長 黒字を隠そうとか、そういう意図は全くないので。

○亀井伝吉委員長 青木委員に申し上げます。

最後まで回答を聞いてください。

○高際淳至財政係長 一定のルールで基準で国のルールで算出しているものなので、それを町の基金の積立てが多いから、それはマイナスするべきだとか、そういう違うやり方で出してしまうと、一定の基準とは外れた数字が出てしまうので、それはもう一度確認はさせていただきますけれども、国のルールでつくったプライマリーバランスの数字がこれであると。また、そこに黒字の額を減らして見せようとか、そういった意図は全くありません。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 いや、その基金に積み立てるというのは、支出ではないのだって、それは。いろんな、この中にも書いてある。俺見て覚えたのでは、それは支出から除くのだと。国が決めているなんて、そんなことを言っているけれども、そういう解説もあるのだ。だって、常識的に考えたってそうでしょう。基金に移動しただけなのだから。それが対外的には支出していないわけだから。だから、それは会計上この支出からは除いて計算するのだよと。そうすると、収入から支出すると、この残高が差額が増えていってしまうのだよ、これ。プライマリーバランスからいくと。町全体というか、会計上別にそれが増えたからとか減ったからって全体は変わらないわけだ。別に増えたって減ったって、数字上の問題だから。こっちへ行って、ある金がかっちにある計算をするのだから、違いだけなのだけれども、ちょっとこのマジックみたいなので、出したらかしくなってしまうので、プライマリーバランスが増えたからってどうってことないのだよ。

だけれども、こういうふうになんて出すのかなと私は思っているわけだ。だって、常識で考えたって、素人が考えたって、そうでしょうに。自分のところにある金を銀行に預けたのは支出ではないでしょう。高際さんが自分のうちにあるお金を、ちょっと余ったので、銀行に持っていったと、それは支出ではないでしょう。プラ・マイ・ゼロなのだから。ただ、場所が変わっただけなの。だから、私が言っている、こんなこと。この59億円の中には支出の中に4億5,000万円が入っているわけだ。だから、本当はその支出からそれを除いたものが実質支出、この帳簿上はなるのではないのかいと言っているのだ。伊藤課長、分かるだろう、意味は。だから、そういうふうにしてやるのではないのでしょうかねと私はそういうふう理解しているのだけれども、もう一回分からなければ調べてみて。別に中身は変わらないのだから。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

今村委員。

○**今村好市委員** 決算書の38ページ、39ページの今青木さんの話とも多少関連はあるのですが、財政調整基金の繰入れが先ほどの説明だと町税が約2億円予算と収入済額と比較をして2億円増えていると。地方交付税が約2億円増えている。そのうちの1億2,000万円についてはコロナ関連ということで、収入済額と比較をしても4億円以上、やはりこの2つで4億円ぐらい増えているということなので、当初予算のときに予算を組むときに収入より歳出のほうが超過をするということで、多分基金から繰入れをして予算を編成したのだと思うのですが、ここに来てこれを繰入金をゼロに、全くゼロというのは、ここおそらく二、三年のうちに基金繰入金を使わなかったということはないと思うのです。そういう実態が今まではあったのかどうか。私の記憶ではないような気がするのですよね。その辺まずお願いしたいと思います。

○**亀井伝吉委員長** 高際係長。

○**高際淳至財政係長** ご指摘のとおり、ここ数年では基金繰入れが全くなくて、基金積立てのみというような事象はないと思います。なかったです。

○**亀井伝吉委員長** 今村委員。

○**今村好市委員** そうしますと、当初予算を組んだときの予算編成の精度といいましょうか、これが非常に疑われるということなのですか。突発的に入ってきた収入が多くて基金を崩さなくても済んだということは結構な話なのですか。町税だとか地方交付税というのは、算出根拠が非常に細かくされていて、そんなにずれるということはある得ないのだと思うのです。おそらく今までの行政の財政運営について、そんなに狂ってしまったということは、私はないと思うのですが、今回で言えばせいぜいコロナ対策で地方交付税が1億2,000万円増えてきたよというのが誤算というか、いい誤算かもしれませんが、でも全く基金を使わずに予算が執行された、決算ができたというのは、これいいのか悪いのかよく分からないのですが、当初予算のときの精度といいましょうか、その辺を疑わざるを得ない。

聞きますけれども、当初予算のときに収入予定額と歳出予定額、いわゆる各課から要望があった歳出の額、この各課から要望があったということは、逆を言えば町民からどうしてもやってほしいというものを含んでいると思いますので、この超過額というのは、今回のこの令和3年度ですか、の超過額というのは大体概算どれぐらいありましたか。

○**亀井伝吉委員長** 伊藤課長。

○**伊藤良昭企画財政課長** 超過額というのは、もう一度。

○**今村好市委員** 歳入が決まって、おそらく算出しますよね。歳入に応じた歳出を組むわけですが、予算というのは大体。そうですね。ところが、各課から予算要望を上げてきますよね、当初予算。そのときの超過額、歳入と歳出の超過額。おそらく5億円や10億円は出ているのだと思うのです。

○**亀井伝吉委員長** 高際係長。

○**高際淳至財政係長** 先ほどのお話で、こちらのほうで予算を編成させていただく際の歳出要望と歳入との差額というのが、決算書38ページで基金繰入れということで財政調整基金4億4,300万円繰入れということで見込んで当初予算は計上させていただいております。ここが差額になる部分であると考えています。

○**今村好市委員** それは財政担当課が切るでしょうに。予算ヒアリングをやって。

[何事か言う人あり]

○**今村好市委員** 財政ヒアリングをやるでしょう、各課の。それで集計を出していないの。普通だったらば、

10億円ぐらいは、6億円か7億円ぐらいは最低でも超過していると思うのです。その超過額を薄めるために、政策的に基金を繰り入れて調整しているのでしょう。

○亀井伝吉委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭企画財政課長 一番最初の各課からの要望額では、やはり5億円の差が支出のほうで多く要望されている状況でございます。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうすると、5億円だと4億幾ら、約4億円を基金から繰り入れているから、対応できなかった事業なり、要望額というのは1億円ぐらい。そんなことはないでしょう。

○亀井伝吉委員長 高際係長。

○高際淳至財政係長 ここ2年程度、自分のほうが予算ヒアリングさせていただいておりますけれども、上がってくる額が大幅絞られて上がっていますので、1億円程度の差額で切った分になるかと思っています。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 1億円ぐらいしか切らなかったのですね、予算編成上。それならこれだけ基金に入れて4億円も基金に戻してゼロにしているのですから、その1億円の切った部分については、途中でもいいから補正か何かでやって救ってやればいいのではないですか。いつ分かったのですか、この4億円というのは。もう決算にならなくては分からなかった。税なんていうのは分かるでしょうね。毎年税については言っているけれども、乖離がでか過ぎるって。

○亀井伝吉委員長 高際係長。

○高際淳至財政係長 税については財政係としても12月補正、それから3月補正の段階で乖離がある場合には、補正により追加等を行ってもらいたいというお話はさせていただいているところです。税については、12月の段階で追加の収入追加という形で上げておりますけれども、それよりも多く入っているという状況なのは確かでございます。また、各種交付金については、入金判明、交付決定、12月以降のものになりますので、そこからの事業実施というのはなかなか難しいものと考えております。

○亀井伝吉委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭企画財政課長 今村委員が冒頭にそれをやはり税の見込みが甘かったのではないかというお話がありました。決算書の12ページ、13ページを御覧いただきますと、一番上に町税がございます。決算書の12ページ、13ページです。当初予算で19億2,300万円という数字で、補正を1億円ほどさせていただきまして、予算現額が20億3,100万円というのが予算現額です。実際の収入済額については、22億2,579万2,000円というふうになっております。こちらのいわゆる収入済額については、2年度の決算額21億8,600万円から約4,000万円増えています。まず、町税が約4,000万円増えています。町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、いずれも2年度決算に比較しますと増額となっております。しかしながら、当初予算を計上した段階では、令和2年の当初予算よりも低く今回は当初予算を計上していると。最初のその誤りといいますか、当初予算を組んだときに令和2年度よりも税収が低くなるのではないかというふうに見込んだところですが、決算にいたしますと令和2年度よりも税収は伸びた、全ての税目で伸びたという現象が起きています。町民税については町民法人税、こちらが予想よりも多く入ってきました。あわせて、固定資産税については、これまで非課税だった土地について、課税対象といたしまして、5年間遡って課税したということで、

固定資産税については単年度なのですけれども、それだけで約5,000万円ほどの収入も入ってはいるのですけれども、町税については当初予算を2年度よりも少なく見積もったにもかかわらず、2年度決算よりも実際には増えたということが1つ甘かったと言えば甘かったのかもしれない。

それと、交付税についても、12月に1億2,000万円ほど追加の交付もあったということが、今回の決算には影響しているのではないかなというふうに考えてはございます。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 固定資産税の課税対象が増えたとか、法人町民税が増えたとかというのは、多少分かるのですけれども、固定資産税なんていうのはそんなに見込みが変わるという話ではないと思うのです。遡って課税をすとかしないとかなんていうのは、それは課税の時点でもう分かっている話なので、それは増える要素としてはもうカウントできるのではないかなと。途中で変わったわけではないでしょう。

「途中で変わった」と言う人あり

○今村好市委員 途中で。ああ、そうなの。では、それはしょうがないよね。いずれにしても、ちょっとその辺をもう一度やはりきちんと、特に収入の見込みというのを専門職ですから、行政の予算ですから、そんなに前年の決算と大きく変わるということはある得ないのですよね。だから、その辺の見込み違いとか、経済の動向が変わってしまって税収が増減したとかというのは、それは多少はあるのでしょうけれども、2億円も3億円もあるわけないのだ、板倉の規模の予算で。

それが分かった時点で、例えば12月なのか、9月なのか分かりませんが、収入増が分かった時点で、やはりそのできなかった事業、それは年数が足りないよと、あと半年だとかではできないよという事業はいいのですけれども、その要望が上がってきた事業でもすぐ場合によっては予算をつければやれるという事業もあると思うのです。そういうものはやはり政策としてきちんと町民要望ですから救ってやるという予算編成というか、予算の運用の仕方、これ考えたほうがいいと思うのです。

切るだけが財政係の仕事ではないのです。使ってもらって町民のために役に立つというお金の使い方、こういうものが常に頭にないと、今までの財政担当というのは、もう予算が上がってきたものをいかに切るかという、そういう手法で財政を組み立ててきたのです、予算を。でも、多少多く入ってきたらば、それをうまく使って町民の要望に応えと、これはやはり財政の大きな仕事でしょう。町財政運営の基本です。それをしていないよね、そういうことを。切るのが財政の仕事だと、間違いです。その辺も含めて歳入の見込みをするときにはきっちり見込む。もう当初予算どうしてもこれしか組めないよというがあるので、それはそれでいいと思う。今回みたいにせつかく4億円も基金を繰り入れて、それは基金を繰り入れるということは、財政運営上4億円基金を繰り入れてもやっていけるということで基金を繰り入れているのですから、繰り出しているのですから、それをもう当然予算が議決しているのだから、使ってもいいのです、必要以上に残さなくても。やる仕事がないのならいいのですけれども、やる仕事はいっぱいあると思うのです。そういうやはり感覚というか、見方で物事を判断してもらわないと困るのかなというふうな気がしますので、次年度以降についてはぜひそういう方向で物を考えてほしいと思います。どうですか、課長。

○亀井伝吉委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭企画財政課長 今村委員からは、毎年のようにご指摘をいただいているというふうに記憶してございます。今回改めまして決算書の8ページ、9ページを御覧いただきますと、歳入総額から歳出の総額、

そちらの差引残額ですけれども、8億8,400万円という結果になりました。こちらについては、先ほど説明をさせていただきましたとおり、固定資産税が予想以上に収入となったと。あわせて、地方交付税、12月の追加分ということが大きな要因でもあるのですけれども、昨年の7億円から比較しても、こちらのほうが差引残額のほうが増えている状況です。

これまでも説明させていただきましたけれども、収入については大体95%、支出についてはやはり5%ちょっと多めというのでしょうか、プラスマイナス10%、60億円であれば6億円、50億円であれば5億円というところがやはり差が出てくるのかなと思いますけれども、今回8億8,000万円という結果になりましたので、例えば収入のほうを1%厳しくないし歳出のほうは1%ちょっときつめにというような形であれば、この差もなくなってくるのかなというふうにも考えてございます。

それと、いわゆるその差引残額については、近隣の自治体と比べますと、やはり多めになっています。しかし、単年度で増えたとか、単年度で減ったとかではなくて、ずっと6億円、7億円、6億円というような経緯がありますので、平らにならずと同じぐらいの支出は事業はできているのかなというふうに考えてございます。

それと、いわゆる財政の予算事業等の執行管理に関しましては、やはり企画財政課のほうを担当している部分でございます。もうこの決算の後、既に来年度の当初予算の編成の準備もしなければなりません。それと、時期的には12月にはやはり予算が足りないだとか、多いだとかという形で補正の審査も行っています。来年度の当初予算のヒアリングの際には、現状、今年できなかった事業がどのぐらいあるのか、またできないのがどれだけ予算があれば、今年度もしかして取り組めるのかというようなことについても、各課からヒアリングを行いまして、企画財政課として健全な財政運営ができますように努めてまいりたいと、今そんなふう感じております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 伊藤課長、これ8億8,400万円差引残額があるのですけれども、実質的量が先ほどの4億幾ら出していないのだから、実際は十二、三億円残っているということですよ。

「そういうことだよ」と言う人あり]

○今村好市委員 ね。

「移動しただけだから」と言う人あり]

○今村好市委員 だから、その中で今度は基金にまたここから積立てをするわけでしょう。だから、基金を出さずに増えていくという話です、要は。だから、健全財政はいいのだけれども、健全過ぎる財政はやはり駄目だよ。それが企画財政の仕事だと思っていれば間違いだよ。いかにお金を有効に使って、有意義に使って、町民のためになるかというのが企画財政の役割、仕事なので、切り詰め、切り詰めて自分の金ならいいけれども、やはり町民が納めている税金ですから、これを有効に使うのが当たり前の話なのです。ぜひお願いします。貯金だけが有効ではないですから。

○亀井伝吉委員長 時間も参りましたので、以上で企画財政課関係の審査を終了いたします。

慎重なご審査、大変ありがとうございました。

休憩いたします。

休 憩 (午前10時28分)

再 開 (午前10時50分)

○亀井伝吉委員長 再開いたします。

住民環境課関係の審査を行います。

住民環境課からの説明をお願いいたします。

○川田 亨住民環境課長 いつもお世話になります。住民環境課です。

住民環境課では2つの係がありまして、それぞれ戸籍年金係、続けて環境下水道係と係長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 斉藤係長。

○斉藤康裕戸籍年金係長 戸籍年金係の斉藤です。よろしくお願いいたします。それでは、令和3年度に実施いたしました戸籍年金係の事業につきまして説明させていただきます。

主な歳入につきまして、決算書22、23ページを御覧ください。2項1目1節の戸籍住民基本台帳証明閲覧交付手数料ですが、窓口申請、郵送請求の戸籍、除籍、住民票、印鑑証明などの交付手数料として総額541万400円となっております。内訳につきましては、備考欄のとおりとなっております。

続きまして、26、27ページを御覧ください。2項1目2節の戸籍住民基本台帳費補助金ですが、個人番号カード交付に対する事業費と事務費の補助金となっております。マイナポイント事業費補助金につきましては、マイナンバーカードを取得された方へのポイント付与のサポートに対する補助金となっております。繰越事業の戸籍情報システム改修補助金、戸籍付票関連システム改修補助金につきましては、委託契約業者の都合により、令和2年度の事業が令和3年度に一部改修作業が繰越しとなったためのものとなっております。

続きまして、主な歳出ですが、63ページを御覧ください。上から5つ目の二重丸、法律相談事業としまして、業務委託料33万円となっております。内容としましては、群馬弁護士会と弁護士の派遣契約を締結し、毎月第2火曜日の午後1時から4時までの派遣で、年間12回の開催となっております。令和3年度においては、38件の相談件数となっております。相談内容につきましては、相続に関する相談が17件と最も多く、次いで土地家屋が6件、金銭、離婚に関する相談がそれぞれ4件ずつとなっております。

続きまして、73ページ、一番下の二重丸を御覧ください。戸籍整備事務としまして、787万2,119円となっております。主なものとしましては、75ページ、戸籍システムの保守委託料、賃貸借料、使用料となっております。金額につきましてはほぼ前年と同額となっております。

その下の二重丸、住民基本台帳事務としまして、367万5,114円となっております。主なものとしまして、住基ネット機器の保守委託料、住基ネット機器使用料となっております。

下から3番目の二重丸、個人番号カード交付事務としまして、472万5,793円となっております。主なものとしまして、18節の個人番号カード関連事務の委任に係る交付金467万8,200円となっております。こちらにつきましては、国から補助を受けたものをほぼそのまま地方公共団体情報システム機構に支払っているものです。

一番下の二重丸、繰越しの戸籍整備事務としまして、改修委託料の642万4,000円となっております。改修内容としましては、国が令和5年度までの完了を目標に行おうとしている戸籍情報連携システムの改修で、住民基本台帳と戸籍をマイナンバーを使ってひもづけをするための改修となっております。

97ページ、一番下の二重丸を御覧ください。国民年金事務事業としまして、28万6,588円となっております。主なものとしまして、システム改修委託料27万5,000円となっております、改修の内容につきましては、令和2年度の税制改正により独り親控除が創設され、寡婦控除等の対象範囲の見直しが行われたことに伴うシステムの改修となっております。

続きまして、105ページ、下から3つ目の二重丸を御覧ください。火葬費補助事業1,152万円となっております。令和3年度においては、192件の補助金の交付となっております。斎場別内訳としましては、館林の斎場が191件、そのほか東京の斎場が1件となっております。

戸籍年金系の事業につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 環境下水道係の寺崎です。よろしくお願いいたします。事務事業では大変お世話になりました。

環境下水道係としましては、一般会計及び下水道事業特別会計がございますので、まず一般会計の歳入歳出について説明をさせていただきまして、続いて下水道事業の特別会計の歳入歳出について説明をさせていただきたいと思っております。いずれも主立った事業を中心に説明していきます。

まず、一般会計の歳入歳出について説明をさせていただきます。決算書24ページ、25ページを御覧ください。14款2項2目の衛生手数料でございます。25ページ上段、畜犬登録料及び狂犬病注射手数料でございます。決算額は64万9,850円となりました。

続いて、28、29ページを御覧ください。15款2項3目の衛生費国庫補助金でございます。29ページ一番上になります浄化槽設置整備事業費交付金でございます。決算額89万3,000円となりました。こちらについては、国庫補助金となっております。増額の要因については、設置基数に対しまして、以前お話をしたかと思うのですが、調整額というものがございまして、その調整された額が交付されたことによって一応増額というふうになってございます。

次に、32、33ページを御覧ください。16款2項3目の衛生費県補助金でございます。33ページ中段、浄化槽設置整備事業費交付金でございます。決算額168万2,000円となりました。こちらにつきましては、県の補助金になってございます。減額の要因としますと、こちらは先ほど申し上げました国庫補助金と異なりまして、年間の調整額というものがございませんで、設置基数に比例した補助金が交付されたということで、設置基数が減少しているために補助額が減額というふうになったというふうになってございます。

次に、42、43ページを御覧ください。21款5項3目の雑入になります。43ページ一番下、資源ごみ売上代でございます。決算額155万2,716円となりました。増額の要因は、資源ごみの処理量の増加というふうになってございます。

以上が歳入になります。

続いて、歳出になります。66、67ページを御覧ください。2款1項14目の環境保全費でございます。67ページ上から3つ目、河川・湖沼水質検査事業でございます。決算額79万9,430円となりました。

次に、最後の二重丸、外来生物対策事業でございます。決算額231万1,988円となっております。こちらにつきましては、被害木の増加が伴いましたことによりまして、薬剤や消耗品等増加購入したことによる増額というふうに一応なってございます。また、こちらの事業については、群馬県の緑の県民基金を活用し、

事業費の2分の1の補助を受けているものというふうになってございます。

続いて、104、105ページを御覧ください。4款1項3目の環境衛生費でございます。105ページ一番下二重丸、浄化槽エコ補助金でございます。決算額90万円となりました。

続いて、106、107ページを御覧ください。4款2項1目の清掃総務費でございます。107ページ一番下二重丸、ごみステーションの管理と集団回収事業でございます。決算額224万9,553円となりました。

続いて、108、109ページを御覧ください。4款2項2目の塵芥処理費でございます。109ページ上から3つ目二重丸、ごみ処理委託事業でございます。決算額1,498万2,066円となりました。

次に、その下、一般廃棄物の収集運搬事業でございます。決算額6,527万7,167円となっております。

以上が一般会計の歳入歳出の決算となります。

続いて、板倉町下水道事業の特別会計の決算についてご説明をしていきたいと思えます。決算書のちょっと後ろのほうになるのですけれども、緑色の表紙の一番最後の部分になってございます。8ページ、9ページを御覧ください。歳入の内訳になります。1款使用料及び手数料でございます。こちらは、下水道使用料が主なものでございまして、決算額7,296万9,228円となっております。前年度と比べますと64万8,561円の減額となりました。要因は、下水道使用料が減少したことによるものです。

次に、一番下、4款繰入金でございます。一般会計からの繰入金ですが、決算額1億524万円となりました。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。5款繰越金でございます。決算額2,348万6,799円となりました。

最後に、7款町債になります。決算額620万円となりました。こちらにつきましては、前年度と比べますと520万円の増額となっております。公営企業会計の移行業務に係ります事業費の起債分となっております。前年度から事業着手をしておるのですけれども、令和3年度におきましては業務の内容が増加したことに伴いまして、増額になっているというふうになってございます。

以上、歳入総額2億1,021万8,477円となり、前年度と比べますと1,279万6,415円の増額となっております。

続いて、歳出に移ります。ページをめくっていただきまして、12、13ページを御覧ください。1款下水道費でございます。こちらにつきましては、職員の人件費、各種業務委託等によりまして、環境下水道係に関係するところでございましては、下水道使用料の徴収事務委託料、公営企業会計の適用事業であります公営企業会計移行支援業務の委託料、その他消費税の納付等となっております。決算額では2,805万2,094円となりました。

次に、14ページ、15ページを御覧ください。2款公債費でございます。地方債償還金の元金、利子を合わせた9,809万430円となり、前年度とほぼ同額となっております。

以上、歳出総額1億9,034万6,709円となり、前年度と比較しますと1,641万1,446円の増額となっております。

以上、雑駁な説明でしたが、一般会計、下水道の事業特別会計の説明を終わりにします。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

黒野委員。

○黒野一郎委員 先ほど斉藤さんから説明のあった不幸の話で、亡くなった方が何人と言っていましたっけ。

○亀井伝吉委員長 斉藤係長。

○斉藤康裕戸籍年金係長 今黒野委員様のご質問で、亡くなった方の数ということでよろしいでしょうか。

先ほど火葬のほうの補助金は122件ということだったのですけれども……

[何事か言う人あり]

○斉藤康裕戸籍年金係長 192件、火葬のほうの補助が。亡くなった方、死亡された方というのが、令和3年度は202人です。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 館林の斎場を使った方が。

○亀井伝吉委員長 斉藤係長。

○斉藤康裕戸籍年金係長 館林の斎場を使われた方が191件ですね。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 1件だけ違うのですね。

○亀井伝吉委員長 斉藤係長。

○斉藤康裕戸籍年金係長 1件だけ東京の斎場をお使いになられております。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 そちらはどのくらいおつけしている、斎場費は。

○斉藤康裕戸籍年金係長 斎場の費用なのですけれども、館林は6万円なのですが、東京のほうはそれ以上の金額なのですけれども、補助額というのが最高6万円となっておりますので、6万円で打切りで補助を出しております。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 先ほど課長がこちらを見ると192名ですけれども、今言った202名、その差は10名。その辺はそれはどこかで何かしてきたとか、何かやってきたのか、マル秘でやったとか、それはもらいに来ないのかな。要らないということで。そういう家族がいいですよ、家族が負担するから町のほうはいいですよという方が10名なのか、その辺は。

○亀井伝吉委員長 斉藤係長。

○斉藤康裕戸籍年金係長 あくまで亡くなられた方というのは、令和3年度中に亡くなられた方が202名、こちらの補助金の申請というのは、令和3年度中に申請があった方の数ということで、例えば令和3年度の年度末、3月の末ぐらいにお亡くなりになられて、その後火葬費の補助金の申請を年度越えの4月に入ってしまった方というのは、令和4年度のカウントになりますので、その辺がちょっと誤差が生じております。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 3月は4月、5月になってしまう、カウントが。翌年になってしまいますね。3月末でなくても、3月の初め頃は。そういうことなのですね、支払いの関係ではなく。その辺は申請は、だから支払いの関係なので、4月以降になってしまう。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕戸籍年金係長 あくまで火葬費の補助金は申請日をもって、その年度で支出させていただいておりますので、例えば亡くなられたのが令和２年度中であっても、令和３年度に申請されれば、令和３年度の補助金としてカウントされます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 いいです。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

延山委員。

○延山宗一委員 よろしく願いいたします。決算書の109ページになります。資源化センターの管理事業について伺いたいと思います。

これについては、毎年管理事業という事業にお金がかかっていますよね。年々、年々管理費も上がっていると、かかっているということで、昨年３年については83万2,000円。そして、今度水道光熱が106万8,000円、水道光熱がかかっているということです。もう資源化センターを利用しない。ただ、維持もしなければならぬという公共施設として利用するまでというふうなことも考えているのかなと思うのです。年々その維持するためには費用がかかっていると。この資料を見ると、修繕に48万円、点検を委託するのに18万円、いろんな枝を切ることはあるのですけれども、これは木の植栽がありますので、これはしょうがないのですけれども、非常にかかってくるなと。毎年毎年修繕なり、委託をするそのものという金額がかかってきているのですけれども、それについてやはりずっと払い続けなければならないのかなという気もするのですけれども、今後のこの対応について、この資源化センターの、環境課からするとどういうふうに考えていますか。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 資源化センターのほうなのですけれども、今ごみの処理はもう29年度以降は行っておりませんし、常駐はしてはおりませんけれども、今のその利用の状況としますと、まずは環境のほう、私どものほうで資源ごみのストック的なものを置いたり、不法投棄のごみの分別にストック的に置いたりというような利用を一応させてもらったり、あとは都市建設課のほうで重機の格納ですか、とか資材を置いている、あと総務課のバスや、いろんな関係する各課で利用している状況でございます。常駐はしておりません。

ただ、まずこの資源化センターの修繕ということで、令和３年度今回の決算で上げております48万何がしという部分につきましては、あそこは消防設備があります。いわゆる消防法に基づくものでございまして、まず貯水槽の設置がされておることと、あと消火器、消火栓の設置がされている。この消火器等の関係というのも消防施設は年に１度は定期検査をなさいということで、２回の一応検査をやっている。そこに資源化センターのほうの消火栓というホースがついているものが外側についているものもあるのですけれども、その消火栓の劣化がもう耐用年数を過ぎていているというところで、新しく交換をする必要があるということで、令和３年度についてはそちらを一応交換させてもらったということで、こちらの金額、修繕費というふうに残っているのですけれども、先ほど申し上げましたように、いろんな各課で利用しており、跡地が決まる以上、前は我々が一応管理をしていくというようなことになっておりますので、いつ何どき、どうい

う状況になろうということでも、センターの管理、枝切りをしたり、落ち葉を拾ったり、あるいはシャッターとか建屋のちょっとした補修とか、そういうのは自らやらせてはいただいているのですけれども、かかる費用については常駐していないので、そういう消防法に基づく消火栓だとか、そういうのはいいのではないかなというふうにも思うのですけれども、そういったところを消防署の本署のほうにも一応確認を取ったりしたりはしているのですけれども、やはり常駐をしていなくても人の出入りがあるということと、当然シャッターを使ったり、電気を使っていますから、電気が通電しているということ、その2つの要件があると、やはり人がいなくても消防に関わるやはりそういう点検というものは義務づけられているというようなところなので、こういう各点検というのは今後も少なからず続けざるを得ないのかなというふうには考えております。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 説明によると、町のバスを置いたり、またストック場として利用したり、せっかく建物だからこれは当然利用して、それはいいのですけれども、やはり費用のかかる建物、箱物はある程度のものは撤去していかないと、ただずっとあるがままに置いておくということは、当然電気料でも100万円もかかると。そのほか維持でも80万幾らかかるといふ、非常に高額なものが毎年毎年失われていくのかなと思うのです。ですから、最低限必要な消防の点検なりなんなりに、そういうものからこうして置かなくてはならない。それを置かなくてもいいような状況もまたつくっていかなくてはならないのかな、お金がかかるものは。バスの駐車場なんかは何もかからないわけ。青空でなく屋根の下だったらまだいいなというようなことであれば、電気もかからないし、修繕もそうはかからないだろうし、もう一回再度見直しして、やはり省けるものは省くような資源化センターの在り方を考えていかなければならないのかなと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 おっしゃるとおりでございます。当然もう人がいない、住んでいないところなのでということもよく認識はしているのですけれども、まず今後の跡地をどうしていくかというようなところもあるのですけれども、我々環境下水道係とすると、先ほどこよつと説明させていただいたように、不法投棄のものをそこに取りあえず持ってきて、我々職員で分別をして、ある程度たまったら業者に搬出して処分をする。資源ごみもある程度たまったら業者に搬出するというやり方をやっています。そこに資源化センターに置かないようなやり方というものもあるのはあります。ただ、そうした場合に、やはりお金が今以上にかかってきますので、それはどういうことかと申しますと、不法投棄を一つ例にして申し上げますと、例えば道路にコンクリートとか不法投棄された。今は我々職員、町有地であればの話なのですけれども、我々職員が出向いて、そのごみを回収をして、資源化センターに運び込み、燃えるごみ、燃えないごみ、いろんなものが不法投棄は混在していますから、それを手選別をまず我々職員でやります。基本的には昔は産業廃棄物という形でくくりで処理ができたのですけれども、時代はもう移り変わっていて、やはり産業廃棄物の処理をする業者もきちんと分別をしていないと受け入れないという今はそういう方向になっているのです。ですので、収集運搬も町も委託していますけれども、収集運搬業者の出入りができなくなる。ごみの発生する責任というのは、排出者責任というのは町に当然あるわけですから、収集運搬業者も搬入、仕事ができなくなるという、困るところもありますし、町もそういういいかげんなものを処理を出しているのかと

いうところもありますので、きちんとそういう分別を我々がやった後に収集運搬業者へ委託をして、処分にそれぞれ持って行って処理をしているという、早く言えば手間をかけているわけです。その手間がかかるので、キロ当たりの処理単価というのがかなり抑えられております。産業廃棄物については、キロ約90円ぐらいで委託処理、収集運搬も込み、行っているのですけれども、それは我々が分別をしてきちんと分けてからであれば90円。ただ、混在していると業者はもう誰も受け入れてくれない。そうすると、いやいや、そんなことを言っても頼むよと、受けてよとお願いしたところ、今度は受けようとする業者が手選別を今度していくわけになります。そうすると、運搬業者、運搬に加えて、選別料も加える。処分料になるという、その金額が今我々が苦勞してやっている90円で抑えているものが、それが100円になるのか、200円になるのかという当然高くはなってくるので、やはり費用対効果というところを考えると、その辺もちょっと難しいところもあるのかなというようにもなっております。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 係長への理解はできます。非常に今現在の1市2町の公共ごみ処理のあそこはリサイクルとして活用していますよね。そうすると、若干の手狭だということも分かるわけなのですが、それでそのように1市2町の広域のほうにも利用するのであれば、貸しますよというような意味で、少しでも支出が少ないような対応を、そして無駄なものは省くような対応を今後とも検討していただければなと思うのですが、よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 十分その辺肝に銘じて検討していきたいと思っております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 針ヶ谷です。よろしくお願いいたします。

決算書75ページ、個人番号カード交付事務に係るものなのですが、国の事業の委託業務に近い業務かなと思っているのですが、大体国からの補助金で賄えているのか、あるいは町から持ち出す部分が幾らかでもあるのかという部分がまず1点目。

今国も必死になって、マイナポイントを増額しながらマイナンバーカード、カード自身を作る施策を取っているのだと思うのですが、前年度に比べて大分力が入っていると思うのですが、2年度と比べて3年度増えたのかどうかという部分。

それと、3点目なのですが、もう随分マイナンバーカードの交付が決まったときに、番号カード、マイナンバーカード、番号カードという通知カードですよ、通知カードが各家庭に各個人の番号が送付されていると思います。あれから随分、2年か3年ぐらい時間がたっているのだと思うのです。それで、行政も含めていろんな手続でお金絡むと、今マイナンバー番号の申請義務みたいな感じで、マイナンバーを書き込むような作業があるのですが、マイナンバーカードに作り替えている人は意識が高いというか、問題ないのですが、そのまま通知カード、通知票で持っている人たちがどこに行ったか分からない。いざ書き込みなさいと言われても、番号がどこにあるか分からないので、書き込みできないのだけれどもというようなお話を伺うようになってきました。

そうした場合に、どういうふうになればそれが解決できるかという部分の方策、課のほうでお持ちであれば教えていただければということで、以上3点お願いします。

○亀井伝吉委員長 斉藤係長。

○斉藤康裕戸籍年金係長 まず、1点目のご質問なのですけれども、国から補助金のほうが全額出るのかということで、まずこちらの個人番号のほうの中で、個人番号カード事務費に係る交付金、これというのは、実際は本来であれば国から直接機構のJ-L I Sというところに支払うべき金額、お金なのですけれども、ここでちょっと面倒くさいといえますか、ちょっと厄介なもので、一度町を経由して、直接そのままJ-L I Sのほうに支払うということで、町のこれは持ち出しとかそういったものは全くなく、ただ横流ししているような感じです。

それと、ちょっと歳入のほうを見ていただきますと、27ページ、今お話ししたのが一番上の個人番号カード交付事業費補助金、それがJ-L I Sのほうに直接行ってしまうというものです。その下の個人番号カード交付事務費補助金、これがマイナンバーカードを交付するに当たりましての国からの補助金ということで、こればぼうちの会計年度職員の人件費を充てさせていただいております。その他、消耗品だとか、そういったもの、交付に係る事務についてのかかった経費、それもそっくりほぼそのまま国のほうに請求しまして、いただいております。

その下のマイナポイントの事業費補助金ですか、こちらがカードを作った後にマイナポイント、今2万円上限付与できますよという説明とかさせてもらっているやつなのですけれども、それに関しても会計年度任用職員の人件費、それとそれに伴う経費ということで、ほぼ100%国のほうに請求していきまして、こちらいただいております。

続きまして、1発目の質問のマイナンバーカードを作っている方が増えたかということなのですけれども、やはり国のほうでそういったポイントのキャンペーン、そういったものを始めたということで、比較的。2年度のときも年度末にそういったものがありまして、一時期増えたのです。それが令和3年の5月末までに申請した人に限って5,000ポイント、まずはいただけるということで、そのときは結構な交付の申請がございました。その後うちばになりまして、また今になりまして、国のほうがそれプラス保険証、それと銀行受取口座ですか、のひもづけということでプラスさらに1万5,000ポイントを上乘せして、最大2万ポイントいただけるという今キャンペーンをやっておりまして、そのためのマイナンバーカードの申請の期限が今月9月末までの申請ということですので、今かなりの申請、交付が来ております。ちなみに昨日1日だけでお客様が来られたので、申請と交付25名ほど来客がございました。プラスマイナポイントのひもづけ作業、そちらのほう12名ほど昨日来られていきまして、結構窓口のほうが今の状況でいっぱいいっぱいということでやらせていただいております。

続きまして、3点目の質問なのですけれども、通知カード、これにつきましては、大体5年ぐらい前に各個人に、紙でできた通知カードということで配布のほうをさせていただいたと思うのですけれども、それにつきましては、今現在もう例えばなくしてしまったとか、毀損してしまったとかいう方に対しても、再発行はいたしておりません。全てもうマイナンバーカードに移行していただきたいということで、こちらといたしましてはカードを申請してくださいということで推し進めさせていただいております。

どうしてもマイナンバーカードは作らないのですけれども、自分のマイナンバーカードの番号を知りたいという方につきましては、口頭では本人であってもちょっとお教えできませんので、住民票をお取りいただきまして、その住民票にマイナンバー入りの住民票の申請をしていただいておりますお渡し、300円という手数料が

かかってしまうのですけれども、お渡しさせていただいているのが現状でございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。では、個人番号カードの発行事務は、大体会計年度職員さんが当たってくれていて、その人件費も含めて全て国庫から出ているので、町から負担している分はないのだという認識でよろしいのかなと思います。

それと、発行数については、ポイントの効果があって増えているのだらうということですが、これはあれなのですか、今パソコン等で自己申請して、受け取りも自分のところでいうのができている状態だと思うのですけれども、そういった加入総数とかというのは町のほうに報告がある状態なのでしょうか。何人がマイナンバーカードを取得しているかという数、町を通せば数はカウントできるのですけれども、個人的にパソコン等でやってしまう人も、明るい人はそんなに難しくないと言われて、やろうかなと思ったら結構難しかったのですけれども、やっている人もいると思うので、そういう総数とかがつかめているのかどうかという部分。

通知カードの番号は再発行していないですね。ですので、最低300円かけてマイナンバー番号入りの住民票を取得するしか今のところ方法がないという認識でよろしいのか、よろしくお願いします。

○亀井伝吉委員長 斉藤係長。

○斉藤康裕戸籍年金係長 マイナンバーカードのまず申請なのですが、ご自宅で今マイナンバーカードをお持ちでない方に、国のほうから3回目ぐらいの申請書の送付があったかと思うのですけれども、皆様のお宅のほうにもまだ届いていない方には、ちょうど今7月末から9月上旬にかけて申請書のほうが配られております。その申請書の右下にQRコード、そちらがありますので、そちらから自分のスマートフォンとかで読み取って申請ができるということもできます。結構高齢者の方はそういったことができないので、役場のほうにお越しいただければ、役場のほうでお写真のほうを撮らせていただいて、申請をさせていただいております。

それと、あと最近携帯会社、ドコモだとかそういったところも、国のほうの委託を受けまして、携帯ショップで申請ができるということで、今そういった申請も入った中、申請数は伸びている状況でございます。

交付枚数なのですが、ちょっと8月のこちら28日現在で板倉町については5,046枚の交付がございます、これ国からの報告ですが、大体パーセントにしまして36%ぐらいの交付率となっております。

それで、あと通知カードにつきましては、もう再発行できないということで、マイナンバーカードを作ってくださいか、急ぎで知りたい場合はちょっと住民票を取っていただいてマイナンバーにということで、それでお知らせする形になっております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

荒井委員。

○荒井英世委員 主要事業の概要の38ページ、犬猫等動物死体処理事業とありますね。猫61匹、特にこの猫を聞きたいのですけれども、動物の愛護関係の部分と、あと来年度の予算編成に生かす意味でちょっとお聞

きしますけれども、猫の苦情対応ってありますよね。役場にいろいろ苦情が来ますよね。こういった苦情が多いですか。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 野良猫が自宅の長屋とかにすみ着いたということや、あるいは近所の野良猫がふん尿をしていて困るとか、そういう苦情がほぼそういう苦情になっています。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、野良猫ですよね。これも先ほど産建生の委員会かな、ちょっと話をしましたけれども、要するに去勢とか避妊の猫の、犬も入りますけれども、避妊手術制度というのが板倉町にないですよね。館林と邑楽郡のちょっと状況、もし分かりましたら。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 ちょっとお待ちください。すみません。犬猫のその去勢・避妊に係る補助金の関係なのですけれども、まずお隣の明和町に制度がございまして、助成金が避妊手術が1頭、犬の場合は1万円、猫は8,000円、あとは去勢手術、雄の場合は犬の場合は5,000円、猫は3,000円、対象は飼っている犬と猫のみということで、大体予算63万円ぐらい毎年計上して使い切ってしまうというような状況を聞いてございます。

次に、千代田町、こちらにも制度はあります。対象は飼っている飼養の犬と猫、避妊手術が犬猫ともに5,000円、去勢手術、犬猫ともに3,000円という状況です。予算がこちらは57万円ぐらいですか、計上し、毎年明和町と同じように使い切っているというような実績があるというふうなことを聞いています。

あと、大泉町、対象が飼っている犬猫、野良猫に関してはさくら猫、無料の避妊手術の行政枠という部分に参加をしているというようなことです。避妊・去勢手術ともに1頭につき犬猫同じなのですが、雄が3,000円、雌が5,000円という状況です。

邑楽町、補助制度はございます。対象は飼っている犬と猫及び野良猫です。避妊手術は1頭につき犬猫ともに5,000円、去勢手術は1頭につき犬猫ともに2,500円という補助を出しているということです。予算額が112万5,000円、足りなくなるような年も多々あるというような状況を聞いています。

続いて、館林市、こちらにも制度はございます。対象は飼養の犬猫及び野良猫。避妊手術が1頭、犬猫ともに雄が3,000円、雌が5,000円というふうになってございます。予算が約100万円、全て使い切ってしまうというような状況も聞いてございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、板倉を除いてほかの市町については制度があるということですよ。できればこの辺の動物の愛護活動の一環として、やはり去勢と不妊、その制度って必要だと思うのです。これ前、市川さんも委員会でいろいろ言っていましたけれども、この辺ですけれども、来年度予算でこの辺を検討するという考えはないのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 荒井委員さんおっしゃることも十分よく分かっています。私が20年以上前の環境にいたときに、たしか犬のほうの避妊・去勢手術の補助金というのが実際ありました。たしか避妊が雌、

雌なので、雌避妊が1万円、去勢が5,000円の報奨金というのをを出しており、たしか全てやはり執行率が100%だったと思います。そんな中、町の財政のほうの関係もございまして、各課で持っている補助金をもう一度ちょっとよく精査をしようという時期がございまして、そのときにたしかこの、私は異動してしまったのですけれども、犬の補助金というのが、要は愛玩動物、ペットなわけではないですか。ペットというのは飼いたいと思う人がやはり飼うわけなので、当然その飼う方の飼い主の自己責任というか、によって去勢をしたり、あるいは病院に行ったり、トリミングに連れていったりというふうにするべきなものであって、町のそういう予算を使って助成をしてまでというのはどうなのかなという、たしかそういうようなことで補助金のほうがなくなったというような話も認識しております。

当然補助金というのは、もう出すことによってそういう猫の被害だとか、犬は今ほとんどそういう被害というのはないのですけれども、猫がこれはもう全国的に本当に、板倉だけではなくて、野良猫の被害が出ているというのは重々分かっておりますし、県のほうにもその都度一緒に苦情があれば対応しているような状況なのですが、やはり動物愛護法という法律で保護されているような生き物ですから、捕まえるという行為ができないわけなので、町民からこういうことで困ってしまっているのだけれども、何とかという電話をやはり再三受けるのですけれども、やはりその気持ちは十分分かります。私の家もやはり野良猫が来てふんをされたりなんなりというのがありますから、だから何とかその猫がいなくなればというふうには思うのですけれども、そういう中で避妊をすることによって、飼い猫は当然少しは減るのかなとは思っているのですけれども、個人的にはちょっとよくその辺がどうなのかなというふうに、今即答はできないのですけれども、すみません。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 確かに個人で飼っている飼い猫、それと野良猫のあれがあるよね。ただ、最近野良猫の部分でも地域猫というの出ているよね。地域で要するに例えば去勢なら去勢、不妊をやっていくという。その辺も今流れが出てきているので、その辺も含めて検討してほしいと思うのだけれども、課長どうだい、その辺の参加は。

○亀井伝吉委員長 川田課長。

○川田 亨住民環境課長 それについては、当然お金がかかってきますので、財政当局とよく協議をした上で、検討していければと思います。

あと、地域猫の去勢について、先ほどさくら猫、その説明していると……

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 さっき地域猫とか、さくら猫とかという、今団体のほうで無償でさくら猫という猫に対して無償で避妊・去勢の手術をしているというふうなそういうものがございまして、それは野良猫をその団体のほうが登録をしている動物病院に連れていけば、無償で避妊・去勢をしてくれるという制度なのです。この辺だと邑楽町の中村動物というところがあるのですけれども、国道354号を真っすぐ行ったらそこなのですね。そちらの中村先生が一応そこの受け持つというか、そこしかやれないのですけれども、そこに連れていけば当然無償で避妊・去勢をしてくれる。ただ、猫の耳をバチッと切ってしまうのですね。こういうふうにくぐれてしまうわけです。横から見ると口が開いているような感じになっているのですけれども、それが切れていれば、猫去勢しているよね、避妊しているよねというのが分かるための行為なのです。

れども、それがやはり動物愛護に関係する方々にすると、それはちょっと虐待ではないのかという見方もありますし、なかなか難しい。それを持って行って切って避妊してもらって連れてきて離すというのでは駄目なのですね。だから、なかなかそのさくら猫というもの、いいような、まだもう少し煮詰める必要があるのかなという部分もあると個人的には考えるのですけれども、それとも違って地域猫というのもさっき話が出ましたけれども、やはり地域でその場合はある程度特定の場所を決めて、地域で餌をくれたり、掃除をしたりというのをやっていくという猫なのですけれども、やはりその地域で皆さんが猫が好きだよねという人たちが集まった地域であれば、あるいはそういう空き地があったり、提供できる場所があれば、そこでその猫を餌づけしたりなんなりというのは可能かと思えますけれども、やはり中には猫のネの字も嫌だと、私大嫌いという人もいと、その地域猫というものもなかなかうまく進みづらいというのですか、そういったところも少し苦労しているというところも県のほうからも聞いてはおりますので、いずれにせよ、また県のほうとも含めながらよくその辺ちょっと慎重に検討していきたいと思っています。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 では、最後に、先ほどの制度の中で例えば飼い猫と野良猫を含めているところもあったよね。例えば飼い猫の部分でもやはり制度をつくって適用していくという方向が最低限必要かなと思うので、その辺はちょっと前向きに検討してみてください。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 うちの課長の川田も申し上げたとおりに、財政のほうと、金絡みがありますので、前向きに少しその辺よく検討していきたいと思っています。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

小野田委員。

○小野田富康委員 先ほどの不法投棄の件でちょっとお聞きしたいのですけれども、不法投棄の今実情というのですか、実態というのですか、どういったものがどれくらい捨てられていて、その不法投棄の処理に関してどれくらい町として費用を費やしているのかと。私のほうにもちょっと不法投棄、自分の土地、田んぼとかなのですけれども、空き缶とかを不法投棄されて困っているのだというような話をいただいて、係長のほうに言ったかもしれないのですけれども、ごみ捨て禁止ではないけれども、不法投棄禁止みたいな看板を設置したいのだけれども、どこに行けばいいかなんていう話も相談されたことがあるのですけれども、そういった不法投棄の禁止の看板とかというのがある程度あるとないでは、多少捨てるほうの気分も変わってくる、気持ちも違うのかなと思うのですけれども、資源化センターかどこかにストックがあると聞いたのですけれども、それってどれくらいあって、住民から相談があったときにどういう形で貸し出すなり、設置するなりというのは、どういった形でやっていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 まずは、不法投棄に係る経費なのですけれども、決算書の109ページの中段、ごみ処理委託事業、産業廃棄物処理委託料ということで79万円、80万円ぐらい3年度はかかっているわけなのですけれども、内容とすると、3年度については特に大きな不法投棄というのはされなかったというふうに記憶しております。やはりその年その年によってまるっきり質が違ったものが捨てられるというところもあるのですけれども、ひどいときですと令和2年度なんていうのは、谷田川とかで、谷田川の堤防とか、あ

とは個人の、令和元年だったでしょうか、細谷の個人の農家の土地に建設廃材を、それもダンプ1台分ぐらいだったのか、捨てられてしまったとか、いろんなそういうものがあるのですけれども、最近では家庭系のごみの投棄というのが見られます。

その処分についてなのですけれども、やはり行政が手を出せる部分と出せない部分というのがありますので、民間の民地の場合というのは、ほとんど町は手を介入しておりません。公道とか町有地の場合は、町が回収をして撤去するというふうになるのですけれども、民地で捨てられてしまった、どうしようというような、やはり声も何人か聞いてはいるのですけれども、やはり実情は説明をさせてもらって、そこの所有者の責任で片づけてもらっているという状況になるのです。

ただ、捨てられたその物なのですね、中に先ほど小野田委員が言ったように、瓶だとか缶だとか、何かそういうものが投げ入れられてしまって、そういうものが困ってしまっているのだよということであれば、前に町で処理が大きい負担で処理をするのではないものについては、できるだけやってやるのもいいのではないかというような意識もありましたので、そういうときは瓶とか缶とかというのは持ってきていただければ、こちらで処理をするとかというのも過去何度かあったかと思います。

ただ、基本的には民地については民地の方の責任で片づけてくれと。その防止策とすると、やはりその看板を行政は持っていますので、看板の設置をして抑制していくというふうな感じになるのかなというふうに思いますし、また捨てられているところというのを今まで私が見てくると、やはり同じ田んぼでも耕作放棄地なのですね。耕作しているところにぼんと捨てられるというケースはほとんどないかなと思うのですけれども、大体草が生い茂っているところなんかは、結構捨てられているような感じがございます。

看板については、1箱ぐらい今余分であるので、100枚ぐらい多分、50枚から100枚近くは多分ストックは常時ありますので、そういうのを捨てられてしまったのだけれどもということであれば、抑止力のために看板を設置させてもらえますかということで、必要な枚数だけ設置をしているというような状況でございます。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 設置までしてくれるのですか、役場のほうで。すみません。もう一件、今年の春頃だったかと思うのですけれども、私田んぼを通り道で物すごいごみが田んぼの中に散乱していて、多分役場の方が拾っているのを見かけたのですけれども、あれはやはり田んぼだから民有地ということだと思うのですけれども、それも見るに見かねてやっていただけたのかどうなのか。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 その場所が……

○小野田富康委員 セブンイレブンの北に。

○寺崎弘光環境下水道係長 細谷のセブンイレブン、あれが民地か公道かというと、ぎりぎり境だったらしいので、おむつだったのですよ、人のおむつ。衛生的にもよくないということもありますので、そのときは早急に町のほうで片づけさせてもらったというふうになっています。

〔「看板の設置」と言う人あり〕

○寺崎弘光環境下水道係長 看板の設置については、言っていただければ設置までいきます。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 ということであれば、例えばホームページなり、広報紙なりで困っている方には看板を

貸し出しますとか、設置に行きますというようなお知らせをしていただけるといいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 分かりました。周知していきたいと思います。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

青木委員。

○青木秀夫委員 聞きたいのですが、32ページ、この主要施策の。この本籍数とか、本籍人口数とか、このことについてちょっと参考までに教えてもらいたいのです。中身、これどういうことなのか。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕戸籍年金係長 こちらの本籍数というのが、本籍が群馬県邑楽郡板倉町ということで本籍が登録してある数ということなのですが、例えば1世帯、おじいちゃん、おばあちゃん、そのお子さん夫婦、孫、そういった方がいらっしゃる世帯については、おじいちゃん、おばあちゃんは戸籍が1つ、その下の若夫婦世帯と子供が戸籍が1つ、戸籍というのは2代戸籍までで、婚姻されてしまうと新しい戸籍ができるということで、その辺が実際の板倉町の世帯数が五千幾つなのなのですが、本籍数というのはそういうことでちょっと若干上乘せになっております。

それと、住所がよそにあっても、板倉に本籍がそのままになっている方、そういった方の本籍もこの数にカウントされておりますので、実際はお住まいでなくても結婚したときに取りあえずと言ってはあれですが、親と同じ本籍を新本籍地としてつくるということで、板倉に本籍をつくってそのまま例えば館林のほうに住んでいらっしゃる、そういった方の数もこの本籍が置いてある限り、この板倉町の本籍数と本籍の人口数ということで、いつまでたってもカウントされたままになっております。

例えばそういった方が転籍ということで、住所と同じところに本籍を移すということになりますと、除籍をされまして、その数は減っていくというような形になるかと思います。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 だから、この6,700の中には板倉町に本籍があって、町外に現住所があるという人が当然入っているわけですね。そうすると、そんなにいないのかい、そういう人は。本籍が板倉にあって、ほかに住所が持っていてあるという、現住所が、そういう方というのは1,000ぐらいしかいないの。この差額。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕戸籍年金係長 その辺の数字というのは、なかなか把握するのがちょっと困難といいますか、ちょっとお時間をいただくことになってしまうと思いますが。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それで、私が聞きたいのは、ここに出生数というのが95件と書いてあるでしょう。95件というのは、板倉町の出生数が35だよ。この差額の60というのは、板倉に本籍があって、ほかのところに住んでいる方が生まれた子供を板倉に届けてあるという、そういうことなのではないの。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕戸籍年金係長 そのとおりでございます。

○青木秀夫委員 そうすると、60人ということがいるということは、相当板倉に本籍があって、町外に住ん

でいる人がいるということだと思うのですけれども、これ1万6,000人とさっきの1万4,000人という、差額2,000ぐらいではないの。2,000人ぐらいの人が外に、板倉に本籍がありながら住んでいるということだと思うのです、差額が。そうすると、60人の子供が生まれるというのは、これ結構多いよね。どうなのでしょう。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕戸籍年金係長 この60人という子供なのですけれども、多いという話なのですが、大体実家が板倉にあって、結婚されてよそに住んでいらっしゃるという方が多いのかなというふうには見受けられます。その方々が将来子供さんの就学とかに合わせて板倉に帰ってくるかどうかってちょっと分からないのですけれども、あとそれと本籍の人口数が1万6,407人ということで、今板倉の人口が1万4,000人弱、その差が2,000人ちょっとということなのですが、これ逆のパターンで、板倉町に住所があっても板倉町に本籍がないという方も結構いらっしゃると思うのです。そういった方のことも差引きしたりすると、若干この2,000人がというわけにはちょっといかないと思います。もうちょっといるのかなみたいな、数的には。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それで、もう一つ聞きたいのは、ここに入籍・転籍とあるよね。入籍・転籍。この戸籍届出件数の明細の中に、入籍・転籍ってありますよね。この入籍・転籍というのは、これは本籍を移した数、本籍をよそへ移したと、あるいは板倉に本籍を持ってきたとか、そういう数なのですか。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕戸籍年金係長 転籍につきましては、本籍を板倉町から板倉町以外に移すとか、よそから板倉町に本籍を移す、そういった届出を出した数となっております。入籍につきましては、お子様、例えばご両親が離婚をされてお母さんのほうにお子様を入れるといった形の場合に、この入籍届を出していただく届出となっております。

「転籍と入籍だよ」と言う人あり

○亀井伝吉委員長 青木委員、説明していますので、個人的な見解はあまり言わないでください。

「もう一回」と言う人あり

○齊藤康裕戸籍年金係長 転籍というのは、一つの戸籍、例えばご両親とそのお子様たちが一つの戸籍にあるのですけれども、その方が転籍届を出していただくことによりまして、本籍地が変わるという届出です。それについては、板倉からよその市町村、よその市町村から板倉、そういった形で届出していただいた数のカウントとなっております。

「だから、家族ごと入ってきたのはどう言うの」と言う人あり

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕戸籍年金係長 家族といいましても、その戸籍ごとになりますので、例えばおじいちゃん、おばあちゃんが入ってきました。息子夫婦と子供が入ってきましたということで、例えば息子夫婦だけが転籍届を出しても、息子夫婦の本籍地は変わりません。おじいちゃん、おばあちゃんも同じところに転籍ということになれば、そのおじいちゃん、おばあちゃんもまた別で転籍届を出していただかないと本籍が変わりません。

「じゃ、もう一回最後に」と言う人あり

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 ちょっと私もこれ分からないのだけれども、戸籍のことが。例えば今戸籍ごと転籍するかというでしょう。では、例えばこの住所移転、現住所移転とこれとは違うわけね。現住所が板倉に住んでいた人が、例えば埼玉県に行ってしまったとか、栃木県に行ってしまったとかというのと、こっちの本籍上のこの転籍とか何かというのは内容が違うのだね。そこは分かりにくいので、まあいいや、私もちょっと理解できないので、違うということだね。

○亀井伝吉委員長 時間もあれですから、簡単をお願いします。

市川委員。

○市川初江委員 では、よろしくお願いします。

主要施策の37ページ、犬猫登録の狂犬病の接種の事業なのですけれども、これを見ますと、登録数が901頭、予防接種した犬が725頭、野良犬が5頭というふうに書かれているのですけれども、それと結構予防接種しない犬がいるのだなと。野良犬も入れますと、171頭いますよね。そういうのは再度の通知とかは出さないで、そのままなのですか。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 そういう未接種な犬をお持ちの方には、電話で全て確認を取らせていただいております。春も秋も年に2回集合注射を行っているのですけれども、春に来ない、秋に来ない。登録はあるのだけれども、どうしましたかということで一応全ての飼い主の方にお電話をして確認を取っています。そうすると、中には老犬なので、何か老犬だと予防注射がちょっと打てないらしいのですね。そういうので打てなかったという方もいらっしゃる、あとは犬が亡くなってしまったという。亡くなったときには一応登録があれば登録抹消してねということで、一応電話とかをしていただくのがルールにはなっているのですけれども、忘れてしまったとか、そういうことで犬がいないよとかという方もいらっしゃいます。

ですので、全てに連絡をして、一応正直者がばかを見るではないですけれども、ちゃんとする人はやっているけれども、やらない人はやらないのでいいかという話ではなく、全てやってもらうのが飼い主の責任なので、これも法で義務づけられていることですから、その辺はそういう漏れがないように電話なり、あるいは通知なりでやってくださいということで指導していっているというような状況でございます。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 では、徹底して100%に近いことで予防接種はできていると、そういうことでよろしいのですか。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 そういう病気で打てないという犬を除けば、ほぼ100というちょっと言い切れるかどうかあれなのですけれども、やっていただいているというふうに認識しています。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 本当に飼い犬でもつないでおいても、そこを通過してその自宅に行くのにかまれてしまったという例も私聞いているので、これは予防接種をやはり徹底してやっていただくのがいいのかなというふうに思って、ちょっとたくさんの犬が予防接種していないように書かれていましたから、今お聞きしたのですけれども、今の言葉を聞いてちょっと安心しました。

個人的にお医者さんに行ってやってもらってしまう人もいるのしょうから、あと来てもらってやってもらうとか、私のお友達も来てもらってやってもらっているおうちも知っているのですけれども、やはりそこら辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 分かりました。

○亀井伝吉委員長 以上で住民環境課関係の審査を終了いたします。

慎重な審査、大変ありがとうございました。

昼食休憩を挟みまして、午後は13時から行いたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

休 憩 (午後 0 時 0 7 分)

再 開 (午後 1 時 0 0 分)

○亀井伝吉委員長 再開いたします。

総務課関係の審査を行います。

説明はなるべく簡単にお願ひしたいと思ひます。

総務課からの説明をお願いします。

峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 それでは、総務課の決算審査、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

総務課は、秘書人事係、行政庶務係、安全安心係、情報広報係の4つの係により、人事、行政区との連携、防災、広報等の業務を担当いたしておりますが、令和3年度におきましては、令和2年度に引き続き、コロナ感染の影響を大きく受けた年度でありました。当初予定していました館林地区交通安全フェスティバルや賀詞交歓会が中止となりまして、開催予定であった総合防災訓練も情報伝達訓練のみの実施となるなどの影響を受けております。コロナ感染対策としまして、板倉町におきましても臨時交付金が交付される中、総務課ではコロナ感染症対応臨時交付金事業として避難所感染症予防対策事業、また避難所において非常電源として利用できる電気自動車の購入、オンライン会議環境整備事業などの事業を行っております。

また、新規重点事業として、そのほかにも路線バス館林―板倉南路線の廃止に伴う無料コミュニティバス運行事業や令和3年10月実施の衆議院議員選挙などが行われたところでございます。

詳細につきましては、これより各係長から説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○亀井伝吉委員長 新井係長。

○新井 智秘書人事係長 秘書人事係、新井です。どうぞよろしくお願ひいたします。

秘書人事係では、令和3年度において新規重点事業がございませんでしたので、主な事業費と人件費についてご説明をさせていただきます。

初めに、主な事業費といたしまして、新型コロナウイルス関連事業についてご説明いたします。決算書の69ページを御覧ください。備考欄中、一番下の二重丸になりますが、避難所感染予防対策事業（電気自動車整備）でございますが、公用車購入費といたしまして845万5,660円、また充電用設備工事費として83万3,800円、合計928万9,460円を支出しております。新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして、納期の遅延が生じたことにより、令和2年度から繰り越した事業でございますが、緊急避難場所における非常用電

源を確保するため、さらには広範囲で停電があった場合にも対応できる汎用性の高い移動式電源として電気自動車2台と可搬型給電器2機を購入するとともに、それに伴って必要となる充電設備を整備しております。

続きまして、人件費でございますが、事前にお配りさせていただきましたA3サイズの補足資料を御覧いただきたいと思います。こちらの表につきましては、上段に正職員、中段に会計年度任用職員、また下段に全職員の合計をそれぞれ前年度と比較できるような形で表でお示ししております。

初めに、上段の正職員でございますが、前年度に比べまして、職員数等の減少に伴う諸給与と負担金の減少、時間外勤務手当と特殊勤務手当等の増加、定年前退職者2名分の調整額に係る退職手当負担金の増加等によりまして、合計144万7,838円の減少となっております。

続きまして、中段の会計年度任用職員でございますが、前年度に比べまして、職員数等の減少に伴う報酬等の減少、会計年度任用職員制度移行初年度であった令和2年度6月期の期末手当が在職期間別割合によって本来の3割支給であったのに対しまして、令和3年度は全額支給されたことに伴う職員手当等の増加などによりまして、合計918万416円の増加となっております。

秘書人事係からのご説明は以上でございます。

○亀井伝吉委員長 本田係長。

○本田明子行政庶務係長 行政庶務係の本田と申します。よろしく申し上げます。行政庶務係の主な業務といたしまして、選挙に関する業務や行政区関係の業務を担当しております。

令和3年度の新規重点事業は衆議院議員選挙でした。まず、決算書の35ページを御覧いただけますか。まず、歳入からです。16款3項1目5節選挙費委託金になります。右ページ中段やや下になります。衆議院議員選挙委託金840万3,899円になります。こちらの委託金につきましては、歳出でかかった費用10分の10が県から委託金として充当されております。

続きまして、43ページをお願いします。右側のページ、雑入の上から5つ目、一般コミュニティ支援事業助成金358万3,000円になります。こちらにつきましては、2つの事業が対象となりまして、1つ目は魅力あるコミュニティ助成事業助成金として第4行政区の岩田住民センターのトイレ水洗化の費用として助成しました。また、2つ目は一般コミュニティ助成事業助成金として第11区の行政住民センターのテーブルや折り畳み椅子などの購入の費用に充てまして、支出されました。購入されたテーブルなどは、第11行政区内の5つの地域の住民センターや集会所へ備え付けられました。

続きまして、歳出となります。金額が多い事業を説明いたします。61ページを御覧いただいて、右側のページ下のほう、行政区運営事業が2,479万913円になります。こちらは行政区に関わる運営費全体の費用となります。主な費用ですが、行政区長さんをはじめ、行政区への役員さんが514名いらっしゃいますので、こちらの方々に支払う報償金が年間1,437万7,300円になります。

それと、次のページめくっていただいて、行政区運営補助金、行政区に係る運営の補助金になりますが、均等割、面積割、世帯割で計算し、1,032万7,800円を支出し、前年度と比較して58万1,400円の減となりました。こちらは令和2年度が新型コロナウイルス感染症拡大を受け、行政区での活動が制限されたため、事業費が余る状況が確認できたため、こういった内容を踏まえ、行政区長さんと協議の上、補助金を1割削減しました。

続きまして、77ページ中段を御覧ください。昨年10月末の参議院議員選挙が執行されましたので、そちら

について説明いたします。こちらは主な支出として職員手当が227万7,800円になります。また、投開票に従事した職員は延べ137人、期日前投票の期間に従事した職員が44名でした。また、需用費292万7,982円になりますが、こちらは入場券の印刷や選挙啓発チラシの作成費用、また投票所に備え付ける消毒液、飛沫感染防止フィルムの購入費用などに充て、新型コロナウイルス感染症対策を実施いたしました。

すみません。また、選挙備品購入費ですが、期日前投票や不在者投票事務で使用するパソコン2台を入替えしました。先ほど最初にお話しした昨年10月に選挙を執行したということでお話ししてしまったのですが、昨年ではなく、おととしの10月に執行したということで訂正いたします。失礼いたしました。

以上となります。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 安全安心係、長谷見です。よろしくお願いいたします。

決算書の65ページをお願いいたします。65ページの一番下の二重丸、無料コミュニティバス運行事業574万5,868円ということで、公共路線バス館林一明和一板倉線の廃止に伴います代替交通といたしまして、令和3年4月1日から運行を開始してまいりました。今現在まで特に大きな問題はなく、運行が行われているものと考えております。シルバー人材センターとの運行業務委託料451万6,297円のほか、車両の維持等に係る経費となっております。

続きまして、決算書69ページをお願いいたします。69ページの上から5つ目の二重丸、避難所感染予防対策事業2,434万7,800円ということで、コロナ対策交付金を活用いたしまして、詳細版ハザードマップ、また避難者カードの作成を行ったり、また防災備蓄倉庫、こちら5基整備いたしました。また、今現在整備をしています西岡地区、海老瀬地区の緊急避難場所用のトイレとして仮設トイレ20基をこちらのコロナ対策交付金で整備をしたというものになります。

続きまして、決算書の133ページになります。お開きをお願いいたします。133ページの上から4つ目の二重丸、緊急避難場所整備事業1,664万9,530円ということで、令和3年度、4年度の2か年事業ということで現在事業を進めておりますが、令和3年度におきましては測量設計業務委託、こちらが1,535万6,000円、それと買収単価を決定するに当たりまして、不動産鑑定業務委託ということで100万3,530円を支出しております。このほか土地収用法の事業認定に関わる経費ということとなっております。

主な重点事業につきまして、簡単でございますが、以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也情報広報係長 情報広報係の飯塚です。

私どもの係は、主に広報、情報政策、情報公開あるいは文書管理等を担当しております。令和3年度の決算につきましては、年度比較で特に変動のある事業をピックアップいたしまして、概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

歳入につきましては、マイナンバーのシステムの国庫補助金あるいは広報、ホームページの広告掲載料などがございますが、例年とさほど変動はございませんので、割愛させていただきます。

歳出につきましては、決算書の53ページを御覧いただきたいと思います。下から3番目の二重丸になります。複合機管理事業428万8,441円、複合機の予算につきましては、役場庁舎内で使用しているものはこちらに計

上されておりますが、役場以外の関係施設、具体的には公民館であるとか、保育園、小中学校、保健センター、海洋センターなどの施設におきましては、先ほど秘書人事係の人件費と同様に、各施設の経費として組み込まれています。したがって、決算につきましても、各施設の科目に振り分けられております。ちょっと分かりにくいです。

それで、決算書では全体の額を捉えにくいのですが、お手数ですが、主要事業の概要には総額を記載してございますので、主要事業の概要の20ページを御覧いただきたいと思います。一番上の事業、複合機管理事業、ここには複合機に係る全体の経費を記載してございます。なので、先ほどご案内させていただいた決算書の金額とは差異が生じておりまして、それは主要事業の概要に施設分が加算して含まれているということでございます。実際は719万2,763円から決算書記載の役場庁舎分を差し引きますと、290万4,322円となりまして、これが施設分で使っている複合機の決算額というところになります。現在複合機は役場内に9台で、施設関係で15台ございます。そのうち関係施設の外、出先の15台が老朽化であったりとか、メーカーのサポートがもう切れてしまうといった都合によって、令和3年度当初から新規契約を結ぶ形となりまして、それまで再リースを繰り返しておりましたので、リース料という意味ではかなり抑えられていたのですが、この新規契約をしたことによって、リース料が前年比で180万円程度増額となりました。しかし、新しい契約でカウンター使用料、印刷単価をかなり減額して落とすことができたため、実際のプリンターのカウンター使用料が全体で前年比でおよそ130万円ほど減額することができましたので、リース料としては一時的に決算増となりましたが、既存機種含め、単価を見直しましたので、長期的に見れば大幅な経費節減が今後は見込めるものと考えております。

続きまして、決算書にお戻りいただきまして、ページ少し飛びますが、71ページ、コロナ感染症対策費の上から2番目の二重丸、役場庁舎オンライン会議等環境整備事業793万1,968円、需要が急速に高まった外部とのオンライン会議、打合せであったり、ヒアリング、こういったものを推進するために、役場庁舎内の無線ネットワーク、いわゆるWi-Fi環境、こちらを構築する事業でございます。本事業に関しましては、事業の一部、具体的にはネットワーク敷設等に係る業務委託を令和2年度から繰り越しております。なお、令和2年度においては、ラップトップ型のパソコンであったりとか、タブレットであったり、液晶テレビ、保管庫など備品を購入しておりまして、令和3年度の決算といたしましては、決算書記載のとおりでございますが、需用費として4万7,168円、こちらは端末周辺機器、ケーブル、アダプターなどの消耗品を購入しております。

11節の役務費10万3,400円、こちらはWi-Fiを使用するためのインターネットの通信料です。回線の引込みに係る経費であったりとか、試験を行う際の通信、そして導入年度内の通信経費は補助対象となりますので、令和3年度末までの回線使用料をこちらで執行しております。なお、こちらはケーブルテレビ株式会社の固定IPサービスを利用しております。

12節委託料、こちらが778万1,400円、こちらがセンター機器であったりとか、ハードウェアの調達を含むネットワーク敷設とあとWi-Fiのアクセスポイント設置に係る業務委託でございます。Wi-Fiの環境に関しましては、ベンダーごとにその特徴や強みがあったり、あるいは発注者側の用途や考え方によって仕様というのはかなり様々だと思います。本町につきましても、今後の利活用を見込んで、まずはセキュリティを重視すると。また、電波範囲は会議室等を中心に、1階から3階までありますので、必要とされる範囲

をある程度想定しながら設定したと。

ここ最近では、役場内でもオンライン会議等当たり前になりまして、県庁での集合会議というのが極端に減りました。オンライン用の端末もうちのほうで管理しているのですけれども、稼働率というのですか、日に日に高まっていくような感じで、毎日使わない日はありませんので、平均で計算すると、二、三回は貸出しをしているので、毎日どこかでどこかの部署がオンライン会議に参加、アクセスしているような状況でございます。時にオンラインは距離をゼロにしますので、交通費であったりとか、会場への往復に要する時間であったりとか、特に我が町のように立地的に県庁から遠いというところほど、二次的といいますか、間接的な効果も大きいと、職員も皆実感しているところだと思います。

なお、このWi-Fi環境につきましては、職員の業務用として利用するだけではなく、来庁者にも一部の電波帯を開放しておりまして、窓口にお越しになったお客様も簡単にパスワードを入力するだけでお気軽にWi-Fiをご利用いただけるようになっております。せっかく整備したインフラですので、今後さらに活用の幅を広げられるように、いろいろ考えていきたいと考えております。

以上で情報広報係の説明とさせていただきます。

○亀井伝吉委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質問ありませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お疲れさまです。よろしくお願いいたします。

安全安心係で、主要施策の17ページお願いできますか。そこに災害用備品の災害用備蓄品購入ということで詳細が揭示されておりますけれども、これは3年度分だけという認識でよろしいのだと思うのですが、3年度分のその購入の中には入っていないのですけれども、昨今災害が起きて避難をした際に話題になっているのが女性用の生理用品、こういうのがちょっと話題になっていたかなと思うのですけれども、備蓄品として取ってあるのかどうか、あるいは今年なり来年なりに、長期保存が可能なものですから、一回買ってあればしばらくの間大丈夫かと思うのですけれども、3年度の報告にはないものですから、どういう状態になるのか、報告をお願いできればと思います。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 針ヶ谷委員おっしゃるとおり、こちらの決算書に記載のものについては、3年度に保存期限が切れるということでの入替えとなっております、生理用品については、東小学校の防災倉庫、そちらのほうに本当に限られた数量になりますが、令和2年度に整備をさせていただいております。こちらの保存年限が10年になります。また、保存年限等、また必要に応じて追加での購入、その辺をまた他の物品と併せて計画をしていければと考えております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お願いします。

今の発言ですと東小の備蓄倉庫のみというような認識になってしまうのですけれども、避難場所幾つかありますし、今度緊急避難場所も整備されて備蓄倉庫を置きますし、北小学校と南小学校も新しい倉庫ができます。南小学校は水没の可能性がありますので、ちょっと地震対応のものが中心になってくるのかなと思うのですけれども、そういった部分で一回水没すると長期の避難になると、やはりそういった部分がなかなか言

業にしづらいものなので、話題になりづらい部分はあったのですけれども、昨今の避難の報道を見ていて、避難者の意見からすると、そういったものがやはり足りなくなってくると、あとはトイレの問題とか、いろいろそういうのは明らかになってくるかなと思いますので、時期を見ながらそろえていただければいいとお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 現在整備しています緊急避難場所につきましても、あそこに防災備蓄倉庫が建ちます。現在はその一部、緊急避難場所用の避難者に対する備蓄品も今東小学校、北小学校の倉庫に入っておりまして、そちらが結構満杯な状況です。ですから、緊急避難場所ができて新しい防災倉庫ができれば移し替えて、また保管場所として空きができますので、またスペースに応じて各所に配置していく計画であればなと考えております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 では、その点についてはよろしくお願いいたします。

もう一点なのですけれども、入れ替える際に飲料水だとか、食料だとかというのを町民に配付するような事業もやっているのかと思いますけれども、乳児用の液体ミルクあると思うのですけれども、これは私なんかあまり関係していないので、目につかないのですけれども、どのような対応をしているのか、お知らせいただければと思います。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 液体ミルクについては、保存年限が1年2か月から1年半ということで、本当に短い、毎年入替を予定しているものでありまして、こちらについては保健センターや保育園等に切れる大分前にちょっと話をさせていただいて、そういったところで配付をさせていただいております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。飲食関係、口に入るものもちょっと賞味期限が最近のは大分長いものも、5年、6年のものも出てきましたけれども、そういったものも研究しながらできるだけ入替えなくとも対応できるものに変更していただくという部分で経費削減にもつながるのかなと思いますし、いったん購入したものを廃棄につながらないように、SDGsですか、そういったものの関連もありますので、上手にやっていただくよう努力をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

延山委員。

○延山宗一委員 よろしく申し上げます。決算書65ページになります。交通安全施設及び環境整備事業ということです。

安全安心係、事業概要のページにしますと15ページになるのですけれども、この概要の中で環境整備ということの中で道路環境の整備、交通安全施設の点検及び整備、そして雑草刈り、小枝切りということがここに載っているのですけれども、額的には266万9,000円ということで掲載されているのですけれども、例えばそういう雑草刈り、小枝切りというのは、どのように実施をしているのかもしくはしていないのか、お伺いします。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 こちらの266万9,000円につきましては、雑草刈りということは特に町のほうで行って、歳出した予算ということでは特段入ってございません。町のほうで各行政区等から要望を受けまして、カーブミラーの設置、それと道路の路面標示ということで、昨年度一番大きかったのは農協のカントリーから大荷場の倉庫ですか、あそこへ行く通りの自転車通行のブルー、青いラインが入っていますが、あれが消えているということで、都市建設課がオーバーレイをするということで、そこを引き直したという路面標示の工事、カーブミラーに係る工事、そういった路面標示の工事、そういったもので特段その交通安全の事業で例えば通行の支障になる雑草刈りとか、そういったところの予算の計上はしていないというところでございます。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 この関係については、都市建設課と若干かぶるところがあるのと、道路維持ということの面で。総務課に関しては、今道路環境の整備ということで載っているわけなのですが、雑草刈りはしていないと。あと、小枝切りというふうなことになるのですが、現在非常に小枝というか、大枝になっていますよね。そういう枝が道路にはみ出していると。非常に交通の障害が起きていると、そういうふうを感じる。また、そういう意見も出ているのですが、そういうものについて行政側には話は来ていないですか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 各所からやはり児童生徒の通学に支障がある枝とか、また車両での通行に関わるそういった支障ということで、総務であったり都市建のほうにいろいろ区長さんを通してご相談があります。その場合、地権者、道路に支障があるということで所有者が確認できれば、やはり都市建設課のほうから道路の管理者ということで通行の妨げになるということで指導いただいて、切っていただく。所有者の方に切っていただくと、基本的にはということでやっておりまして、またその場所が空き家、空き地ということであれば、総務課のほうでこちらのほうで相続人等調査して、その相続人等にやはり適正に管理をしてくださいということでお願いはさせていただいているところです。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 空き家、空き地、そういうところには総務課がタッチするということを今確認したのですが、私西地区なもので、西地区の道路を走ると、要所要所に枝が出ていると。単純に言えば、1区、2区のほうは北地区ということなのですが、例えば3区、旧26区、そのてまりという元のスナックのところからバイパスに出るときに道路いっぱいにかなり太い枝がかぶっていると。ほろをつけたり、例えばウイング車だと当たると。時たま切るときもあるのですが、かなり太い枝が出ている。それが3区ですよね。

4区というと、旧25区なのですが、こっけい屋さんから靍谷へ抜ける道、下山浦という場所ですが、そこに喜久丸商会というのかな、事業所があったのですが、そこは今既になく、空き家になっていると。その大木として逆に両側サイドの路線、反対側の家まで伸びるほど伸びているということになっています。かなり太い、おそらく目どおり40センチぐらいあるかな、そのぐらい大木になっていたものです。

例えば5区の新宿にすると、南の路線、旧25区からビルダにおける水郷公園のところに抜ける道、カーブかなりきついカーブがあるのですけれども、そのうちにはみ出している。また、その手前については、やはり道路半分まで塞がっている。

それから、今度は6区に石塚は墓場が石塚にあるのですけれども、集荷場のところに。それから、北へ向かっていくとあると。かなり枝が伸びているというところもありますので、そういう場所もやはり再度確認をするということも必要だろうし、行政区にはその旨の確認しながら意見を求めてもいいのではないかなとは思っているのですけれども、その作業を今聞くとところによると、個人の場合は個人で処理する。個人で枝を切ってくればいいのですけれども、例えば高所の場合、なかなか届かないよとか、道路にも既に枝が伸びている場合、脚立もかけられない、はしごもかけられないということの場合、やはり今度高所作業車を必要としてくるということになってくるのですけれども、そういう問題についてやはり行政とするとしっかり対応していかなければならないのかなとは思っているのですけれども、それについて意見はありますか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 こちらでは、総務課のほうで空き家、空き地に対する指導ということでさせていただいております。やはり原則相続人等がきちっと今後も管理していかなければならないですし、行政でやってしまうということではなくて、まず所有者の方に依頼させていただいて、当然ながら高齢であったり、そういったところで個人ではできないという場合がありますので、こちらから送らせていただく通知の中にもシルバー人材センター等、そういった安価で請け負っていただくところがありますということで通知のほうにも明記させていただいて、またお問合せ等があればさせていただくということになっております。

ですから、西地区の先ほどもいろんな各所に既に支障があるような大木等もあると思うのですが、あとは以前はよく行政区で木障切り等もやられていたかと思うのですけれども、最近なかなかやはりコロナ禍でそういった事業も行政区内のほうで組めないのか。やはり毎年毎年こういった雑草であったり、木の枝の関係だったり、そういったところについては年々増えているなというところは実感がありますので、いろいろな関係各所と調整を図りながら、通行に支障がないように努めていければと考えております。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 こういうコロナ禍だということも一つの理由かなとは思っているのですけれども、やはり今そういう問題ではなくて、枝を切っていく、車の通行に支障ないようにする、膨らんでいるところはやる、特にそういうところがあえて雑草が伸びている、当然危険だからというので、逃げます。そうすると、たまたま交通事故の原因になるというふうなことがありますので、人任せということが、地主さん任せというのではなくて、やはりある程度期限を決めるなりやらなければ、例えばはっきり文書で出すなり、積極的に取り組んでもらわないと、支障が出てくるのかなと思うのです。

今核家族の点で高齢者ではできないというふうなこともあるのかなと思うので、若い人たちは例えばうちから出てしまっている。その家庭家庭のいろんな問題も出てくるとは思うのですけれども、そこら辺を加味して、やはり行政区と区長を通して話をし、どういうふうな問題でそれができないのかということも確認をしながら、やはり早急に対応していくということが必要なかなと思うのですけれども、よろしくその辺のところもまず調査をし、どの程度出ているかということもはっきり出してから処理をしていくということも、段階を追って対応していくことも必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 行政区、また道路管理者としてそういった調査も含めまして、どのような形で進めていくか、また改めて調整させていただければと思います。

○亀井伝吉委員長 ほかにありますか。

荒井委員。

○荒井英世委員 主要事業の概要18ページです。上から2つ目の国土強靱化地域計画策定事業とあります。これ3年度に計画を策定したということですが、問題はこの計画の中にもいろんな項目があると思うのですが、それぞれ優先事項を設定して具体化していくということがあると思うのですが、今年度今の時点でこの計画の中から実際に具体化されたものというものはあるのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 こちらの計画の中に、強靱化に資する事業ということで事業一覧を掲載しております。その中の災害の備えということで今現在やっております緊急避難場所整備事業、こちらを位置づけております。この位置づけることに当たって、国の補助金、交付金等を重点的にいただきやすくなるというようなものでありまして、そのほかに今後各部署で予定されています国庫補助を用いた事業等々は道路網の整備、下水道の整備、農業の振興、それと小学校体育館の改修とか、そういった事業が盛り込まれておりまして、また今後新たに事業化される、具体化されていく事業については、またこの一覧に追加していくという形を予定しております。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 その一覧というのはあれでしたっけ、この計画の中にあるのでしたっけ。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 計画の別紙ということで一覧のほうがある形となっております。計画の中に入れてしまいますと、計画自体がまた冊子になっておりますので、それを改定していかなければならないので、こちらの一覧については毎年更新できるように別紙という形で切り分けてあります。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 その別紙というのは、我々もらっているものでしたっけ。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 昨年度末の決定の際にお配りさせていただいていたかと思うのですが、もし…

…

○荒井英世委員 確認してみます。

○長谷見晶広安全安心係長 はい。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 それから、現時点ではその避難場所の関係が実際に令和4年度ではやっているということですね。その他についてはいずれにしても、今後詰めていくということで、その一覧表の中の。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 この一覧の中の具体化されている、これから具体化されるであろう事業については、その年度年度で更新を図っていった、実際にこちらの国土強靱化に掲載されている事業なので、国の

ほうでは重点的に認めてくださいよという申請の手続をそういった形で進めていくと。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 それから、もう一点ですけれども、森田議員の一般質問の中で地域防災計画の話が出たのです。地域防災計画を今年度、令和4年度策定中ということですから、この地域防災計画と国土強靱化地域計画の策定計画、これの問題を整合性が必要だと思うのですけれども、その辺はどういった形で進めているのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 当然国土強靱化地域計画、これについては町の総合計画と調和を図って、整合を図って策定しております。総合計画の中にはやはり防災に関する、安全安心に関すること含まれております。その辺総合計画、国土強靱化計画との整合を図りながら今年度の地域防災計画全面改定ということで進めております。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小林委員。

○小林武雄委員 主要施策のほうの20ページ、複合機の関係だから情報広報の関係ですけれども、先ほど係長の説明でいくと、複合機の使用料、これおそらくカウンターの料金だと思うのですけれども、130万円ほど一応削減されたということを報告されたのですが、実際この単価が幾らから幾らになったのか、その理由はまた何なのか。

それともう一つ、リース料、新規のリース料、何か再リース料をやめて新規にまた元に戻したというやつが関係施設で一応15台あるのですけれども、その15台のうち何台ぐらいを現在再リースがあって、新規のやつが幾つあるかと、その辺ちょっと教えてもらえます。

○亀井伝吉委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也情報広報係長 複合機、まずご質問の単価からいきます。今回は、役場の中は新庁舎の建設のタイミングでリース契約を結んだもので、9台は役場の中、3年ぐらいたっているのですけれども、そちら以外の公民館であるとか、小中学校の管理もうちでしているのですが、そちらはまずリースは5年が基本で契約を最初結ぶわけなのですけれども、そのときの過去の契約というのが結構ばらばらだったりするのですけれども、おおむね3回から4回の再リースを繰り返したということです。5年が経過すると複合機の場合は一月分のリース料で1年間を借りるような感じになりますので、かなり保守とかも絡めると、大体10分の1ぐらいにはなるのだと思うのです。メーカー側と交渉したりとか、販売店側に無理を言って、まだ壊れていない状態なので、使わせてくれということで引っ張って引っ張って引っ張って、実際のそれが7年のものもあれば、9年のものもあれば、結構ばらばらだったのです。

今回一斉にそろえるような感じで出先のほうは一斉に契約するということの話で、単価もまとめて契約するということがあって、大幅に見直しを検討していただいたと。何で下がったかという、時間もたっている、企業側のほうの努力もありますけれども、価格がこなれてきたということもあります。おおむね単価もばらばらなのです。契約がばらばらなものですから。ただ、今回は、一斉に一律で逆に役場の中のもの全部一斉に落としてもらうような再契約を結ばせていただいたということです。

大体なのですけれども、3割カットぐらい、例えば1枚10円のものが7円ぐらいにしてもらっているというような感覚です。具体的に今統一した単価を申し上げますと、モノクロだと0.7円、2色だと2.4円、2色というのはクリエーションカラーという言い方もするのですけれども、赤黒、青黒とかという2色だけを使うような印刷のスタイルもあるのですけれども、なので、実際は十何円していたものが大体七、八円してしまっているのです。枚数というのかなり役場の中、枚数的には役場の中のほうが台数は少ないですけれども、印刷量というのは役場の中の方が圧倒的なのです。職員数も多いものですから。なので、効果としては実際このもともと契約してあるほうも単価を見直したことで、実際にこっちのほうで効果が出て、役場の中でも効果が出ているというふうなことで、実際実績を見てみたら単価を落としたことで大分リースとしては一時的には金額としては出ましたが、単価を見直したことの効果というのがここまで出たのかなというので、担当としてもちょっとびっくりしているようなところもあるのですけれども、事情としてはそういった事情になります。

それと、先ほどリース料に関しては、これ全部一律ではなくて、実は小中学校はかなり印刷の頻度が高いのですよね、職員数も多いです。なので、規格的にちょっとパワーのあるというのですか、あるいは枚数的にカートリッジで枚数が入るものというのですか、そういったものを頻度に応じて印刷の実績として大きいところには若干ハイスペックなものを導入している。それは過去の今までの保守の履歴を見てみますと、やはり印刷頻度が高い学校さんがメンテナンスというか、すぐ調子が悪くなって、メーカーさんが行くことが多かったものですから、これはさすがにやはりちょっと疲労といいますか、年数によって機械疲労というのですか、そういったことを考慮してスペックを上げておりますので、価格はちょっとばらばらなところもあります。ただ、今後は全体の単価を下げていることで、長い目で見るとかなり今回新規にしたものも頑張ってくれるでしょうから、おそらく5年で駄目ということではないので、うちのほうはできるだけ引っ張れるところまで、メーカーが頑張って対応できるというところまでは引っ張りたいというふうに考えておりますので、一応そういう計画で。ただ、今回の契約で役場の中で一括、施設で一括ということの契約は取れましたので、管理的には非常にやりやすくなったというところでございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○小林武雄委員 ありがとうございます。かなり今一括にまとめると、結構その効果は出てくるのかなと思います。

その再リースの関係が、今聞くと大体3年から4年ぐらい。今だと結構電子部品というのは製造してから10年ぐらいでもうほとんどそのアフターサービスが終わってしまうのかなと思うと、七、八年ぐらいがやはり限界かなと思いますので、今回一斉にリース更新したその商品についても、5年でもう一回再リース、再リースをやっていって、同じような形態でやっていくと思いますので、その辺のところは継続してやってもらえばいいと思います。

こういう複合機というやつは、やはり5年ごとぐらいに結構新しい機械が出て、結構機能もいいやつで、その割にはリース料も意外と下げるところもあるのだよね、聞くと。だから、そういうところもやはりある程度年数が来たら見直しをしながら、もしリース料が変わらなければ機種を新しいものに変えとか、そういうので何らかの経費を抑えるような感じで、今後も一応考えてもらえればなと思いますので、よろしくお

願いいたします。

この単価についても、10円から7円。でも、何かもう少し実質的には安いと思うのだけれども、このカウンターの使用料が。でも、あれか。白黒が0.7円か。では、まあいいのか、白黒だからな。そうだな。

○亀井伝吉委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也情報広報係長 ちょっと説明不足で申し訳ございません。実は複合機の経費というのは、大きく分けて先ほど申し上げたように、リース料、それは機器を使用……リース料なのですね。先ほど申し上げた1枚当たり0.7円だったりとか、7円とかというのは、1枚当たり印刷して幾らになっているのですけれども、実はその単価には保守料金が含まれているのです。本来であればプリンターですから、トナー、インクの代わりにトナーというものを使いますけれども、本来であれば維持管理にトナーとかインク代わりのものがなくなってくるわけです。ただ、今の契約ですと、そういうのを全部一切かからないのです。そうなので、実は1枚幾らという、例えば1枚10円とか、例えば7円だったら、7円の中にトナー代とかそういう保守料金が全部ひっくるまっている。紙詰まりでちょっとおかしくなってしまった。では、修理業者を呼ぼうかといったら、そこに経費がかからない。だから、修理費があったら、やはりその保守期間というか、リースの契約期間はそこが含まれているので、必ずしもそれが印刷枚数の単価という考え方もありますが、そこには保守パッケージが含まれている上での単価なので、価格からすればよそから見ても断然安いという判断で契約はしていますので、単価に関しては担当としては自信を持っています。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○小林武雄委員 では、ちょっと最後に一言。その今保守料の関係で、トナーなんていうのがそのカウントの中に入っているということを聞いたのですが、コピー機だとトナーの表示がやはり残量が少ないとかなんとかって表示が出てから手配すると、学校など結構枚数使うとなると、そのトナーが来るまでに時間が切れて使えなくなってしまうという期間ができるのかなと思うのですけれども、今は新しいコピー機だと、その機械メーカーのほうで自動的にカウントしておいて、自動的に送ってくるという何かそんなシステムも聞いたことがあるのです。うちの町の場合は、そういうふうなシステムを使っているのかな。

○亀井伝吉委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也情報広報係長 おっしゃるとおり、まさにそのような対応となりまして、こちらのカウンターの使用の状況がオンラインで確認いただいて、これは役場だけではございませんで、学校、施設全てそうです。残りトナーが少なくなってなくなる前には、必ずうちが頼んでいなくても、勝手にその施設に配っていつているので、まずイメージ的には使っているトナーの代わりが必ず1個置いてあるという感じです。なので、その予備がなくなった時点で次のトナーが補填されるというのが、自動的にうちが頼んでいなくても、配送業者が持っていていつているというような状況なので、それも含めてのパッケージということで、それも保守の範囲の一環なので、それも単価の中には含まれているということになります。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 職員の男女の比率というのは、これどのようなになっているのですか、今。

○亀井伝吉委員長 新井係長。

○新井 智秘書人事係長 今年の4月1日現在で申し上げさせていただきます。正職員の数で申しますと、総数は138名、うち男性が87名、女性は51名、比率といたしますと、おおむね6対4ぐらいの割合となっております。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

[何事か言う人あり]

○新井 智秘書人事係長 もう一度申し上げます。正職員の合計が138名、うち男性が87名、女性が51名です。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 ここ142名と載っていない。どっち。今年って入ったっけ。今の話かい。そうかそうか。新井さんが言ったのは、現在のほうで言ったの。

○新井 智秘書人事係長 今年の4月1日現在で申し上げさせていただきました。

○青木秀夫委員 これはあれか、こっちの数字は3年度の4月1日かい。

○亀井伝吉委員長 新井係長。

○新井 智秘書人事係長 お手元にお配りしました資料、若干分かりづらい資料になっておりますが、職員の数につきましては、あくまで予算上、給与が支出された職員数が対象となっております。ですので、ここ数年毎年出ているのですけれども、途中退職者等も当然この数に含まれていますので、先ほど申し上げました4月1日現在ということになりますと、昨年度途中で退職した職員、それと定年に伴って退職した職員等の変動があります。また、新規採用職員が加算された数ということで、それら増減を含めまして今年度の4月1日時点では138ということで申し上げさせていただきました。

○青木秀夫委員 そうすると、おおむね男子60、女子40ぐらい、6、4ぐらいの市職員の場合、比率だと。では、この会計年度任用職員というのはどうなのですか。ほとんど女性ですか、こっちは。

○亀井伝吉委員長 新井係長。

○新井 智秘書人事係長 申し訳ありません。会計年度任用職員につきましては、正式にちょっと手元に男女別の数を集計しておりませんので、はっきりと申し上げられないのですが、委員おっしゃるとおり、会計年度任用職員さんは事務職も当然いらっしゃるのですが、やはり最も多いのが学校関係、教育支援員さんであったり、調理員さん、保育士さん、そういった方々ですので、ほぼほぼ女性のほうがウエートは大きいと思っています。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 いいですか。そうしますと、この女性が40%というけれども、これが年々女性の割合が減ることはないよね。増えていく可能性が高いでしょう。それで、この産休でこれは動くのでしょうか、今のところ利用して休んでいる方というのは何人ぐらいいるのですか。その方は、この142とか138の中に入っているわけね、休んでいても。

○亀井伝吉委員長 新井係長。

○新井 智秘書人事係長 この中に産育休者も含まれるような形で考えていただいて結構かと思っています。ただし、現時点での産育休者、産前休暇、産後休暇、また育児休暇を含めまして申し上げますと、3名の方が入っていらっしゃるということでよろしいかと思っています。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 3名入っていると、入っていない人もいるの。

○亀井伝吉委員長 新井係長。

○新井 智秘書人事係長 曖昧な言い方をして申し訳ありませんでした。現在3名なのですが、間もなくもう一人入る予定者もおりますので、今年度中、今現在で把握している人数といいますと、4名になる見込みとなっております。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 4名になりまして、そういう4名、何なの、その4名というのは。この142名とかの中に入っているということ。

○亀井伝吉委員長 新井係長。

○新井 智秘書人事係長 正確に申し上げます。現在、今年度残念ながら途中退職者もいますので、現時点での正職員の総数は全部で137になります。ですが、そのうちの4名が産育休に入る見込みもしくは既に入っている方、今年度中に入るのはもう実際4名が実動員として数えられない考えになりますので、実動が134名になるという解釈でよろしいかと思います。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、今産休中の人というのはどのぐらいいるの。

○亀井伝吉委員長 新井係長。

○新井 智秘書人事係長 産休といいますと、出産前の産前休、また出産後の産後休、そして子供を育てるために育児休業というのがありますが、そういったものを含めて私が先ほど3名というふうに申し上げさせていただきました。これが今時点で休暇もしくは休業している職員数は3名。ただし、今月これからもう一名産前休に入る見込みがいる、職員がいますので、合わせて4名ということで申し上げさせていただいています。

○青木秀夫委員 そういう産休とかの人は、そのつなぎとってはあれなのだけれども、つなぎはこの会計年度任用職員がそれを埋めて、産休中の人のところをカバーするわけですか。

○亀井伝吉委員長 新井係長。

○新井 智秘書人事係長 業務内容、業務量等も勘案しての判断になってくるかと思いますが、今回これから産前休に入る見込みの職員につきましては、たまたま復帰してくる職員がおりましたので、そこに前もって充てさせていただいております。

正確に申し上げますと、9月1日に復職をした職員がおります。これから9月22日から産休に入る職員がいます。そこに本来定数よりプラス1という形で現在は配置しておりますが、若干3週間程度かぶりがありますが、その間は引継期間ということで穴埋めという言い方が適切かどうか分からないのですけれども、人員上補填をさせていただいております。

ただ、それはたまたまタイミングが合った場合の対応でありまして、実際に会計年度任用職員を募集して埋める場合もあれば、業務量的に何とか残りの例えば今年度の月数が少ない時期であったとすれば、1名減のままでも頑張ってもらおうという対応を取る場合もあります。ですので、そのときそのときの判断、時期であったり、業務量であったり、そういったものを勘案した上で、その対象となる部署の管理職等も踏まえ

まして、調整をさせていただいているという人事です。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 これから女性の割合が増える可能性も高いし、いろいろやりくり大変だと思うのですけれども、それともう一点、ついでに聞きたいのですけれども、この期末手当というのは何か分かるのですけれども、勤勉手当というのはこれどういう趣旨のものなのか。勤勉手当、我々から見ると、なかなか非常に分かりにくいのですけれども、内容について。実質的にはこういうものなのだよといって。

○亀井伝吉委員長 新井係長。

○新井 智秘書人事係長 お答えします。

いわゆる皆さんで分かりやすいのはボーナスという言葉がそれに当たるのですが、公務員の場合、期末手当と勤勉手当を合わせていわゆるボーナスという形で年2回支給しています。勤勉手当につきましては、在職期間中に一生懸命仕事をしていただいたものに対する手当ということで、在職期間によって10割もらえない場合がある。具体的に言いますと、新規採用職員は4月1日に入ります。我々公務員は6月1日を基準日としまして、最初のボーナス、いわゆるボーナスなのですけれども、勤勉手当、期末手当が支給されます。そのときに、あくまで支給割合としましては、6か月いることを前提に、その間例えば人事評価上で悪いことをしたとかで成績が下がったとか、そういったことがない限りは100%支給されるものなのですが、新規採用職員に関しては4月1日から6月1日までの3か月間という短い期間になってしまうので、支給割合が減られて支給されるというものもあります。ですので、在職期間によって途中で入職した場合なんかは、満額支払われない場合もありますが、考え方としてはいわゆるボーナスが期末手当と勤勉手当、勤勉手当に関してはそういった不祥事等起こさないでしっかりと勤めていただいている職員には100%支給されるものということでご理解いただければと思います。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 だから、実質はこの期末手当と勤勉手当とか同じ趣旨のものね。ただ、同じものなのだけれども、何か2つに微妙に分けてあると、ややこしくなるよね。要は、だから実質はこれ期末手当ね。なのでしょう。と同じものでしょう。いいよ。そういうことね。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

今村委員。

○今村好市委員 決算書の48、49ページをお願いいたします。総務課長に聞きたいのですけれども、総務費が当初予算が7億5,000万円、補正予算が5億円ということで、この当初予算に対して補正予算がこんなに多いという決算はあまり見たことないのですけれども、何か突発的に事業が入ってきたとか、何かあるのでしょうか。その辺のこれだけの高額の予算に、だから8割ぐらいに匹敵するぐらいの補正を組まなくてはならなかったという根拠。総務費ですから、企画費等も入っているんで、全てが総務課の管轄内の予算執行ではないので、分かりにくいところもあるのでしょうかけれども、企画財政課長も担当したこともあるので、確かに峯崎課長が企画財政課長のときに組んだ予算かもしれませんので、その辺の理由をお願いいたします。

それと、不用額が7,700万円結構出ているのですけれども、この不用額の出た理由等が分かりましたらお願いをしたいということと、もう一点は、68、69ページなののですけれども、先ほどの補正予算とも関係ある

のだと思うのですけれども、感染症対策費、これ当初予算ゼロなのです。補正予算が5,800万円。これは感染症対策ですから、これが当初予算がゼロでよかったのかどうかというのはちょっと疑問があるところなのですけれども、こういうものがぼんとしてくるから、補正予算が大きく膨らんだという話になるのか分かりませんが、その辺のことなのですが、補正予算を組みながら、やはりこれも不用額を結構出しているのですけれども、こういう予算の仕組み等も関連があるのでしょうかけれども、その辺分かりましたらお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 ただいまの前段の質問、総務費の関係でございますが、不用額等合わせて現状ちょっと把握のほうはしておりませんので、早急に調べまして、また後ほどご回答はしたいと思います。

また、次の質問でございますが、今回コロナ臨時対策交付金、こういったものが出てきているということで、当初予算ゼロという中で急遽補正のほうで対応してきている。なのに、不用額のほうも出てきているのはというところなのでございますが、コロナ対策の臨時交付金につきましては、国のほうの配分、こういったところがございます。それに合わせて全国各自治体でそれぞれの特色あるコロナ対策を組んでいるところではあると思いますが、事情によりここら辺まで補助金、助成金で対応して、残りちょっとオーバーしている分については町の持ち出し分、こういったものをプラスをして、全体の事業費として予算立てをするといった流れの中で、最終的にはその事業成果の増減、こういったところがあると。その増減の中で可能な限り補助金、こういったものは対応させてもらいますけれども、総体的に全体事業費が減ったときには、その不用額分が発生をすると、そういったところも要因の一つではないかなというふうに考えております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 前段の補正額の5億円というのは、これ課長、あれですか、こういうケースもあるのだから、あり得るのだと思うのだけれども、予算を立てるときに何か予算計上を忘れてしまったとか、後でどうしても必要なものがぼんとして出てしまったよという、そういうのでもない限りは、こんなに当初予算の割合にして、こんなでっかい補正を上げるというのはなかなかないような気がするのですけれども、何か要因があるのかということがあるのですけれども、あと今その臨時対策地方創生の交付金なのですけれども、これは令和3年ではなくて、2年頃から3年にはもうコロナが相当広がってきてしまって、毎年毎年様々な交付金が出てきて、市町村においても対策事業を組んでいたときだと思うので、当初予算ゼロというのがどうもやはり納得がいかないのですけれども、それは例えば国の交付金が決定されないから、予算が組めないからゼロなのだよということなのかどうかなのですけれども。だって、繰越明許で繰越明許額というのが出ているのだから、コロナが収まってしまえば出てこないのかもしれないけれども、収まる様子がおそらく予算編成時点ではなかなか読めないと思うのですけれども、ただそれが国の交付金対象になるかならないかというのは、不確定要素がいっぱいあったと思うのですけれども、ゼロしか見込めなかったのかなというのがちょっと不思議に思っているのですけれども。

○亀井伝吉委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩総務課長 このコロナの関係なのですが、実情としては、国のほうでやはり確定をしないと、その予算というのは計上はなかなかできないという中で、もちろん繰り越ししている事業等については、予算の計上等は行いますけれども、新規関係でその当てにしている予算等については、これはなかなか計上は難

しいのではないかなというふうには思っております。

また、先ほどの補正の関係でございますが、ちょっと決算書のほうを見させていただきまして、66ページを開けて見ていただきたいと思います。補正予算額ということで基金費に4億5,450万円と入っております。また、コロナの事業費関係等で5,000万円の補正等が出ているというところで、これで補正のほうで5億円出ている、計上されているというものではないかなというふうには思っております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 基金費は当初予算ではこれ見込めなかったのですか。

○亀井伝吉委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩総務課長 当初予算を組む時点では、こちらの基金費等についてはやはり計上は見込んではいない編成であったと思っております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 それはどういう理由で見込めないのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩総務課長 当初予算編成するに当たりまして、歳入歳出というところで組むわけですが、当初予算については、基金の繰入金等を考慮して予算のほうを編成しているというところでございますので、そういった中でやはり見込んでいなかったというものであると考えております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 これはさっき私が何のときだっけな、企画財政のときか、その関連で、要は基金を繰り出したのだけれども、使わなくても済むよと、そういうことで基金費を補正したと、歳出を、そういうことなのですね。

○亀井伝吉委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩総務課長 そういうことでよろしいと思います。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうすると、さっきの話になってしまうのですが、財政との話。では、予算を作成するときに基金から繰り出して、4億幾ら繰り出さないと、予算編成ができないよという当初予算の中では基金を繰り出したのだけれども、結果としてそれを使わずに決算ができたというその予算と決算の乖離みたいなものなのですね。

○亀井伝吉委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩総務課長 最終的にはそういう差引き増減、こういったものが出てくると思いますので、その差だとは思いますが。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 それが通常の年より大幅になったと。普通ないで。基金繰り出して、全く使わなかったよというのは、普通は。ないよね、今までは。ここ四、五年は。

○亀井伝吉委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩総務課長 ここ四、五年の統計をちょっと取っていないので何とも、今回答は控えさせていただきますが、やはり最終的には幾らかでも基金には積み込みができていた年が多かったのかなと思います。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 それは積込みというのは、差引残金が出てきて、法定で積まなくてはならないという部分を積み込んでいるだけの話でしょう、それ積み込んでいるのは。使わなくて、早い話が補正でもう使わないよという、持ち出ししないよということはそうないねということですよ。

○亀井伝吉委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩総務課長 自分の経験で、昨年やはり普通交付税が予定よりも多く出たというところもあって、昨年その……それで最終的な調整をしたような記憶はありますが、ちょっと今突然言われているので、昨年の状況はちょっと何ともあやふやなところがありますが。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 さっきの話と同じものなので、大体分かりました。税収が2億円、交付税が約2億円、その中の2億円のうち1億2,000万円がコロナ対策で余分に来ているよということなので、その部分が約4億円ぐらいあるのですよ。だから、要は歳入が4億円増えたから、結果的には基金の4億幾らを繰り出さなくても決算ができたということなのだと思うのだけれども、では当初予算でその辺の歳入の見込みがなぜできなかったのかなという話を午前中にしたのですけれども、分かりました。いいです。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

本間委員。

○本間 清委員 決算書の43ページです。下の雑入の中の真ん中辺り、町広報紙広告掲載料38万400円ですか、毎月配られてくる町だよりを見てみますと、中に広告が載っております。自動車教習所や宝くじ、また結婚相談所等ありますけれども、毎月このところ6件前後掲載されているのかなと思うのですけれども、この掲載料、私の記憶では1枠5,000円だったと思うのですけれども、こういった町の広報紙にいわゆる民間業者を載せるということは、そもそも最初はどういう目的でこれを始めたのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也情報広報係長 ご質問にお答えいたします。

まず、広告掲載料に関しましては、先ほど5,000円とご記憶されているとおっしゃいましたが、実際は単価的には6,000円で、一番下の段が1ページ当たり下の段2つ載せられるのですが、それを両方載せると1万2,000円になろうかと思えます。関連して、ホームページの一番下のところのパナー広告が、あれが単価が5,000円になろうかと思えます。有料広告の掲載に関しては、板倉町有料広告掲載取扱要綱というものに定められております。

すみません。その動機ときっかけについては、私ちょっと申し訳ないですが、存じ上げないのですが、目的としては、やはりこれを有効活用して、それでまたその広告掲載料をいただいて、それを実際はこれは広報の印刷費のほうに充当されていてということの循環になろうかと思えます。

こちらの有料広告掲載取扱要綱に関しましては、広報いたくらとホームページが両方同じ記載になっておりまして、実際このところはおっしゃられているとおり、ちょっと増加傾向にはあります。うちのほうとしても、何でもかんでもコロナのせいにはしたくないのですが、コロナで事業がちょっと減ってきているので、当然取材対象も減っている。あわせて、逆に事業もやらないですから、その事業のお知らせも減っているということで、以前よりも平均ページ数というのがぐんと落ちているものですから、逆にスペース、申請が

あれば以前はスペースがなくてお断りしなくてはいけないケースも結構ありました。今はどちらかといえば、スペースも余裕があるといいますか、ご希望があればある程度載せられるというところで、実際は積極的に受け入れているというところかと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 自治体は利益を求めてはいけないという大原則があるわけでしょうけれども、例えば住民票を取りますと、300円の手数料を取られると、そういう意味かなと私は思っているのですけれども、この広告、中を見てみますと、意外と町外の方の依頼があるのかなと思うのですけれども、こういったことというのは例えば係の方がこういうのを載せてくれないとか、そういうふうにいわれる営業としては言い方に語弊がありますけれども、何かそういうのはあるのでしょうか。それとも、板倉町広報紙を見て、私のところも載せてくださいというふうに来るのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也情報広報係長 現状といたしましては、うちから営業的なものでぜひ載せてくださいというようなアプローチはしておりません。ですので、ホームページとか、あるいはどこかでこの有料広告の実際広報紙を見て、これ載せられるのだということで、うちもこれ載せられるのだったらちょっと載せてもらいたいなということで来られる方も結構いらっしゃいますし、特に町内外に限ったものではありませんので、実際に今うちから載せませんかということは一切なく、興味を持たれた方が問合せなり、お越しいただいて、ぜひということであれば、手続等ご案内している状況でございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 その辺のところは分かりました。

この先のことを考えますと、よく自治体で例えば建物の命名権または公園等の命名権、そういったものをやっております。この近辺ですと、館林の文化会館でカルピスホールというのがありますね。ああいうふうには、企業名を掲げております。いずれそういう言い方はよくないですけれども、収益、手数料ということを考えていきますと、板倉町も将来的にはそういうのを考えるのも一つの方法かなと思います。では、板倉はどこに何があるのというと、これもまた難しいですけれども、具体的に言えば、例えばニュータウンなんかには公園があります。ああいうのをある意味売り出すという言い方もまた語弊があると思いますけれども、将来的にはそういうことも考えていくのもよろしいのではないかなとは思った次第です。一つの提案とさせていただければと思います。

○亀井伝吉委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也情報広報係長 ご指摘のとおり、実際そういった施設に命名権というか、名称権というものですか、そういったものって事案は板倉のほうはあまりなくて、公募で例えば通りの名称とか、道路の名称とかということではあったと思います。ただ、有料でスポンサー的な収入を得た上というケースはあまりないかなと思います。貴重なご意見ありがとうございます。お預かりして、ちょっと。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。時間もう。

○小野田富康委員 すみません。安全安心係で、主要施策の成果のほうですと、14ページの防犯施設整備事

業の防犯カメラ設置工事費、4基で129万8,000円と。これ令和3年度に4基設置したということなのですから、今年度の予定と状況というのはお知らせください。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 令和3年度は4基設置させていただいて、令和4年度につきましてもその場所に基本的に電柱が近くにあれば電柱に共架、なければポールを立てたりということで、設置の工事の内容によりまして3基から4基程度は今年度も予定をさせていただいています。

○小野田富康委員 やはり子供たちの通学路であつたりとかというような要件を以前は聞いてはおったのですけれども、もちろんそれも大事かと思うのですが、やはりいろいろ最近物騒な時代になっていますので、ある程度の通りのところにつけるとか、田舎ですので死角がすごく多いところだと思うので、結構農機具の盗難がかなり多いということなので、そういうところにつけるのも実際どうなのかなという部分はあるのですけれども、ある程度頻繁に死角になる場所で、同じようなところのうちが何度も何度も盗難に遭うと。自衛のために自分でも設置はするけれども、それに連なるどっちの方面に逃げたとか、こういった不審者が通ったとかというような、そういった警察の初動態勢ではないのですけれども、それにすぐ役に立つとか聞いていますので、ちょっと年間そんなに3から4基のうちの2基、3基をつけろとは言わないのですけれども、そのうちの1基とかでもそういう農村地帯のほうにも、ハウス団地の辺りですとか、そういったところにも設置していくのもちょっと今後検討していただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 防犯カメラの設置場所ということで、通学路を中心に主要交差点であつたり、やはり町内で犯罪があつて、県境をまたいでいくとかということもありますので、今後そういった県境、市町村境等にも設置を予定している段階でありまして、また委員おっしゃるとおり、町内でもそういったところには面していないが、犯罪、盗難等も多い場所にとということも警察等からも情報提供をいただきながら関係各所と協議を図りながら、設置場所のほうには数は限られているので、やはり重点的に配分しながらということにはなってしまうのですが、その辺も含めて設置場所については検討を図っていただければと考えております。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 最後なのですけれども、それ誰が決定をする、決定権は誰にあるのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 案とすれば係のほうで案は出させていただきますが、総務課長という形になるかと思います。

〔「よろしいですか」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 課長、お願いします。

以上で総務課関係の審査を……

○峯崎 浩総務課長 すみません。今の関係でございしますが、いろいろご指摘もありますので、そういったところを総合的に勘案しながら設置場所の要望、また設置の決定、こういったところを前向きに検討していきたいと考えております。

以上になります。

○亀井伝吉委員長 以上で総務課関係の審査を終了いたします。

慎重なご審査、大変ありがとうございました。

ここで休憩いたします。

休 憩 (午後 2時30分)

再 開 (午後 2時45分)

○亀井伝吉委員長 再開いたします。

福祉課関係の審査を行います。

福祉課からの説明をお願いいたします。

説明は端的をお願いいたします。

小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 お世話になります。福祉課の決算審査、よろしくお願いいたします。

早速ではございますが、各担当係長から順次ご説明申し上げますので、よろしくお願いします。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 よろしくお祈いします。社会福祉係の山田と申します。よろしくお祈いいたします。主な事業についてご説明させていただきます。

なお、歳入につきましては補助金等でございますので、歳出に合わせて説明をいたします。

初めに、新規事業についてご説明いたします。決算書の79ページをお願いいたします。一番下の二重丸、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり10万円を支給するものです。また、住民税が課税されている世帯であっても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員が非課税相当とみなされる世帯にも10万円が給付されるものです。全体で1億802万364円、給付金として住民税非課税世帯1,036件、1億360万円、家計急変世帯1件、10万円を支出しております。こちらの事業につきましては、全額国庫補助となります。

次に、85ページをお願いいたします。上から3つ目の二重丸、障害児(者)自立支援事業でございます。1つ目の更生医療給付でございますが、18歳以上の障害者手帳をお持ちの方で、障害の程度を軽くしたり、残された機能を回復することを目的として手術等を受ける場合に必要な医療費を助成する制度で、全体で1,382万7,356円、扶助費として659万5,819円の支出でございます。

次の丸印、育成医療給付でございます。18歳未満の方で手術で確実な治療効果が期待できる場合、障害の程度を軽くしたり、残された機能を回復することができるような医療を受けるための医療費を助成する制度で、全体で17万7,962円、扶助費として968円の支出でございます。

次の丸印、療養介護給付費でございます。重度の障害をお持ちの方が医療型の施設に入所される場合にその医療費を助成するもので、全体で129万9,109円、扶助費として99万8,468円の支出でございます。

こちらの3つの医療費につきましては、自立支援医療制度に位置づけられるものでございまして、健康保険の自己負担分の3割のうち2割を公費で負担し、残り1割が本人負担となるものでございます。公費負担の割合は、国が2分の1、県、町がそれぞれ4分の1となります。

一番下の丸印、地域生活支援事業でございます。障害児者の地域生活を支援する事業に関する業務委託料とサービス利用扶助が主なもので、3,693万9,452円の支出でございます。地域生活支援事業に関しましては、国及び県の補助事業でございまして、基準額の上限がございしますが、国2分の1、県4分の1の補助がございました。

次に、87ページをお願いいたします。上から3つ目の二重丸、障害介護給付費でございます。障害のある方が可能な限り自立して生活できるよう支援するサービス利用扶助が主なもので、2億7,073万3,345円を支出しております。

その下の二重丸、障害児給付費でございますが、障害のあるお子さんに特化した児童発達支援等のサービスの利用扶助になります。3,246万4,767円を支出しております。この2つの給付費につきましては、国2分の1、県、町がそれぞれ4分の1の負担でございます。

主なものを説明させていただきました。社会福祉係からは以上です。ありがとうございます。

○亀井伝吉委員長 田子係長。

○田子好美子育て支援係長 子育て支援係の田子と申します。よろしくお願いいたします。子育て支援係では、令和3年度に新規事業が3事業ありましたので、そちらについてご説明させていただきます。

決算書の89ページをお願いします。備考欄の上から2つ目の二重丸、子育て世帯生活支援特別給付事業でございます。こちらは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入減少となった低所得の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を支給する事業です。対象者は、ゼロ歳から18歳までの子を養育している住民税非課税の保護者となっています。対象世帯は62件、対象児童は120人で、支給総額は600万円です。そのほかに職員の時間外勤務手当や通知郵送料、電算システム改修のための委託料などの支出があり、合計で672万3,500円を支出しております。こちらの事業につきましては、全額が国庫補助となっております。

続きまして、下から3つ目の二重丸、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として、児童1人当たり10万円を支給する事業です。対象者は、ゼロ歳から18歳までの子を養育している保護者となります。対象世帯は1,008件、対象児童は1,767人で、支給総額は1億7,670万円です。

なお、国の制度では児童手当受給者相当の所得の世帯が対象となっているため、所得の高い特例給付世帯は非該当となっています。町では非該当となった特例給付世帯に対しても地方創生臨時交付金を活用し、国制度と同額の1人当たり10万円を支給しました。こちらの特例給付の世帯数については64件、対象児童数は103人で、支給額は1,030万円です。そのほか職員の時間外勤務手当や郵送料、委託料等の支出があり、合計で1億7,821万1,981円を支出しております。

続いて、91ページをお願いします。上から2つ目の二重丸、保育士等処遇改善臨時特例事業でございます。こちらはコロナ禍においても最前線で働く保育士、幼稚園教諭、学童クラブ職員などの児童養護施設職員の賃上げを目的として、収入の3%程度を引き上げるための措置となり、令和4年2月分の給与から実施しております。対象施設としては、まきば幼稚園、そらいろ保育園、みつばち学童クラブの3か所で、合計で100万8,000円を支払いました。こちらの事業も全額が国庫補助となっています。

子育て支援係の説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 根岸園長。

○根岸久美子板倉保育園長 板倉保育園の根岸と申します。よろしくお願いします。

令和３年度の板倉保育園の運営事業について説明させていただきます。まず、園児数ですが、令和３年度の園児数は、ゼロ歳児２名、１歳児13名、２歳児15名、３歳児19名、４歳児14名、５歳児20名、計83名です。うち新入園児はゼロ歳児２名、１歳児７名、２歳児４名、３歳児４名、５歳児１名、計18名でした。広域入所はいませんでした。

令和４年度の園児数、９月現在ですが、ゼロ歳児２名、１歳児５名、２歳児17名、３歳児15名、４歳児19名、５歳児14名ですが、10月と12月にゼロ歳児が１名ずつ入所し、ゼロ歳児が４名となりますので、計74名です。うち新入園児はゼロ歳児４名、１歳児３名、２歳児４名、３歳児１名、計12名です。広域入所はいません。

歳入につきましては、昨年と大きく変わったところはありません。

歳出につきましては、歳入歳出決算書の93ページを御覧ください。中段の二重丸、板倉保育園運営事業の10需用費の修繕料ですが、50万302円となっています。内訳といたしまして、滑り台下マットの敷設修繕に４万9,500円、給食室の床の修繕に４万8,400円、ほか照明器具等の修繕となっています。

また、修繕料の３行下、医薬材料費が17万8,912円となっていますが、薬品のほか、新型コロナウイルス感染症対策としてアルコール消毒液を昨年よりも多く購入いたしました。

17保育備品購入費が19万3,600円となっていますが、給食室のまないた殺菌庫が経年劣化で不具合が発生したため、購入いたしました。ほか昨年と大きく変わったところはありません。

以上です。よろしくお願いします。

○亀井伝吉委員長 柏崎園長。

○柏崎弘美北保育園長 北保育園の柏崎と申します。よろしくお願いいたします。

令和３年度の北保育園の運営事業について説明させていただきます。令和３年度の園児数ですが、ゼロ歳児２名、１歳児８名、２歳児12名、３歳児６名、４歳児７名、５歳児７名、計42名です。うち新入園児はゼロ歳児２名、１歳児４名、２歳児２名、３歳児１名、４歳児１名でした。広域入所はいませんでした。

令和４年度の園児数、９月現在ですが、ゼロ歳児１名、１歳児４名、２歳児９名、３歳児10名、４歳児５名、５歳児７名です。計36名です。うち新入園児はゼロ歳児１名、１歳児２名、２歳児２名、３歳児２名です。広域入所はいません。

歳入につきましては、昨年と大きく変わったところはありません。

歳出につきましては、歳入歳出決算書の95ページ、上から２行目の北保育園運営事業、10需用費の修繕料を御覧ください。修繕料は137万7,199円となっています。内訳といたしまして、滑り台下マットの敷設修繕に４万9,500円、カシの木伐採８本で５万円、屋根破風板塗装修繕に37万1,580円、高窓飛散防止フィルムの貼り付けに49万600円、保育室玄関軒天修繕に７万1,940円、園舎テラス屋根の垂木修繕に９万7,900円となっています。

また、修繕料の３行下、医薬材料費が15万535円となっていますが、薬品のほか、新型コロナウイルス感染症対策としてアルコール消毒液を昨年よりも多く購入いたしました。

17番の保育備品購入費が９万9,000円となっていますが、オルガンが経年劣化により修理不能のため、電子ピアノを購入いたしました。ほか昨年と大きく変わったところはありません。

以上です。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 江田館長。

○江田貴子児童館長 児童館、江田と申します。よろしくお願いいたします。児童館に関する説明をさせていただきます。

まず、歳入ですが、例年ですと児童館主催事業参加費等の収入があるところですが、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響などから事業の中止などもあり、参加費を徴収しての事業は実施しなかったため、ゼロでございます。

続きまして、歳出ですが、決算書95ページを御覧ください。備考欄一番下の二重丸、児童館運営事業102万7,791円でございますが、この数字は令和2年度決算額比で37万390円の減となっております。これは新型コロナウイルス感染症の影響による主催事業の中止等から事業で使用する材料などの消耗品の購入が減ったことや、施設修繕などの大きな修繕がなかったことによる需用費の減が主な要因でございます。

次に、歳出の主なものを申し上げますと、決算書97ページ、備考欄、15節の原材料費の築山赤土代2万5,520円ですが、これは児童館敷地内にあります築山の表面をならすために入れた赤土の代金でございます。また、令和3年度は公用車の2年に1回の車検の年となっており、その車検にかかる費用としまして計6万9,634円を支出しています。その他の歳出につきましては、例年とほぼ同様となっております。

児童館の説明は以上でございます。

○亀井伝吉委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

延山委員。

○延山宗一委員 よろしくよろしくお願いいたします。

お聞きしたいのは、板倉保育園、北保育園、そして児童館、これは関連するわけですがけれども、ここ連日テレビで、これは静岡なのですがけれども、車に置き去りになって死に至ったというふうな事故がありましたよね。大きくテレビ等でも報道されているのですがけれども、板倉町の保育園については銘々に送迎をしていますので、こういうトラブルはないと、そういうふう思うわけですがけれども、やはりテレビでもよく言っているのですがけれども、小さい子供というのは非常に体温の調整が難しいと、なかなか大変なのだよというような報道もあります。そういうふうなことで大人と違う面が出てくる。皆さんにつきましても小さいお子さんのお預かりをしているというふうな責任もあるわけなのですよね。そういうふうなことの中で、やはり今年もそうなのですがけれども、冬は寒い。また、夏は非常に猛暑、酷暑が続く昨今になっているということです。やはりそういうふうなところの中で、園児がしっかりと保育にかかれるように、見なくてはならないという点もあるのです。今回決算議会ということなのですがけれども、3月は予算議会がある。それに対して、こここのところはやはり直しておかなければならないとか、入替えをしておかなければならないという点も出てくるのかなと、そんな気がしているのです。

というのは、特に今コロナの問題で半導体が不足している。例えばエアコンを入れるにしても、ちょっと待ってくれよということで1か月待ち、2か月待ちなんてあるかもしれない。特に個人の小さなエアコンと違って、ある程度大型の機械ですよね。そうすると、ある程度経年劣化しつつ、そういう機械に対してはやはり細心の注意をしておかなければならないなど。ちょうど強力にエアコンをかけるときに、やはり機械の負担もでかくなってくるということは、いつ何どき停止するかもしれないということも踏まえて、何かそれ

ぞれの板倉さん、北さん、あと児童館、そういうふうなものがあるのであれば意見を聞かせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○亀井伝吉委員長 根岸園長。

○根岸久美子板倉保育園長 板倉保育園、根岸です。

おっしゃるとおりだと思います。保育園、児童館も一緒ですが、一番心配なことは熱中症ということだと思います。保育園に関しましては、熱中症対策といたしまして、午前中3歳以上児はおやつを提供はないのですけれども、スポーツドリンクをゼロ歳児から5歳児まで、年長児まで必ず与えるようにしています。熱中症対策として、ほかには室温、気温をきちんと測りまして、保育に適した室温が保てるようにしています。

板倉保育園の場合なのですけれども、年中組の部屋が給食室と真向かいでして、室外機からとても熱風が出てしまうということで、なかなかエアコンのほうも温度が下がらないということもありまして、今年度ちょっと扇風機をいただいたりして、室外機の熱い空気を出すようにと、そういうところを工夫しています。

北保育園に関しても同様に、スポーツドリンク等をあげています。

それから、出欠の置き去りの件ですけれども、板倉保育園も北保育園も早番が電話を受けたりしますが、必ずメモに残して誰が欠席ということを確認します。9時までに出席報告を各ボードに書いていくのですけれども、その場合にお休みの連絡がない子の確認を必ずするようにしています。お休みの連絡がない場合ですとかは、前の日に聞いていたりすることはないかということで、各担任に確認をしています。

以上です。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 児童館はそれについては分野はちょっと違いますので、何か意見等ありましたら。

○亀井伝吉委員長 江田館長。

○江田貴子児童館長 児童館のほうでも、やはりこの昨今の暑い中でも小学生など外で遊びたがる子がいたりするので、児童館に遊びに来るときは、水筒を必ず持ってきてねということをお便りとか、あと本人にも話をしたりとか、遊びに来る子たちにも話はしています。外でどうしても遊びたいという場合は、では15分だけねと言って、15分たったら中に入りな、水分補給しなということで声かけなどを行っています。

あとは、建物が古かったり、あとエアコンが古かったりというのがあるので、なかなか暖まりにくく、冷えにくくというところはあるのですけれども、今のところ取りあえず何とかなっていますが、やはりすごく暑い35度を超えるような日は、コロナの関係で換気もしたりしていますので、子供は室内で結構汗をかきかき遊んでいるような状況です。できるだけ空調とかがしっかりしていればいいのかなと思うのですが、何とか運営している感じのところはあります。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 今それぞれの園の情勢を伺いました。やはり機械がおそらくみんな古いのかなと思うのです、暖房にしても冷房にしても。そうすると、やはりちょうど一番必要とする時期にトラブルが一般的に起こりやすいというのは、やはり外気も上がっているし、最高の出力にセットするということの問題で故障になるのかなという気もするので、状況を早くつかんで状況の内容を、やはり当初予算の中に組み入れて、例えば交換するのなら交換するということも必要かなと思うのです。

それぞれの園で対策を取りながら、子供たちにやはりそういうトラブルも起きないように、例えば登園す

るときも、例えば帰るときもしっかり人数を確認しながら、事故のないようにということは安心をしたわけなのですけれども、二重、三重のチェックをしながら、園児がうちへ帰るまではやはりそれ相応の心配もするわけなのですけれども、見送ったからいいということではなくて、全ての対応、何かあったときには当然皆さんのところに連絡が来、町のほうにも来るわけなのです。しっかり対応して、今後それぞれの毎日の保育に当たっていただければありがたいと思うのですけれども、それについて機械の関係については課長、いかがでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 全体的な機械の今年数とかはちょっと分かっていないのですが、今のところもうすぐ壊れそうだという話はないので、まだしばらくは大丈夫かなというふうに思っています。壊れればいずれは更新という、保育園自体も更新という話もあるのですが、まだそれも確定はしていない状況なので、壊れる前にはやはり新しくしていかなくてもならないなというふうには考えています。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかに。

黒野委員。

○黒野一郎委員 これはちょっと印刷か、私の勘違いなのですから、決算書95ページの保育園の記載なんですけど、予備費から充用、充当と書いてあるのですけれども、これ。これは保育園関係ではないのですね。95ページの中段の下にあるよね。これは関係ない。枠が上に入っているから、65万円。これは線の上にあるから、予備費とあるでしょう、これは関係ない。では、これは福祉ではないのだね。

[何事か言う人あり]

○黒野一郎委員 では、関係ないのですね、福祉とは。

[何事か言う人あり]

○黒野一郎委員 だから、北保育園の枠に入っているから、あれって聞いたのですけれども、では別に直接関係ないですね。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長、マイクを使って説明してください。

はい、どうぞ。

○小野寺雅明福祉課長 これにつきましては、予備費から充用とあるのですが、ちょっとどこが充用したかも直接保育園の事業には関係はないということです。

○黒野一郎委員 分かりました。すみません。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 では、先ほど延山委員さんと若干関連なのですから、先ほど児童館の館長さんの話とかで、暑くて暑くてエアコンを回しても35度以上で、中に入っても汗を流している子供がいると、北も板倉もそうなのでしょうけれども、先ほど課長が壊れないから、何とかもつだろうと。壊れてしまってからでは、先ほどの延山委員が言った、静岡のバスと同じように。エアコンでも何でも5年、10年、15年、20年上がれば冷蔵庫、エアコンだって電気料食うから、古くなるほど電気料食いますよ、もちろん。私もそういうところ行っていたから。そういう中で壊れている、ガタガタして、幾ら温度を下げたって冷えないのでは、ここで買い換ええないと思うのです。

この前、さっきも総務課か企画財政かな、公民館とか、窓の中にサッシがないから、ではコロナの対策でサッシをつけるとか、つけたとか何とか言っていましたけれども、ですからそういうところばかりではなくて、やはりそういう子供たちが、幼い子がいるようなところで汗を流してというところで、ここでチャンスという言葉はおかしいですけれども、コロナ対策費のあれが来ているわけですから、そういうところについても課長のほうからうまくやって、コロナのこういうときだから、そういうお金を用意できる方法があれば利用していただいて、こういうときにこそつけるという、そうすれば理由はコロナ対策で換気をどうのこうのとなるわけですね。だから、通常は壊れてからと思っても、こういうときだからこそ、ぜひうまく対応したほうがいいと思うのですけれども、それはやはり課長さんの腕次第だと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 まず、公民館がサッシや網戸をつけるとか、そういう話があったときも、保育園というふうに考えたのですが、構造上ちょっとつかないというのが、そっくり替えないと、その公民館用にはつかないということで、それについてはちょっと。

今のところ窓を開けておいてもそれほど不都合がないということで、それについては実施はしなかったということなのですが、今後児童館の効きも悪い状態で、耐用年数とかを調べながら、またそういう国庫補助事業とかで実施でき、町の負担がなくやっていけるようなことがあれば、積極的に手を挙げていきたいなというふうには思います。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 いや、私が言ったのは、公民館等々に網戸をつけたら、では児童館でも保育園でも網戸をつけたほうがいいと私言っただけではないのです。公民館は網戸をつけたけれどもって。けれども、エアコンについてはこういう現状であるから、ぜひガタガタ、ガタガタ、温度を下げて温度が下がらないから、ではこういうコロナの対策費が来ているから、それが何とか可能ならば、今のときつけたほうがそういうので理由がつくでしょうと言ったのです。だから、網戸とか関係ない、別ですよ。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 分かりました。積極的にはやっていききたいと思います。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 積極的にではなくて、ぜひお願いしてあげてください。ここにいる方に孫でも行っている人もいるだろうし、関係する人が多いわけだし、先ほどの延山委員さんが言った亡くなってしまってからでは、3つも4つもミスがあったって、この前の静岡の話もありましたけれども、板倉はないと思いますけれども、でも温度が上がり過ぎて、ちょっと目を離したら倒れていたなんていうこともあり得る話ですから、ぜひお願いします。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

市川委員。

○市川初江委員 市川です。よろしくお願いいたします。

主要施策の49ページ、板倉保育園のところの事業内容なのですが、見てみますと、いろいろコロナのために中止、中止ということで、人形劇も、また園外保育事業もできなかったりというふうで、子供たち

もちよっとかわいそうかなと。先生方もコロナの対策で大変なのでしょうけれども、でもそういう中でも何かやはりやっている事業があるのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 根岸園長。

○根岸久美子板倉保育園長 板倉保育園、根岸です。

コロナ禍でも子供たちが楽しめるような行事の工夫というのをしています。まず、誕生会ですとか、集会をしなくてはならないような行事に関しましては、やはり密を避けるということで、園庭で行ったり、各クラスでやったりと工夫をしながら集会等の、今までと同じような行事を楽しめるようにしています。

運動会とかにつきましても、以前は親子参加型だったのですけれども、ここ数年は保育参観型という形を取りまして、1部と2部に分けさせていただいて、1部は3歳未満児の子を見ていただく。2部は3歳以上児の子供たちを見ていただくということで、保護者の方も外部からいらっしゃる方は密にならないような工夫をしながら保育を進めているところです。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 大変ご苦労さまです。やはり何かそういう楽しみも子供たちにないと、また父兄の方もそう。私も見たいなと思うのですけれども、密を避けているので、親が1人とか、そういう状態でやっているようでございますので、本当にご苦労さまだなと思います。

何かお話を聞きますと、プールとか、泥んこ遊びとか、いろんなこともやっていて、大変子供が喜んでいみたいですが、シャワールームなんかはあるのですか。

○亀井伝吉委員長 根岸園長。

○根岸久美子板倉保育園長 シャワールームというのはいないのです。外の足洗い場のところによしずを上に乗せまして、直射日光が当たらないような工夫をしながらプールを出た後、温水のシャワーを浴びてお部屋に入るといふようにしています。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 何年ぐらい建物は、四十何年、何年たっているのですたっけ。

○根岸久美子板倉保育園長 45年にできていると思います。昭和です。

○市川初江委員 大分たっているということでございますよね。そうすると、いろんな老朽化しているところも、直し直しやっているとということもずっと私も見ていたし、知っているわけですが、本来ならば一番学校に上がる前の本当の教育というのは、脳の配線の基本ができるわけですから、もう一番大事にしないではない教育、そこがきちんとなっていれば1年生に上がってから何の親の手がかからないで、もうスムーズに子供が成長していくということを私も学んだのですけれども、なかなかそこら辺が注目されていないなというふうに思うのです。課長さんが優しいから、お願いをして、できるところはやっていただいて、なるべく早めに園の改築をする方向で持っていただければありがたいと思うのですけれども、課長どうでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 その辺につきましては、町長もいつも挨拶とかでも今後は保育園がというふうには言っていて、まだいつからというのは決まっていらないのですが、できるだけ早くということで、建物は古いのですが、園長もみんな頑張っていて、子供たちには大変いい保育を実施しているというふうには考

えています。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 本当に子供を見るだけでも、ほんと大変だと私も思うのですけれども、自分が見て。その中で、また先生方はいろんな事務報告みたいなものがたくさんあって、保育が終わった後も何か残業みたいな形でやっているようでございますけれども、その辺そうすると本当に先生方の体調管理はどうかかなと思うのですけれども、そういうところは役場のほうでは保育士さんの体調管理などのことはお考えになっているのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 保育士ということではなく、同じような形でメンタルのアンケートみたいなやつとか、あとは健康診断とかは役場の職員と同じような形で実施して、特に違うことをやっているというのはありません。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 事務的なものは、だから役場の職員がちょっとお手伝いしてあげるということはできないのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 保育日誌とかそういうふうになると、ちょっと手伝えないのですが、保育士もちょっと退職とかで減っているというのもありまして、今現在板倉保育園、北保育園等で遊具とかの修繕が必要になった場合は、子育て支援係で起案とか、現場を見たりとかして、できるだけ修繕等の手間を園長なり保育士が負わないようにという形で、今課全体で手伝いしながらやっている状況です。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 いろいろと課長さんも頑張ってお手伝いをしているようでございますけれども、何はともあれ、早めのやはり園の新築が急務かなと思いますので、ぜひその辺を強く町のほうにも町長にも言っていただいて、私も言いますので、早く進めていただいて先生方の使い勝手がいいように、そしてよい子が育っていくように整えていけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お疲れさまです。よろしくお願いいたします。針ヶ谷です。

主要施策の成果の40ページ、一番下なのですけれども、自殺対策緊急強化事業ということで、特に令和3年度につきましては、コロナの経済への影響あるいは外出禁止等での孤立感も含めて、自殺者が急増した年だったかなと思います。加えて、今年度もそういう状況はある面では続いているのだらうとは思いますが、その中でゲートキーパー講座も中止で実施なしということで、心の健康相談もなし。ただ、普及啓発物品の作成が1,000個配付ということなのですけれども、どういうふうにどこに配付したのかというのをまず1点目。

町で相談窓口というのは多分今のところないのかなと思うのですが、NPOや県や国やというところがそういう相談窓口、電話なり、SNSなりというオンラインでも対応を始めているのかなと思いますが、そう

いったところの連携ですよ。課としての連携ができるのかできないのか。個人情報が多く含まれますので、具体的なのはやり取りは難しいかと思うのですが、あるかないかとか、人数とかという部分では、若干取りやすい部分もあるかと思うのですけれども、その辺のアンテナはどういうふうになっているのかという部分、2点お願いします。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 啓発物品なのですけれども、今回につきましては、役場の窓口、それと各公民館に置かせていただいて、公民館や役場に來たお客様に自由に取っていただく形で配付をさせていただきました。

それと、自殺の連携につきましては、すみません、福祉課の社会福祉係にはちょっと保健師さんとかがないのですけれども、もしそういう関係の相談がある場合には、役場の健康介護課さんとか、保健センターさんにも保健師さんいますので、保健師さんにちょっと一緒にお話を聞いていただいたりですとか、あと県のほうにも相談窓口がありますので、そちらを案内して相談をするようにというようなことは行っております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ここに主要事業の概要が載っていて、担当が健康介護課というのが、そういう話になるとおかしくなると思いますので、福祉課のほうで自殺対策の緊急強化事業ということ、これ自殺を未然に防ぐような施策を福祉課がしょっていますよということだと思うのです。そうすると、その事前相談、保健師さんがどうのこうのと、云々ということではなくて、その情報も福祉課のほうである程度把握しながら、この未然に防止するほうに生かすという、保健師さんに聞いてくれというのではおかしいのだと思うのです。

ですので、そういった情報をアンテナを張って福祉課のほうで対応して、では相談会を開いたほうがいいのか、ゲートキーパーの講座をやってもう少しそういう認識のある人たちを増やしたほうがいいのかという対策につなげていく、そのためのこの事業だと思うのです。

ですから、保健師さんだ、何だかんだって、その役割分担はあるのだと思うのですけれども、この未然に防ぐ事業というのは福祉課がしょっているわけですので、そういったものについてNPOの事業者だとか、県の相談窓口だとか、国の相談窓口だとかという部分とどのようにつながっているのかという。つながっていないとつながっていないでいいのです。であれば、何とかそういった部分の情報が入るような施策があるのか、あるいはそういうことではなくて、町、小学校、中学校、高校もありますので、そういったところとつながりながら、子供たちの動向だとか、一般の人たちの動向はではどうするのかという、そういうのをやはりある程度情報を把握しながら対策を打っていかないと。結局相談する、自分でしょい込んで解決する窓口が見つからないで、そのまま命を絶ってしまうという結末になっているのがこの自殺の仕組みだと思うのです。どこかで糸が1本ほどけると、するする、するっとほどける方もいて、その未然に防げるという部分を狙ってのその相談窓口なのだろうと思うのです。そういったものを含めてゲートキーパーなんかも人間関係をつくりながら、そういった会話をしやすいような状況をつくるというのがゲートキーパーの役割の一つかなと思っていますので、そういった部分で今の現状をお聞きしようと思つての質問なのですけれども、やっていません、できませんは、それはそれで結構ですので、保健師さんがどうのこうのではなくて、福祉課としてどういう状態なのかというのを教えてくださいたいと思います。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 申し訳ありません。今のところ県と直接連携とかという、例えばこういうことがつらくてというご相談に見えた方は、まず福祉課のほうでお話を聞かせていただいて、例えば保健師さんに一緒に、私たちすみません、専門的な知識がないので、どういう対応したらいいかというのがちょっと見えない部分があるので、最初は福祉課でまずこういう悩みがあるのだよという方がいらっしゃったときには、必ずまず一回は聞きます。同席の下、保健師さんをお願いをして、ご相談に乗っていただいたりですか、あとは県のほうでアウトリーチとかというのがありますので、どうしてもお医者さんに行くのが、例えば精神的なまろもろがあってお医者さんを受診したほうがいいのかなと思っても、なかなか本人がお医者さんに行くのが嫌だよという方も中にはいらっしゃるので、そういう方には県のアウトリーチという事業もありますので、ちょっとそちらを勧めさせていただいて、県のお医者さんですか、保健師さんに来ていただいて、もちろん福祉課も同席の下、その方のお宅に伺ってお話を聞いて、例えば医療につなげるとか、そういうことはやっているのですけれども。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 そうです。それでいいのです。

それで、結局やはり自発的何かそのアンテナに引っかかる、引っかからないというのが窓口に来られる方は自分で何とか解決を目指そうということなののですけれども、そこの枝葉になるのがゲートキーパーだと思うのです。その意味合いは、きちんとやはり町民に広く知っていただいて、受講していただく人を広げることによって、ネットワークが広がってきて、網にかかる確率が高くなってくるのかなと。興味がない人は、多分その講座も来ないというような部分だと思うので、一回来た人に対して、やはりそういう意味を理解していただきながら、次友達を紹介してもらおうとか、一緒に来てもらおうとかということで、そのネットワークを広げていく工夫も必要なのかなという気がしているのです。

だから、自発的にその福祉課なり、健康介護なり、誰かに相談できる人というのは、まだ救いの手があるのですけれども、やはり自分で抱え込んでしまった後に、自分の答えを出してしまうという、そのどこかで隙間で入り込むという手段をやはり対策としては考えていかなければいけない。ゲートキーパーが満点かという、そうでもないとは思いますが、ですので、そういうところでできるだけネットワークを広げるような工夫も今後お願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

小野田委員。

○小野田富康委員 小野田です。よろしくお願いします。

主要施策の成果の41ページの社会参加促進生きがい活動推進事業の（２）のシルバー人材センター運営費補助金の500万円なのですが、毎年運営費の補助として人材センターに補助しているかと思うのですけれども、この運営費補助金の使われ方がどうなっていて、例えばシルバー人材センターの運営実態というのは町はどれくらい把握されているのか、ちょっとお知らせ願いたいのですが。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 お世話になります。実際はシルバー人材センターにつきましては、職員が3名だっ

たかな、今年度ちょっと、令和3年度までが福祉課が担当しておりまして、令和4年からが今度健康介護課に所管替えになってしまったのですけれども、決算で職員の人件費に当たっていると思います。シルバーが実際に委託とか、あとは作業をやっていただいたお金のうちの事務費だけでは、やはり足りないというのもありまして、町から500万円で、町から出したのとこちらも同額が国から500万円というのが主な収入となっていてまして、その委託とかそういう作業以外としましては、そちらがシルバー人材センター全員が臨時職員というか、任用職員みたいな扱いで、正規の雇用というのはないのですが、その中で事務局長以下3名ですから、全部で4名今いるのですね、の中でのほぼこの補助金については、そちらの人件費とかに当たっているというふうに考えています。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 局長がいろいろ替わったり、代表が増田さんだったりということで、よく知っている顔ぶれだったりするのはするのですけれども、実際陳情で毎年何かシルバー人材センターに補助をお願いしますという増田代表というか、からのも見えていて、実際毎年500万円補助をしているけれども、私たちにとってそのシルバー人材センターの運営状況というのは、ちょっと見えてこなかったもので、どれぐらいの方が実際登録されていて、どういった仕事に従事している方が多いとか、実際事務経費とかももちろんかかっているかと思うのですけれども、大体1割ぐらいたしか、実際利用者が払う部分の10%ぐらいがたしか経費でつっているというような形だったと思うのですけれども、その辺がちょっと分からなくて、シルバー人材センターは実際に回していけているのかどうか。逆にすごく利益が上がっているのかとかという部分も分からなかったもので、この辺ちょっと分かるようにしていただけるとありがたいかなと思うのですけれども。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 私も昨年度までは理事ということで、決算とかそういうのを受けていまして、今その受けていた段階ではシルバーさん、売上げとしては1億円以上はあるような形で、経営状況については今の経費でいけば大丈夫ということで、今よく理事長とかが心配していたのが、全員が臨時職員なので、辞めてしまった場合がというのがあって、できれば正規というのもという話もあって、その場合はもうこの費用では足りないというので、ですから町でもこれ以上はというのがあって、そこら辺で内容としては、やはり個人宅の委託されたもの、あとは板倉独自の農作業のお手伝いとかもかなり多く行っているような決算だったというふうに考えています。

それをもうちょっと分かるようにというと、どこでその……健康介護課なのですから、それなので、最終的な令和3年度の決算みたいなものでも一度あした健康介護課だと月曜日ですね、月曜日にでもちょっと分かりやすい一覧でもあれば、そちらを出すように伝えておきますので、すみませんが、よろしくお願いします。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかに。

いいですか、今村委員。

○今村好市委員 決算書91ページ、主要施策が48ページ、国から来ている保育士と幼稚園教諭の臨時特例事業の補助金なのですから、48ページの主要施策のほうだと、こども園については63人、学童保育については14人ということで、全体で77人で補助額が約100万円ということなのですから、これは継続的に国

は出してくる予定なのか、単年度で終わってしまうのか、その辺1点。

それと、この額としては大した額はっていないのですけれども、これは算出根拠みたいなのがあって、1人当たり幾らというふうに出しているのかどうか。

それと、公立の例えば町の保育士については、これは出ないのかどうか。対応しないのかどうか。たまたま総務課のその事務調査の中で、保育士を募集したところ、若干名募集したのだけれども、1名しか応募がなかったという状況があるので、公立とこの民間の保育士の処遇の格差みたいなのは、実態的にはあるのかどうか。分からなければいいのですけれども、その辺何点かお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 田子係長。

○田子好美子育て支援係長 こちらの事業につきましては、令和4年2月から9月までの事業になっております。補助金は9月分までが出るのですけれども、10月分以降につきましては、幼稚園、保育園に関しては、公定価格の見直しにより、財源を確保しまして、賃上げの効果を持続するという事になっております。学童分については、子ども・子育て支援交付金の引上げに対応して、やはり10月からも賃上げの効果を持続するという事になっております。

2点目の金額に関してなののですけれども、目安として収入の3%を引き上げることになっておりますので、月額で9,000円というモデルケースが出ているのですが、常勤とか非常勤とか職位とかに応じて施設の判断で給与のほうを賃上げしております。

3点目の公立保育園に関してなののですけれども、制度としては公立の保育士もこちらの処遇改善のほうに対象にはなっております。その点に関して秘書人事係のほうと相談した結果、公立の保育園の給与体系については、私立の保育園、また近隣の自治体との給与の格差というのが特にないということなので、今回は公立の保育士については該当しないということで、話合いの結果、そうになりました。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうしますと、これ呼び水みたいなもので、国は10月まで、9月については収入額の3%相当を助成をする、補助をします。その後については、基本的には体質改善の中で給与改定の中で、その分を盛り込んでいくということになると、それは例えば保育なりの委託費みたいなのを町が出していますよね。その中に織り込んで出していくということになるのですか。

それと、公立と私立、近隣を見た場合は、板倉の保育士さんについては、そんなに格差がないということで、今年については、今回については上げないという話になっているのだと思うのですけれども、今保育士については、給与表は別の給与表を町は持って使っているのですか、その辺。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 給料表につきましては、町技師というのがありますので、皆一般職の給料表を使っています。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうすると、では今保育士さんが何人いて、保育士さんの給与がどれだけ出ていて、平均を出して、ほかとの格差がないという判断をしているのか。ほかの市町村だと、市レベルになると、おそらく別な給料表を使っているのだと思うのですけれども、町村だとなかなかその辺が難しいところなのですが、これからはやはり町村もそういう募集しても応募がないような状況になると、やはり待遇の問題が出てくる

かと思うので、別にしてある程度専門職という立場で給与については別枠で給料表を作っていく方向になるのかどうか、その辺はどうなのですか。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 その辺はちょっと秘書人事でないと、うちのほうで保健師もそうですし、今主事とかそういうので、募集は保健師、保育士ですのですが、実際は一般の事務職と同じ給料表で人事評価して、同じ評価だったら同じだけ上がっていくということで、今回保育士だけこの処遇改善をした場合に、特別に9,000円近くを昇給させるとか、そういうふうにしないと、それかもともとある給料表を改定してあげないと、ちょっと難しいというのもありまして、役場の公務員の保育士についてはということです。

実際によく私立の保育園とも話合いが1年に1回ぐらいあるのですが、どこもそうだとは限らないのですが、一口に言って10年すると公務員のほうが10万円高いという。私立はもちろん初めはやはり20万円とかいいのですが、そこからずっと退職まで上がっていくということはないところが多くて、みんな20代後半で結婚と同時に辞めたりとか、もう一回勤める場合は、臨時職員とかが多いということなので、公務員の保育士については、給料面ではずっと勤務していく中では、保育士の中では恵まれているのかなというふうには考えています。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 トータルで定年までお互いに民間と公設の公の場所でいけば、当然これはきちんと定期昇給等もありますので、民間企業については人材を確保するために、最初の給料がよくなって、だんだんそんなに上がっていかないよというのが、これは経営上の問題があるので、多分そうだと思うので、そうするとただこれからやはり保育をやっていく上においては、民間だと非常に若い先生が多いと、そういう中で子供たちはできるだけある程度の年齢の人も必要なのだけれども、実際に子供さんと接する先生方は、子供と年齢ができるだけ近ければ近いほど、子供は親しみやすいという部分もあるので、なかなか難しいところはあるのだと思うのですけれども、でも全体に底上げをしないと、やはり募集しましたけれども、集まってこないという。やはり資格がなければ仕事ができない仕事なので、その辺はやはり多少考えないと。だから、給料表が別であれば、さっき言ったように、初任給が多少多めに、昇給額については少し調整をしていくということもできないわけではないと思うので、それを一般公務員と一緒にしてしまうから、なかなかできないので、やはりこれからは保育士もしくは保健師、そういう資格を持って仕事をしている人については、ある程度一般職と別な給料表を使っていったほうが私はいいいのかなと思うので、それは秘書人事係が当然考えるのでしようけれども、現場の担当課長もやはりその辺はきちんと提言をしていく必要があるのかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 どちらがいいというのがちょっと分からないのですけれども、民間は確かに最初はいいのだと思うのですが、最終的には、子供にとっても確かに若い保育士さんは、うれしいのだと思うのですけれども、やはり信頼性というか、若い保育士を育てるような中堅またはそれ以上の保育士がいたほうが、私は預けるのには安心ではないのかなというふうには考えています。

確かに給料表は、自分もそこまでまだ勉強していないので分からないのですが、違うそういう技師扱いのところがある形でやっているのかとかも見てみまして、また人事なんかとも一緒に話し合っていけたらな

というふうに思います。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井英世委員 主要事業の概要ですけれども、44ページ、一番下の病児・病後児保育事業とありますよね。単純な質問なのですが、登録者数が19人で、利用者数がゼロということですよ。これは、専用施設で一時的に児童を見るということですよ、これ板倉とどこからでしたっけ、利用しているのでしたっけ。

○亀井伝吉委員長 田子係長。

○田子好美子育て支援係長 こちらは病児保育室ぱんだというところなのですが、実施主体は館林になっておりまして、館林と邑楽郡各町で広域利用に関する協定を結び、郡内で利用しております。

○荒井英世委員 この登録者数19人とありますね。そうしますと、これ板倉だけの19人。

○亀井伝吉委員長 田子係長。

○田子好美子育て支援係長 利用に関しては、登録が事前に必要になっておりまして、板倉町だけで19人登録しております。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、今回ゼロですよ。ほかの町は分からないのですが、これ、病気にかかった子が19人いなかったということなのですか、単純に。

○亀井伝吉委員長 田子係長。

○田子好美子育て支援係長 病気にかかった子というのは分からないのですが、おそらくコロナの影響があって、利用を控えている方というのが多いのかと思われます。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 なるほどね。これ例年、いつもあれでしたよね。そうすると、これが令和3年度ですよ。2年度も、その前年度もやはりゼロですか。

○亀井伝吉委員長 田子係長。

○田子好美子育て支援係長 前年度は32人登録しておりますが、やはり利用者はゼロ人です。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 やはりコロナということですよ。はい、分かりました。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

○荒井英世委員 よろしいです。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 利用の話なのですが、これ利用しにくい仕組みになっているのではないの。だから、形だけはあるけれども、実態はこれ利用しにくい。最初からそういう話だったよ、これ。何かややこしいのでしょう。どういうふうに手続していかないと。だって、みんな子供の病気だから、その朝とか、そんな前から分かっているわけではないのだから。そうすると、急に申し込むと駄目とかって、だから実態は機能していない。最初から言われていたよ、これ。実態は機能しないのではないかと、形だけをつくるけれど

も。何か評判悪いのだよ、こやなぎというのは。こやなぎというのがやっているのは。だから、営業的にはこういう仕組みを自治体を利用してやっているけれども、もう何年ぐらい前だったけ、これ始まったのは。四、五年前、五、六年前。館林の医師会で評判悪い医者なのだよな。最初からやっても駄目だろうとか、利用できないような仕組みだって。だって、医者1人しかいないのでしょう、自分1人しか。その日に急に子供だからそこに申し込むわけでしょう。そういうときに、何か手続がどうのこうのって、実態は何か利用しにくい仕組みとかって、そんなことは全然聞いていないですか。

○亀井伝吉委員長 田子係長。

○田子好美子育て支援係長 利用に関しては、前日までに予約が必要になります。

○青木秀夫委員 そうなのだよ。だから、前日までに予約しておかなくては利用できないといったら、急にその夜とか、朝とか具合が悪いときという的多いでしょう、子供。前もって分かっていたら、こういうのを利用しなくたって対応できるわけだから、緊急のためにこれはあるのだろうから、それは板倉町どうのこうのといっても駄目なのだよ、これ仕組みなのでしょうから。館林、明和も含めてこれ使っているのでしょうから。こやなぎって俺何回か会ったことがあるのです。だから、館林の医師会では評判の悪い人らしいので、小児科がないからこの人が独占状態で今までやっていたのでしょうけれども、今度は明和町で小児科が始まったから、幾らか利用するのが楽になるのかもしれないけれども、明和町の小児科なんて超満員らしいよな。だから、やはりそういうことになってくるのではないかと思うのですけれども、その辺のことはまあいいです。しょうがないけれども。だけれども、よく実態を調べてみて。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小林委員。

○小林武雄委員 簡単なのですけれども、主要施策の48ページ、先ほど今村委員が質問した保育士の処遇改善の中で、給料の関係は今聞いたのですけれども、実際に保育士さんのその処遇改善、仕事の中身、その辺のところが給料、役場の関係はあるのですけれども、仕事の中でのその処遇改善とか、その辺を何かやったことがあるのか、進めているのか。一つ確認したいのが、うちの町はおむつがあるでしょう。ゼロ、1、2、3とあるけれども、そのおむつの処理は、汚れたやつ、どうしているのですか。

○亀井伝吉委員長 根岸園長。

○根岸久美子板倉保育園長 板倉保育園、根岸です。

まず、保育士の処遇の関係ですけれども、事務を少しずつ簡略化するというのと、行事とかの見直しとかも考えながら、やらなくてはいけないことはもちろんやっていきますが、保育士の負担になる、持ち帰りの仕事などがなくなるように、いろいろ職員会議で話し合いまして、少しずつそういうことは減らしていこうということを毎年毎年考えながらやっています。

おむつの処理なのですけれども、それは考えなければいけない課題だなとは思っているのですが、今のところほとんどの保護者が車で送迎ということもあり、汚れ物バッグの中におむつを二重にしたビニール袋に入れまして持ち帰りしていただいています。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○**小林武雄委員** そのおむつの関係ですけれども、これ郡内だと板倉だけ、それとも郡内ほとんど。参考までに私の知り合いの娘さんがやっている、茨城なのだけれども、そこはもうほとんど全部昔から保育園のほうで全部預かって、一括処理。そうすると、やはり保護者さんが、特に夏は持ち帰りがやはり臭うからというのもあるし、あとその仕方、園児が80人いれば80人のみんな名前を書くとか、それがやはり結構手間らしいのだ。その辺が結構解消されれば、保育士さん自体の結構負担が減るのかなという感じがするので、その辺のところもし今やっているけれども、そういうのを改善が進めていければ、その保育士さん自体の処遇改善にもなっていくのかなと思うので、その辺ちょっとお願いします。

○**亀井伝吉委員長** 根岸園長。

○**根岸久美子板倉保育園長** おっしゃるとおりのところもあると思いますが、今のところおむつに関しまして、紙おむつにお名前を書いて持ってきていただいています。というのが、ほかの人に間違えて使用したおむつが行かないようにということと、今日1日当たりどのぐらい使ったということを確認していただくという意味で、お名前を書いて、しまうときにはトイレにフックを書いてありまして、各個人の名前が書いてありまして、ほかの子供のところに行かないように1つずつ別に袋に入れて、その袋をそのまま二重に縛りまして持ち帰るということをしています。

○**亀井伝吉委員長** 小林委員。

○**小林武雄委員** その問題で、私ほら孫いないからあれですけれども、その保護者のほうからは、そういう問合せとか、質問等はなかったのでしょうか。

○**亀井伝吉委員長** 根岸園長。

○**根岸久美子板倉保育園長** おむつに関しては、お名前が書いてあるので、枚数ですとか、以前にちょっと支援の必要な保護者の方が、うちのおむつにほかの子のを入れているのではないかと聞かれたことがございましたが、お名前が書いてあるとおりですので、間違っていないよということをお伝えしたことがあります。

○**亀井伝吉委員長** 小林委員。

○**小林武雄委員** そうすると、その持ち帰りについては、特別保護者のほうからは、現状のまんまで問題ないよというような解釈でよろしいのですか。

○**亀井伝吉委員長** 根岸園長。

○**根岸久美子板倉保育園長** 今のところは苦情とかは出ていないのですけれども、新聞とかでもよく取り上げられている問題だと思いますので、今後の課題になるかなとは思っています。

○**亀井伝吉委員長** 小林委員。

○**小林武雄委員** 最後に、もし一括して処理した場合には、これ産業廃棄物になる。それとも一般の収集運搬のやつがそのところに来るようになれば問題ないのかなという感じはするけれども、その辺のところはまたそのときに考えてもらえればいいかなと思うのですけれども、ほかのところでは収集運搬車が全部来て一括して持って行ってしまうという話もしているので、全部あれ燃えるごみですよ。

○**亀井伝吉委員長** 小野寺課長。

○**小野寺雅明福祉課長** 物的には燃えるごみということで、事業で出ますので、保育園が出た場合はその事業用のごみということで有料で処理。役場のごみもそうですから、一般家庭ではないということで。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 以上で福祉課関係の審査を終了させていただきます。

慎重なご審査ありがとうございました。

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第2号）

令和4年9月9日（金）午前9時開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項
 - （1）都市建設課
計画管理係 / 建設係
・決算説明
・質 疑
 - （2）会計課
会計係
・決算説明
・質 疑
 - （3）税務課
住民税係 / 資産税係 / 収税係
・決算説明
・質 疑
 - （4）教育委員会事務局
総務学校係 / 生涯学習係（中央公民館） / 北部公民館 / 南部公民館 /
東部公民館・わたらせ自然館 / スポーツ振興係
・決算説明
・質 疑
 - （5）産業振興課
農業振興係（農業委員会事務局） / 農村整備係 / 誘致推進係 / 商工観光係
・決算説明
・質 疑
 - （6）その他
4. 閉 会

○出席委員（12名）

亀 井 伝 吉	委員長	本 間	清	副委員長
小 野 田 富 康	委員	森 田 義 昭		委員
小 林 武 雄	委員	針 ケ 谷 稔 也		委員

荒	井	英	世	委員	延	山	宗	一	委員
黒	野	一	郎	委員	青	木	秀	夫	委員
市	川	初	江	委員	今	村	好	市	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗	原		実	町	長
中	里	重	義	副 町	長
赤	坂	文	弘	教 育	長
峯	崎		浩	総 務 課	長
伊	藤	良	昭	企画財政課	長
高	瀬	利	之	税 務 課	長
川	田		亨	住民環境課	長
小	野	寺	雅	福 祉 課	長
玉	水	美	由 紀	健康介護課	長
橋	本	貴	弘	産業振興課	長
塩	田	修	一	都市建設課	長
丸	山	英	幸	会計管理者兼 会計課	長
小	林	桂	樹	教 育 委 員 会 教 務 局	長
橋	本	貴	弘	農 業 委 員 会 農 務 局	長
青	木	英	世	計画管理係	長
福	知	光	徳	建 設 係	長
小	野	田	浩	会 計 係	長
岡	島	宏	之	住 民 税 係	長
鈴	木	貴	宏	資 産 税 係	長
川	部	昌	弘	収 税 係	長
斉	藤	弘	之	総務学校係	長
橘		友	代	指 導 主 事	
石	川	由	利 子	生涯学習係長兼 中央公民館	長
伊	藤	泰	年	北 部 公 民 館	長
高	橋	徳	男	南 部 公 民 館	長
青	木	小	百 合	東 部 公 民 館 兼 自然館	長 せ 長

根	岸	信	之	入	ホ	一	ツ
				振	興	係	長
佐	山	秀	喜	農	業	振	興
				係	長		
小	谷	野	浩	農	村	整	備
				係	長		
川	野	辺	晴	誘	致	推	進
				係	長		
宇	治	川	信	商	工	観	光
				係	長		

○職務のため出席した者の職氏名

荻	野	剛	史	事	務	局	長
小	野	田	裕	庶	務	議	事
				係	長		
本	田	明	子	行	政	庶	務
				係	長	兼	
				議	会	事	務
				局	書	記	

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○荻野剛史事務局長 皆さん、おはようございます。決算審査の2日目になります。

決算審査に入る前に、昨日に行われた福祉課の決算の中で課題がありましたので、その報告をお願いいたします。

○小野寺雅明福祉課長 おはようございます。お忙しいところ、すみません。

昨日ちょっと不足しました資料を持ってきましたので、それについて簡単に説明したいと思います。こちらが令和3年度の板倉町のシルバー人材センターの決算書、案とあるのですが、これはもう総会を経まして、もう決定となっているものでございます。こちらを見ていただきますと、1ページが収入になっていまして、補助金としまして、こちらにありますように、国庫補助金が500万円、町費補助金が500万円ということで1,000万円になっています。

事業収入としまして、9,440万円というのが実際の事業収入です。その内訳としましては、配分金収入ということで、実際会員の就業収入になるのですが、7,719万8,000円、事務費としまして849万2,000円というのが、会費の就業収入の11%分となっています。

もう一つ、事務費の収入で派遣というのがありまして、こちらは169万5,000円ということで、こちらは就業収入の12%となっています。

一番下を見ていただきますと、収入合計としますと、1億488万9,000円というのがシルバー人材センターの収入の合計となっています。

1枚めくっていただきますと、こちらが経常の支出ということで、受託事業支出ということで、配分金を実際7,719万8,000円を会員に渡しているということです。材料費としまして230万円、委託費ということで、こちらは草とか枝の処分料が148万円かかっているというような状況でございます。

その次のページ、ちょっと字が小さくなってしまのですが、ページを見ていただきますと、こちらは支出の中で事務に係る支出なのですが、人件費が一番上にありまして、348万4,000円、こちらが事務局長の1人分の人件費となっています。

その下を見ていただきますと、一般運営費がございまして、これを合計しますと1,428万8,000円なのですが、その2つ下を見ていただきますと、こちらが臨時職員の基本給ということで、事務局長以外の3人分の基本給が566万8,000円、そのほかに諸手当として141万5,000円、法定福利費等がありまして、事務局長の人件費と一般運営費の合計をしますと約1,800万円ということで、大体町からの補助金、国からの補助金、プラス事務……この手数料というか、事務費収入を合わせた1,800万円が、ほとんどここでなくなっていくというような状況でございます。

一番最後、もう一枚めくっていただきまして、一番下を見ていただきますと、今のシルバー人材センターの収支の状況ということで、下から3番目の5番が当期の収支の差額ということで48万3,580円、こちらがシルバーで事業が終わって残った残額ということになります。6番が、前期からの繰越金に当期の収支を足した当期末の収支の総合で、1,289万9,000円がシルバー人材で残っているというような状況です。

最後のページが縦になってしまうのですが、こちらが業種別の実績ということで、見ていただきますと、一番多いのが農作業員が1,968万1,000円、あとは植木職が587万7,000円、この辺が一番多くなっています。

その下から4番目ぐらいにビル建物清掃員というのが1,600万円あるのですが、こちらは町から請け負っているトイレの清掃、あとはイトアンド、富士食品、あと社協の清掃を含んだ金額ということになっています。

シルバー人材センターの運営に関しての説明は以上となります。

○亀井伝吉委員長 説明が終わりましたが、何か質問等ありましたら。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 すみません、よろしくお願いします。

先ほどの説明の中で、事業収入の中で、会員就業収入の中から割り振っている部分の事務費収入と事務費収入派遣の11%、12%というのは、これは費用の中にも盛り込まれているということですか。頼んだときに、依頼主が支払う料金の中には、もうこれが入ってしまっていて、料金設定になっているという認識でよろしいのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 はい、そのようになっています。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する人なし]

○亀井伝吉委員長 なければ。

大変ありがとうございました。

○荻野剛史事務局長 それでは、本日の決算審査に移りたいと思います。

○委員長挨拶

○荻野剛史事務局長 これより、委員長の挨拶をまずお願いします。

○亀井伝吉委員長 おはようございます。

本委員会に付託されました令和3年度の各会計の決算認定について審査を行います。委員並びに職員の皆様、よろしくお願いいたします。

職員の皆様からの説明は、決算書及び主要施策の成果により行い、新規事業、重点事業を中心に簡潔にお願いいたします。各委員からの質疑は、慣例により、一巡した後、2回目の質疑に入ることといたします。質疑につきましては、決算書何ページの何々についてと発言してから行ってください。よろしくお願いいたします。

○荻野剛史事務局長 続きまして、審査事項に移ります。亀井委員長進行でよろしくお願いいたします。

○認定第1号 令和3年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

○亀井伝吉委員長 それでは、都市建設課の審査を行います。

都市建設課長、塩田課長、お願いいたします。

○塩田修一都市建設課長 お世話になっております。都市建設課の塩田です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和3年度に都市建設課で実施いたしました主要事業の概要についてご説明申し上げます。

初めに、計画管理係でございますが、主要事業として5つの事業を実施しております。1つ目として道路維持事業、それにつきましては町内一円における町道の舗装修繕工事や道路構造物の維持修繕工事、街路樹の剪定や除草作業を実施し、行政区や地域からの要望、苦情の対応に当たりました。2つ目は、道路長寿命化事業です。3路線の舗装打ち替え及びオーバーレイ工事を実施いたしました。3つ目は移住者住宅取得支援事業、これにつきましては、昨年度は20件の申請があり、県内をはじめ栃木県、埼玉県などから47名の方が転入されております。4つ目の事業としまして公園維持管理事業、これにつきましては公園内の芝生や樹木の管理、トイレや街灯等の施設管理を行い、豊かな地域づくりに資する交流空間の提供に努めました。5つ目としまして、町営住宅管理ですが、町営住宅の運営管理としまして、建物修繕工事、入退去管理、家賃徴収業務を行っております。

次に、建設系の主要重点事業でございますが、3つの事業を主に行っております。1つ目としましては登記関係事業、これにつきましては過年度に取得した道路用地の未登記等の土地の処理に当たっております。昨年度は18筆につきまして、境界査定、道路用地の分筆、所有権移転の登記を行っております。2つ目は町単独道路整備事業、これにつきましては、6路線の用地調査設計業務を実施しております。また、4路線の工事を実施しており、このうち2路線が完全な完成をいたしております。3つ目としましては橋梁長寿命化事業、これにつきましては昨年度は2橋の修繕、詳細設計を行い、18橋の橋梁点検業務を行っております。

私からの説明は以上でございます。詳細につきましては、計画管理係、建設系の順に担当係長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 お世話になります。都市建設課計画管理係、青木です。

私のほうからは、計画管理係に関します、令和3年度の決算についてのご説明をさせていただきたいと思っております。決算書をベースに金額の大きなものにつきまして説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、決算書の23ページをお願いしたいと思います。歳入としまして、14款1項4目土木使用料でございます。1の道路使用料としまして、道路占用料238万3,400円の歳入となっております。道路に設置されている電柱、電線等占用物件につきましての歳入となっております。

その下、1つ飛ばしまして、町営住宅使用料でございますけれども、こちらにつきましては入居者家賃収入ということで321万159円の歳入がございました。

歳入の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきたいと思っております。決算書の125ページをお願いいたします。一番下の二重丸、道路維持事業でございます。12節の道路除草管理委託料としまして、655万9,370円を支出してございます。こちらにつきましては、道路除草等の管理事業、シルバー人材センターへの委託料となっております。

続きまして、その下の街路樹管理委託料でございます。305万2,222円の支出をしてございます。こちらにつきましては、主に街路樹剪定に関わる委託料となっております。

続きまして、その下の14節安全施設工事費といたしまして、209万5,280円を支出してございます。安全施設としまして、区画線の引き直し工事、ガードレールの破損の交換を行った工事となっております。

続きまして、その下、道路補修工事費でございます。町内一円における町道維持、舗装維持に関する工事やその他道路維持に関わる修繕工事を実施し、2,894万1,880円を支出しております。

127ページをお願いいたします。一番上の道路長寿命化修繕事業でございます。14節の道路長寿命化修繕事業としまして、2,480万5,000円を支出してございます。令和3年度におきましては、町内3か所の長寿命化修繕工事としまして再舗装工事を行っております。工事としましては、靄谷の長良神社東の路線、こちらにつきましては、アスファルト舗装を撤去しまして再舗装を行う工事、JAカントリーの西側の道路につきましては、舗装の上に再舗装を行うオーバーレイ工事、旧国道354号岩田地内の工事につきましては、舗装を一時切削機によりまして取り払い、再舗装を行う切削オーバーレイ工事を実施してございます。

続きまして、129ページをお願いいたします。下から4つ目の丸になりますけれども、移住者住宅取得支援事業でございます。18節住宅取得事業支援補助金としまして600万円を支出しております。板倉町に住宅を取得し移住する方につきましては、1件当たり最大30万円の補助を行うというものでございます。令和3年度につきましては20件分を支出しております。

続きまして、下から2つ目の二重丸、公園維持管理事業でございます。12節の公園等維持管理業務委託料につきましては、1,406万6,610円を支出してございます。公園の管理としまして、町内9つの公園や除草管理業務、芝刈り、樹木の剪定、トイレ清掃、浄化槽の点検維持などの業務を実施してございます。

続きまして、その下、14節公園施設改修整備工事費ということで196万4,820円を支出しております。こちらにつきましては、遊具の修繕工事や撤去工事、公園トイレに関わる水道等の修繕工事を実施しております。

続きまして、131ページをお願いいたします。下から3つ目の二重丸、町営住宅管理事業でございます。13節原宿団地借り上げ賃借料としまして、364万8,000円を支出してございます。原宿にあります中央リバーパレスの3階部分を町営住宅としまして借り受けまして、8部屋分の賃借料として支払いを行っているものでございます。こちらにつきましては、国庫補助の公的賃貸住宅家賃低廉化事業の対象ということでございまして、令和3年度につきましては、50万3,000円の補助金を国からいただいているというふうなことでございます。

続きまして、その下の14節海老瀬団地長寿命化修繕工事費としまして、71万5,000円を支出してございます。こちらにつきましては、長寿命化計画に基づきまして、海老瀬団地のベランダ手すりの塗装工事のほうを実施してございます。

最後になりますけれども、その下の木造住宅耐震改修促進事業でございます。12節の木造住宅耐震診断者派遣委託料としまして6万3,000円の支出、その下、木造住宅相談会委託料としまして6万3,000円の支出を行っております。こちらにつきましては、簡易的な耐震診断を行うための診断者派遣委託料、それから木造住宅相談会開催時に、耐震診断士に来てもらうための委託料ということでございます。

計画管理系の説明につきましては以上となります。よろしく申し上げます。

○亀井伝吉委員長 福知課長補佐。

○福知光徳都市建設課課長補佐兼建設係長 おはようございます。都市建設課の建設係を担当しております福知と申します。令和3年度の決算の主な事業につきましてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、令和3年度の歳入につきましてご説明させていただきます。決算書の28ページ、29ページをお願い

いたします。上から２段目でございます、15款２項４目土木費国庫補助のうち、１節道路橋梁費補助金でございますが、令和３年度の道路メンテナンス補助事業の事業費1,183万2,000円に対する国庫補助率55％といたしまして、650万7,000円につきましてが国庫からの歳入でございます。

以上で歳入の説明は終わりにさせていただきます。

次に、歳出決算についてご説明申し上げます。決算書の124ページ、125ページをお願いいたします。上段でございます、８款１項１目土木総務費についてご説明申し上げます。上から３つ目の登記関係事業です。12節登記業務委託料にて18件の未登記処理を実施いたしました。481万7,649円を支出しております。その他需用費等を合わせまして、登記関係事業費総額486万6,662円を支出しております。

続きまして、126ページ、127ページをお願いいたします。中段にあります、８款２項３目道路新設改良費についてご説明いたします。町単独道路整備事業ですが、12節用地調査設計業務委託料にて６路線の用地調査設計業務を実施いたしまして、1,672万円を支出しております。

続きまして、14節道路整備工事費にて４路線の工事を施工いたしました。4,939万円を支出しております。

続きまして、16節用地購入費にて47件の買収契約を締結し、用地購入代金としまして284万2,930円を支出しております。

続きまして、21節物件補償費にて27件の補償契約を締結し、2,711万4,742円を支出しております。

その他需用費等を合わせまして、単独道路整備事業総額9,704万3,148円を支出しております。

次に、下段でございます８款２項４目橋梁維持費についてご説明いたします。橋梁長寿命化事業費、12節橋梁修繕詳細設計委託料にて２橋、２つの橋ですね、橋梁修繕詳細設計等を委託いたしまして、454万3,000円を支出しております。

18節橋梁点検業務負担金にて18橋の点検を実施いたしまして、765万6,000円を支出しております。

以上で都市建設課建設系の決算説明を終わりにさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 おはようございます。針ヶ谷です。よろしくお願いいたします。

決算書の124、125ページから126、127ページにかけてなのですが、道路関係で、町単独のやつは、要望書が上がったやつのあれかなと思うのですけれども、道路維持事業と道路の長寿命化の事業という部分で、ちょっと内容的に同じようなニュアンスが含まれるのですが、どういう違いがあるのか。

町民からの要望等も聞きながらやっている部分もあるのかなと思うのですけれども、今の状況からして、あるお金でやっていただいているのは重々承知しているのですけれども、今後の見通しです。町内、やはり劣化している部分が多く見受けられるのですけれども、予算的に今のままで続けていけば大体カバーできるのか、あるいは増額していただければ、もう少し事業は進むのかという部分なののですけれども、その辺の感覚は、課長及び係長、どのようにお考えでしょうか。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 今、針ヶ谷委員さんからのご質問ですけれども、道路長寿命化事業、それから道

路管理事業につきまして、同じような項目があるのかなというふうなご質問だったと思うのですが、まず道路長寿命化事業につきましてなのですが、こちらにつきましては町内の主要幹線道路というか大きな道路につきまして、バブルの頃に造られた道路が、あまりメンテナンスができていない状態で、どんどん、少しずつ劣化していているというふうな状況が見受けられているところについてを、こちらは平成24年度なのですが、群馬県の建設技術センターのほうで、そういった主要道路について調査のほうを、大きな道路について調査を行いまして、そちらの路線が12路線ございます。合計で17キロなのですが、その調査を行った結果を受けまして、町のほうで、その中の路線から劣化がひどいところを5路線ぐらいずつ抽出しまして、そこについて長寿命化工事というふうなことで、起債事業、借金をして起債事業で少しずつ修繕していているというふうな状況になっております。そちらが長寿命化事業というふうなことになります。

それから、道路の維持管理事業につきましてですが、こちらにつきましては町内一円工事というものが大きな金額をしょっているわけなのですが、こちらにつきましては舗装工事と維持工事というふうなことで2つの、年度初めに発注しております。それにつきましては、その年度内で今後、例えば苦情だとか、雨が多くて随分穴が空いてしまったところだとかというのが必ずありますので、そういったものに対応できるように一応予算を取って、苦情なりとも、そういったところがありましたら、すぐに補修できるような形で発注しているというふうなことになっておりますので、長寿命化事業につきましては計画して補修していている、管理事業につきましては、苦情等にすぐにでも対応できるような形で予算を取っているというふうな状況でございます。

それで、今後予算を増額していきたいかどうかというふうなお話なのですが、可能であればやはり町内のほとんど、新規路線というのは今はそんなにやっていませんので、ほとんどが維持管理のほうになっていくというふうなことになっておりますので、予算がいただければ、少しずつ多くしていきたいかなというのと考えております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 青木係長の言ったこととほとんど同じですので。確かに長寿命化としまして、結局大きなもの、路線でやりましょうと。その中で、一応条件としまして、国補にのせる条件、計画を立てることと、その中の修繕の目安としまして、クラック、ひび割れ率が路線内で40%以上あるもの、あとわだちにつきまして4センチ以上あるものというのが条件になります。

先ほど言った生活圈道路も、実は長寿命化に今のせることはできるのですが、その調査の計画をつくるのがかなりの費用がかかりますので、生活圈につきましては、青木係長が言ったとおり、緊急のほうの対応としてさせていただいていると。中で、まれにそういう中でもオーバーレイ工事を実施してます。そういった上で、そちらに流しているときはあります。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。長寿命化のほうは、県の調査に伴って、主要路線を計画的に実施しているものであると。維持事業については、その都度対応できるような予算取りをしている。そういう

ところでストップしないような状態で対応していただいているという認識でよろしいのかなと思います。

といいますのも、昨今、国道354号バイパスが開通して、5年ぐらいたつのだと思うのですが、大型車が町内、国道354号の便がよくなった分、流通倉庫もニュータウンの工業用地内に誘致されまして、大型貨物が道路を使用する頻度が、以前に比べて多くなったかなという認識をしております。それによって、やはり普通乗用車が走る場合と大型貨物、特に荷物をしょった状態で往來する場合に、道路に対する影響というのですか、それは以前にも増しているのかなと思っております。

県道ですとか町道ですとか、国道ですとかという区別がありますので、あまりちっちゃい町道には大型車は進入していないのですけれども、そこそこ、2車線担保できるような町道については、やはり貨物が入って、近道で通っていったりするものですから、以前に比べて劣化の進みが激しいかなと思うのです。その辺の事情も、やはり調査しながら、必要であればやはり増額していただいて、支障の出ない対応をお願いできればなと思っているのですが、課長、いかがでしょう。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 道路の舗装の維持に関しましては、絶えず劣化していきますと。先ほど針ヶ谷委員さんがおっしゃられたとおり、増額を認めていただける範疇、また町の財政の範疇もありますので、その中で正直永遠にやっていかなければならないものとは認識しております。ですので、永遠にやる中とともに、現場に追いついていない状況もまれにございます。ですので、都市建設課とすれば、できるだけ積極的に要求させていただければとは考えております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

今村委員。

○今村好市委員 決算書129ページと主要施策72ページの公園管理事業についてお尋ねしたいと思います。

これは、塩田課長にも青木係長にも、前任の係長、課長にもお願いしておったのですが、なかなか実現しなかったものですから、この間の総務委員会においても、管理する部分と貸出しする分野との一元化みたいなのをぜひお願いをここでしておきたいというのが1点あります。

公園管理事業、いわゆる会計年度職員、これは常に公園を見て、これは公園に特化した人たちなのかどうか。何人ぐらいて、どういう作業をやっているのか。それと、町では直営で管理している公園が9公園ありますが、この中でスポーツ施設とか、中央公園なんかは野球とかサッカーとか、貸出しをきちんとした上で利活用している部分がありますよね。あと、天神池公園のグラウンドゴルフ場とかバーベキュー場とか、9公園の中でほかにそういう、貸出ししながら管理している公園というのは何公園ぐらいあるのか。

それと、年間を通して利用者数の多い公園については、どういう公園があるのか。その辺の、貸出ししている公園の管理と、貸出ししないで、一般町民が憩いの場所として利活用している公園との管理上の違いがあるのかどうか。

それと、9公園ある中で、公園ごとにある程度年間の管理計画を立てているのかどうか。まずその辺をお聞きしたい部分と。

あと、全体として聞きたい部分については、公園だけではなくて、入札の場合、随意契約入札というのと

指名競争入札と一般競争入札という、町が入札を実施するときに、この3つの方法で入札、契約して事業執行しているのだと思うのですけれども、この区分けが分からないのです。事業によってなのか、事業規模によってなのか、事業の難易度によってなのか、それによって随契、指名競争、一般競争入札というふうに分けて執行しているのかどうか、その辺のおおまかな基準というのがあるのかどうか、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 ただいまの今村委員さんからのご質問なのですけれども、まず1点目としまして、公園の一元化というふうなことでございますけれども、先日天神池公園のほうでいろいろ、以前からご指導いただいていたにもかかわらず、ちょっと行き違いがあったというふうなことでございまして、大変その辺は申し訳なく思っております。

こちらにつきましては、係内でも、課長なりとも再確認しまして、先日所管事務調査のときですか、教育委員会の局長のほうにも、そういったお話があったというふうなお話を聞いておりますので、来週になってしまうのですけれども、市と、その貸している側、それから管理する側、それと教育委員会というふうなことで、全体でもう一度、意思疎通ではないのですけれども、打ち合わせしまして、その辺の強化を図りたいというふうなことで一応予定させていただいております。

続きまして、会計年度任用職員について、公園に特化した作業をしているのかどうなのかというふうなところなのですけれども、現在会計年度職員は4人作業員の方がいまして、苦情等に早急に対応するために一応雇用しているというふうな状況でございまして、通常特に年間の計画の中では、大体公園をメインに作業しているところが多くございます。公園につきましても、芝生の広場、それから低木が生えているところの下草というのですか、そちら手取りができるものについては、シルバーや一般の業者さんをお願いしているところがあるのですけれども、手取りでできない、刈り払い機であるとかハンドモアというのですか、除草できる機械というのですか、乗用型の機械とかで作業できるものについては、作業員にやっていただいているというふうなことでございます。

それで、先ほどの話にもあったのですけれども、通常苦情対応というふうなことで、例えば通常の道路のところに、時期になると草が随分生えてしまいますので、草が倒れて道路を遮断しているとか、少し狭くなってしまっているというふうなところがございましたら、早急に作業員に行っていただいて、道路用地部分ですね、大体隣は民地になりますので、本来ですと、民地のところは民地の方に管理していただくというのが本来なのですけれども、道路に出っ張ってしまっている部分というのは、緊急性がありますので、そちらの部分については作業員さんのほうに対応を取っていただいて、道路がスムーズに通れるようにというふうなことで、そちらをやっていただいているというふうな状況でございます。

それから、3番目の質問なのですけれども、都市建設課のほうで管理している公園が9公園ございまして、そちらの公園につきましては、中央公園と、駐在所の隣のサクラ公園というのですかね。それと、こちらはトイレの管理がメインになるのですけれども、板倉中学校のテニスコートのトイレと大蔵公園トイレ、それからふれあい公園トイレ、いずみの公園トイレ、大林公園トイレ、大林南児童館トイレ、天神池公園のトイレ、ニュータウン朝日野4丁目ハナ公園トイレということで、トイレに附随した公園を都市建設課のほうで管理しているというふうな状況なのですけれども、こちらで貸出しした上で利活用しているというふうな公

園につきましては、ご存じのとおり中央公園がございます。それから、大蔵公園、それと天神池公園、その3つが主なものになります。そのほかは特に予約等はありませんので、散歩等で使っていただいているというふうな、自由に行き来ができるというふうな公園が6つというふうな形になります。

5番目の管理計画を立てているかというふうなことなのですが、町の作業員のほうにつきましては、完全に年間の計画というふうな形で、スケジュール立てて一枚紙にしたような形のものというのは特にはないのですが、毎週、毎週1週間のスケジュールというのは立てております。その中で、スケジュールは立っているのですが、緊急に対応しなくてはならないという部分につきましては、そちらを優先して、それが終わったら、毎週のスケジュールのほうにまた戻っていくというふうな形で作業のほうを実施しているような状況でございます。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 多少付け加えさせていただくと、9公園の管理の年間計画ということですが、今青木係長のほうからのように、週の計画を立てています。間違いなく週の計画で、管理の係内では皆さんで情報共有しながらやっております。その大本になるのが、今まで9公園なり道路なり、年間通じて草の繁茂がすごい場所とか、ある程度同じところになりますので、それを時期的に満遍なく回れるように、その中で細分割して週で計画を立てているような状態です。

あと最後に、入札関係ですが、今板倉町で行っているのは、都市建設課とほかの課もそうだと思うのですが、随意契約、指名契約、一般なのですが、都市建設課としましては、随意契約を主に採用する場合につきましては、基本的に土木の積算システムというのを都市建設課では使っているのですが、それで積算ができないもの。あと、見積り徴収になってしまいますので、あと明らかに積算ができたとしても、随意契約でも匿名でも、やったほうが明らかに安価にできるという場合は、随意契約でやっているのかなと。主にそんなような状況で、随意契約というのはあまりしないようにはしているのですが、根拠がなくなってしまうものですから、そういうものを随意契約ですと。今まで板倉町とすると、主に指名競争入札をやっております。今もそれは、都市建設課の単独事業とかは、そちらでやっております。

その中で、一つどうなのかなというところも出てきてしまうと思うのですが、できることなら町内業者育成ということも認めていただければと。その一つの考えとして、では業者というのは、ほかにもあって、安くできるところがあるのではないかな。確かにどんどん増えてくれば、あるかもしれません。ただ、緊急時の、台風のときですとか地震のときの緊急時の対応をどうしても頼らなくてはならないのは地元業者になるのかなと。その中で地元業者の育成というの、概念も含めて、指名というのを過去からもやっているのかなと思います。

最近になって一般競争入札というの導入してきております。これにつきましては、ある程度工事が大きいものについて、業者の範疇を広げているというのが実情です。板倉町の業者も、それなりに皆さんやっていただけることはあるのですが、その他多種多様にわたる、いろんな技術を投入しなくてはならない工事になりますと、ほかのやっていただける業者さんがいるとすれば、しかも指名で安価になるとすれば、そちらのほうが大きい工事になると有利になるのかなということで、最近、近年では一般公募というのもさせていただいているような状態です。私の考えとしてはそのようなところです。

以上です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうしますと、公園管理の会計年度職員については、公園を特化して、中心として管理している、その人件費ではないと。道路も含めたり、様々な苦情等に対応するような、いわゆる現場の職員という理解でよろしいですかね。

そうしますと、私は、都市計画の総務費のほうに、その人件費については上げたほうがいいのかないかなという気はちょっとしました。これが公園のほうで、国庫補助だとか県費の補助で、人件費も補助対象となるのであれば、公園のほうにのっけておいたほうがいいたろうというふうな、あるのですけれども、これは全く町単独の仕事であるとすれば、そっちに組み替えたほうが理想なのかなというのが1点あります。

それはそれとして、公園の管理計画については、いわゆる業者に委託している部分と、この4人の会計年度職員が巡回してきちんとやる部分と、同じ公園だけれども、こういう作業は業者、こういう作業については会計年度職員がやるとか、あとはちょっとしたことについては、利用している利用者がやるとか、様々な形態があるのだと思うのですけれども、管理計画と言っているのは、その辺をうまく組合せないと、なかなかうまく、きれいに整備がされていないという現状があるのです。

やはり公園の管理というのは夏場が中心だと思いますので、草だとか芝だとか、いわゆる枝葉等の管理については、おそらく半年きちんと管理すれば、あとの半年はそんなに手を加えなくてもいいのかなと思うので、そういう感覚の下で、半年については、いつ行っても利用者が利用しやすい、ちゃんとした公園になっているよという公園をぜひ、実現できるのかなと思うのです。予算が足らないのだったら足らないように、やはりこれは考えなくてはならないと思うのですけれども、今の体制をうまく組み合わせることによって、これは実現できるのだと思うのです。

せっかく4人の方がいるのですから、公園だとか道路だとか、外に出たときに、いつも問題が起きるようなところは、常にパトロールではないのですけれども、見ていただいて、その人たちとやはり一緒に協議をしながらやっていくというのが大事だと思うのです。

昨日、延山議員から出た話の中に、枝とか、そういうものは、基本的には地主の管理責任ですよという話があったのですけれども、では道路にかぶっていて、地主がなかなかやってくれないけれども、ではそれが原因で事故が起きた場合は、道路管理者の責任だと思うのです。地主に対して、きちんとやってくださいというのは当然の話なのだけれども、どうしてもできない部分については、やはり何らかの法的な処置も含めて道路管理者がやらざるを得ないのだと思うのです。その辺の区分け、やはりきちんとしておくべきかなというふうに思うので、ぜひその辺はまたよろしくお願ひしたいと思います。

それと、先ほどの契約の区分なのだけれども、随意契約、これはあまりやらないほうがいいというふうに私も思っておりますので、ただ積算、国や県が出している積算基準の中にないような工事というのは、めったにないと思うのです、公共工事では。特殊なものはたまにあるのですけれども、それは基本的にない。あとは、財務規則の中でルールがあって、幾ら以下の工事については随契、いわゆる特命随契でもいいですよというルールがあるのですけれども、これはやはりできれば指名競争、一般までいかなくても、指名競争入札が基本でやっていただくといいのかなというふうに思っています。

それと、先ほど町単独事業については、いわゆる今までどおり指名競争入札が多いと。これは地元業者育成も含めて大事なことなので、それはちゃんとしてやっていただければと。

入札審査会等もあるわけですから、こういうものをきちんとやはり活用して、ルールをある程度定めた上でやったほうがいいのかなと。事業規模が、事業の事業費がでっかいとか小さいとかもあるのですけれども、そんなに土木工事の場合は特殊な工事というのはないと思うので、できれば指名競争入札が中心で、一般競争入札については、これは国庫補助とかいろんな、事業の規模は小さいにしても、後で会計検査対象の物件等については、やはり広く業者を公募した上で、今の時代ですから、やっていくべきかなというふうに思うのですが、その辺の明確な判断というのは、入札審査会が最終的にやるのか、担当課で、これはこういう契約の方法でやるのか、やるという、いわゆる……起工伺の中でやっていくのか。誰が、どういう形でそれを判断して決めていくのかお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 先ほどお話がありました管理計画をつくってというふうなお話なのですが、公園につきまして、複数の業者さんに管理のほうをやっていただいております、通常年に何回というふうな形で一応契約させていただいているところなのですが、大体多いところだと年6回というふうなことで、大体半年間やっていただくというふうなことで、半年といいますと毎月以上やっているというふうな状況になっておりまして、ただそれでも雑草の状況は、雨が降るとすぐに伸びてしまうというような状況もございますので、その間に作業員等を使いまして、同じ場所なのですが、やはり緊急性があったり、景観上あまりよろしくなかったりというふうなところも出てきますので、その辺はきちっと管理していきながら、きれいに整備できていくような形で考えていきたいと思っております。

それと、道路について、今お話がありました枝が出ています。地主の責任なのですがというふうなお話がございますけれども、こちらにつきましても、現在でも本当に緊急性があるところにつきましては、区長さんなりともに話をさせていただきまして、道路に支障があるので、地主が、例えば空き家になっているとかというの最近増えております。そういうところにつきましても、区長さんにお話をさせていただいて、必要最低限、道路で確保したい部分は先に切らせていただいて、その後に地主さんに話をするというふうなことも出てきてしまいますので、ただ緊急性があるというふうなことで、道路の確保はしたいというふうなことで一応現状でもやっておりますので、そちらのほうもまだ強化していきたいかなというふうに考えております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 契約の件ですが、今村委員さんのおっしゃるとおり、主に一般公募、最近かけているのは国庫事業ですと。

その中で業者をどうやって決めているのだということですが、どこの工事の発注もそうなのですが、担当課として、案をつくっております。この業者が適任ではないかという案を入札のシステムのほうに、板倉町の仕事をやりますよという希望のある業者はみんな登録していますので、その中から、過去のその実績とか、どういう工事が得意かというのを私どもで多少調べまして、その中から理想の業者というのをピックアップしまして審査会にかけております。最終的には、その審査会の中で意見を言っていただいて決定するような状況になっております。

以上です。

最終的に決定するのは審査会、課長メンバーと、長として中里副町長がいるのですが、全員の総意ということで最終的には決定を下しております。

〔「審査会か」と言う人あり〕

○塩田修一都市建設課長 審査会です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 それでは、ただし指名参加……指名競争入札の場合は、当然指名業者を審査会が決めているのだと思うのですけれども、一般競争入札のときはどういう、審査会を開くの。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 一般競争の場合につきましては、いったん電子システムを使いまして告示します。その中で、例えば今回私どもが行ったのは、県内全域ではなくて、東毛地区管内の業者というのは、近隣のほうが動きがいいだろうということで、例えば八間樋なのですが、その中で条件をつけます。その中で、その地域に何社あるというのは把握できるのですが、では誰が上げてくるという希望はないです。その中で、条件をつけて希望の申請書を上げていただきます。申請書が上がった中は、基本的に全員対象になるのですが、条件にかなっている、かなっていないというのは、一応審査会で提出要求したもの吟味しまして、条件にかなっているものでしたら、全て一般のほうは参加を許可しております。最終的にはそれを確認するような状況で、条件が外れているという業者は今までいなかったものですから、条件が外れる業者がいるとすれば、審査会のほうで排除になると思います。決定して排除にすると思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうすると、随契については、審査会を開いていないと思うのですけれども、これは特殊の工事だとか、いわゆる匿名随契でやることによって経費が削減できるという判断は、担当課長が当然やるのだと思うので、それでいいかどうかというのは、決裁の中で受けていくのだと思うのですが、では一般競争入札は、告示の中で、ある程度こういう工事で、こういう条件で一般競争入札やりますから、申出をしてくれという話なのです、申請をしてくれと。その申請内容については、ある程度こっちから指示した申請内容を上げさせて、それを今度審査会にかけて、これだけの業者から出てきますよと。これは排除するわけではないので、全員いわゆる札を入れる資格を与えますよというのは審査会が決めるのですね。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 今村委員さんの言うとおりの流れになっております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 分かりました。一般競争入札の仕組みがよく分からなかったものですから、その辺は今分かりました。

それと、先ほどの公園の管理なのですけれども、誰かやはり現場を見て、役場の外に出たついででもいいのですけれども、ある程度見ていただいて。結構年間6回という基本ルールがあるのだとすれば、結構きれいになっているのかなと思うのです。ところが、草が生えてしまって、グラウンドゴルフなんか球が転がらなくなってしまうという苦情が結構あるので。

やはりそうなると、草を刈って除草剤まくというのが非常に、二重、三重の手間がかかって、その割には

きれいにならない。だから、草が小さいときに除草剤をきちんとかけてやれば、その草の処理もしなくても済むぐらいのあれなので、そんなのは、そんなに手間がかかるのではないので、この4人の人でもシルバー人材センターでも、場合によっては業者でも、やはり担当なり誰かが、ある程度見て判断して処置していくという部分も必要なので、ぜひその辺も含めてトータルで管理していただければありがたいと思うのですが、よろしくお願いいたします。

以上です。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 今後注意して、そのような計画をもう一回、教育委員会等とも、あと地元の方々ともちょっと話し合いを持ちまして、できる限りのことはやらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかに。

森田委員。

○森田義昭委員 よろしく願いいたします。

旧国道354号ですが、合の川橋というのですか、あそこの橋は、埼玉県との県境というのは、渡り切ったところにあるわけですか。

○亀井伝吉委員長 福知課長補佐。

○福知光徳都市建設課課長補佐兼建設係長 委員さんおっしゃるとおり、渡り切りまして、古利根川というのは分かりますか。下側のところの川が、合の川橋の手前で、木が生えていて見づらいのですけれども、合流してしまっていて、そこが一応埼玉県との境目になっていると思いますので、そちらです。その中心というか、そこから行くと、橋の手前でぶつかるので、埼玉側、北川辺側のほうのところ、渡り切った辺りが境界になるかと思われます。

○亀井伝吉委員長 森田委員。

○森田義昭委員 といいますと、あの橋は群馬県分、板倉分ということになりますよね。そうすると、メンテナンスは板倉がやるわけですね。あの橋は、前は国道354号のときは、大型のトラックなんかかなり走っていましたので、劣化が速いような感じを受けるのです。この間も、めったに通らないのですけれども、通ったら、やはり凸凹が。穴が空くのです、あの橋。よく見ますと、いつも同じようなところが空いているような気がするのですけれども、その辺のメンテナンスはどのように対応しているのかお聞きしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 あの合の川橋につきましては、もともと群馬県が管理していました。バイパスができたことによって、県道が町道に移管になりまして、町道と市道の、埼玉県側も認定はかけています。橋の上まで加須市で市道認定しています。板倉町も橋の上まで町道認定しています。重複しております。

その中で、今までのルールとして、群馬県、埼玉県の中では、橋を基本的に順番に、群馬側、埼玉、群馬、埼玉と同じような数を管理しているのです、それぞれ分けていました。たまたまですけれども、国道354号の合の川につきましては、群馬県側の管理になっていました。ですので、そのまま板倉町の管理ということに

なっております、今のところ。その管理につきましては、通常日常管理程度は板倉町の維持費を投入します。本格的な修繕工事ですとか打ち替え工事というのになりますと、加須市と板倉町で折半してやりましょうということになっております。

今の穴が空くのですよという部分なのですけれども、一度群馬県から板倉町に移管される前に、拡幅工事と修繕工事、維持管理の修繕工事はしてから町に移管されているのですが、その中で、穴の空く場所というのが、一定距離間隔で穴が空くのですけれども、その下に、穴が空くとか舗装が弱くなるところに、そのときの最新技術のはずだったのですが、橋につきましては伸び縮み、熱とか寒さで伸び縮みが多少発生するのをカバーするのに、ジョイントという部分を、完全に、100%つなぐのではなくて空間を設けています。そこに埋設式のジョイントというのが入っております。埋設式のジョイントの上に特殊な舗装をかけるのですが、結局は、ジョイントがある以上、伸び縮みはします。ですので、100%普通の舗装と同じく固まる舗装ですと、どうしてもひびが入ったり、離れたりしますので、特殊な舗装、ゴム系の舗装を使うのですが、どうしてもその部分が、弱い部分がありますので、それが定期的に穴埋めとかはしているような状況です。遅れているところはまた確認しまして、あまりひどいようでしたら、管理のほうで施工はしたいと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 森田委員。

○森田義昭委員 国道のときよりは、交通量は少なくなっていると思うのですが、板倉側に倉庫があるのです。あの倉庫には、やはり大型のトラックも入りますし、見てみると、幅が、穴の空くところが、大型のタイヤの位置なのかなと、いつも見ているのです。それで、通常は、今トラックが通らなければ、自転車だって通るかもしれない。あれでは落ちこちてしまいます。穴には落ちこちないけれども、よろければ欄干から落ちるのではないかなと思って見ていたのです。

それで、標識が渡り切ったところにあったものですから、県境が。では、これは板倉なのだなと。北川辺寄りには、土手みたいなのが左側にあって、あそこまめに草を刈っていたような気がしたのです。今はもう全然。草ぼうぼうで、余計見えない。そうすると、右側の木もかなり茂っていて、これはトラックが通らないからだなと。トラックが通れば、かすっていれば、トラックの形で枝が取れていくのです。それもなくなってきているし、それで相変わらず穴が空いているということで、板倉町側でしたら、まめに。今課長が言ったように、定期的に伸び縮みして、どうしても弱くなるのだということまで分かっているのですでしたら、それは、ああ、もうそろそろだなと読めるのだと思うのです。なんだかんだいっても、あの橋はまだ生きていますし、自転車の方は、駅に行くのにはあれが近いですから。あとは、スーパーもできましたし、生活道路としては役立っていると思うのです。その辺、もしそこまで読んでいるのですでしたら、穴が空く前に何とか修繕したほうがいいのかと思います。どうでしょうか。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 ご指摘どおり、ごもっともだと思いますので、私どもも今までより強化して確認させていただければと思っております。

それと、橋、木とかの繁茂の件だと思うのですけれども、こちらは板倉側よりも埼玉県が、渡り切ったほうが多いと思うので。土地に関しては、やはり埼玉県側の管理になりますので、加須市なりにそのことは伝えて、メンテをお願いしたいとは思っていますので、よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 森田員。

○森田義昭委員 県境ですから、どっち、こっちということで、大変難しい問題もあるのかなとは思いますが、例えば橋を渡ったら草ぼうぼうですよと、埼玉県に言うのも言いづらいのかなというところもあるとは思いますが、安心安全に県境はありませんので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

荒井委員。

○荒井英世委員 主要事業の概要の72ページの移住促進事業ですけれども、先ほどの説明の中で、47人転入ということですよ。要するに20件ということは、20世帯という意味ですよ。それで、20世帯で、その全体の中で47人転入ということですが、この転入者の20世帯というのは、町外から来ているわけですが、主にどの辺から来ているのですか。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 住宅取得支援事業の関係で、前住所がどちらから来ているのかというふうなご質問だと思うのですが、前住所のデータを見ますと、栃木県が4件で、東京都が1件、埼玉県が8件、それと群馬県ということで7件ございます。群馬県につきましては、大泉、それから太田、館林が4件で、太田が2件、大泉が1件……7件ですね。

以上です。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、20世帯、47人が板倉に入ってきたわけですが、例えば入ってきた人の、いろんな理由があると思うのですが、そういった人たちのヒアリングではないですが、そういったものは取っているのですか。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 どういう条件で入ってきたというのは、結局定住が目的なので、入った理由は調査はしていません。調査しているのは、この支援事業、ほかの事業に対しても、後々の宣伝のために、どういった条件で知りましたかとか、どういうのが役に立ちますかとかというのはアンケートは取っています。ただ、この支援事業の条件が、5年以上住まわれることという、定住目的ですので、明らかに皆さんは定住される方とは認識しております。5年というのも、毎年4月に居住している実態の調査はしております。そのような状況です。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 実はヒアリングという部分ですが、例えばやはり板倉に何かしらの興味ではないけれども、どういった部分で板倉に来たかという部分があると思うのです。ですから、その辺をヒアリングすることによって、今後の移住促進にかなりプラスになると思うのですが、できればその辺を追跡調査ではないですが、できるだけ実施していただいて、今後の移住促進に役立ててほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 この事業と、あと企画財政のほうでやっている事業もありますので、そちらと連

携して、相乗効果が出るように、お互いの課で検討して、確かに条件がかなえばということも多々あると思いますので、そういう調査もさせていただければと考えます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 荒井委員の質問に関連するのですけれども、20件の予算で、20件ぴったりこの申請があったというふうに。いつもこれは20件なのだけれども、予算が20件しかないから、20件で打ち切っているということではないのですか。これ以上あっても、何かの理由で申請を却下しているとか、そういうことはない。偶然20件の予算があって20件なの。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 この住宅取得支援事業につきましては、申請の期間が1年間というのがあるのですけれども、昨年度につきましては、3月に3件相談があったというふうなことで、実際とすると23件というふうな形になっております。ただ、予算上、もう令和3年度の3月ですと、補正予算も取れない時期というふうなこともありまして、申請自体も、1年間という猶予がありますので、その3件につきましては、今年度に、一応待っていただいて申請していただいているというような状況です。ですから、予算上は20件というふうな形になるのですけれども、実際はもう少し相談等あったというふうなことで。

今年度につきましては、一応今のところ14件、もう9月の時点で申請が出てきておりますので、今年についてはもう予算が足りないというふうに考えておりますので、12月の議会になると思うのですけれども、一応補正予算のほうを上げていきたいかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 結局20件にきっちりこだわっているのではなくて、それ以上にあれば、補正予算でも組んで申請を受け付けるということなのですね。

それで、先ほど20件だか23件だか、申請があったのでしょうか。その中で、中古住宅の取得というのはどのくらいあるのですか、そのうち。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 中古住宅の取得の状況ということでございますけれども、4件ございました。

○青木秀夫委員 4件。残りはみんな新築なのだ。

○亀井伝吉委員長 青木委員、施策のほうをちょっと見てください。施策のほうに載っていますので。72ページに。

○青木秀夫委員 では、もう一回。

それで、地域的には、地域的って、例えばこのうちニュータウンに取得したいというの、20件のうち何件くらいあるのですか。

「書いてあります」と言う人あり]

○青木秀夫委員 12件。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 ニュータウンにつきましてですけれども、昨年度につきましては、全体で12件あったのですけれども、そのうち4件、全てですね、ニュータウンであったというふうな形になります。

○亀井伝吉委員長 青木委員、よろしいですか。

○青木秀夫委員 もう一つ聞いていい。

○亀井伝吉委員長 どうぞ。

○青木秀夫委員 もう一つほかのことで。これではないので、ちょっとお聞きしたい。

今、100年に1回、1,000年に1回と、防災に対する備えを一生懸命力を入れて町全体でやっているのですけれども、100年に1回、1,000年に1回に備えることも必要なのだけれども、それよりもっと目先の今日、明日とか、今、日々の安心安全に対する対策というのは、もっと必要なのではないかと思うのです。それで、道路の整備とか、そういったものについては、満足度といったら切りがないもので、どの辺が満足するのかといったら、これは切りのない話なのですけれども、見てみると、まだまだ整備しなくてはならない部分というのが目先はあると思うのです。

それで、毎年見ていると、予算は、毎年同じような予算が組んであるのです。もちろん都市建設課で財政当局と交渉して、カットされているのかどうか分からないのですけれども、交渉して、もうちょっと増額してくれとか、そういう努力はされているのでしょうか。毎年、見ると同じような金額で予算が組んで、前年と同じというような感じで予算が組まれているのですけれども、決算書なんか見ると、去年だって、4億5,000万円も基金に積み立てているような決算状況ですので、お金はあればあるほどいいのは分かるのだけれども、やはり有効に使うということも大切なわけだから。何かのために、何かのためにと貯金しておくのもいいことなのだけれども、やはり今、日々の安心安全のために有効に使うということもあるので、もうちょっとそういうのを、各現場のほうからも財政当局に交渉して、予算の増額をする努力というのはされているのか。しても拒否されてというか、カットされてしまうのか、その辺のことは、どんな形で予算をやっているのですか。

塩田課長も、都市建設課は長いでしょうから、今までの経緯は、この10年、15年知っているのでしょうか、今までの経緯を見てどうなのでしょう、予算の折衝の件なののですけれども。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 確かに例年、同程度に最終的には落ち着いて実施しているのも事実だと思います。都市建設課の道路を造るほうと、建設系のほうがメインでやるのですが、過去には、私が役場に入った頃というのは、もっと多くの予算があったとは認識しています。基金につきましては、目的がいろいろあると思いますので、その辺は私もよく承知はしていませんが、行く行くやりたい事業とかのためのストックだとは思っていますので。

町全体で考える中で、都市建設課とすると、やりたい道路というのは、財政にも町長にも訴えてはおります。ただ、その中で、基金の話はちょっと分からないのですけれども、やはり町全体の予算の中でどうしても絞られてしまうのかなと。ただ、努力は、絶えずはしているつもりではございます。やれる方向、都市建設課も、まだ多少余計に残業をかけたとしても、係員はやれるときになればやれるとは思っていますので、そういう努力は絶えずさせていただきたいと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 ぜひできる範囲で予算を増やしてもらって、早めに整備できるものはしていく必要があるとかと思うのです。

今村委員なんかは、一昔前のことはよく知っていると思うのですけれども、前は道路予算とか、こういうのは多かったのではないですか。最近見ていると、これだけと分配というか、あてがわれた範囲内で……都市建設課にこれだけねというような感じで、その範囲内でやりくりしているというふうにも見えるのですけれども、もうちょっと、分配というか、もうちょっと増やしてもらうというような交渉をして、少しは増えれば、その中のやりくりをまたいろいろ工夫ができるのでしょうから。あてがわれている範囲内でやっているというのではなくて、こっちからもいろいろ働きかけてやっていくように努力してもらって、一日も早く……整備しなければならぬとか、これは金にしたら大変なお金になってしまって、そんなに一朝一夕にいかないと思うのだけれども、少しでもそういう方向に向けて努力してもらえればと思うのですけれども。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 委員さんのおっしゃるとおり、1路線でも、わずかでも多くできるようには、折衝等は、努力はさせていただきたいと思いますので、見守っていただければと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

小野田委員。

○小野田富康委員 お願いします。

主要施策の74ページの登記関係事業ということで、481万何がし計上されていますけれども、この登記業務委託はどこまでというか、登記をもちろんするのですけれども、その以前に、測量なり何なり、全部が含まれて480万円ということの理解でよろしいのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 福知課長補佐。

○福知光徳都市建設課課長補佐兼建設係長 小野田委員さんのおっしゃるとおり、以前に買収等を行っておりますが、相続等が未相続だったりというのが主な要因なのですけれども、そこで当時できなかったものが残っているものにつきまして、今相続が終わったり、できる状況というのが、毎年法務局とか、その権利関係を全部調べ直しまして、できそうなところをできる限りやるということでやっておりますが、簡単にできるものは、以前ある程度進めているのですけれども、最近のものは権利関係が複雑というか、相続があっても、相続人が相当多いですとか、県外に出てしまったり、そういうものが中心に結構なっているような状況です。それを、一回現地に來ていただいて、境界とかを確認していただいた上で、登記所のほうに分筆登記というのをまずやりまして、その後、所有権移転、それで道路用地に地目変更という、3つの登記を終わるまでやっています。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

〔「補足いいですか」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 事業の金額の適用範囲なのですが、現地の調査、あと境界確定というのを、過去

の資料を基に、改めて境界確定というのを決めています。それと、登記の提出する際の関係資料としまして、図面等の作成、あと現地の写真とかまでが業者委託しております。それ以降の法務局に提出書類作成等は町の職員でやっております。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 最終的な、例えば登記の部分で、今町のほうでやっているということで、もし司法書士さんとかに頼んでやっているのであれば、例えば町の顧問弁護士ではなくて、顧問司法書士みたいな方がいらっしゃるのかなと思って、ちょっと聞きたいなと思ったのですが、登記関係は、では町の職員のほうで処理して上げているという形で理解してよろしいのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 現在のところは、そのような状況で町の職員。できるだけ予算を低くしたいということ。

それとあと、道路関係の事業関係でも、整備関係でも、境界と公図の読み方、測量図の読み方とかも大変役に立ちますので、職員でやるべき意味もあるのかなとは考えています。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する人なし]

○亀井伝吉委員長 なければ2巡目よろしいですか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。2回目お願いします。

主要施策の72ページお願いします。道路維持事業の中で、除草管理委託ということで、川に係る堤防上の……何と読むのですか。テンバタ。

〔「テンバ」と言う人あり〕

○針ヶ谷稔也委員 天端除草という部分で、渡良瀬川と谷田川と合の川が出ているのですが、時間の都合で谷田川の上に絞らせていただきますけれども、道路の端っこという認識でいいのですか。うちの近所の現場を見ていますと、大体両サイド1メートルずつぐらい、道の端から1メートルぐらい刈り込んであるのかなと思うのですが、それが谷田川に関しては年間5回実施されている。谷田川も、最初から最後まで延長になると随分の距離がありますが、その中でも一般使用、生活圏道路、生活利用されている道路というのは、そんなに距離がないのかなという認識をしているのですが、その辺の町の認識はどうかという部分です。

それで、そういう部分とそうでない部分、生活圏と、利用されている部分と、そうでない部分について、天端の除草は町でやっているわけですが、のり面に関しては、大きい川ですと、国ですとか、あるいは谷田川レベルですと県の担当になるのですか。やっているわけですが、その状況ですね。谷田川に関しては、クリーン作戦開いていますので、クリーン作戦がある頃には大体きれいになっているのかなと思うのですが、現状何回ぐらい県のほうで除草をやっているのかという部分について、現状生活圏道路と、そうでない道路との区分があるのかどうかという部分と、のり面についての県の取組についてご報告いただければと思います。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 針ヶ谷委員さんのほうから、今谷田川の堤防除草の関係というふうなご質問があったのですが、まず谷田川の堤防についてですが、ほとんどが堤防の管理道路というふうなことで、上が舗装されていたり、一部砂利があるのですかね、の部分があります。町のほうとしましては、道路を管理するという意味合いで、土木事務所から道路占用を受けておりまして、その管理上、アスファルトが終わったところから幅大体1メートルというふうな形で、町のほうで管理させていただきますよというふうな約束になっております。それで、町のほうとしましては、年間5回というふうな形で、委託した業者のスケジュールだとか、あとは雑草の伸びている状況によって、町のほうで指示して、そろそろどうですかという話もさせていただきながら、一応そのスケジュールにのっとって除草の管理をさせていただいているところです。

生活圏道路との差があるのかというふうなお話なのですが、道路というふうな扱いで考えておりますので、生活圏ということではなく、道路があるところの両端1メートルを町で刈っているというふうな解釈であります。

それから、土木事務所の除草の回数なのですが、こちらにつきましては、先日ちょっとお聞きしたところ、年間2回しか実施していないというふうなことです。町のほうで要望しまして、1回目は、先ほどお話もありましたクリーン作戦、クリーン運動の前に刈っていただいて、ごみが拾いやすい状況にさせていただきたいというようなことで、こちらは大体その時期に刈っていただけているというふうな状況です。

それと、もう一回が11月というふうな形になっておりますけれども、土木事務所の考えとしますと、のり面を管理するというふうな形で、そういう、11月というふうな時期という話なのですが、通常考えてみますと、のり面の下に農地がありまして、水稻を作られている方が結構いらっしゃるというふうなことで、年間2回しか刈らないので、稲刈りの時期に草が結構覆い被さっているというふうなことがありますので、こちらにつきましては、ちょっと町のほうから土木事務所のほうに要望を上げて、もう少し早い時期に、稲刈りのちょっと前ぐらいに刈っていただけるような形でお願いしていこうかなというふうな形では考えています。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 時間もございませんので。

以前は、堤防全域を町で除草していたような認識があるのですが、あるときから県と町で分担するような形になって、先ほど係長から説明もあったように、刈る前に谷田川のクリーン作戦があって、ごみの所在が分からない状態だよという苦情を受けていただいて、多分クリーン作戦の前に1回目の除草が入るような形になったのかなという記憶があるのですが、予算的な部分で、町と県で分かれているのか、その辺の内情は分からないのですが、県で請け負えないのであれば、もう一回町のほうに委託していただいて、町でやるような相談もしてもいいのかなという気もしていますし。

だって、以前やっていたときのほうが断然、谷田川ののり面の整備というのですか、そういった管理はできていたわけですから、そういった部分、やはり意見していただいてもいいのかなと思いますし、先ほど青木係長から発言があったように、ハウスがあったりとか水稻、水田があったりとか、そののり面に係る土地

の、民地が、利用の程度がいろいろあるのだと思うのです。やはりそこは、その利用者、民地の利用者の状況に応じて、やはり県も、県ですけれども、やはり地元のその状況をきちんと把握して対応していただく必要というか、要望は出ているのだと思うので、先ほど係長がおっしゃったように、ぜひ前向きな取組をお願いできればと思いますので、よろしくお願いして質問のほうは終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

○亀井伝吉委員長 回答はよろしいですか。

時間も参りましたので、以上で都市建設課関係の審査を終了いたします。

慎重なご審査、大変ありがとうございました。

ここで休憩を挟みまして、再開は10時45分からいたします。よろしくお願いします。

休 憩 (午前10時28分)

再 開 (午前10時45分)

○亀井伝吉委員長 再開いたします。

税務課と会計課関係の審査を行います。

初めに、会計課からの説明をお願いいたします。

丸山会計管理者。

○丸山英幸会計管理者兼会計課長 お世話になります。それでは、会計課の決算審査をよろしくお願いいたします。

会計課の業務といたしましては、年間を通しまして内部事務処理ということになっておりまして、決算額につきましても、その事務処理に係る経費が主なものになっておりますけれども、詳細につきましては担当係長のほうから説明させますので、よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 小野田係長。

○小野田浩靖会計係長 会計課会計係所管事務に関する令和3年度の決算につきまして、決算書に基づきましてご説明させていただきたいと思います。

まず、決算書の54ページ、55ページをお開きください。2款総務費、1項4目の会計管理費でございます。事業全体の歳出額は、55ページの備考欄に記載されておりますとおり173万2,671円で、前年と比較しますと12万6,944円の増額となっております。

詳細につきましてご説明させていただきたいと思います。まず、10節の需用費でございますが、主に決算書及び収入日計表並びに公金収納額集計表の印刷製本費であり、20万288円支出したものであり、前年度と比べまして13万8,780円の増額となっております。

続きまして、11節役務費の手数料でございますが、これは派出窓口業務手数料110万円とその他36万6,383円で、146万6,383円を支出したものであり、前年度に比べまして1万1,836円の減額となっております。

最後に、12節委託費でございますが、口座振替データ電送に関わるソフトウェアの保守委託料と基本手数料、合わせて6万6,000円を支出したものでありまして、前年度と同額の支出金額となっております。

以上、会計係所管の決算につきましてご説明申し上げましたが、よろしく審査のほどお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 よろしくをお願いします。

主要施策の31ページをお願いいたします。会計課会計係なのですが、主な支出で、需用費の中の印刷製本ということで20万288円ということで、13万円前年度より増額、かかったということなのですが、決算書というのは、今この私たちが使っている、これは決算書になるのかと思うのですが、今世の中デジタル化ということであるわけなのですが、やはり以前の会計決算の報告の中でも、冊数を幾らか減らしたようなあれもあったと思うのですが、そういった部分でデジタル化を考えることができるのか。でも、どうしても製本して残さなければいけない部分もあるのかどうかという部分、その辺のことを教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小野田係長。

○小野田浩靖会計係長 製本につきましては、先ほど針ヶ谷委員からお話が出たとおり、デジタル化というのは、会計係としては問題ないかと。保存に関しても、データで保存ということで、製本費が2万3,000円程度なのですが、それが削減ができるのかなと思っております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 問題は、我々もまだ、こちらが準備もできていない部分もありますので、いきなりデジタル化というわけにはいかないのですが、将来的にデジタル化をするに当たっては、問題はないという認識でよろしいということですかね。でも、何冊かは、保存版もデジタルにできるということは、紙媒体で残す必要もないという、今の説明の認識はそれでよろしいのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小野田係長。

○小野田浩靖会計係長 一応告示というものがあまして、何冊かは紙ベースで、町民にお知らせするためには必要かと思うのですが、そのほかにつきましては、デジタル化ができるかと思っております。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 それでは、会計課の審査を終了させていただきます。大変説明ありがとうございました。

続きまして、税務課の説明をお願いいたします。

高瀬課長。

○高瀬利之税務課長 それでは、税務課関係の令和3年度決算の説明についてさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたしますと思えます。

決算の説明に入る前に、補足資料で、令和3年度板倉町主要施策の成果という冊子が配付されているかと思えますけれども、その資料の中で、30ページになりますけれども、収税係の表の部分で誤りがございまして、正誤表をお渡ししておると思えますけれども、訂正させていただきたいと思えます。大変ご迷惑をおかけいたしまして申し訳ございません。よろしくお願いいたしますと思えます。

それでは、説明させていただきます。初めに、私のほうからは歳入の概要について説明させていただきます。

して、その後、住民税係、資産税係、収税係の各係長より詳細について説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、決算書の178、179ページをお願いしたいと思います。令和2年度と令和3年度款別決算額比較表でございますけれども、178ページの上段で、1の町税でございますけれども、令和2年度の決算額と令和3年度決算額を比較いたしますと、予算現額で1,750万円の減、調定額では約3,680万円の増、収入済額では約3,970万円の増となっております。

次の179ページでございますが、不納欠損額については約9万円ほどの増となっておりますけれども、収入未済額においては約300万円の減となっております。

一番右側、収入の割合でございますけれども、調定額に対する収入済額の率については、令和3年度97.4%、前年と比較しますと0.1%の差でございますけれども、収納率が向上しているということになりまして、全体的には、令和2年度に比較いたしますと増収というような形になってございます。

また、町全体の歳入に対する町税の割合では、一番右側になりますけれども、32.4%で、前年度と比較しまして4.7%の増加となっております。これについては、国庫支出金の割合が減少したことが主な要因と考えてございます。

歳入の概要については、以上でございます。

続いて、住民税係のほうから順にご説明申し上げます。

○亀井伝吉委員長 岡島係長。

○岡島宏之住民税係長 住民税係の決算内容をご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。決算資料の12、13ページを御覧ください。個人の町民税ですが、1款1項1目個人、1節現年度課税分でございますが、調定額6億6,406万7,243円に対しまして、収入済額は6億6,000万4,651円となっております。前年度比で1,997万9,379円の減、2.9%の減少となっております。

続きまして、法人の町民税ですが、2目法人、1節現年度課税分でございますが、調定額1億6,147万4,400円に対しまして、収入済額は1億6,075万6,600円となっております。前年度比で1,995万7,600円の増、14%の増加となっております。

同じページ、下段、3項軽自動車税、1目環境性能割の収入済額ですが、239万5,100円となっております。前年度比で57万7,300円の増額となりました。この環境性能割は、軽自動車を取得したときに課税されまして、車体の取得価格に大体1%が課税されます。

その下、2目種別割、次のページ、1節になるのですが、現年度課税分ですが、調定額5,434万700円に対しまして、収入済額は5,351万7,000円となりました。前年度比で115万8,196円の増、2.2%の増額となっております。

次に、その下、町たばこ税でございますが、4項1目町たばこ税、1節現年度課税分でございますが、収入済額は8,914万351円となりまして、前年度比で677万4,914円の増、8.2%の増額となりました。たばこ税につきましては、令和3年10月から増額となっております。

続いて、住民税係の歳出についてご説明いたします。ページのほうが70、71ページを御覧ください。主な支出をご説明いたします。2款2項2目賦課徴収費の右の備考欄でございます。二重丸の町県民税賦課業務ですが、813万5,564円を支出しております。主な支出内容は、委託料と利用料でございます。

住民税事務電算委託料でございますが、これは住民税の計算を行い、税額通知書や納付書等を作成するための委託料でございます。541万6,820円を支出しております。前年度比で5.2%の増となっております。

続いて、地方税電子申告支援サービス利用料でございますが、こちらは地方税の手続をインターネットを利用して電子で手続を行うための利用料でございます。193万3,800円を支出しており、こちらはほぼ前年と同額となっております。

続いて、73ページの備考欄を御覧ください。上から4つ目の二重丸、軽自動車税賦課業務ですが、63万8,911円を支出しておりますが、こちらは前年とほぼ同額です。軽自動車税事務電算委託料につきましては、軽自動車税の納税通知書や納付書等を作成するための委託料でございます。39万8,153円を支出しておりますが、こちらも前年とほぼ同額となっております。

また、各種負担金につきましては、軽自動車の登録状況や性能の情報を町が受け取るための負担金でございます。それぞれ支出しております。

以上で住民税系の説明を終わります。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 資産税系の鈴木と申します。私のほうでは、固定資産税関係につきましてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳入のほうからご説明させていただきますので、決算書の12、13ページをお願いいたします。1款2項1目1節の固定資産税、現年度課税分でございますが、調定額11億7,549万9,000円に対しまして、収入済額は11億6,646万1,921円となりました。収入済額につきましては、前年度比で3,114万982円の増となりました。主な要因といたしましては、新たに課税対象とした土地の訴求課税分による増でございます。

続きまして、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございます。調定額及び収入済額ともに7,937万6,100円で、前年度比で242万9,800円の減でございますが、こちらにつきましては、渡良瀬遊水地及び県企業局が設置しております太陽光発電設備の減価償却による減となっております。

続きまして、決算書の34、35ページをお願いいたします。16款3項1目3節徴税費委託金、不動産取得税通知業務交付金3万円でございますが、こちらにつきましては前年度比で3,000円の減となっております。

歳入につきましては以上となります。

続きまして、歳出のご説明に移らせていただきます。決算書の70、71ページをお願いいたします。説明のほうにつきましては、71ページ及び73ページの備考欄の各業務の主要な部分のみとさせていただきたいと思っております。

まず、71ページをお願いいたします。一番下の二重丸の固定資産税賦課業務191万3,240円でございますが、主な業務といたしましては、12節の固定資産税事務電算処理委託料171万9,878円でございます。こちらの内容といたしましては、固定資産税の納税通知書及び納付書の作成、償却資産申告書の作成、各種調査報告書類等の作成に係る費用でございます。

続きまして、73ページをお願いいたします。1つ目の二重丸の評価替え業務38万4,615円でございますが、標準宅地の時点修正業務委託料となっております。こちらの内容といたしましては、令和4年度におきまして、土地の評価に活用する標準宅地105地点の価格の変動の調査を行った費用でございます。

続きまして、2つ目の二重丸の課税客体管理業務328万200円でございます。主な業務といたしましては、

12節の課税客体調査業務委託料の258万5,000円でございます。こちらの内容といたしましては、毎年度行っております土地及び家屋の経年移動修正等にかかった費用でございます。

また、13節の固定資産情報管理システムの使用料が47万5,200円の支出となっております。

最後になりますが、3つ目の二重丸の家屋評価システム48万5,760円でございます。こちらにつきましては、家屋評価システムの使用料となっております。

簡単ではございますが、資産税係につきましては以上になります。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 川部係長。

○川部昌弘収税係長 収税係の川部と申します。よろしくお願いいたします。

主要事業の成果の概要では間違いがありまして、大変失礼いたしました。本日は正誤表も配ってあって、本日も直したものをお手元に配っておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

主要事業の概要の上段の表の合計欄を御覧ください。表の一番下の左から3列目の収入済み欄の合計滞納繰越部分についてなのですが、1,414万1,026円となっております。徴収率につきましては24.5%となりまして、対前年度に対して3.5%の増という結果となりました。令和3年度においても、徴収業務については、コロナウイルスの関係で、滞納者に対しての臨戸訪問は控えていたのですが、催告書の発送と、あと電話の催告で多少増加したと思います。今年度につきましては、コロナも少し影響があると思うのですが、感染防止の観点から、臨戸訪問は実施していきたいと思っております。

今のは歳入の関係で、説明のほうは終わらせていただきます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。続きまして、決算書の73ページを御覧ください。備考欄の中段、町税徴収管理業務を御覧ください。全体の支出については1,171万3,500円となります。その中で主な大きな支出についてご説明いたします。11節役務費の手数料54万8,860円につきましては、コンビニ収納に係る手数料の経費となっております。

続きまして、12節町税徴収管理業務電算委託料84万481円ですが、これは電算業務委託業者に委託しております委託料となります。

続いて、13節地方税共通納税サービス利用料の70万6,200円でございますが、こちらはインターネット等で電子納税が行えるシステムの利用料となっております。

続きまして、22節納還付金905万5,722円ですが、こちらにつきましては個人の所得税申告によって還付するものに対する還付金の支出となっております。

以上で収税係からの説明は終わりにいたします。

○亀井伝吉委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質問のある方。

今村委員。

○今村好市委員 決算書の2ページ、3ページなのですが、町税なのですが、これを見ますと、予算現額に対して1億9,380万円、1億9,400万円ぐらい多く予算よりは収入済額があるということなのですが、この辺、2億円近い額が予算と決算で差が出てきているのですが、毎年これは少なくなってきたような気もしたのですが、この辺はやはり適正なものかどうかというのは、どのような判断をしているのかお願いいたします。

それと、固定資産税の予算と収入済額の差が7,100万円相当ぐらい多く入ってきておるのですけれども、先ほど説明がありました新規課税分と、その遡及分ということらしいのですが、新規課税分が……今まで固定資産税をかけていなかったところに、新しくかけて遡及分まで、何年か遡って遡及分まで収入が入ってきたという意味でよろしいのかどうか。差し支えなかったら、この部分の内容についてご説明いただければというふうに思います。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之税務課長 1番目のご質問でございますけれども、予算現額に対しまして収入済額、町税ですけれども、それが1億9,000万円ぐらいの差があるということでございますが、まず令和3年度の当初予算を立てるときに、今までもお話は出ていますけれども、コロナの関係ですか、コロナの影響ということを見まして、今までの……ある程度分からない部分に対して、プラスアルファでコロナの影響も見ていたということが令和3年度の当初予算でありましたので、そこら辺のところがここに現れているのかなというふうに思っております。当初予定していたよりも、税収のほうがそれほど落ち込まなかったというような結果で、そのような差が出てきているのかなというふうに思っております。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 先ほどの予算額と収入済額の差に7,000万円ぐらいの差があるということになりますけれども、こちらは当初予算を算定するに当たりまして、不確定要因95%、それに収納率98%を掛けた差額がそこに出てきているような数字となって現れてきてございます。

それと、昨年度補正予算で7,941万1,000円補正予算をさせていただいたのですけれども、こちらにつきましては当初予算の段階で見込んでいなかったもの、具体的にお話ししますと、今まで非課税だった土地が、ニュータウンの東洋大学の未利用地になりますけれども、そちらに対して3年度から課税をかけて、その分につきましては、単年度で3年度で当初予算に見込んでございましたが、その後、地方税法の課税更正ということを行いまして、過去5年間に遡りまして課税させていただきました。その5年間分は、当初予算を考えたときには、全く見込んでいなかったものですので、そちらはこの7,941万1,000円の中の大きな割合を占める金額というふうになってございます。具体的な税額につきましては、地方税法の守秘義務がございますので、お答えはかなわないのですが、そういったことで補正予算の額が通年よりも大きくなっている状況でございます。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 税務課長、コロナ関連で収入が、経済的に落ち込んで、個人町民税等については下がってくるのではないかという見込みで当初予算を組んだということなのですか、コロナについては、令和3年度ではなくても、その前、令和2年度もコロナの影響を受けてきて決算していると思うので、その辺を見てみますと、そんなに落ち込まないのですよね、令和2年度の決算においても。

それで、全体を見てみますと、地方交付税の中に、コロナ関連で今年、今年度決算で増額した1億2,000万円というものがあるものですから、多少落ち込んだとしても、交付税である程度見られるという情報があれば、ある程度は町税についても見込めるのかなという気がしておりますので、今後については、そういう推計、もしくは見込額の算定の根拠、そういうものもちょっと見直す必要があるのかなという気もするのですが、歳入欠陥を起こさない範囲で。あまりにもね。

今年の決算を見てもみますと、町税が約2億円、交付税が2億円ちょっとということで、財政調整基金から繰り出しをする予定の4億4,000万円ぐらいを繰り出しなくて、ゼロで済んでしまったという決算なのですよね。だから、その辺も見込みが甘かったのかどうか分かりませんが、その分事業ができるわけですから、歳入の見込みについてはもっとシビアにやったほうが、私はいいのかなという気がいたしております。

それと、東洋大学の、いわゆる学校法人として使っていない未利用地についての面積は、これも守秘義務の範囲に入るのかどうか分かりませんが、あとは約5,000万円ということですから、5年間遡っているということは、1年に1,000万円ぐらいの固定資産税の課税ということになるのかなというふうに思うのですが、これは税法上、適法で課税ができるのかどうか。それ以上遡るのは、時効の関係でできないのかどうか、その辺の詳しいところをお願いします。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 まず、東洋大学の該当地になりますけれども、約10万平米の土地になります。具体的には、東洋大学の北西の空いている土地ということです。そちらを部分的に課税分割をさせていただきまして、本来であれば用途で、教育の用に用いる施設等で使っていただくものだったものが、ずっと使われずにいたということで、地方税法の5年間遡って課税更正ができるという条項がございますので、そちらに基づいて、今までゼロだったものを、そこを評価して課税させていただいたということで、適法というふうに考えてございます。東洋大学のほうにも丁寧に説明を行った結果、今のところ問題はないというような処理になってございます。

〔「額は。5年間の課税額」と言う人あり〕

○鈴木貴宏資産税係長 すみません。課税額につきましては、守秘義務の範囲に税額が入ってしまいますので、申し訳ございません、お答えはできない状況です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 さっき、増えた分が5,000万円ということ……新規課税で、いわゆる遡及適用分が5,000万円と言ったのだけれども、これは間違いなの。言えないわけ。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 おおむねということだと思うのですが、5,000万円という数字は、私のほうでは話していなかったような気がするのですが。別の多分委員会のほうでちょっと出た数字かなと思うのですけれども。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 今言わなかったですか。固定資産税の増額分については、今まで課税していないところを課税して、遡及分も含めて5,000万円増えましたよという。しなかった。

○鈴木貴宏資産税係長 説明ですと、収入済額が3,100万円ぐらい増えているということで、昨年度に比へまして、これの分のほとんどの部分が東洋大学の遡及課税分ということになります。ただ、これがそのままではなくて、少し減額になっているほかの家屋ですとか償却資産もありますから、差引きで収入済額は3,100万円増えている、その大部分が東洋大学の分ということです。

それと、補正が7,941万1,000円というふうにお話ししましたがけれども、このうちの大きな割合を占める部

分が東洋大学の部分ですというふうに説明をさせていただいたと思います。ただ、5,000万円という数字は、私のほうからは、そのときにはお話しはしていなかったかと思います。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 分かりました。それは、前年度の調定額と今年度の調定額の比較で先ほど説明したということですね。分かりました。

では、その辺、今後調定をするときの一つの……やり方といいたいまいしょうか、その辺はできるだけ正確にという。なかなか予測はできないという、経済予測ができないのでしょうけれども、町の財政の仕組みの中で、そんなに税金なんか極端に変わらないだろうし、税率が変わったり、固定資産税なんか、課税の標準値が変わったりすれば基本的に変わるのだけれども、そういうものは事前に分かる話なので、課税客体もそんなに変わらないし、そういう中で、予算決算についてもずっと、10年も20年も積み重ねてきているわけですから、できるだけ乖離を少なくしてやって、使える金を生み出してやるというのもやはり大事なのかなと思うので。

どうしても、場合によっては歳入欠陥を起こしてしまうという場合には、財政調整基金が結構あるわけですから、そのための財政調整基金みたいなものもあるので、これは税務課ではなく、財政担当課が全体を見てどう判断するかもあるのですけれども、税務課としては、町税のほとんどの役割を持っているわけですから、その辺できるだけ正確な課税、予算、数字を出していただくことがいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之税務課長 今村委員さんのおっしゃるとおりだと思います。今回令和3年度の決算につきましては、コロナが蔓延して、そういった影響もかなり考慮しながら予算立てをしてきたという経緯もございまして、やはりそういった難しさも出ているのかなというふうに思います。

また、税務課は税務課の部局、また全体的には企画財政課の部局とよく調整しながら、できるだけ精度を上げていければいいかなというふうに思います。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 よろしくお願ひいたします。今村委員が今町税についてお聞きしたのですけれども、私も、聞かなかった3番、4番の軽自動車税と町たばこ税について、決算書の2ページ、3ページと、あと主要施策28になりますか、よろしくお願ひします。

軽自動車税の部分も収入済額は増加ということだったかなと思うのですけれども、説明の中で、登録にかかる……何でしたか。細かくなったので、あれだったのですけれども……

〔何事か言う人あり〕

○針ヶ谷稔也委員 環境性能割ですよ。登録にかかるということで、それが1%増というような説明だったと思うのですけれども、現在8,578台ということで、町の中の所有台数になっているのかなと思うのですけれども、近年を見て、燃油が上がったりとか、あるいは高齢化が進んで、大きい車は使いづらいというような部分もあって、軽自動車に乗り換えている、手続をしている人が多いのかどうか、その辺の流れとい

うのですか、傾向があるのかどうかという部分と。

あと、昨今、車のリースだとかレンタルとかということで、個人所有ではなくて、業者所有で個人が乗るというようなシステムが出ています。ご承知だと思うのですが、そうした場合は、車の名義自体は業者名義になるかと思うのですが、当然納める分の税がかかっていると思うのです。そうした場合には、その事業者がある自治体に納めるという。そうすると、本社だとかあれだとかとありますね。その辺の取決めがあるのかどうかという部分です。

もう一点は、たばこ税なのですが、昨年度より多分売渡本数が増えているような気がするのですが、その辺の確認を1点と。

もう一点は、去年、令和3年10月ぐらいだったのですか、説明のほうがあったと思うのですが、値段が上がって、その分は増税分だと思うのですが、ただ10月ぐらいで中途半端な時期だったのですが、その分も年度末に、ではこの決算の中に加算されているという認識でよろしいのかどうか。年度繰越しではなくて、年度内に加算されているのかどうかというところの確認。

以上お願いいたします。

○亀井伝吉委員長 岡島係長。

○岡島宏之住民税係長 まず、軽自動車税のほうになるのですが、令和2年度と令和3年度のほうを比較してみますと、登録台数は、全体的にはそんなに変わらないのですが、中身的には新車の台数が増えておりました。200台ぐらい新車の台数が増えておまして、そうすると税額のほうが、新車の部分が高いです。増額になっているかなと思います。

それともう一点、リースのほうなのですが、たしか登録状況を見ますと、リースがかなり増えてきています。正確な台数は何台と言えないのですが、四、五十台近くあるのかなというふうに思うのですが、そちらのリースにつきましては、本社が前橋とか高崎であったとしても、定置場課税というのがございまして、その車両がどこで使われているかということで課税されますので、その場合は板倉町というのが定置場になっていけば、板倉町でかけて、その会社のほうに納税通知を送っているような状態です。

もう一つ、たばこ税のほうなのですが、こちらは10月で増税になりまして、年度途中から課税となります。本数で言うと、令和2年度とそれほど変わらなかったなというような感じです。もっと落ち込むかなというふうに予想もしていたのですが、それほど落ち込まなかった分、税額が上がったので、少し増益になったというふうに見ております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。新車で200台登録、新規登録というか、乗換えも含めて200台。今軽自動車も大きさを、乗用する分では、1,000cc、1,500ccの小型車両とそんなに遜色なくなってしまったので、税金の分も含めて軽自動車に乗り換える人が多いのかななどと思ってはいるのですが、

昨今はやっているリースだとか、レンタルだとかという分については、それを主に使っている地域で課税ができるというシステムになっている。住所があったりとか、会社なんかの所在地が優先的に課税をかけられるというようなあれになる……

[何事か言う人あり]

○針ヶ谷稔也委員 だから、主に乗っている人がというか、そういう生活圈、主に生活圈というか、主に乗っているところが、そういう権利になるということですね。分かりました。

たばこなのですけれども、本数はそんなに変わらなかったですか。確かに税が上がったりとか、コロナの関係で喉の影響があるので、本数が減るのかなという部分もあったのですけれども。

途中でも、その年度に上がった分については、年度内にその増加分は自治体のほうへ負担されるというか、分担されるというか、そういうことで入ってくるという認識になるわけですね。では、一生懸命たばこを吸いたい人は吸ったほうがいいということ。そういうことを言うとまた怒られるのですけれども。分かりました。

では、そういう部分で軽自動車税については、若干のあれは新車の登録が若干増えたということと、たばこ税については、本数が変わらなかったの、増税分がやはり増加収入ということで認識するということがよろしいでしょうか。分かりました。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 先ほど今村委員が聞いたときに、固定資産税の課税対象というか課税額の、守秘義務があって示さない。それは分かるのですけれども、固定資産税の場合は、ある一定期間縦覧期間というのがあって、調べれば、課税客体の土地建物とかは、幾らかかっているというのは調べれば分かるよね。それは、住民、調べることができるのだよね。町が公表するわけではないけれども、計算すれば、あの土地が幾ら評価されて、課税額は幾らでというのでやれば。課税額も出ているのかな、あれは。評価額だけではなく。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 縦覧期間につきましては、毎年4月1日から第1期の納税期限まで、5月末までになるのですけれども、本来の目的が、自分の土地とほかの土地を比べたりですとか、そういったものを見ていただける期間になるかと思います。

その中で、税額のほうは、その縦覧名簿には載せてございません。載っているのが、所在ですとか、所有者名とかは載っていないのですけれども、評価額というのが載っています。評価額が、ただ単純に1.4%を掛ければ税額が出るパターンと、土地なんかには課税標準額というのが別にあるのですけれども、税額の基となる数字。評価額から課税標準額を算出するに当たって、一定の率を掛けて低くなっていたりする場合もございますから、その縦覧の名簿から、直接1.4%を掛けて税額が出る場合と出ない場合がありますので、税額については簡単には比較ができないような縦覧になっています。あくまで分かるのは評価額になります。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、概算は見当がつくけれども、正確な数字は予測できないということだ。いろんな……特例とか軽減措置だか何か、いろんなそういうのがあって、正確な税額というのは、いろいろケース・バイ・ケースであるから、分かりにくいということで。概算は見当がつくけれども。

よその土地でも縦覧はできるのだよね。よその土地でも、自分の土地は、自分に来ているから調べる必要はないのだけれども、土地建物は。人の不動産でも、のぞき見と言っては言葉が悪いけれども、調べること

はできるのですよね。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 それは、年間通してではなくて、縦覧期間のみということで、4月1日から5月の末ぐらいまでの期間であればということになります。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それで、さっきの東洋大学の課税の5年間遡ってというのですけれども、そのときは東洋大学も、何の抵抗もないというか反論もなく、スムーズに板倉町からの、板倉町から請求したのでしょうか、東洋大側に。そうしたら、すんなりと受け入れたのですか。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 当初、令和2年度中につきましては、令和3年度から課税させていただくという話で進んでいたのですけれども、それはあくまで3年度分、単年度分からというお話が双方でできていました。ただ、過年度に遡って課税するという話は、そのときには出ていなかったものですから、急な話になりますけれども、そういったお願いを、課税決定をさせていただいてお願いに直接上がったという次第です。

そのときには、大学側の方たちも聞いてはいただいたのですけれども、当然3年度分の単年度分につきましては、理解していただいていた。ただ、過年度分につきましては、寝耳に水といいますか、初めてその場で話した話ですので、ちょっと驚かれたというか、向こうも理事会に諮って内容を精査しないと、この場では返答できないということで、その場ではそういう説明を受けました。その後、納付の期限近くに納付がありましたので、特にその後の対応というのは、大学側でいろいろ話はあったかと思うのですけれども、問題はなかったかと思います。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 未利用地に関しては、東洋大学も弁明できない部分もあると思うのだ。ましてこれから撤退するというのだから、これから将来使う予定があるとかなんとかと、そういう弁解もできないでしょうか、そういうふうにやってくれたのだと思うのですけれども。分かりました。

それと、もう一つ一緒に聞きたいのは、償却資産の評価について聞きたいのですけれども、償却資産の評価というのは、町側というか自治体側からは、なかなかつかみにくいと思うのだけれども、あれは各償却資産の所有している、特に企業、法人だよ。会社なんかの……向こうの申告をそのまんま受け入れて、課税しているの。

それともう一つ、償却資産というのは、毎年、毎年、償却資産だから償却する。そうすると、毎年減ったり増えたりもするわけよね。そういうものは、各企業からの決算書に基づいて、向こうが申告してくるわけ、企業が。今年は償却資産が幾らありますよと、そういうふうになっているの、仕組みは。その辺がどういう仕組みになっているのかなと思って。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 先ほど委員さんのおっしゃったとおり、償却資産につきましては、賦課課税ではなくて申告課税というふうになっております。基本的には、企業、業者から申告を受けて、我々職員のほうで、それを基幹システムのほうに入力していくような作業になります。一度出していただいたものにつきましては、中身はいろいろ精査を、こちらでも確認はしていますけれども、たまに板倉町ではない地区が交じって

いたりですとか、そういった誤りとかも見つかりもします。そういった場合には、そういったものを省いてくださいというふうに業者に指摘したりはしていますけれども、細かい中身につきましては、基本は向こうが上げてきた資産について、それをそのまま入力して課税するというスタンスを取っております。

一度入力済んでいるものにつきましては、減価償却の耐用年数というのが財務省令で定められていますけれども、何年というふうに入力すれば、その資産があるうちは、償却資産の率によってどんどん下がっていくような、自動計算されるような形になります。

次の年になりまして、町の償却資産台帳にはこう登録になっていますけれども、今後減少資産、増加資産はありますかというのを確認のため、毎年12月の上旬ぐらいに該当する企業に送っているような形です。それを基に、その企業は、減少した資産、増加した資産というのを新たにこちら提出して、その課税情報のほうをこちらで修正を加えているという形で事務処理のほうは行っています。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 今の説明を聞くと、こちらから調べるということは事実上できないでしょう、物理的に。各企業のものがどうなっているかなどというのは。だから、今言った申告課税というか、向こうから申告したものをそのまま受け入れてやっているのでしょうか、現実。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 現実はそのようなふうになります。ただ、こちらとしても、チェックはするという形で、先ほどお話ししたとおり、違う土地の、例えば関西とかのものが含まれていたりですとか、そういった事例も過去にありました。そういったものはチェックして、これは板倉町ではないのではないですかとか、そういうチェックはしてございます。あとは、原則は、出てきたものについて、それをそのまま入力しているという、課税させていただいているという状況です。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、償却資産の向こうの申告してきた明細を板倉町で全部……入力しているというのは、帳簿にあるわけね、それが。そんなにややこしいことをやっているのだ。では、大変だ。だって、償却資産というのはいろいろあるでしょう、細かいものから。一定の金額以上のやつは償却資産の対象になるわけだから、土地建物だけではないよね。そうすると、特に企業なんかだといろんな、大きな機械、設備はいいけれども、高い部品だとか、備品というのかな、そんなものも入っていると思う。そういうものも全部一覧表で来るのですか。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 紙媒体で来る場合と、e-TAXという電子申告という形で来る場合の2通りがございます。先ほどおっしゃったとおり、償却資産が少ない企業と、多い企業では1社につき50枚とか80枚とか、束であるところもございますので、そういったものについては一部、町のほうでは全て新規資産については打ち込みがなかなか難しいもので、固定資産の電算業務委託料という中で、幾らか業者にパンチャーを手伝っていただいて、多い資産のところは、そういった入力作業も、そこに含めて委託で払っているような状況もございます。少ないものにつきましては、町のほうで全て入力、削除等している状況です。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 最後に一つ。

では、その償却資産というのは、あれは1.4%、課税率は。

「1.4%です」と言う人あり]

○青木秀夫委員 この中で、償却資産はどれだけ含まれているのですでしたか、固定資産の中で。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 実際収入額のほうについては、どれくらい含まれているのかというのが定かに出ないのですけれども、例えば調定額で計算いたしますと、令和3年度の調定額につきましては、予算書の13ページでいきますと、11億7,549万9,000円というふうになっています。このうち償却資産に該当する部分の調定額につきましては、約2億9,500万円ぐらいです。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 なるわけね。この中で土地と建物は。

○鈴木貴宏資産税係長 土地と建物につきましては、土地については3億6,700万円ぐらいです。家屋につきましては、5億1,300万円ぐらいです。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 では、償却資産2億9,500万円が償却資産の課税なのだ。1.4%が2億9,500万円、3億円ぐらいがということなのだね。

「計算していくと……」と言う人あり]

○青木秀夫委員 そうね。その1.4%分の基が課税された分なのだね。分かりました。

たしかにややこしいね。結局企業がごまかしているとかということはできるのかな。申告課税というから、実際の企業はどれだけ償却資産があるか、その辺は全然つかめないから、来たものに対して1.4%かけているという。確かにこれは調べようもないよね、ややこしくて。現場見たとしても、素人が行っても、何が幾ら価値があるなど分からないから。だから、結局そちらの申告に対して課税しているというのが、どこの自治体でも現状なのですね。分かりました。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井英世委員 時間が迫っているんで、ちょっと簡単にしますけれども、今の固定資産税の関係ですけれども、前年度比で若干ですけれども、増加しているということですよ、前年度比で。それで、要するに固定資産税の細部聞きますけれども、今償却資産という話が出ましたけれども、土地と家屋と償却資産とありますよね。その個々に、前年度比で増えているのか減っているのか、まずそこをちょっと。金額的にどのくらい増えているのか減っているのか、その3つについて。

おそらく土地については、東洋大の未利用地、その関係の遡及課税分で増えているから、土地については増えていると思うのです。それを前年度と比較して増えた金額、どのくらい増えているのか、家屋についてもどのくらい増えているのか減っているのか、償却資産はどういった感じか、ちょっとその辺を教えてください。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 すみません、収入済額でいきますと計算できていないのですが、こちらで算定する調定額につきましては、おおよその金額が分かりますので、そちらでちょっと申し上げさせていただきます

と、令和３年度の調定額について11億7,549万9,000円というふうになっています。内訳につきましては、先ほど青木委員さんのほうに申し上げた金額になりますが、これを令和２年度と比較いたしますと、金額でいきますと、先ほど荒井委員さんがおっしゃったとおり、土地につきましては、前年度に比べて5,200万円ぐらい増えているような形です。パーセンテージでいきますと、16％ぐらいは増えているような形です。

家屋につきましては、逆にマイナス2,000万円ぐらいになります。これの影響といたしますと、令和３年度は評価替えの年でしたので、家屋を３年に１回見直して、全体的に在来分家屋については減少傾向の数字が出てきておりますので、その数字がここに現れてきているような状況です。家屋につきましては3.8％の減です。

あと最後に、償却資産になりますけれども、こちらは対前年度ですと130万円ぐらいの減ということで、これは毎年、毎年償却資産は、今ある分については減っていつているものですが、３年１回ではなくて。それと差引きで新規の償却資産があったので、その差引きで130万円ぐらいでとどまったという形に考えてございます。対前年度比ですと0.4％の減というふうな内容となっております。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 分かりました。そうしますと、土地については5,200万円増えているということですね。そうすると、推測ですが、東洋大の関係は、このくらいでしょう、感じが。そんな感じがしますけれども、いいです、回答は。いいです。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかになれば終了させていただきますけれども。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 以上で税務課関係の審査を終了させていただきます。

慎重なご審査大変ありがとうございました。

昼食休憩を挟みまして、再開は13時といたします。よろしくお願いいたします。

休 憩 (午前 1 1 時 5 3 分)

再 開 (午後 1 時 0 0 分)

○亀井伝吉委員長 それでは、再開いたします。

教育委員会事務局関係の審査を行います。

説明は簡潔にお願いいたします。

初めに、教育委員会事務局長からの説明をお願いいたします。

小林局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 お世話になります。それでは、これより教育委員会事務局の令和３年度決算の説明をさせていただきますと思います。

説明につきましては、最初に総務学校係、次に生涯学習係、次に公民館関係４館を一括して説明させていただきますと思います。最後に、スポーツ振興係の順で説明を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 斉藤係長。

○齊藤弘之総務学校係長 いつも大変お世話になっております。総務学校係、齊藤です。令和３年度決算の主要事業につきましてご説明させていただきます。

まず初めに、総務学校係の令和３年度歳入の決算につきましてご説明させていただきます。決算書の29ページをお願いいたします。決算書の29ページ、15款２項６目教育費国庫補助金の中のへき地児童生徒援助費等補助金でございますが、令和３年度におきまして、遠距離通学補助といたしまして、スクールバス運行事業に伴う補助金として1,481万1,000円ございました。

次に、45ページをお願いいたします。45ページ、21款５項３目の雑入の中の小学校給食費職員等納入金として378万4,000円、その下の中学校給食費職員等納入金として243万5,750円ございました。こちらにつきましては、小学校の児童及び中学校の生徒の給食費は無料でございますが、教職員などについては有料であることから納入された給食費となっております。

歳入の説明につきましては以上でございます。

続きまして、令和３年度歳出の決算につきましてご説明させていただきます。ページがまたがってしまい大変恐縮ではございますが、決算書の135ページから147ページにつきましてご説明させていただきます。

まず初めに、137ページをお願いいたします。137ページの下から３つ目でございます。10款１項４目小中学校公務支援システム事業についてご説明させていただきます。11節役務費、電話通信料として51万5,460円、13節、小中学校公務支援システム使用料として514万1,484円を支出しております。こちらの事業につきましては、小学校の教職員が学校専用のシステムを使うことにより、学校における事務の効率化が図られております。事業の全体額といたしましては565万6,944円を支出しております。

次に、同ページ、137ページ、下から２つ目の10款１項４目英語検定料助成事業として、18節英語検定検定料の補助金として27万3,550円を支出しております。令和３年度については、90名の方に検定料の半額を補助させていただきました。

次に、お手数ですが、141ページをお願いいたします。141ページ、上から２つ目の10款１項４目小中学校ICT環境整備事業についてご説明させていただきます。13節、オンライン学習サービス使用料としまして、株式会社リクルートが提供するスタディサプリ小学講座、中学講座、法人向けソフトの使用料として375万5,268円、事業全体額としては542万2,269円を支出しております。

続きまして、お手数ですが、143ページをお願いいたします。143ページ、上から４つ目の10款２項１目小学校給食事業についてご説明させていただきます。10節需用費、賄い材料費として、給食無料化に伴う材料代といたしまして3,326万747円、18節学校給食費、弁当代替者対応補助金につきましては、食物アレルギーのため弁当を持参している児童に対して7万8,403円の補助をさせていただきました。事業の全体額としましては3,333万9,150円を支出しております。

次に、同じページの上から５つ目の10款２項２目小学校スクールバス運行事業についてご説明させていただきます。12節、スクールバス運行管理業務委託料として、北地区から西小学校までの２コース、２台のバス及び南地区から東小学校までの２コース、２台のバス、合計４コース、４台のバスを203日間運行したことによる運行管理業務委託料として3,190万円を支出しております。

続きまして、お手数ですが、147ページをお願いいたします。上から３つ目の10款３項１目、中学校給食事業についてご説明させていただきます。10節需用費、賄い材料費としては、小学校給食事業と同様、給食

の無料化に伴う材料代といたしまして1,985万234円を支出しております。なお、中学校につきましては、食物アレルギーのために弁当を持参している生徒はございません。

総務学校系の令和3年度決算の説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 石川館長。

○石川由利子生涯学習係長兼中央公民館長 生涯学習係、中央公民館の館長の石川です。よろしくお願いいたします。

説明の前に、令和3年度主要事業の概要の訂正をお願いいたします。79ページ、生涯学習推進事業、下から2段目、(3)、子供出前講座ですが、実施直前に緊急事態宣言が出て中止になっております。「ゼロ回、ゼロ人」で訂正をお願いいたします。

それでは、決算書に基づき、事業の説明をさせていただきます。まず、収入でございます。決算書45ページ、21款諸収入、5項3目の書籍売上げ代79万2,500円でございます。文化財関連書籍等の売上げです。

次に、歳出でございます。生涯学習関連事業ですが、決算書149ページ、備考欄二重丸、上から2段目を御覧ください。生涯学習推進事業でございますが、9万円の決算額でございます。内容は、12節委託料でございます。町内小中学校3校において家庭教育学級を開催しております。1校3万円、3校分で9万円です。

次の二重丸を御覧ください。人権教室推進事業でございますが、7万4,595円の決算額でございます。内容といたしましては、人権教育公開研修会を青少年等教育団体との合同で開催いたしました。また、町内小中学校3校に人権教育作品を募集し、優秀作品を表彰及び記念品を授与しております。

決算書を1枚めくっていただきまして、151ページ、上から1つ目を御覧ください。文化財活用事業でございますが、92万662円の決算額でございます。主な事業といたしまして、14節町指定文化財説明板撤去5万5,000円、町指定文化財であった西丘神社の木3本が指定から外れたため、説明板の撤去をいたしました。

18節文化財保存事業補助金2万5,000円です。国指定重要文化財雷電神社末社、八幡宮、稲荷神社の自動火災報知器設備及び消火設備の保守点検費を、例年補助金をいただき実施しております。

決算書153ページ、二重丸2番目を御覧ください。成人式式典事業でございますが、31万9,904円の決算額でございます。主に7節報償費21万2,500円、成人者への記念品代です。

最後に、予算計上は総務費になりますが、国際交流事業については、コロナ禍で主要事業の実施ができないことから、補助金の申請を辞退させていますので、歳出はゼロです。ほかの事業は例年どおりでございますので、説明を省略させていただきます。

公民館事業につきましては、各公民館をまとめて説明させていただきます。

○亀井伝吉委員長 高橋館長。

○高橋徳男南部公民館長 南部公民館の高橋です。よろしくお願いいたします。私のほうから、公民館事業の主要事業につきまして、決算書に基づき歳出を説明させていただきます。

決算書の152ページ、153ページをお開きください。153ページ、備考欄の上から3つ目の二重丸になります。中央公民館管理運営事業924万8,753円でございます。この管理運営事業につきましては、中央、東部、北部、南部公民館、わたらせ自然館の共通事項ですので、中央公民館管理運営事業で説明させていただきます。この事業は、施設の維持管理をするための必要な経費として、主に需用費、修繕料及び委託料、工事請

負費であり、全館合わせて1,778万71円でございます。

その下の備考欄の下段の14節、ロビー照明LED化工事105万6,000円ですが、中央公民館では2階ロビーの照明12個を、水銀灯照明からLED照明に切り替える工事を行いました。

次に、154ページ、155ページをお開きください。155ページ、備考欄の上から5つ目の二重丸になります。学級講座開設事業5万6,168円でございます。この学級講座開設事業につきましても、中央、東部、北部、南部公民館、わたらせ自然館の共通事業ですので、中央公民館の学級講座開設事業で説明させていただきます。この事業は、社会教育の充実を図るために、地域の現状、町民からの要望に応じて、多様な学級や講座を開催するものでございます。主に講師への報償費、謝金と需用費、消耗品であり、全館合わせて55万3,145円でございます。令和3年度は、全館合わせて87回の教室を実施し、731人の参加がありました。

なお、この事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としまして、群馬県の新型コロナウイルス緊急事態宣言、まん延防止等重点措置を含む警戒度3以上になった期間中は、開催を延期または中止することもあったため、当初計画していた教室を実施することができませんでした。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で公民館事業に関わる経費を説明させていただきます。戻りますが、68ページ、69ページをお開きください。備考欄の上から4つ目の二重丸になります。公共施設Wi-Fi環境整備事業422万4,000円でございます。この事業は、新型コロナウイルス感染拡大時のオンライン授業やテレワーク等に対応するため、町内公民館4館に無料で利用できるWi-Fi環境を整備し、町民誰もが利用できるネット環境を整備したものです。アクセスポイントは各階の会議室、講堂、ロビー等に設置したもので、中央公民館7か所、東部公民館3か所、南部公民館3か所、北部公民館3か所の計16か所に設置するための工事費でございます。

次に、その3つ下の二重丸になります。避難所感染予防対策事業（わたらせ自然館）41万3,000円でございます。わたらせ自然館に設置されていた大型テレビが老朽化のため、故障修理ができなくなっていたものを、高台の避難所であります、わたらせ自然館に液晶テレビを購入させていただきました。

ほかの事業は昨年度と同様でございますので、説明を省略させていただき、公民館事業についての説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之スポーツ振興係長 お世話になります。スポーツ振興係の根岸です。よろしくお願いいたします。それでは、私のほうから決算について説明させていただきます。

それでは、決算書の167ページを御覧ください。備考の欄になります。二重丸上から4つ目、指導者育成確保事業でございます。112万8,100円でございますけれども、主にスポーツ推進員への報酬でございます。年間6万3,000円掛ける17名分といたしまして、107万1,000円の支出となっております。

続きまして、その下の二重丸、スポーツ団体等の育成事業についてでございますが、こちらにつきましては、スポーツ振興の推進を図るため、スポーツを通じて町民相互の親睦とスポーツ人口の底辺拡大を目的に、町体育協会への補助金といたしまして、60……65万円となっております。

続きまして、二重丸、上から6つ目になります。社会体育施設管理事業でございますけれども、300万2,180円の支出となっております。主な支出でございますけれども、10節需用費でございますけれども、155万9,032円となっております。その中、修繕費105万1,586円の支出でございます。主なものといたしましては、海洋セ

ンターの駐輪場のペンキ塗り替えを実施しております。30万9,000円となっております。

そのほかにつきましては、海洋センター、乗用草刈り機、芝刈り機を2台所有しておりますが、その修繕料といたしまして40万3,000円の支出となっております。

以上、雑駁でございますけれども、スポーツ振興係の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。

荒井委員。

○荒井英世委員 決算書の151ページ、丸の上から3つ目、文化的景観保護推進事業とありますね。文化的景観保護推進事業。これですけれども、主要事業の概要を見ますと、文化的景観の説明会、講座などあるのですけれども、そういったものを実施したということなのでしょうけれども、まず最初の文化的景観保存活用委員というのは何名ぐらいいるのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 石川館長。

○石川由利子生涯学習係長兼中央公民館長 3名の委員さんを委嘱しております。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 3名ということですが、具体的にどんな、仕事ではないですが、どんなことをやっているのですか。

○亀井伝吉委員長 石川館長。

○石川由利子生涯学習係長兼中央公民館長 文化的……調査員ということで依頼をお願いしてあります。先ほど景観の説明とかありましたが、そういったときに説明していただくことも踏まえ、景観の中で何か工事があったときに、どんな対応を取るのかとか、そういった工事が景観を損ねるような事項があった場合に、集まっていただいて意見を聞くというようなお願いをしております。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、町の重要文化的景観がありますよね、文化的景観。そういったところに、例えば何らかの形で工事とか、例えば伐採とかいろいろ入った場合に、その調査に入るのですか。

○亀井伝吉委員長 石川館長。

○石川由利子生涯学習係長兼中央公民館長 板倉町の文化財保護条例にあるのですが、今まで2年前にこの委員さんの委嘱があったのですが……失礼しました。先ほど3名と申し上げたのですが、予算上で報酬が出る委員さんが3名で、土木の所長さんが入っていますので、全員で4名になります。

利根川の工事があったときに、その景観が対象になるのかどうかとか、そういったことについて、教育委員会のほうで依頼をかけて、調査研究して対応するというような機関になっています。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、例えば町内に今、文化的景観ということですからかなりありますよね。そういったところの、保存活用ですから、保存活用関係はやはり調査して、今後どんなふうやっていったらいいかという部分でやっているわけでしょうか。

○亀井伝吉委員長 石川館長。

○石川由利子生涯学習係長兼中央公民館長 先日、土木の所長さんが4月1日で代わられたことで、会議を

改めて開いて委嘱したような状況ですが、その中でも、景観をどんなふうに活用していったらいいのかということが会議の中でも検討されまして、今後もっと景観について町民のかたに知っていただく、そういった機会を設けることと、どんなふうに活用していくのか、もっと検討していく必要があるというような内容になりました。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 その絡みで、下のほうに、文化的景観保全業務委託料というのがありますね。これはどういうものですか。どこに委託。

○亀井伝吉委員長 石川館長。

○石川由利子生涯学習係長兼中央公民館長 こちらは、景観の中に、天神池より東になります、行人沼ですか、そこが景観の中に入っているのですが、その土地が、道路等に草木が覆いかぶさってしまって、通行の妨げになるとか、そういうことを避けるために、除草ですか、そういったものの委託料になっております。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、それはあくまで除草関係の……除草だよ。そういった業者に委託する関係ですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○荒井英世委員 それで、報償費がありますよね。謝金 2 万 5,000 円。これというのは、文化的景観の説明会、講座を実施したのですかね。説明会と講座というのが出てきますよね。

○亀井伝吉委員長 石川館長。

○石川由利子生涯学習係長兼中央公民館長 令和 3 年度に関しては、コロナ禍により、景観の一般町民に対する説明会等は実施できない状況であります。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、報償費の謝金 2 万 5,000 円というのは、どういった 2 万 5,000 円でしょうか。謝金で出ているのだから、何かやったのではないかな。

○亀井伝吉委員長 石川館長。

○石川由利子生涯学習係長兼中央公民館長 先ほど名前が出ております、文化的景観保存活用委員さんの会議費で 3 名が、土木の所長さんが公務で出てきておりますので、3 名、3 日分の報償でございます。

〔何事か言う人あり〕

○荒井英世委員 石川館長、後でいいです。

○石川由利子生涯学習係長兼中央公民館長 失礼しました。こちらは、谷田川のヤナギ山の苗木を植樹する、説明してくれる青木先生という方がいらっしゃいますが、その方に対する報償になります。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 水場を守る会で、よくヤナギ山に植栽しますよね。そういうときに、どういう形で植栽したらいいのではないかとということで呼んだ人の謝金。分かりました。

この保存活用委員、3 名プラス 1 人ということは 4 人ですけれども、いろんな保存活用を検討しているということですが、当然今後予算が出てきますよね、予算絡みで。まず、優先的に何をするかという部分が出てくると思うのですけれども、その辺は近々、例えば今年度でも、一つの具体的形としてまとめていく方向

でいるのでしょうか。まず優先的にこれをやるとか、これはやらないとか。

○亀井伝吉委員長 小林局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 ただいまの優先的に何かやっていくものがあるのかというようなご質問かと思うのですが、この前、今館長からお話がありました、文化的景観の推進委員さんの会議の中でいろいろな提案がされました。その中で、一番主なものといえますか、取組が必要だというものについては、やはり普及啓発という話がございました。教育委員会事務局としまして、いろいろ提案された中で、何を順番でやっていくかというところまでは、実際現実的には、まだ検討は進めてはいないのですが、やはり普及啓発という形のものが、まずは委員さんの中で提案されて、これが重要だということが指摘されておりますので、そこを優先的にといえますか、今後も進めていけたらということで考えているところです。

以上です。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 まず確かに普及啓発、こういったものがあるか、まずそれを知ることが必要でしょうけれども、小中学校で一つの郷土愛、そういったものを培うためにも、まず小中学校のあたりから始めて、そういう形で、その後一般市民も同時並行的にやる必要があるのでしょうか、小中学校はあれですか、まず。

○亀井伝吉委員長 小林局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 資料といたしまして、パソコンを使って、資料等も作成しております。そういうものを使って、出前講座を積極的にやっていきたいなというふうには考えているところであります、これから学校等にも、そういうお話もちよっとさせていただきながら、小中学生にも、そういう出前講座的なものでやっていけたらいいのかな。また、要望があればですけども、行政区等にも出向いて、そのような講座をやらせていただければというふうに思っております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 よろしく願いいたします。

総務学校係に係ることだと思うのですが、小中学校の運営に関してということで、予算面という部分と予算にのらない部分があるので、ちょっとお聞きいただければと思うのですが、

まず、出生数の増加が見込めない状況で、現状出生数は40人前後で、ただ小学校入学時のタイミングで転入をしていただいた関係で、60人前後の新入生が見込める状況というのがここ数年かなと思っております。ただ、2校ありますので、偏りがなければ、今のところ、でも入学時には2クラスに群馬スタイルだと分けなければ、30、30ぐらいになると2クラスに分けなければいけないのかなと思うのですが、偏りが出てくると、そういうところも、1クラス対応せざるを得ない状況も出てくるのかなというのが実情だと把握しております。

そんな中で、以前から小中一貫校という話を、代々の教育長さんとも話をさせていただいている実績があるわけですが、現教育長にもお話をさせていただいて、前向きに検討するという答弁をいただいている

実情があります。これは、予算化にはならないので、この決算書等には現れてこないかなと思うのですが、令和3年度中にこういった動きがあったのか、あるいは令和4年度どういう計画があるのかという部分について、まずお願いできればと思います。

○亀井伝吉委員長 橘指導主事。

○橘 友代指導主事 総務学校係、橘でございます。よろしくお願いいたします。

令和3年度は、小中一貫校の視察に行ったという経緯がございます。令和4年度に関しましても、コロナの状況が落ち着きましたら、県内の小中一貫校について視察に行く予定になっております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 検討委員会等の立ち上げについては、今のところまだ予定がないという認識でよろしいでしょうか。

○亀井伝吉委員長 橘指導主事。

○橘 友代指導主事 現在は、まだそこまで検討しておりません。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 以前にも、どのレベルで設置判断をするのかということで質問させていただいたこともあるのですが、今、この3年度も、小中学校と東、西中学校、それぞれ施設の改修工事ということで、令和4年度からは長期の計画を立てた体育館等の施設の計画が入っています。そうすると、5年だ、7年だという計画を見ると、ではその間は、そういうものが進展しないのかなというような想像につながってくるのかなと思うのです。そうすると、ではその間、学校運営が維持できる状態が担保できるのかという不安な面もあったりしまして、今回の質問につながっているわけですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○亀井伝吉委員長 斉藤係長。

○斉藤弘之総務学校係長 お答えいたします。

体育館、今年度に、まずは東小の体育館の外構、屋根、そういったものの設計にまず入らせていただくわけですが、針ヶ谷委員おっしゃるとおり、7年計画で実施するような運びとなるのですが、やはり小中一貫とか、そういったタイミングというのは、例えばではございますが、単学級が連続で出てしまうと、一学年だけ単学級とか、そういった状況ではまだまだ乗り切れるのかなとは思いますが、複数の学年でそういったものが出たというものが、やはり本格的に検討していかなくてはならないタイミングなのかなと私は、事務担当者としては考えております。

体育館については、7年計画で改修を行うわけですが、体育館につきましては、例えば小中一貫がその間に話として立ち上がって、実施の方向にかじを切る際に、その改修計画は終わっていないから、小中一貫の計画にかじを切れないかと申しますと、体育館に関しては、例えば学校の用途で使わなくなったと、1校ぐらいそういったことが発生したとしても、やはり避難所、そういった緊急時の避難施設として活用できるという点もございますので、その辺の改修計画と小中一貫の本格的にかじを切るタイミングというのは、両方一緒に考えなくても大丈夫かなというふうに事務方としては考えております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。係長がおっしゃるように、施設に関しては、維持管理すれば、それは別途で利用できるというのは認識できるのですが、ただイメージとして、やはりそちらに力を入れるということは、それを維持管理していくということは、統合、小中一貫という方向に行かないというようなイメージにもなりかねないという部分。

これも、やはり子供の所在の地域差というのですか、そういうのがありまして、北小、南小については、やはり在籍する子供の数、あとは単クラスの数ということで、統合して東小、西小の2校になりましたと。ただ、その2校を統合した矢先に、出生数がある程度限られてきていて、その6年後の入学の時点での人数、2クラスできるかどうかというような数。実際は転入数があるので、何とか10人、20人増員しての入学式になるのだというふうな報告も受けているのですが、その辺が、バス通学でも集合している人数ですとか、あるいは東、西地区については歩いて通学の段階でありますので、そこを朝子供たちが集団登校している姿を見て、ああ、何人しかいないのかという地域もやはり出てきているのだらうと思っております。

そうしたときに、では2つも要るのかねなどという話も、やはり地域住民の中からも疑問的な部分がありますし、校舎等もやはり経年劣化していますので、どうなのか。あと、ニュータウンの中に今、学校用地と言われるような用地もまだあるというふうなうわさになっていますので、そこが正式にはどうだかというのは確認はしていませんけれども、ここはニュータウンを造成するときに、学校用地としてあれてあるのだよという、東地区ではもっぱらのうわさになっている用地もあります。

そういった部分も含めまして、やはり早期に小中一貫を希望する住民の方も中にはいらっしゃるという部分と、現場サイドからすると、できるだけ今の体制を維持したいというところの部分で、ちょっと差が出てきているところもあるのかなという気はしておりますので、いろんなところを鑑みまして、ちょっと早めでも、やはりその部分が板倉町の特徴になってくるのだと思うのです。それでできることというのが、9年間を通しての学習体系ができるということで、その積み残し部分の施策ですとか、いろいろやり方、視察にも行っていらっしゃいますので、そのやり方、利点あるいは問題点等も研究なさっていくのかなと思うのですが、そういうのを鑑みながら、やはりタイミングを見て動き出すべきだろうとは思っています。

決算書に載っている事項ではありませんので、申し訳なかったのですが、その辺を、4年度、5年度に向けて、ぜひ話合いのほうを、視察もして、意見交換をさせていただいているかと思うのですが、そろそろ検討委員会等を立ち上げてもいい時期ではないかと思います。前向きに検討いただければと思うのですが、局長にお考えがありましたらお願いします。

○亀井伝吉委員長 小林局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 ただいま針ヶ谷委員さんからご指摘のありましたとおり、今後児童数については減少傾向、これは間違いのないことでございまして、当然小学生が減れば中学生も減るというのは目に見えているということでございます。現時点では、小中一貫というのについては、事務局レベルで、その情報収集を現在行っているような段階かなというふうに私は認識はしております。今後児童数が、複数学級が組めないことが明らかになってきておりますので、そのタイミングというのがやはり大事なかなと思いますので、その辺を見極めて、より具体的な検討に今後つなげていければというふうに思いますので、具体的なことは何もありませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 今全国的に少人数学級ということでシフトしてきているわけですが、群馬県はもう早々に、低学年で25人でしたか、3年生でしたか、4年生でしたか、から30人学級。

[何事か言う人あり]

○針ヶ谷稔也委員 3年生から30人学級ということで取り組んでいた実績がありますので、その辺のことにしても、やはり26人いると、是が非でも2クラスに分けてしまうと、県のシステム的に、もうそうになってしまう。26だったら、1クラスでいいのではないかなと、県のほうに問い合わせたこともあったのですが、県で決まっているので、駄目ですとかたくなに断られてしまった実績もあるのですが、そういうところでどうしても2クラスには分ける。ただ、それで13、13ぐらいの数になってしまうわけですね。そうするとどうなのだろうという部分もやはり出てくるのだと思います。いいところ悪いところは出てくるのだと思うのですけれども。

小中一貫にしても人数が増えるわけではないのですけれども、やはりそこで全体的なかさ増しをして、雰囲気づくり、例えば環境がちょっと、指導の方法も変えられますので、そうすると今までになかった指導方法が取れると。一番大事なのは、その積み残しの解消というのがやりやすくなるのかなと思うのです。学校を行ったり来たりしなくても、そういった部分ができますので、そういったもので利点もあるかと思うので、よく研究していただきながら、ある時点でやはり議会のほうにも、その先のことを報告できるような状態があれば、ぜひよろしく願いできればと思いますので、お願いして質問のほうを終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

小野田委員。

○針ヶ谷稔也委員 小野田です。よろしくお願いします。

主要施策の成果の77ページ、部活動指導員配置促進事業ということで、令和3年度、25万7,600円の決算になっているのですけれども、この令和3年度もやはりコロナ禍ということで、部活動がフルで行えていなかった時期かなとは思っているのですけれども、この数字というのは、25万何がしというのは、マックスで出たただくとこれぐらいになるとか、実際マックスで出ると幾らになって、そのうちの時間数が少なかった分で減っているかとは思っているのですが、その辺ちょっと教えていただきたいのですが。

○亀井伝吉委員長 橘指導主事。

○橘 友代指導主事 ご質問ありました部活動指導員の件ですが、令和3年度は、161時間勤務していただきました。時給が1,600円で、マックスですと210時間まで活動していただくことができるようになっております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 これは、多分男子バレー部の方1人だったのですが、今年度は体操部の方も入るということで、これはむしろ予算は増えてくるのかなとは思っているのですけれども。

○亀井伝吉委員長 橘指導主事。

○橘 友代指導主事 おっしゃるとおりで、今年度は体操部のほうにも1人外部のコーチが入ってございます。まだ令和4年度の分は、今集計中でございまして、手元には詳しい資料はございません。申し訳ありません。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 先般の事務事業評価のときに、中学校の部活動の地域移行というような話も出ておりましたし、最近も新聞で見たり、ほかの議会のほうでも、一般質問でそういった質問が出ているというようなことなのですけれども、外部指導員の制度と部活の地域移行の話というのは、話が矛盾してくるような気がするのですけれども、その辺はどういった考えでしょうか。

○亀井伝吉委員長 橘指導主事。

○橘 友代指導主事 現在行われております部活動外部指導者のことですが、こちらは部活動の地域移行の前段階として県が導入しておるものでございます。まずは、土曜日、日曜日に関しまして、顧問、現在の中学校の教員が務めております顧問を土日以外にして、この外部の指導者を土日に入れることを目的としたものでございます。それを行っていく過程で、だんだん部活動を地域に移行していこうというようなものになっております。

ただ、前回のときにもお話ししたとおり、人材がかなり不足しておる状態になっておりまして、県のほうでは部活動外部指導者登録制度という、人材バンクというものがございます。そちらのほうに現在登録者数が47名登録しておるわけなのですけれども、太田市が限度でございまして、それよりこちらに来ていただける外部指導者の登録はございません。

以上になります。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 とすると、今現在外部指導員として登録されていたり、実際今来て下さっている方々というのが、部活の地域移行したときの核になる指導員というような形で認識しておけばよろしいのですか。そういったときの人件費といいますか、指導員の方への報酬というのはどういうふうな形になるのか。

○亀井伝吉委員長 橘指導主事。

○橘 友代指導主事 そうなっていただくと、本当にありがたいなというふうに思っておるわけなのですけれども、現在入ってくださっている外部指導者の方も、平日は通常にお勤めしておる方でございます。そういった形で、土日の練習にのみ参加して下さっているような状況がございまして、そういった方を皮切りに、また人材を発掘していくということは非常に大事なことだとは思っておりますけれども、そこが核となって移行していけるかどうかというのは、また別の問題になってくるのかなと思っております。

ただ、システム上として、教師ではない、教職員ではない方が外部から入ったときに、どんな対応、または生徒や保護者がどんなふうに対応していくのか、そういったところの準備期間というか、そういったところには使えるのではないのかなというふうに考えております。あくまで補助事業ですので、予算についてはまた今後検討ということになります。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員　せっかくやはり高い意識を持ってやってくれている。私も、たまたま子供がバレー部にいたもので、今もいるのですけれども、熱心に教えてくださってはいるのですが、逆に今、土日は1日だけというような制限がかかっていると思うので、本当は幾らでも教えたいのだけれどもという部分があったので、ちょっともったいない部分かなとも思うのですが、家族もあることでしょうか、あれなののですけれども、ぜひそういった方が発掘できるようであれば、再度努力していただければと思いますので、よろしくお願いして質問を終わります。

○亀井伝吉委員長　よろしいですね。

ほかに。

延山委員。

○延山宗一委員　よろしくお願いいたします。

決算書の145ページになるのですけれども、中学校の施設維持管理というようなことになります。主要事業の概要になりますと77ページになります。修繕費についてお伺いをしたいと思います。

事業概要を見ますと、修繕ということで195万7,000円ということ、その中には給食室のスチームコンベクション、また体育館の通路、あとは部室前のコンクリートの修繕が実施されたということで、ここに書かれているのですけれども、まず確認したいのですけれども、これは中学校のスチームコンベクションですけれども、小中学校にも設置はされているのでしょうか。

○亀井伝吉委員長　斉藤係長。

○斉藤弘之総務学校係長　ご説明します。

スチームコンベクションオープンにつきましては、小学校、中学校、小学校については2校、中学校については1校、3校分スチームコンベクションオープンについては設置されております。

○亀井伝吉委員長　延山委員。

○延山宗一委員　今お伺いしたのは、今回中学校の修繕がなったということの、故障が出たわけですね。この機械にすると、非常に人件費の削減になるということを聞いているのです。やはり4役、5役、1台の機械が果たしてくれるということで、人件費の削減にはまずなっているということで安心したわけなのです。非常に微妙な機械だということなので、修理も時折出てくるのかなと。そしてまた、機械の購入に当たっては非常に高額であるということも理解しているのですけれども、今まで小学校4が2になったということで、それも設置されているということで分かりました。

それと、施設の修理の材料として今回4万7,000円、額的には非常に少ないのですけれども、本来修理については、当然その内容の中に材料等も含めて決済されるのかなとは思っているのですけれども、なぜこの部分については別扱いされているのか伺いたと思います。

○亀井伝吉委員長　斉藤係長。

○斉藤弘之総務学校係長　施設の修理用原材料でございますが、こちらに関しては、学校のちょっとした、校庭の砂を入れるとか、あくまで直営でできる原材料の購入に係るものでございます。

○亀井伝吉委員長　延山委員。

○延山宗一委員　そうすると、この修繕ということの中に含まれたものではなくて、学校の、中学校を維持管理するための諸材料としてここに計上した。そして、決算されたということになるわけですね。

そうすると、額的には大きな額ではないのですけれども、もろもろかかるということで理解はできるわけですが、今回機械、軽微の増設ということもありましたので、これに関わるものであれば、当然一括で処理されるのかなと思っていたわけなのですけれども、全てが一括ということの処理ではないものも、これで出てくるのですか。それとも大体一括で処理されるということで請求が来るわけですか。

○亀井伝吉委員長 斉藤係長。

○斉藤弘之総務学校係長 主に修繕料、計上させていただいているものは、学校のほうの予算に配当して、水道の水漏れ含めて、日常的に、緊急的に修繕しなくてはならないような項目が修繕料で計上されておりまして、主に工事費の部分に関しましては、金額も結構張ることから、随意契約でなく入札等によって行わなくてはならないものもあるということで、工事費は主に教育委員会の総務学校系のほうで執行するために計上させていただいているものでございます。

また、原材料については、各学校、用務員がいますので、用務員が作業の過程で、自分で修理できる、あとは学校の幅跳び用の砂場に砂が減っているから補充しなくてはならないとか、そういった学校の施設修理、あとは学校の整備に必要な、直営でできる材料に使うための原材料費というふうにご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 分かりました。いずれにしても、もろもろの諸経費がかかりますので、小学校、中学校、当然額的には多い額ではないのですけれども、少額ですけれども、かかっている。分かりました。

以上です。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

本間委員。

○本間 清委員 主要施策81ページです。一番上段の芸術文化振興事業に関してということでお聞きしたいと思いますが、先月の下旬でしたけれども、これは人づてに聞いて知ったのですけれども、今コロナ禍の中で、ポスターなんか出せないということで、そうなったのかなと思うのですけれども、館林の文化会館の会議室会場におきまして、館林市民オーケストラという楽団の演奏会がありました。入場料500円ということですので、私も改まってああいうものを聴いたことがありませんので、いい機会だと思って聴いてきました。そうしましたら、楽団員の方、50人ぐらいいたと思うのですけれども、テレビで見るようなステージ衣装なんかを着けていまして、とてもきらびやか、また50人からの楽器の演奏というのはすばらしいものがあったと思いました。

このときに、そのパンフレットを頂いたのですけれども、そのパンフレットの正面に、邑楽郡内の教育委員会、5つぐらいあったでしょうか、それが後援という形で教育委員会の名前を載せておりましたけれども、この後援ということはどのようなことをやっているのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 斉藤係長。

○斉藤弘之総務学校係長 主に主催に対しまして、共催というのはお金は出していない、名前を出している……

〔「後援」と言う人あり〕

○斉藤弘之総務学校係長 後援ですね。後援に関しましては、お金は出しておらず、名前を出しているとい

うところですか。委員さんがおっしゃった呂楽郡内の教育委員会の名前が出ているというのが後援、お金は出していない、名前が載っている、そういった形だというふうに認識していただければと思います。

○亀井伝吉委員長 小林局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

後援といいますのは、主催者から教育委員会ですとか、板倉町という場合もありますけれども、後援申請というものが来ます。いついつ、こういう事業を行いますので、ぜひ後援をお願いしますということで後援申請を受けて、その受けた教育委員会、町の場合もありますが、では内容を確認して、教育委員会として、後援というのは、その事業の趣旨や内容、目的に賛同します、ぜひ推薦しますというような意味合いかなというふうには認識しているのですけれども、そういう形で、では板倉町教育委員会としては、この事業はいい事業であるから、ぜひ推薦しますよという意味合いの後援という形で、この前の館林のオーケストラですか、ですとか各種、いろいろあります。文化的な事業を行う各種団体から、そのような申請が来ておりますけれども、その都度内容を精査いたしまして、内容が推薦に値するものであれば、後援を認めるといいますか、後援いたしますよということで、そういうパンフレットに掲載されているものかなというふうに思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 あまり積極的な支援ではないというふうに思っていましたけれども、今お聞きしたとおりだと思いますけれども、少なくともそういうことで館林の市民オーケストラと関係は多少できた。そういうことを考えますと、板倉町におきましても年に1回ぐらいは、ああいう生の演奏会があってもいいのではないかなと。特にこの3年ばかり、町民教養講座も中止されております。そういった代替といいましょうか、その代わりに、ああいった楽団を呼んで来て、板倉町で開催するのも決して悪いことではないと思います。ましてや市民オーケストラというぐらいですから、多分です、私の考えでは、ああいった方々というのは、いろんなところ、いろんな人に聞いてもらいたいという要望があると思いますので、急にはできないと思いますけれども、なかなかこういった、田舎という言い方は語弊があるかもしれませんが、都会でも出て行けないと、生の演奏というのは聴けないのですけれども、そういった多少なりとも縁があってつながっているわけですから、話ぐらいはできるだろうと思うのです。そういったことで、板倉でも会場はあるのですから、できますから、その辺ぐらいはお考えいただければと思って、ちょっとお話をさせていただいた次第です。回答は結構です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

市川委員。

○市川初江委員 では、よろしくお願いいたします。

私は、どこというわけではないのですけれども、主要施策を見ますと、ほとんど主な行事が中止ということになっています。でも、その中で、よく見ますと、学級講座はどの公民館も開催されていたのだなというふうに思います。そんなコロナの中ですので、密を避けてとか、なかなか行事をやるのが難しいというところがあったわけですが、図書の利用は、コロナの中では、コロナがなかったときと、コロナになった

この3年間になるのですけれども、利用者は、コロナのなかったときよりも、コロナになったときのほうが多かったのでしょうか。どうなのでしょう。

○亀井伝吉委員長 各公民館で分かるようでしたら、お答えいただけますか。

○市川初江委員 各公民館で書いてありますけれども。

○亀井伝吉委員長 高橋館長。

○高橋徳男南部公民館長 では、令和3年度におきます貸出し冊数の各館の合計でよろしいでしょうか、市川委員さん。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 利用者が多かったのか、コロナ前のときよりも、コロナになったときのほうが、本読む人が多かったのかどうかというので、ちょっとお尋ねしているわけです。

○高橋徳男南部公民館長 分かりました。一応昨年度、令和2年度と比較させていただきますと、328人利用者については多く増えております。図書の貸出しですね。図書の貸出し人数については、令和2年度と比較させてもらいますと、328人利用者が全体で増えております。

コロナ前の令和元年度ということだと……統計調査のほうで合計していないのですけれども、中央公民館につきましては、図書の利用のほうが4,620人から3,128人に減っていますので、中央公民館については1,492人利用者が減っております。東部公民館につきましては431人、利用者が減になっております。南部公民館につきましては、63人減になっております。北部公民館につきましては、77人減になっております。

以上でございます。

○市川初江委員 私は、増えているのかなと期待してご質問したのですけれども、減っているわけですね。ということは、あまり外に出るのも気をつけていて、出ないということなのですかね。

やはりこういうときこそ、いろいろ行事ができないわけですから、家族で本を読んだり、親子で本を読んだりすることが大事なというふうに私も考えていたので、そんな質問したわけですが、いろいろな本を読むということは、人間形成のうちでとても大切なことなので、やはりこういうコロナの時代でいろいろ行事ができない中、いかに本を読んでいただくかということもとても大切なというふうに思うのです。

そんなことで、各公民館ごとに読んでいただけるようなPRの仕方なども考えていただいて、たくさん読んでいただくということができればいいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○亀井伝吉委員長 石川館長。

○石川由利子生涯学習係長兼中央公民館長 中央公民館の石川です。お世話になります。

ただいま高橋館長のほうから報告しました利用者数なのですが、令和2年度と令和3年度の差を回答したものです。それで、令和3年度……

〔「元年度」と言う人あり〕

○石川由利子生涯学習係長兼中央公民館長 失礼しました。令和元年度と令和3年度を比較したものです。それで、令和3年度については、緊急事態宣言が発令されました。それに伴って公民館の図書室が閉館された時期がございます。それも関係してきているのかなと考えます。人数が減ったことですね。

それで、今度令和3年度、今決算なので、昨年の数字と今年度、実は小学校、幼児を対象によみんごというスタンプラリーみたいな、本を読んでスタンプを集めようというのを夏休み中開催させていただきました。

その数字の結果なのですが、昨年度、令和3年度については、ここに資料があるのは中央公民館の資料なのですが、スタンプカード達成者が174名だったのが、本年度夏にかけて270名、数字が増えています。いろんなコロナ禍でできる対応を取りながら、できるだけ子供たちにいろんな参加をしていただけるような対応は試みようとしております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 いいことですね。やはり何か工夫すれば、喜んで本に親しめるということだと思いますので、本とは限らず、またできることがあったらよろしく願いしたいと思います。ありがとうございます。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小林委員。

○小林武雄委員 お世話になります。決算書の153ページ、主要施策の82ページ、成人式の関係でお聞きしたいと思います。

一応令和2年度、令和3年度については、会場が東洋大から板倉中学校の体育館のほうに変更されて実施された。一応コロナの関係があるということで、東洋大学が使えなかったということで急遽こちらへ来たのですが、この令和4年度、今おそらく広報が始まったのかな、成人式の参加の募集の関係がね。基本的に今のところは、板倉中学校の体育館でそのまんま継続してやるのか。一時参考に上がった板倉町中央公民館を使うという案も実際あったのですよね。コロナの関係で、あまり感染がひどくなければ使えるのかなという感じがするのですが、現状どちらで今進んでいるのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小林局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 成人式も、今年度から20歳の集いと名称が変わりますが、こちらの会場につきましては、原則的にはやはり中央公民館大ホールを予定したいということで、今事務局では考えているところです。今後、この後ですね、コロナの感染状況も含めて、町長の意向等も、あとは各委員さんですとかのご意見も伺いながら決定していきたいというふうに思っています。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○小林武雄委員 そうすると、取りあえず、いつも成人式、成人の集いか、今度は。それを開くときに、事前に実行委員会を開催して進めていると思うのです。その実行委員会をやっている中で、どのタイミングで成人式の会場をどちらに決めるというのが、おそらく遅くとも10月、11月になるかと思うのです。もしこのままコロナのやつがあまり下がらなくて、板倉中学校に再度また行くようであれば、今の中学校ですと、北側のほうから普通に渡り廊下を渡っていく分には、そんなに段差がないから、まだいいと思うのですけれども、若干それでも、男性は洋服だからいいと思うのだけれども、女性については着物で歩くでしょう。そうすると、おそらく北というのか西というのか、あそこから行く分にはいいのですけれども、南面の駐車場に車を止めて、あれから来るとなると、おそらく階段しかないのかなと思うのです。

階段だと、階段が結構あるのだ、一段、一段が。そうすると、あそこしかないとなると、結構あの辺から女性が上がっているのを見受けられたので、中学校の体育館、いろんなフェスティバルとか何かで使うと思

うのです、ずっと。その場合に、南面の駐車場からスロープか何かずっと、そういう、体育館がこういうふうであって、南面の駐車場がありますよね。西のほうからぐるっと、緩く上がれるようなスロープみたいなのが造ってあれば、ただ車があまり往来してしまうと困ってしまうのだけれども、車が入ってしまうと。そういうのが、あそこはなかったような気もするのです。もしそういうのが造ってあれば、和服の方もそうだけれども、車椅子等を使う人とか、そういう方もおそらく体育館の南側というのかな、あそこからもやはり利用ができるのかな。その辺のところを今後検討してもらえればいいかなと思うのですけれども、局長どうですか。

○亀井伝吉委員長 小林局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 ご意見ありがとうございます。確かに南側から体育館に上がるには階段しかないのが現状なのかなというふうには思います。確かに和服を着た女性が、そこにアクセスするのは大変なことかなというふうにも思われますので、またいろんな施設にはやはりバリアフリーといえますか、障害者側にも配慮したようなスロープですとか、階段についてはスロープを横に設けるとかございますので、その辺も障害者等の関係もございますので、検討していきたいなというふうに思います。検討ぐらいで申し訳ないのですけれども、していければなというふうに思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○小林武雄委員 おそらくあそこ的には、そんなに工事とかも、工事費なんてかからずに、おそらく削って、ちょっとした舗装をすればスロープはできると思うので、その辺はおそらくできるのかなという感じもするので、それで来る方に対してもいいのかなという感じがするので、それをちょっとお願いしておきたいと思います。

ちなみに、その成人の集いの関係なのですけれども、おそらくコロナになってから、遠方から来る方が参加率が下がっているのかなと思うのですが、令和2年、令和3年の出席率というのは分かりますか。

去年が105人。その前は。ないか。

○亀井伝吉委員長 石川館長。

○石川由利子生涯学習係長兼中央公民館長 申し訳ありません。手持ちの資料がございません。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○小林武雄委員 それで、おそらく今回はコロナの関係で多少は落ち着いてくると思うので、出席率を上げて、せっかくですので、成人の集いなので、皆さんが久しぶりに会うから、そういうのも実行委員の中で参加率を上げるような工夫もしてもらえればなと思いますので、よろしく願いしておいて終わりにしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

黒野委員。

○黒野一郎委員 説明の中で、どこで変わったか分からないのですけれども、あまり携わっていない人が、説明がちょっと至らないというのか、分かりにくいこともあると思うのですけれども、できれば前みたいに、各公民館、5人も7人もいるわけではないから、そちらの後ろに座っている方々、2人か3人でしょう。同じ発言というのか、説明の報告、10分も20分もかからないのだから、担当部署ので、ちょこちょこやっても

らったほうが、聞いているほうもそうだし、やっているほうの人も、自分の部署なのだから説明がやりやすいと思うのです。その辺後で。どうですか、局長。

○亀井伝吉委員長 小林局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 説明につきましては、できるだけ簡潔に、時間を短縮するということで、公民館事業につきましては、地区館3館、中央公民館、4館ありますけれども、実施している事業が結構今、同一の事業を実施しているということがありましたので、時間短縮ということから、4館一括というようなことで、今年だけではなくて、今までもそんな感じだったのかなというふうに認識はしているのですけれども、次の予算決算の審査、次は3月議会になるかと思うのですが、そのときからは各公民館ごとに簡単に説明させいただければというふうに思います。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 過去はそういうことをずっとやってきたので、ここ何年か分かりませんが、ですから、何分もかかるわけではないから、よその課の違う人がやるよりも、そこに携わっている人がやったほうが、すばすばすばと出せると思うのです。ぜひひとつそういうことでお願いしたいと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 時間はあれですけれども、以上で教育委員会事務局の審査を終了させていただきたくります。

慎重なご審査大変ありがとうございました。

休憩を挟みまして、14時40分から再開いたします。

休 憩 (午後 2時24分)

再 開 (午後 2時40分)

○亀井伝吉委員長 再開いたします。

産業振興課関係の審査を行います。

説明は簡潔にお願いいたします。

産業振興課からの説明をお願いいたします。

産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 それでは、産業振興課の決算審査のほうをよろしくお願いしたいと思います。

産業振興課のほうでは4つの係がございまして、農業振興係、農村整備係、誘致推進係、最後に商工観光係の順に、令和3年度の決算のほうを各担当係長より説明させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜農業振興係長 農業振興係の佐山でございます。よろしく申し上げます。私からは、令和3年度に実施いたしました農業振興係の主要事業、重点事業につきまして決算書で説明させていただきます。

お手元の資料で、決算書68、69ページをお開きいただきたいと思います。69ページの備考欄の上から3つ目の二重丸になります。農業者収入保険加入促進助成事業ということで314万3,700円でございます。内容につきましては、事業名のすぐ下の行になりますけれども、18節農業者収入保険加入促進助成金が314万3,700円

で、新型コロナウイルス感染症による休業や自然災害、それと農作物価格の下落など、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少に備えることができる収入保険につきまして、加入促進と農業者の負担軽減を目的に、保険料の2分の1、上限につきましては5万円とさせていただきましたけれども、を69人の農業者に助成したものでございます。こちらにつきましては、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただいての実施でございます。

続きまして、少し飛びますけれども、決算書の112、113ページをお開きください。113ページの備考欄の下から5つ目の二重丸になります。担い手育成・就農支援事業ということで1,248万3,795円でございます。事業の内訳でございますが、主なものといたしまして、事業名から4行下でございます。こちらが18節になりますけれども、はばたけぐんま担い手支援事業補助金が1,222万2,000円で、本県農業の将来を担う力強い経営体を育成することを目的に、認定農業者等の経営向上に必要な機械、施設の導入を支援するものでございます。令和3年度につきまして、農業機械の購入が7件でございまして、内訳になりますけれども、コンバインが6件、それと施肥播種機といいまして、トラクターの後ろに装着しまして、肥料を与えながら種がまける機械、そちらの関係が1件となっております。ということで7人の方への補助を実施しております。

なお、こちらのはばたけぐんま担い手支援事業補助金につきましては、農業者が実施する事業費の30%以内、ちなみに環境に配慮した取組に対しては15%以内を補助することになっておりまして、同額が県からの歳入、はばたけぐんまの担い手支援事業費補助金として入ってきております。

次に、同じく113ページなのですけれども、備考欄の下から3つ目の二重丸になります。加工米対策事業ということで1,431万3,500円でございます。内容につきましては、こちらも事業名のすぐ下の行になりますけれども、18節加工米助成金が1,431万3,500円で、当該制度につきましては、JA邑楽館林管内の1市5町で協調して取り組んでおり、非主食用米への転換促進による米の価格の安定及び水田の有効利用を図るため、水田において加工用米を生産し、出荷した農業者に対しまして、予算の範囲内において、出荷数量に応じた助成措置を講じ、農業者の経営を支援するものでございまして、ちなみに出荷数量につきましては、令和3年度につきまして2万8,627俵で、1俵当たり500円の助成となっております。

農業振興系の主要事業、重点事業の説明は以上とさせていただきます。

○亀井伝吉委員長 小谷野係長。

○小谷野浩一農村整備係長 お世話になります。農村整備係の小谷野です。よろしくお願いいたします。それでは、主要重点施策を中心に、主な事業を決算書を用いてご説明のほうをさせていただきます。

初めに、決算書の117ページの備考欄を御覧ください。下から5つ目の二重丸です。県営五箇谷地区ほ場整備事業として3,272万3,000円となっております。こちらは群馬県発注の工事の負担金となります。令和3年度の主な工事内容として、圃場整備関係で約15.5ヘクタールなどを実施したことによる負担金として、その下の2,152万円が負担金となっております。

次に、すぐ下の五箇谷地内拡幅町道線形造成負担金として1,100万円となります。こちらも群馬県発注の工事の負担金となります。内容的には、令和2年度から続きとなりますが、八間樋橋から南へ続く県道海老瀬一下五箇線と現在造成している町道が交差する道路の拡幅や下層路盤工事を実施したことによる負担金となります。

次に、その下の二重丸の県営城沼水路地区整備事業として2,628万1,000円となります。こちらも群馬県発

注の工事としての負担金となります。主な工事内容として、まきば幼稚園北側の圃場を令和２年度に約25ヘクタール圃場整備を行いました。その圃場に用水を引き込むパイプライン2.2キロメートルの新設と内蔵新田にあるセブンイレブンの交差点、県道斗合田―岩田―岡里線を北に向かいまして、板倉川にかかるクラシン橋という橋があるのですが、その橋の下流側、東側ですね、の水路68メートルを改修しました。さらに、県道板倉―粕谷―館林線と粕谷上公民館から北へ向かった交差点のさらに北側に、ヤケイシ橋という小さな橋があるのですが、その橋の近くに、新しい揚水ポンプ場を新設しました。この３つの事業を行ったことによる負担金となります。

次に、すぐその下の農地耕作条件改善事業城沼地区として290万円となります。工事内容は、令和３年度約8.5ヘクタールの簡易圃場整備となっております。こちらの圃場整備につきましては、あぶらやの南側にある圃場約１ヘクタールが増えたことにより、工期を令和４年５月30日まで延長し、予算を令和４年度へ繰り越しております。今回の290万円は、この工事費の前払い金となります。この事業については、国庫補助事業といたしまして、今回支出している290万円の50%、145万円が国庫補助として歳入されております。

次に、119ページを御覧ください。同じく備考欄となります。一番上の二重丸です。繰り越しの町単独土地改良事業として663万1,000円となります。こちらは令和２年度の繰り越しとして、下五箇地内ののり面補修工事となります。主な工事内容は、昨年度の決算審査にてご説明しておりますので、割愛のほうをさせていただきます。令和２年度に工事請負費の前払い金として790万円を支出しておりますが、令和３年度は残りの工事費と設計業務委託費の経費となっております。

以上、雑駁な説明で大変申し訳ございませんが、農村整備係の説明を終了いたします。

○亀井伝吉委員長 川野辺係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 それでは、誘致推進係の令和３年度決算についてご説明させていただきます。川野辺です。よろしくお願いいたします。

誘致推進係の歳入についてですけれども、個人紹介制度の企業局分担金となりますが、令和３年度につきましては、土地の引渡しまで至らなかったということで、企業局からの分担金はありませんでした。

歳入は以上となります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。決算書の121ページの上から２番目の二重丸、産業施設及び商業施設誘致促進奨励事業です。主要事業の概要では68ページとなります。決算額では7,234万円となります。内訳といたしましては、産業施設立地促進奨励金が11社、6,458万8,000円、商業施設立地促進奨励金が１社、765万2,000円、雇用促進奨励金として１社、10万円となります。産業施設立地促進奨励金につきましては、昨年度と比較いたしまして、約1,470万円の減額となりました。主な理由といたしましては、新たに新制度を適用して奨励金の交付を開始した企業が３社ございましたが、旧制度が適用されていた企業１社、こちらは日本ホイスト株式会社になりますが、の奨励金が令和２年度で終了になったことが原因です。

次に、その下の二重丸、板倉ニュータウン商業・業務用地利活用促進事業です。決算額といたしましては6万8,043円です。主に商業、業務用地の交渉に係る経費でございます。令和３年度におきましては、11社と交渉をしまいましたが、いずれも契約に至ることができませんでした。

次に、その下の二重丸です。企業立地促進事業です。決算額では24万317円です。主に産業用地進出企業との交渉に係る経費でございます。企業誘致交渉時の有料道路使用料及び公用車２台所有しておりますが、

こちらの管理費及び燃料代等の経費となります。令和３年度におきましては、引き合いのあった企業を含めまして12社と交渉を行いました。そのうちの１社、サカタウエアハウス株式会社と契約を締結しております。

次に、決算書131ページの上から３番目の二重丸、分譲促進事業です。主要事業の概要では66ページとなります。決算額では27万1,369円です。こちらにつきましては、分譲契約時の契約記念贈呈品及び販売センターの使用に伴います光熱水費の負担金でございます。令和３年度の契約件数につきましては7区画でございました。

以上、雑駁でございますが、誘致推進係の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 宇治川係長。

○宇治川信子商工観光係長 それでは、商工観光係の宇治川です。どうぞよろしくお願いいたします。商工観光係の歳入の主なものについて説明いたします。

決算書45ページの中ほど、中段を御覧ください。備考欄です。イメージキャラクターグッズ売りさばき料ということで37万5,000円の歳入となっております。この事業は、群馬県町村会の観光パンフレット等作成事業の30万円の助成を活用して、いたくらぬいぐるみキーホルダーを1,000個作製し、町負担額分500個を1個750円で各地区公民館にて販売したことによる売りさばき料となります。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。決算書119ページの下段を御覧ください。商工振興事業について872万2,662円の歳出となります。事業内容については、主に商工会の運営費補助金800万円及び商工業活性化事業補助金の71万円となっております。

続きまして、次のページの上段、住宅リフォーム支援事業について524万3,000円の歳出となります。事業内容につきましては、町内事業者施工による住宅リフォームの対象工事費の10%、上限10万円分を商工会商品券で支給し、令和３年度につきましては81件の補助実績となっております。

続きまして、同じページの下段を御覧ください。観光振興事業についてですが、63万3,244円の歳出となります。事業内容については、主に観光パンフレットの修正を行い、7,000部を印刷しまして、アゼリアモールや道の駅かぞわたらせなどに配架して、観光PR活動を実施しております。

続いて、123ページの上段を御覧ください。群馬の水郷管理事業についてです。229万1,187円の歳出となります。主な事業内容として、邑楽漁業組合への業務委託管理料211万円となっております。

続いて、丸3つ下のイメージキャラクター地域活性化事業について74万758円の歳出となります。事業内容については、主にイメージキャラクターぬいぐるみキーホルダー作製業務委託料であり、立ちポーズ高さ12センチのいたくらぬいぐるみキーホルダーを1,000個作製しまして、ノベルティーとして500個を町主催事業の参加記念品や板倉町のPR活動で無料配布などをするなどの活用をして、残りの500個を令和３年12月19日から各地区公民館で1個750円で販売しまして、12月24日で完売となりまして、現在は無料配布分が約100個残っているのみとなっております。

以上で商工観光係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 針ヶ谷です。よろしくお願いいたします。

決算書ですと113ページの担い手育成就農支援事業と69ページの農業者収入保険加入促進事業について伺います。

まず初めに、担い手育成就農支援事業、昨日補正の中で、今年度分の補正が行われたかと思います。説明では、国の事業に対して申込みしていた分を県の事業へ振り替える分、国の事業分の予算を振り替えるというような補正だったかと記憶しております。

ここ何年か、そういった状態が、補正がかけられて、結局決算にはのってこない状態なのですけれども、事業的には行われている実績があるのかなと思っております。内容を以前も確認はさせていただいているのですけれども、何回も続けて、せっかく申し込んだのに振り替えせざるを得ない、国が承認しないわけですから、しょうがないといえば、そうなってしまっているのですけれども、結局採択条件というのが事前に示されて、それに見合うやつの申請をしているのだとは思うのです。予算額に達したので、切られているのか、あるいは採択条件をクリアできていないのかというのは、その年、その年でまた違うのでしょうか、こういうふうは何回も結果が出てきていないとなると、やはり分かっている人は、あれっ、町に頼んでも取れないのかなという、結局町が窓口として提出せざるを得ない事業だと思しますので、その辺のことについて、どのようにお考えなのかというところをまず1点お聞かせください。

2点目が収入保険の促進事業ですけれども、これはコロナ対策の部分が使えて、促進事業を打ったわけですが、ただ、いまだにまだ50%を超えない、二十数パー、加入率が30前後だと思ったのですけれども、いろいろと手続等もあるので、全員が全員入るかなという部分はあるのですが、これからも促進して、同じような補助事業を続けていけるのかどうか、いく予定があるのかどうか、まずその2点をお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜農業振興係長 それでは、まず初めに担い手育成の関係になりますけれども、もともと当初では、その強い農業という形で、国庫のほうでということになるのですけれども、すみません、その辺の理由につきましては、手持ちがないものですから、予算がつかなくなったとか、その上限がいつってしまったのかとか、経営規模の関係が云々とかという、その辺の条件は分からないのですけれども、最終的にはばたけのほうへ振り替えてというようなことで、町としての補助はさせていただくような形で補正予算を上げさせていただいたという形になります。

それで、今針ヶ谷委員さんのご指摘のとおり、もともと国庫で上げていたものが、そのまま県に振り替えというような中でございますので、今後農協さんとの連携というのも当然必要になってくるかとは思いますが、その辺の採択条件等の精査といいますか、いろいろ指導というか、そういった話をより綿密に進めて、なるだけ補正という形ではなくて、最初から国なら国と、県なら県というような形で整理ができればよろしいのかなと思っていますところでございます。

2つ目の収入保険の関係なのですけれども、令和3年度につきましては、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金の充当ということでさせていただきましたけれども、今後同じような事業展開ができるのか否かという部分につきましては、財政部局、それと理事者のほうとも相談しながら進めてまいりたいと思います。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 まず、その補助事業の件ですけれども、事前にある程度ハードルの高さというのは分か

った状態での申請をここ何年か、チャレンジして跳ね返されているような感じだと思うのです。前課長とも何度か話はしましたが。だから、国の都合なのか、こちらの不手際というか、ちょっと条件が満たさないのかという部分で、その対応の仕方というのは変わってくるのだと思うのですけれども、十分に準備していったけれども、採択されなかったということであれば、致し方ないのかなと思うのですけれども、ただこちらの準備不足、ぎりぎりだけれども、これぐらいはという見込み違いで通らなかったりとかという部分もあるのだと思うのです。ちょっと細かい規定もあるようですので。だから、その部分のところも、やはりよく研究していただいて、先ほどは係長も話しましたが、二次的に農協の協力というのは必要だと思うのです。ある意味どこかを担保していただく必要もあるのだろうと思いますので、その辺も共同でよく研究していただいて、県よりも若干割合がいいのだと思うのです、国のほうが。違いましたか。

「割合は一緒です」と言う人あり

○針ヶ谷稔也委員 割合は一緒か。

「条件が」と言う人あり

○針ヶ谷稔也委員 そうですね。条件というか、出る金が少し国のほうが多いということで、国のほうを目指す認定農業者がいるのだと思うので、せっかく申し込んでやはり県だというと、出したほうも、十分準備して、いろいろ書類を書いて出して、やはり駄目だということも負担になってくるのだろうと思いますので、その辺を少し考慮して、事前の準備というのをもう少しよくやって、あるいは国とのパイプではないですけれども、その辺の情報もよくつかみながら、一件でも。

まだあれですか、以前1件ぐらいは採択されたことがあるのですか。私がこの立場になってからは聞いていないと思うのですけれども。

○亀井伝吉委員長 橋本課長。

○橋本貴弘産業振興課長 最後の針ヶ谷委員の質問の、1件採択になったかどうかはちょっと定かではないのですけれども、この担い手関係のシステム自体、まず初めに国に提出してくださいという県の指導なのです。補助率は、県も国も30%の補助で、国が上限300万円、県は200万円になってしまうのです。国のほうは、やはり全国を見ているので、もちろん認定農業者でなくては駄目とかという、そういう条件がいろいろありまして、そのポイントを稼ぎながら、上位のほうから多分予算化していつてしまうのかなと思うのです。最終的に国は、やはりロボット化とか、そういうのをやればポイントが上がって採択するよ、でも板倉のほうだと、なかなかロボット化自体が難しい部分があって、最終的に国で落とされて、その分を全て県のほうに移動しているという状況なのです。

よって、毎年かなり国の予算も取っておかなくてはいけない、県のほうの予算も取っておかなくてはいけないという形で、最初の当初予算は取っている状況なのですけれども、この時期になると国でやはり採択にならないので、まずそこを全部減額補正させていただいて、県のほうの補助金のほうが追加になるという流れでここ最近はずっと来ていると思うのです。だから、ただいま係長が言ったように、当然国のレベルで合うような認定農業者の方がいれば、いろいろ町とも農協とも調整しながら、国で取れるようには頑張っていきたいと思いますけれども、一応そういう流れになっております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 農協は、どういうふうに絡んで来るのですか、これに対しては。今までの動きの中では

どのような、農協との関係というのはどういう関係になっているのです。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜農業振興係長 その辺は、要望があった際に、連絡とか、その計画の策定に係るいろいろ助言みたいな部分ですかね。なかなか役場の事務方だと分からない部分があるので、作付の関係とか、購入してどれぐらいの規模でとかという、そういうような助言をいただいているような、そんな関係ですかね。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 もう少し協力してもいいと思いますけれども、いいです。

それで、どうせ無理だから県にということもいいのかなとは思いますが、結局大型化して高額化する機械に対して、やはり初期費用をどのように抑えていくかというのは、農業経営の一つの課題でもあるのだと思うのです。大規模経営を促進しているわけですから、やはりそういう実績をつくって、では俺も頑張って、国の補助もらって、今これだけしか区画できていないけれども、大規模化目指すかなという、そういう目標にもなってくるのだらうと思うのです、そういう部分も含めてぜひ頑張っていたいただければと思っています。

あと、収入保険については、今回もひょう被害の件で、保険に入っている入っていないということで、自己責任の部分、高く話題になっていますけれども、収入保険もある意味自己責任ですので、自分で金出して保険に入りなさいというふうになるかもしれないのですけれども、今回みたいに何かあると、やはり困ったときの町頼みということでいろいろ、そうすると問題抱えてしまう部分もあるので。であれば、パーセンテージをある程度抑えてでも、加入してください、促進をして、防衛力を上げていただくというのも、大きいスパンで考えれば、町の予算を削減することにもつながるのかなと思いますので、可能であればです。可能であれば、そういう自己責任分ですけれども、町で補助できる分については、前向きに検討してもいいのかなと考えています。そういった意味でぜひ対応のほうをお願いして、国の補助については実績が早く達成できるようにお願いして質問を終わりにします。

佐山係長、瘦せないほどですが、頑張ってください。よろしくお願いいたします。

以上です。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

延山委員。

○延山宗一委員 よろしく願いいたします。

決算書の115ページになります。町内主要排水路の清掃事業についてお伺いしたいと思います。町内の主要排水路ということで、範囲は非常に広いということであるわけですが、もう少し具体的に事業の内容をお聞かせください。

○亀井伝吉委員長 小谷野係長。

○小谷野浩一農村整備係長 ありがとうございます。それでは、先ほどの延山委員さんのご質問に回答させていただきます。

こちらの町内主要排水路清掃事業ということで、200万円の補助金ということでつけさせていただいております。こちらは、呂楽土地改良区をお願いいたしまして、委託しまして、排水路の清掃、また水路内の敷地内の雑木の伐採や除草作業をお願いいたしまして、町単として町の補助事業で行っていただいております。

主な内容なのですが、維持管理事業としまして、主な水路の雑木の伐採や除草作業を行っております。昨年度の実績でいきますと、細谷用水路とか天田堀ですか、など全部で2,300メートル延長の水路をやっていたきました。こちらのほうが、今回この200万円の補助事業の実績でございます。

以上でございます。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 水路の排水ですよね。当然稲の収穫が終わってから来年の春までと、工事期間が約半年ぐらいになるのかなと思います。3年については2,300ということで、メートルが実施されているのですが、当然町内の主要排水ということは、このメートルではとても追いつかないのかなと思うのです。それについて、説明だと、邑楽土地改良区に委託している、お願いしているということの説明ですが、その年度内に全体はできないと思うのですが、そういうふうなことになる、当然水路が詰まっているというところも発生しているかな。その中で雑木を切ったり何なりということもありますので、ただ重機がさうと、要するに清掃するというだけの作業ではなくなってくるので、それは対応できているのかなということなのだと思います。

○亀井伝吉委員長 小谷野係長。

○小谷野浩一農村整備係長 邑楽土地改良区のほうで、町の主要用水路ですね、行ってもらっているのですが、今回は、令和3年度は先ほどお話ししたとおり、延長2,300メートル、2.3キロほどやってもらったのですが、計画的に邑楽土地改良区のほうで各水路を見回って、巡回しながら、来年度ではここをやろうとかというのは、計画はつくっているようです。また、重機で掘る。掘るのですよね。掘削とかは、あまり3年ではできないところもありますので、その辺が、今日は資料は持ってこなかったのですが、その辺は邑楽土地改良区のほうでは人力か何かでやっているのかなと考えております。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうしますと、町内の主要排水路と位置づける、指定しているのが全体で何キロぐらいになるのですか。

○亀井伝吉委員長 小谷野係長。

○小谷野浩一農村整備係長 すみません、資料がないので、また調べ次第、ご報告のほうはさせていただきますと思います。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 当然年度の半年の間には、今回2.3キロしか3年度は実績がないということになると、町全体の主要排水路を清掃なりするというのは、困難に近いのかなと思うのですが、その主要排水路というのはどこまでが主要排水路なのか。全体の、細いというか、狭いところまでを入れての清掃をしているのか。本当の幹線だけやっているのだから、やっていけばメートルも違ってくるかなと思うのですが、当然その中には受益者の方が、困るよ、詰まってしまっているよとか、雑木が生えて困っていると、当然意見も出てくるとは思うのですが、それに対して当然対応していくというようなことになろうかなと思うのですが、それに対して、それは邑楽土地改良区での対応になっているのですか。

○亀井伝吉委員長 小谷野係長。

○小谷野浩一農村整備係長 その主要幹線水路、全体的に邑楽土地改良区さんでお願いしているのですけれど

ども、その主要排水路だけではなくて、地元の水路も含めて、地元のちっちゃな水路ですね、も含めて、一応水路の管理等は邑楽土地改良区のほうでいろいろとお世話になっているところもあります。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 その清掃作業の内容の内訳というのは、町のほうは把握はしていないということなのか。というのは、毎年、毎年、掘らなくてもいいわけなのだよ。そうすると、順次やっていくということなのですけども、話を聞くところによると、例えば半分は来年、半分はまた今年度とかと、町内を分けていく。3分の1に分けるとか2分の1に分けて実施もするのだよという意見も聞いているのですけれども、そういうふうなのを町も把握し、実施されているということなのではないでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小谷野係長。

○小谷野浩一農村整備係長 一応その水路の管理のほうをお願いする中で、その計画はある程度は聞いています。でも、ただ全部が全部把握しているわけではなくて、突発的に除草してほしいというところも出てくるので、その辺は随時邑楽土地改良区さんのほうにお願いしながらやっていただいているところもあります。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 説明が不十分なところも聞こえるのですけれども、いずれにしても広い町内を1年に2,300、2.3キロぐらいしか清掃ができないということは、全体を清掃するにはかなりの年数もかかってくるのかなと思うのです。主要幹線ということでいくと、当然道路際もあるし、空き缶も入るだろうし雑木もあるだろうし、もろもろもある。それが道路際には出てくるということも言えるので、邑楽土地改良区さんも当然把握し、今取り組まれているとは思いますが、いずれにしても幹線水路ということは、大事な水路として、特に秋を迎えるに当たって、水路がしっかりしていないと、作業等にも支障も出てくるということですので、邑楽土地改良区さんと、どこまでが作業が進んでいて、どこが問題点があるということもしっかり確認し、その対応に当たってもらうということだと思えるのですけれども。

また、この対応については、ここをやってくれと申請し、作業に当たってもらうということも含めて、申請なしでもやっているのか。場所によって、当然出てくるのかなと思うのですけれども、それについては。

○亀井伝吉委員長 小谷野係長。

○小谷野浩一農村整備係長 補助金の申請時に、今年度実施する水路の計画書というのは出していただいております。そこを、実際その水路を、私のほうで一回見てというか、現地のほうへ行きまして確認のほうはしているのですけれども、確認しまして、一応それでいいですよということで、一応許可というのですか、お願いしますということで委託はしております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 年度、年度若干でも台数を、1台でもやっているのかなと思うのですけれども、オペも必要だし、今後作業に当たっても何とか年度内に多くのキロ数を実施し、少しでも排水がよくなるような方法も邑楽土地改良区さんと連絡を取り合いながら今後進めていただきたいと思います。200万円ということの決算をされているということなので、いずれにしてもしっかりと排水、清掃ができるようよろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

黒野委員。

○黒野一郎委員 延山委員さんに関連なのですけれども、200万円という数字が排水路ということで、何キロも、何キロも、何キロも継続してやっていくというのは、変わったのか分かりませんが、先ほど細谷の前という、会社の前のヘドロがね、そうしたら最近水路もコンクリが多くなってきているのですけれども、ヘドロ回収をしたときもありました、会社のところが。

私のうちの前の、二本木というところのあそこの水路、ぶつかった水路、排水も含めてですけれども、あそこは。邑楽土地改良区が受けて、井上興業さんがでかいバキュームを持ってきてやったということもありましたけれども、全部直線で水路をやったのでは、切りもなくやったのでは、相当莫大な金もかかるし、年に何か所か設定して、調査して、この水路の丁字路とかコーナーではヘドロがたまってしまうから、ではここをやっていこうということで、私のところの前のほうも確認したら、いつかも話したのですけれども、草加のほうのでかいバキュームカーが、井上興業さんが請け負って、向こうから来て、入れ替えしながらやったという、邑楽土地改良区が頼んだわけですから。

ですから、何キロも、何キロも同じ直線をやるのではなくて、ヘドロがたまっているとか、やはり流れが悪いとか、そういうところを確認しながらやるのがこれかと思うのです、200万円というのは。だから、その辺を、計画費を出しても、確認を事前に、板倉町のどことどこかという。だって、広い水路だってあるわけですから、どの辺、農家の両方の水路、土地改良区の関係する、そういうところの中の詰まっているヘドロとか、そういうのを流れやすくするためだと思うのですけれども、その辺と違うのかね、私が言っているのと小谷野係長さんがしたのは。

○亀井伝吉委員長 小谷野係長。

○小谷野浩一農村整備係長 用水路の汚泥というのですか、その関係なのですけれども、前任の係長にもお話を聞いたところなのですけれども、前、どのぐらい前だか忘れてしまったのですが、やったという経緯は聞いております。ただ、その汚泥の、バキュームカーを持ってきて吸い取るという話なのですが、そこは…その話もあったのですが、それは前、過去にやったという経緯は聞いております。

その後、多分しばらくやっていなくて、実施はしていないのですが、そのバキュームカーで吸うという流れは、過去は多分この200万円の中でやったのではないかと思います。ただ、今は全然やっていない。さわっていないというのは、そのバキュームカーではお願いしていないということなので、もちろん泥の堆積も、泥上げも必要な項目かと思いますが、先ほど水路内の敷地の中に、樹木とか草が水路内に入りますと、それも水路の流れに邪魔すると思いますので、最近では、ここ数年は、水路内の木や草の除草作業、伐採作業に充ててもらっているというのが現状でございます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 稲刈りが終わって水がなくなると、田んぼと田んぼの間の堀は、邑楽土地改良区のユンボで、2年に一回ずつ、南やったり、北へ行ったりとやっていますけれども、それとは別だと思うのです。

今言った、木を伐採したとかやっているというのですけれども、木がもう覆ってしまっているほどで、そこでユンボを持ってきてやっている。人間ではなくて、ユンボで挟んでやるという。だから、終わった後、言葉は悪いけれども、きれいではない。機械がこんなにやって、があつとやって。

例えばリサイクルセンターの北側、堀がありますよね、水路が。リサイクルセンター、前の資源化センターの後ろが、農協カントリーの北側に水路があるのです。あそこは邑楽土地改良区がやっているのですけれども、草ぼうぼうで、木が。通ると分かりますよね、通っているから。すごい木があったけれども、構わないほどでかい木で、人間が切ればいいのだけれども、機械で、邑楽土地改良区にあるのです、こういうのが。

だから、やはりやるなら、やってくれる中で、見回りするのだったら、もうちょっと早めに、伸びないうちにやっていくという。そういうところもやるということだと思うのです、200万円は。だから、覆うようなくらいでなく早めに、予算をもらって。

例えばあとは、うちの前のほうの農地防災、あれだってかなりいくわけです、金額が。もろもろだと結構いっていると思うのです。土地改良区も機械は買ってもらったし。だめだとは言わないのですけれども、ぜひうまくコントロールというのか、コミュニケーションを図ってやってもらったほうがいいのではないかなという。延山委員さんののに追加してしまっただけは悪いのですけれども、と私は思うのですけれども、いかがなものですか。

では、いいです、課長で。

○亀井伝吉委員長 橋本課長。

○橋本貴弘産業振興課長 町内の主要排水について、これは我々が3年度は産業振興課にいなかったのですが、詳しいことは分からないのですけれども、邑楽土地改良区のほうの実績を見ると、約2.3キロか、その部分の伐採の関係で一応200万円を使ってやったという形になります。

もちろん排水路なので、水が流れるので、延山委員が言っているように、町内かなり長い距離があると思いますし、黒野委員が言ったように、ヘドロとか、そういう一部分というのですか、ずっときれいに清掃するのではなくて、ちょっと水が通らないようなところだけをしっかり押さえて清掃していけば、すんなり水が流れていくと思いますので、4年度については、邑楽土地改良区ともいろいろ調整しながらやっていきたいと思います。

それと、ほかの整備のほうの事業で、多面的機能のいろいろ団体が9つぐらいありまして、要は田んぼとか畑とかが該当になっている受益農地というのですか、それに対して助成金が出ていて、地域の中で排水を清掃したりとか、そういった部分があるので、そういう細かい排水路につきましては、地元の農家の皆さんとか、農家以外の人と協力して、この交付金を使ってきれいにやっていただいているということになりますので、これは今後継続していければなというふうに思っております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小野田委員。

○小野田富康委員 よろしくお願ひします。主要施策の成果のほうで、68ページ、誘致推進係のほうなのですが、一番下のニュータウン商業・業務用地利用促進事業ということで、11社と交渉を行ったということなのですが、この11社の反応というのですか、全く駄目だというのか、手応えはあったけれども、ちょっと無理、もう少しでできたとかいろいろ、交渉の中でも段階というのがあるかと思うのですが、それがどれくらいの段階のものが幾つあってとかというのを1点と。

アプローチかけている業種というのですか、ある程度絞って、商業系で進めているのか、小売とかですね。とか、ちょっと離れた製造業のほうもやっていますよとか、幾つの業種、どういった業種にアプローチをかけているのかという部分をちょっとお答えいただければと思います。

○亀井伝吉委員長 川野辺係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 昨年度11社ということで、ある程度具体的に話せる内容ですと、1社は令和2年度から交渉し続けてきた企業がございまして、これは倉庫併設型のスポーツ用品店というのがございました。担当とすれば、実際ある程度いいところまで来たのかなというところがあったのですが、こちらについては、最後の最後、ハザードマップ、こちらで交渉終了という結果になりました。

そのほかに、一応10社ほどありますが、電話でのやり取りを何回かさせていただいたところと、直接会議室で対面で話をさせていただいたところもあります。それぞれ……実際対面で協議をさせていただいた企業、こちらについては、もちろんここに載っているほかにも、令和3年度は121社に電話ないし電子メールで営業を行った中から、直接お話をするという機会を設けていただいたところが6社ありました。この中には、委員さんがよく耳にするような、そんな有名な企業もございまして。どちらかといえば小売だったりとか飲食業の企業だったりです。飲食……小売とかスーパーマーケットとかというところです。

まず、同じような話をさせていただいてまして、実際その打ち合わせをする前には、必ず企業の方というのは、周辺の店舗を一周して、状況を確認していらっしゃるというのがほとんどでして、来られて話を聞かせていただきますと、小売業、それからスーパーに関しては、絶対的に足元人口が少ないと、商圈人口が満たないということが挙げられるようです。特にスーパーに関しては、今現在ニュータウン内に2社入っています。お話の中で出てきた言葉では、私どもがそこへ出店をした場合に、やはりお客様の取り合いになって、3店全部駄目になってしまうというような意見もいただいております。スーパーマーケットですとそういったお話があります。

小売業に関しても、実際に対面で話しさせていただいたところでは、やはり昔と比べて大型店を出店する傾向にありまして、大型店を出店するにはやはり商圈人口が足りないのだということで、やはり交渉がそこでストップしてしまうというのがあります。

あとは、ドラッグストアなどとも交渉しましたがけれども、ドラッグストアもやはり単独での出店だと、今は薬とか化粧品だけだとお客様をお呼びできないということで、やはりスーパーが出店して、その中に入るとか、そういうのであれば検討できるのだけれども、今の現状は、あそこに1店出店することは難しい。

それから、沿道サービス業で、労働者を対象としたような、そんな飲食店とかに関しても一回お話をいただいているのですが、やはり交通量が足りないのだということで、交渉が前に進まないというのがございました。

それから、営業をかけている業種ですが、これは多岐にわたっておりまして、昨年度は小売業、それからサービス業、飲食店、製造業に関しては積極的なアプローチは昨年度はしていませんでした。幾つか申し上げますとというか、個別の名称は言いにくいので、やはりスーパーマーケット、ホームセンター系とか、あとは回転ずしさんとか電気屋さん、それから家具屋さん、中古販売の企業様、それからコーヒー店、ドラッグストア、書店、それから健康ランド、百円ショップ、あとはデベロッパーと言われているような総合開発をするような企業様、広く営業しましたけれども、全てにおいてこの後交渉を進めたいという企業があり

ませんでした。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 いろいろご苦労されているのは大変よく分かりました。不動産の業界でも、よくセンミツなどと言って、1,000件やって3つ当たればいいかななどというような話で、この辺に來ると、もうマンイチぐらいのあれなのかなという気はしているのですけれども、やはり私たちが思いつくような業種では、もう難しいのかなという實際考えはあるのですけれども、アドバイスができませんけれども、やはりいろいろなところを、今ぐらいのアプローチの方法を変えずに継続してやっていっていただくか、今勢いのあるような企業なり、ぽっと出でもいいとは思うのですけれども、そういった、お金を持っているような会社というのですか、そういうところを見つけられるといいのかなとは思うのですけれども、どんなものかなと思って今ちょっとお聞きして、やはりなかなか、A、B、Cというランクでいったら、Aが1個ぐらいあった程度だということだとは思いますが、引き続き頑張ってくださいとしか言えませんが、よろしくお願いします。

○亀井伝吉委員長 橋本課長。

○橋本貴弘産業振興課長 それでは、私のほうからなのですけれども、駅前にある商業用地、A区画、これが板倉まつりの会場になっているところ1.4ヘクタール、それとB地区ということで、7.5ヘクタールと長靴形になっている部分があるわけなのですけれども、去年はやはり商業関係、私がニュータウンの販売センターにいたときもそうなのなのですけれども、やはり商業系で来るお店というのは、どうしても商業圏で駄目ですとか、中には去年の記録を見ると、ただだって行かないよという企業もあるのです。

そういった中で、やはりAのところの1.4は、取りあえず商業で何とか営業をかけようと。Bのところについては、商業業務用地なので、今産業団地が全部埋まっている状況で、実際Bのところは今2社ほどアプローチが来ていて、1社はかなりいいところまでいっています。もう1社も県の企業局と協力して、7.5ヘクタはこの2社でちょうど埋まってしまう計算になっているのです。担当としても何とかこれを入れていきたいという形がありますし、ただやはり製造業なので、住宅の周りの住民の方になるべく迷惑をかけないような、製造業だけれども、ちょっとおしゃれな建物を建ててくださいねというお願いとかをしたりとか、そういった今交渉をしているところです。

本当は、町長のほうもまずはAからとは言っているのですけれども、今のところはBのほうが、7.5ヘクタ、2社ほど動いているので、そちらを中心に今動いている状況です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 先ほど川野辺係長の説明を聞いていると、私はいつも思うのだけれども、ニュータウンの土地の地主は企業局なのだね、主役は。板倉はお手伝いしているわけだ。補助ですよ。にもかかわらず、川野辺係長の話を聞いていると、主役の県が何やっているか、県と一緒に動いているとか、そういうのは一声も聞こえないのです。一体企業局というのは何やっているのだ。

あそこは空き家みたいな状態で、パートの人が販売センターにいるわけでしょう。それで、板倉町の職員

が行って、留守番がてらというか、実際はあそこで活動しているわけだ。実態は企業局の活動というのはどうなの、受け身だけなの。能動的にいろいろ、言ってみれば板倉の川野辺係長たちを引っ張って、どうしよう、ああしようとかと、いろいろ会議開いたり、何かそういうのはやっていないの。前からそれは言っているのだけれども。

○亀井伝吉委員長 川野辺係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 昨年、今年も、私が担当、誘致推進係に来てから、それほど変わりはございませんけれども、どちらかというと宅地分譲のほうをメインに動いているという印象があります。あそこが、団地課の中でも住宅商業用地係というのと産業用地係というのがございまして、産業用地係は昨年度産業用地も完売になりましたけれども、そちらで群馬県内の産業用地を専門にやっている部署、住宅商業用地はニュータウンの分譲促進を担当しているところですけども、住宅用地の、私が令和2年に来たときに84区画が空いていましたけれども、これをどうにかしようというところで力を入れておりまして、駅前にあります1.4ヘクだとか7.5ヘクだとか、そちらに関して積極的に何かアクションを起こしていくという姿勢は、あまり感じられないところがあります。

橋本課長が室長でいらっしゃったときに私も異動してきまして、令和2年度、令和3年度につきましては、町が主体でこの商業用地の営業を推進して、アプローチが取れたらば、アポイントが取れたらば、企業局の担当者と交渉するというようなところがあるかなと思います。全くやっていないということではないと思うのですけれども、そういうふうに感じております。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 だから、日頃、定期的に、企業局と川野辺係長たち板倉町の職員が会議するとか、本来ならば企業局主導でやらなくてはならないのだよね。向こうが、ああしましろう、こうしましろうと。今の話を聞いていると、全然向こうからなくて、こっちから言えば、つなげば話に応じるぐらいで。

ところで、前に、何か月か前かな、住宅の話だけれども、日本グランデなんか川野辺係長が行ったと言ったのではないの。その後、結局、川野辺係長たち板倉町が企業局につないでいるのでしょうか、話を。でも、全然無反応なのかい、企業局は。そういう話に対して、こっちから、せっかく窓口開いて、川野辺係長たちが行って、日本グランデへ行って話して、とっかかりか、つながりをつけているわけだ。だけれども、その後、何もしなければ、そのままなのだよね、行ったというだけで。行ったというだけなのだ。せっかく行っても。

この前も言ったように、日本グランデの……知っているでしょう、みんな知っている人だから、佐山さんなんて、あそこの専務をやっているのだから、今。だから、そういう人たちに会えなかったというのだけれども、合ってくれるでしょう、川野辺係長は2年先輩と言ったつけ。だから、行っていろいろ、こっちから押しかけていって、お願いしますよと言って、ああいうところにやってもらえばいいのかなと思うのですけれども、もうちょっと積極的に、板倉町もそうなのだけれども、県を引きずり出して、企業局を。主役は県なのだから。

それで、ちょっとついでに聞いてしまうけれども、これは川野辺係長のところの範囲ではないのだろう。これは都市計画課の範囲なの、このニュータウン事業費というのは。ここに、131ページ、さっき聞こうかなと思ったのだけれども、今考えてみたら、ここで、131ページのニュータウン事業費というのは都市計画課の範囲なのかい。川野辺係長のところの範囲ではないのだ、ここは。

そっちでいいの。

○亀井伝吉委員長 川野辺係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 はい。

○青木秀夫委員 では、ついでにこれも聞いてしまうけれども、ここに企業局の施設光熱費というのが20万円、金額は幾らでもないのだけれども、のっているのだけれども、これは何。言ってみれば、板倉町の産業振興課の誘致推進係というのが販売センターに、居場がなくて借りているわけではないよな。積極的に行って、留守番役みたいなのをやっているわけではないの。それで、あそこの、これはひょっとすると電気代とか水道代なの。本当は留守番賃もらうのではないのかい。それを、留守番してやって、そこの電気代だの水道代なんて払っているというのは、ちょっと矛盾していないかい。ねえ、課長、課長も含めてだ。留守番してやって、留守番の料金もらえるわけなのだけれども、いて、そこでおまえ水使ったから、水代払えだの電気代払えなんて、ちょっと矛盾している。金額。どうしてこんなふうになってしまっているの。

○亀井伝吉委員長 橋本課長。

○橋本貴弘産業振興課長 一応青木委員が言うように、この20万円ちょっとの光熱水費は、販売センターでかかる光熱水費の分です。全体の経費に対して、うちのほうの職員が3人行っているではないですか。3人が月、火、水、木、金で、延べ数で15とか、企業局の臨時さんが2人ぐらいしかいなくて、結局うちのほうが多く払っているような感じ……そんな感じで、要は借りている部分があるので、その光熱費をちゃんと払ってくださいねという中での支出になっています。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 言葉は、借りているではないのでしょうか。留守番してやっているのだよな。それで、水使った、電気使ったといって、お金負担しろというのは誠に変な話だと思うのです。これは向こうから請求が来ているわけかい、企業局から、これだけ払えと。県が、企業局が、あんな優良企業が。ふざけるのではないと言ってやったらどうなの。毎年何十億円も黒字出している企業局なのだから、こんな20万円ぐらいのはした金を、逆に補助金出せと言ってもいいのではないかと思うのだけれども。

そこでだ、全くやる気がないのだから、企業局が主権者で地主なのだから、自分の土地なのだから、もうちょっと積極的にやってもらわないといけないのだけれども、こっちからアプローチしてもなかなか反応しないのね。

いわゆる日本グランデの話なんかでも、もうちょっと、一回行ってつないで、駄目元じゃない。さっき小野田委員が言っていた、万に一つでいいのだ、センミツとかではなくて。少ししっかりやらないと。もう20年同じことをやっているのだ、ぐるぐる、ぐるぐる。小野田委員は新しいから、企業局に、商業用地アプローチしたなんて、私も何年も聞いているのだけれども、全然。山手線みたいに堂々巡りしているだけで同じなので、もうちょっと川野辺係長が思い切って心機一転、押し込んでやって、頑張ってやってください。

○亀井伝吉委員長 川野辺係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 すみません。先ほどの件で、企業局のほうが、今年度の住宅のPRの委託業務で、URリンケージ、3年目ということになっております。その中の業務の、要綱が……提案要領ですね、企画提案要領というのがございます中に、その一文ですね、建売住宅用地としてまとまった区画数を卸分譲として分譲できるように周知、PRをするようにというようなことで、おそらく令和3年度に卸分譲をどう

にか積極的にやりましょうという、うちのほうの問いかけに対して、こういった業務のほうにも力を今年度は入れていると言えるかどうかは別ですけども、一応そちらに方向性を向けているというふうには多少感じておりますので、ここはまた町のほうから強く伝えていきたいと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 ほかに。

今村委員。

○今村好市委員 簡単をお願いします。

歳入の33ページと歳出の117ページの、先ほどちょっと話が出た多面的機能支払交付金事業についてなのですが、歳入で4,300万円、歳出で5,700万円ということなので、その差額については町費を充てているのかどうかというのが1点。

先ほど9団体ぐらいの団体がこの事業を受けているということなのでしょうけれども、これは以前、土地水対策が変わってこれになったのだと思うのですが、これは今も事業として国は認めて、申請があれば採択を受け付けているのかどうか。

それと、10アール当たりの補助金の額、今はどれぐらい出しているのか。

それと、事務処理については、邑楽土地改良区がある程度賄っているという部分もあるのでしょうか、今もそういうことでやっているのかどうか。

あとは、その申請団体は、任意の団体でも申請を受け付けるのか、法人格を持っていないと駄目なのか、その辺と。これからこの事業については、そんなに簡単にやめられないと思いますので、継続的に進められていくのかどうか。

そういう観点から、これはなぜ聞くかという、先ほど延山委員も黒野委員も話が出た農地管理、これは今までは、道普請型だとか、地域の人たちが出て草刈りをやったり道路整備をやったりというのが、だんだんできなくなってくるのかなと。そうすると、こういう事業をうまく使ってやらざるを得ないのかなということもあるので、例えば五箇谷の土地改良事業が、100ヘクタールが、順調にいけば、もうあと3年ぐらいで終わるのですが、その後の土地改良区域内の管理を誰が、どうしてやっていくのか。地先の人が、地主が地先の管理をきちんとやれば、おのおのきれいになっているのだと思うのですが、なかなかそれはできない。こういう事業がもしずっと生き続けるのであれば、うまく活用してやっていけるかなというふうに思っている部分もありますので、お願いいたします。

○亀井伝吉委員長 小谷野係長。

○小谷野浩一農村整備係長 まず、今村委員さんからのご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目、歳入と歳出の差の残りなののですが、国と県の補助金が、国が全体の50パー、県が25パー、町が25%を負担して、各9団体のほうに交付金としてあげていますというか入れています。ということで、国と県を合計しますと4,315万7,302円なのですが、残り1,438万5,768円分は町負担ということとなっております。

続きまして、こちらの9団体が、国が認めているかということなのですが、こちらのほうは申請が全部で今9団体あるのですが、こちらが全部国が認めている団体となっております。

10アール当たりの補助金の単価なのですが、この多面的機能支払交付金という交付金の関係が、ま

ず3つの交付金に分かれていまして、1つが農地維持という交付金、もう一つが共同活動という交付金で、あと長寿命化とあるのですけれども、おのおの単価が違いまして、まず農地維持のほうで、単価が田んぼでいきますと3,000円、畑で2,000円、10アール当たりです。次に、共同活動というのがあるのですけれども、こちらが田んぼが1,500円、畑が900円。あと。長寿命化というのがありまして、こちら10アール当たり3,666円と、これは田んぼなののですけれども、畑のほうで1,666円という単価でなっております。それに各むらづくりの推進協議会の面積を掛けまして、金額のほうが出ているというわけになっております。

事務の関係なののですけれども、事務のほうは、邑楽土地改良区のほうで事務のほうを、各協議会が委託という形で邑楽土地改良区のほうでやっております。

あと、次、法人ではないと駄目なのかという話なののですけれども、特に決まりはございません。活動組織を立ち上げれば、誰でもできるのですが、例えば農業者だけでやっている協議会もありますし、地域の住民が参加している方、例えば区長さんとか、あとは各子育連とかというところが参加しているところも、PTAも含めてなののですけれども、そういう方が出ているところもある協議会もあります。

あと、この多面的なののですけれども、こちらは継続的に一応活動は5年間、一回始めると5年間継続となります。5年間が終わると、また何も、その協議会が解散しますと言わない限りは、次に……継続になるという形になります。またそこから1年目がスタートしまして、5年間というスタートになりますので、継続になります。

五箇谷のほうなののですけれども、その辺がまだ決まっておらないところもありますので、今後県の整備センター、県営発注もありますので、それも踏まえて、将来的には地元も含めて協議しなくてはいけないなと考えております。

以上でございます。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 分かりました。そうすると、100ヘクタールだと、ほとんどが田んぼなので、そうすると単年度で800万円も来てしまうの。

○亀井伝吉委員長 小谷野係長。

○小谷野浩一農村整備係長 はい、800万円ぐらい来ます。そのとおりです。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 それは、5年間、例えば800万円きちんと使えば来るのだ。

「毎年だよ」と言う人あり

○亀井伝吉委員長 小谷野係長。

○小谷野浩一農村整備係長 毎年。

○今村好市委員 だから、5年間さ。

「毎年」と言う人あり

○今村好市委員 5年決算らしいから。

「何事か言う人あり」

○今村好市委員 取りあえず、では毎年800万円来るということで、5年で4,000万円……来てしまうのですよね。それは、ルールに基づいてしっかり使えばということなのだと思いますけれども、ではもし5年過

ぎて中身的に……基準に基づいて使わなかった部分については、これは返還をするとか、国庫が入っていますから、場合によっては会計検査院が入ってしまうのだと思うので。だから、その辺の事務処理が専門的にやはり、邑楽土地改良区がある程度カバーしてくれるなりすれば、法人格を持っていなくても、任意の団体で可能性があるのだと思うのですけれども、その辺は、今のところ会計検査は、9団体は一回も入っていない。

[何事か言う人あり]

○今村好市委員 分かりました。五箇谷については、まだ土地改良事業が先行していますので、終わる1年前ぐらいから、おそらく皆さんと相談して、今後どうするかというのを考えていく時期が来ると思いますので、ぜひその辺は頭に入れていただいて指導をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 あとはよろしいですか。

ほかには。

本間委員。では、簡単をお願いします。

○本間 清委員 主要施策69ページです。分譲推進事業、下のほうに、ドローンを操縦して空から板倉ニュータウン探検とありますけれども、ユニークなことを始めたのかなと思いますけれども、それゆえ参加者、16家族というふうに、皆さん集まったのかなと思います。多分子供連れが多かったのかなと思いますけれども、分譲推進事業ということですので、この対象者はどこから集めたかということと、あとはタイトルですか、「ドローンを操縦して」とありますけれども、実際子供に例えば、大人でもそうですけれども、子供なんかには操縦させるということは、ちょっと危ないことですので、多分どなたかパイロットがいて、モニターから見たのかなと思いますけれども、その辺はどうだったのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 川野辺係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 こちらの「ドローンを操縦して空から板倉ニュータウン探検」というイベントですが、これも群馬県企業局のほうのURリンケージの委託の中で行われた、販売促進用のPR事業でございまして、その上にあります「スマホで町の魅力発見、写真撮影会」、これとセットで行われております。

こちらのまず実施の目的なのですが、板倉町とか板倉ニュータウンとかというのをインターネット、SNSで検索をかけたときに、何も引っかかってくるような情報がないと。できれば、写真で撮影してもらって、こんなにいいところ、それからドローンを飛ばして自分を撮影している、そんな風景をSNSで発信していただいて、どうにか板倉町の知名度、ニュータウンの知名度を上げたいというようなことから、この企画を行っています。

すみません、主要事業の概要の参加者、ドローンに関してですけれども、参加者16家族と私書かせていただいたのですが、これが募集の家族数でございました。すみませんでした。実際の参加が8家族ございまして、午前と午後、2回に分けて実施しておりまして、8家族で、親子連れ28名の方がこちらは参加されています。もちろん親子連れで参加しておりまして、先ほど本間委員さんのおっしゃられたように、インストラクター的な方がいらっしゃいました。こちらが、一般社団法人の栃木県小型無人機振興協会のほうから1人いらっしゃっていらしまして、この方指導の下、皆さんがドローンを操縦したというふうな状況です。

対象者ですね。よろしいですか。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 要するに操縦桿を例えば子供が握ったとしても、後ろに立っていたパイロットが実際は操縦していたという感じになったわけですか。

○亀井伝吉委員長 川野辺係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 こちらが、係の職員が手分けで出ていまして、私は申し訳ないのですが、スマホのほうに出ていまして、別の職員が出ています。その職員の話を書きますと、子供もインストラクターの指導の下、自分で操縦していたというふうに聞いています。子供でも、その日、ちょっと風も強かったのですけれども、一応飛ばせたという話でした。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 今オートパイロットという機能がついていまして、非常に安定性のいいドローンというのが安価な価格で発売されているのですけれども、話によると、小学生ぐらいの方でも、大人がちょっと教えたとすぐに覚えてしまうというぐらいですから、今の話に納得していたわけですが、こういったドローンですから、今農業界にもやはり入って来ています。

私、先日、谷田川の田んぼ沿いに歩いていましたときに、農家の方がドローンを操縦して、あれは多分除草剤が何かをまいていたと思うのですけれども、ドローンもわずかな年数の間にここまで来たのかなと思ったのですけれども、そういった話は、農業振興課としてはご存じでしょうか。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜農業振興係長 農業新聞等で見させてはいただいているところです。知識としては全然ないのですけれども、それぐらいの情報としては得ております。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 そういった、実際に私が見て、本当にこんなに早く農家の方にそういう、もちろん単独で操縦していましたので、そういったプロの方ではないと思うのです。ですから、もう一、二年しますと、そういった光景が本当にこの板倉町でも見られるかなと思うのですけれども、確かにやはり空を飛ぶものというのは、極端な話たこと同じでして、無線操縦、これは、たこに糸はついていますが、それが目に見えない糸がどーんとつながっているわけですので、電波が切れたときは非常に怖いものになるのです。人がいたら、ぶつかったら大変なことになりますので、もしそういう時代が来ましたときには、またこういった行政の方も多少関わっていくときが来るかもしれませんので、そのときにはそういったことを皆さんと共有していただければなと思った次第です。よろしくお願いします。

○亀井伝吉委員長 回答はよろしいですね。

以上をもちまして産業振興課関係の審査を終了いたします。

[何事か言う人あり]

○亀井伝吉委員長 小谷野係長。

○小谷野浩一農村整備係長 すみません、時間が過ぎておりますが、最後に私のほうから、先ほど延山委員のほうからご質問がありましたのを回答させていただきます。

主要排水路なのですが、町の中で、全体で約70キロあります。仲伊谷田承水溝とか、先ほど申し上げました細谷の水路などが含まれて全体で70キロあります。

あと、工事の内訳なのですけれども、その水路掘削やしゅんせつ、出た泥なんかからごみ拾いを邑楽土地改良区のほうにお願いもしております。

また、先ほど何回もご説明していますが、敷地内の雑木や雑草の伐採、あとはフェンスの修理もこの中に含まれておりますということを報告させていただきます。

以上でございます。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。

では、以上で産業振興課関係の審査を終了いたします。

慎重なご審査大変ありがとうございました。

○閉会の宣告

○亀井伝吉委員長 以上をもちまして、本日の予算決算常任委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 （午後 4時10分）

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第3号）

令和4年9月12日（月）午前9時開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項

（1）健康介護課

介護高齢係 ／ 保険医療係 ／ 健康推進係

- ・決算説明
- ・質 疑

○出席委員（12名）

亀 井 伝 吉	委員長	本 間 清	副委員長
小 野 田 富 康	委員	森 田 義 昭	委員
小 林 武 雄	委員	針 ケ 谷 稔 也	委員
荒 井 英 世	委員	延 山 宗 一	委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員
市 川 初 江	委員	今 村 好 市	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

玉 水 美 由 紀	健康介護課長
小 野 寺 昌 幸	介護高齢係長
栗 原 正 明	保険医療係長
山 岸 章 子	健康推進係長

○職務のため出席した者の職氏名

荻 野 剛 史	事務局 長
小 野 田 裕 之	庶務議事係長
本 田 明 子	行政庶務係長兼 議会事務局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○荻野剛史事務局長 皆さん、おはようございます。

今日は、決算の審査最終日になります。

ただいまより予算決算常任委員会を開会いたします。

○委員長挨拶

○荻野剛史事務局長 開会に当たり、亀井委員長の挨拶をお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 皆さん、おはようございます。

本委員会へ付託されました令和3年度の各会計の決算認定について審査を行います。委員並びに職員の皆様、よろしくお願いいたします。

職員の皆様からの説明は、決算書及び主要施策の成果により行い、新規事業、重点事業を中心に簡潔にお願いいたします。各委員からの質疑は、慣例により一巡した後、2回目の質疑に入ることになります。質疑につきましては、「決算書の何ページの何々について」と発言してから行ってください。よろしくお願いいたします。

○荻野剛史事務局長 それでは、審査事項に移ります。

これからは亀井委員長の進行でお願いいたします。

○認定第1号 令和3年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

○認定第2号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第3号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第4号 令和3年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第5号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○亀井伝吉委員長 それでは、健康介護課関係の審査を行います。

初めに、健康介護課長からの説明をお願いいたします。

玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 おはようございます。健康介護課です。

健康介護課は、介護高齢係、保険医療係、健康推進係の3つの係で構成されております。会計につきましては、それぞれ介護高齢係が介護保険特別会計と一般会計、保険医療係が後期高齢者医療特別会計及び国民健康保険特別会計、そして一般会計、健康推進係が一般会計を所管しております。

令和3年度決算につきましては、各係長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 おはようございます。介護高齢係、小野寺です。よろしくお願いいたします。

当係では、課長が申したとおり、一般会計と介護保険特別会計を所管しております。まず、一般会計の歳出でございます。決算書80ページ、81ページをお願いいたします。81ページ上段の福祉タクシー利用補助事業が当係の所管事業でございます。

続きまして、82ページ、83ページをお願いいたします。3款1項2目高齢者福祉費が同じく当系の所管事業となっております。各事業につきましては、大幅な増減はございません。しかし、福祉タクシー利用補助事業、83ページ上段の敬老祝金支給、下段の在宅要介護高齢者等紙おむつ給付につきましては、高齢者人口の増加により、年々決算額が増加傾向となっております。

続きまして、介護保険特別会計についてご説明いたします。決算書は、決算書後半の介護保険特別会計のページとなります。令和3年度は令和3年度から令和5年度までの3年間を期間とする第8期介護保険事業計画の初年度でありました。計画では、「地域でともに支え合い、安全安心に暮らせるまちいたくら」を基本理念として掲げており、その実現に向けて介護保険事業を実施しました。令和3年度の介護保険特別会計の特徴につきましては、1点目に月平均の要介護認定者数、こちらは第1号被保険者になりますが、介護保険事業計画で定める値と同数の521人であったのに対し、月平均の要支援認定者数は94人と、計画値から7人増加したこと、2点目に第2款保険給付費のうち、介護予防サービス等諸費が前年度比3.0%増加しましたが、同給付費の93.2%を占める介護サービス等諸費が前年度比0.8%減少したことで、保険給付費全体で1.3%減少となったこと、3点目に新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年度に引き続き介護予防事業の延期や中止により、年度当初の地域支援事業計画の変更を余儀なくされましたが、延べ参加人数及び実施回数は、前年度とおおむね同様であったこと、以上3点が挙げられます。

続きまして、決算概要を説明いたします。決算書2ページ、3ページをお願いいたします。まずは、歳入でございますが、収入済額と前年度比で説明いたします。主な歳入といたしまして、1款保険料3億924万250円、1.3%増、3款国庫支出金2億3,679万6,090円、3.5%減、4款支払基金交付金3億466万2,590円、0.6%減、5款県支出金1億7,125万8,000円、1.8%減、7款繰入金、こちらは町からの支出金となりますが、2億1,375万6,132円、1.9%増となっております。

以上、歳入合計といたしまして12億8,135万5,555円、対前年度比1.8%の減となっております。

4ページ、5ページをお願いいたします。次に、歳出でございますが、支出済額と前年度比で説明いたします。主な歳出といたしまして、1款総務費5,704万573円、11.6%増、2款保険給付費10億9,137万627円、1.3%減、5款地域支援事業費4,357万6,595円、5.8%減となっております。この2款及び5款の金額が歳入項目である国庫支払基金及び町の負担金等の算定基礎となっております。

6ページ、7ページをお願いいたします。以上、歳出合計といたしまして12億4,049万1,673円、対前年度比1.5%の減となっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引残額及び実質収支額は4,086万3,882円、対前年度比10.3%減でございます。

以上で介護保険特別会計決算及び介護高齢系の決算につきまして、説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 保険医療系の栗原です。どうもお世話になります。よろしくお願いいたします。

課長から申しあげましたとおり、保険医療係では一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計の3つの会計を所管しております。

まず、一般会計から説明いたしますけれども、時間の都合上、一般会計につきましては、保険医療係が所管する事業の読み上げのみとさせていただきます。

まず、81ページをお開きください。一番右の一番下にあります国民健康保険特別会計繰出金 1 億5,395万5,039円、続きまして、87ページをお開きください。やはり一番右の一番下になります。こちらは、福祉医療費支給事業8,500万7,223円、次のページをお願いします。一番上になります。後期高齢者医療事業 1 億7,335万9,548円、続いて99ページをお願いします。真ん中辺になります。上から4つ目の二重丸になりますけれども、養育医療費支給事業11万4,313円、次のページをお願いします。一番下になります。後期高齢者健診事業、こちらは685万2,868円、次のページをお願いします。一番上になります。後期高齢者人間ドック等健診費助成事業31万5,000円となります。

一般会計につきましては、以上です。

続きまして、後期高齢者医療特別会計につきましてご説明いたします。決算書につきましては、一般会計の次が後期高齢者医療特別会計になりますので、こちらの2ページ、3ページをお願いいたします。まず、歳入になりますけれども、右から4つ目の収入済額、こちらが決算額となります。一番下の行に行っていたきまして、歳入合計 1 億7,588万954円、こちらは前年に比べまして、約1,097万円の増となっております。主に1款です。一番上になりますけれども、1款後期高齢者医療保険料が前年度に比べまして約992万円の増となったためでございます。

次に、歳出になります。次のページをお開きください。同じく右から4つ目の支出済額欄が決算額となります。一番下の行、歳出合計で 1 億7,342万8,522円、こちらは前年度に比べまして約1,039万円の増となっております。

上に行きまして、2款の後期高齢者医療連合納付金、こちらが前年に比べまして1,036万円の増となったためでございます。

次に、その枠の下、欄外になりますけれども、歳入総額、歳出総額とありまして、その下、歳入歳出差引残額、こちらは245万2,432円となっております。こちらの同じ数字ですけれども、前年度はここが約187万円でしたので、今年度末の歳計現金が前年度に比べまして約58万円増えたというような決算となっております。

続きまして、国民健康保険特別会計についてご説明いたします。後期の特別会計の次が国民健康保険特別会計となっておりますので、こちらの同じく2ページ、3ページをお願いします。まず、歳入になります。やはり右から4つ目の収入済額が決算額となります。一番下の行を見ていただきまして、歳入合計19億3,799万7,015円、前年度に比べまして、こちらは約3,501万円の増となっております。主に4款の県支出金、こちらが前年度に比べまして約4,873万円の増となったためでございます。

次に、歳出になります。6ページ、7ページです。次の次のページになります。6ページ、7ページをお開き願います。右から4つ目の支出済額欄が決算額となっておりまして、こちらは歳出合計18億5,483万6,485円、前年度に比べまして約1,027万円の減となっております。主に前のページに戻っていただきまして、左に款がありますけれども、2款の保険給付費、こちらが前年度に比べて約5,029万円の増となったものの、その下の3款の国民健康保険事業費納付金、こちらが前年度に比べまして約6,787万円の減となっているためでございます。

また、1枚めくっていただきまして、7ページに戻っていただきますようお願いいたします。枠の下になりますけれども、歳入総額、歳出総額、その下が歳入歳出差引残額になりますが、こちらは8,316万530円となっ

ております。前年度はこちらの数字約3,788万円でしたので、今年度末の歳計現金が約4,528万円増えたということになります。

次に、38、39ページ、ちょっと後ろのほうになりますけれども、こちらの38、39ページをお願いします。こちらの一番下になりますけれども、財産に関する調書ということで、一番下が国民健康保険基金の状況になっております。一番右が令和3年度末の現在高でありまして、8,418万9,000円となっております。その左が前年度からの増減でありまして、1,040万円の増になっているということになっております。この基金残額約8,419万円となりますけれども、こちらと先ほど説明しました歳入歳出差引残額、こちらが約8,316万円ありまして、こちら2つを合わせて約1億6,735万円が令和3年度末の国民健康保険特別会計における全ての現金残額となっております、前年度末に比べまして約5,568万円の増となったところでございます。

以上で簡単ではございますけれども、保険医療系の説明を終わりとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 お世話さまになります。健康推進係の山岸と申します。私のほうからは健康推進係に関わります令和3年度の決算について説明させていただきます。

決算書の105ページをお願いします。105ページ、上から5つ目の二重丸、繰越新型コロナワクチン接種体制確保事業でございます。こちらにつきましては、新型コロナワクチン接種に係るシステム改修及び接種券の発行等の電算処理委託、コールセンター及び接種会場業務に要する人材派遣業務委託、接種会場までの巡回バス委託など事務費に要する費用となっております。本事業は、令和3年3月議会におきまして、補正予算で計上させていただき、繰越しをしたものになります。初回接種は5月10日から開始しておりますが、準備を含め4月から9月までの初回接種実施に係る費用の決算であり、1,666万6,585円の支出をしております。

少し戻りまして、99ページをお願いします。下から2番目の二重丸、新型コロナワクチン接種体制確保事業でございます。こちらは、ワクチン接種の対象者が当初18歳以上ということで進めておりましたが、段階的に16歳以上、12歳以上と拡大変更されました。それに伴い、当初接種の期間が9月末の予定でしたが、11月末までに延長されたことを受けまして、予算化した部分となります。10月から11月までの実施に係る費用の決算で、33万7,543円を支出しております。

続きまして、その下、一番下の二重丸、新型コロナワクチン接種体制確保事業追加接種でございます。令和3年12月に3回目接種が予防接種法に位置づけられたことを受けまして、追加接種の実施に係る費用の決算です。808万858円を支出しております。接種会場の交通手段につきましては、町民の皆様の利便性を高めるために、タクシー料金を一部助成する方法に変更し、実施しております。追加接種は令和4年2月3日から開始しましたが、寒い季節でもあり、ドア・ツー・ドアとなり、便利になったという声をいただいております。

以上、新型コロナワクチン接種体制確保事業につきましては、全額が国庫補助事業になっております。

次のページをお願いします。101ページをお願いします。一番上の二重丸、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業でございます。こちらは、4月から11月までのワクチン接種に要する費用であり、4,379万9,910円の支出でございます。ワクチン接種は、町の集団接種会場及び協力医療機関での個別接種のほかに、勤務先、学校、大規模接種センター等でも接種が行われました。委託料につきましては、町接種会場以外で

接種した場合には、平日1人1回当たり2,070円、時間外は3,080円、休日は4,620円という国の決めた基準で国保連を通し町に請求が参ります。町会場につきましては、町内の医師に大変お世話になったところですが、館林市邑楽郡医師会の委託料になっております。また、報償費につきましては、町接種会場で雇い上げを行った医療従事者分でございます。特に小児接種においては、接種会場で急激な副反応が起きた場合の救急医療体制を万全にするため、小児専門医師や小児救急対応を行っている医師を県外から確保いたしました。そのため、電車、ガソリン代などとして旅費を支出しております。その他接種会場に既に退職されて、町内在住の看護師さん等を中心に雇い上げを行い、接種後の体調確認や気分の優れない方への対応ワクチン調剤管理業務を依頼しております。

上から2番目の二重丸、追加接種の部分についても同様の内容であり、1,573万8,512円の支出でございます。

続きまして、上から4つ目、健康増進事業（補助）でございます。健康診査、健康相談に要する支出であります。462万645円でございます。県の補助事業であり、補助金の歳入は96万5,818円です。

下から2つ目の産婦健診事業でございます。産後2週間をめどに健診を医療機関に委託しているものです。費用の2分の1は国庫補助であり、106ページの産後ケア事業に係る費用と合わせまして76万3,000円の歳入でございます。

次のページをお願いします。上から4つ目のがん検診推進事業（補助）でございます。がん検診の受診勧奨に関する事務費等に対する事業費であり、50万4,260円の支出でございます。国補助金として16万2,000円の歳入でございます。

最後に、一番下の緊急風しん対策事業でございます。平成31年から3年間の予定で実施されているもので、抗体価が低めである一定の年齢の男性に対し、風しん抗体検査事業を実施し、抗体の低い方へ予防接種を行い、風しんの蔓延を予防する事業でございます。133万3,742円の支出でございます。補助金としまして21万7,000円の歳入でございます。

以上、健康推進系の説明を終わります。

○亀井伝吉委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。

荒井委員。

○荒井英世委員 介護保険、成果についてちょっとお聞きしたいのですけれども、主要事業の概要がありますね。その中で明細の高齢化率が35.2%ということで、これが令和7年には36.3%、かなり高くなっていきますけれども、この2ページの部分なのですが、ちょっと4点ほどお聞きします。

まず1点目ですけれども、この文章を読んでいきますと、コロナによっていろんな事業、それ延期とか、中止になりましたよね。それによって高齢者の健康被害とか、新規要介護者の増加が懸念されるとあるのです。まずその辺の状況。

あと、2点目ですけれども、この中で新たな介護予防事業に挑戦しましたとあるではないですか。その具体的内容。

それから、3点目、ウィズコロナにおける介護予防施策遂行の可能性を見出すとありますよね、可能性を見出す。こういった部分で見出したのか。

最後の質問ですけれども、4点目、地域包括ケアシステムの構築が急務とありますよね。これって以前からいずれにしてもこのシステムの構築については課題だったわけですから、こういった部分が課題になっているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 ご質問ありがとうございます。4点質問いただきましたので、ご回答したいと思います。

まず1点目でございます。健康被害の関係でございます。コロナ禍において、やはりそうですね、閉じこもる方が多くなりがち傾向でございました。そういった中で、要介護認定者数という形で申し上げますと、実際要介護認定者、令和4年2月末現在となりますが、627人でございました。実質介護保険事業計画の中で計画いたしました要介護認定者数とほぼ変わらずという状況でございました。しかし、要支援の方、軽度の方の認定者数が増加したというのが1つ特徴でございました。健康被害として懸念される状況、そこまで顕著ではなかったというのが令和3年度の実情でございます。

2点目でございます。新たな介護予防事業でございます。こちらは、2点でございます。1点目でございますが、介護予防事業につきましては、介護高齢係で行う介護予防事業のほかに、保健センター等で行います健康増進事業、生涯学習等で行います公民館事業、それらを全てひっくめて介護予防事業と定義しております。令和2年度、令和3年度で比較をいたしますと、やはり各教室が中心になったということもありまして、参加者数がぐっと減りました。そういった中で健康被害が懸念されたものですから、新たな取組として2点行った状況でございます。

まず1点目でございますが、ウオーキングでございます。こちらにつきましては、自己申告制になりますけれども、1日1時間ウオーキングをしていただきますと、エンジョイポイントが1ポイントたまるよという仕組みでございます。先ほど申しましたが、自己申告制という形で10回歩きますと500円、20回歩きますと1,000円、30回歩きますと2,000円というエンジョイポイントは付与されまして、その中で商工会の商品券を贈呈するというものでございます。これまでは各種教室に1度1回参加するとポイントを付与してございましたが、こういった状況でございますので、歩くと、ウオーキングをするとポイントを提供するという仕組みを1点導入をいたしました。

その成果でございますけれども、対象人数で申しますと、令和2年度が201人、201人の参加でございましたが、令和3年度は410人の参加ということで、前年度比104.0%増となっております。また、支出で申しますと、こちらは65歳以上となりますが、令和2年度が16万1,500円であったものが、令和3年度43万1,000円ということで、166.9%の増となりました。そういった点で1点目のウオーキング事業、これ事業名がスマイルウオーキングという事業で、東京オリンピックと同じ日にスタートいたしましたが、一定の成果が得られたのではないかなと思っております。

2点目でございますが、ICTを使った介護予防事業というのを行いました。こちらは、新型コロナウイルスワクチン接種、LINEでの予約等になりまして、LINEを使う方が高齢者の中でも増えてきたのかなと思われます。そういったところで、なかなかICT機器を使う機会がないもしくは分からないという方を対象に、ICTを使った教室というのを展開をいたしました。といっても、1回、2回の教室にはなりますが、それでもLINEの使い方は分かったとか、今後インターネットを使ってみたいというご意見があり

ました。それが一つの成果かなと思っております。

続きまして、3点目でございます。ウィズコロナの可能性を見出すという点でございますが、こちらは先ほど申し上げました新たな介護予防事業の取組のことを指しております。一般質問でも針ヶ谷議員からお話がありましたICTを使った教育等もございました。そういった中で、ICTを使った介護予防事業、例えばリモートで皆さんが一度に参集をしてお話をしたり、少し体操をしたり、そういったところを一つチャレンジをしていきたいと思っております。また、教室等が実施をされなくても、先ほどのウォーキング事業を展開をいたしまして、健康づくり介護予防事業というのを引き続きウィズコロナの中で実施できればよろしいかなと思っております。

最後、4点目でございます。地域包括ケアシステムの構築の課題でございます。こちらにつきましては、2025年問題、つまり団塊の世代が全て75歳以上になる。こういったときにどう地域づくり、介護予防、健康づくりをしていくかというところでございますが、板倉町の課題といたしましては、まだ前期高齢者、つまり65歳から75歳未満の方の人数が後期高齢者、75歳以上の人数より多いというのが一つ特徴として挙げられます。

参考まででございますが、前期高齢者の方が要介護認定を受けている率で申しますと、2.5%になります。65歳以上75歳未満の方が介護の認定を受けている割合ですが、2.5%となります。一方、75歳以上となりますと、全体の24.3%、4分の1が介護の認定を受けているという形になります。板倉町につきましては、先ほど申したとおり、前期高齢者が多いということで、まだまだ介護認定率は低い状況でございますが、5年、10年先は、この前期高齢者が後期高齢者に移行することによって、介護認定者数も増加してくると思われます。そういった中で、今のうちから介護予防、健康づくりを始める。前期高齢者、さらには40歳以上の方から第2号被保険者になった段階から、健康づくり、介護予防事業を始めるというのが大切なと思っております。

そういった中で、一番の課題というのが、高齢者が地域で介護予防、健康づくりに取り組む場所が少ないというのが大きな課題であるかなと思っております。板倉町の介護高齢部門の地域活動に関しましては、老人クラブ、コミュニティサロン、通いの場、この3点が挙げられます。しかし、老人クラブは年々減少、コミュニティサロン、通いの場も現状維持にとどまっております。特に地区で申しますと、北地区につきましては、老人クラブ、コミュニティサロンが非常に盛んな地域でございます。一方、板倉地区につきましては、特に板倉町板倉につきましては、旧21区、中三地域の老人クラブのみでございます。また、通いの場は大同地区のみでございまして、板倉地区がなかなか地域で集まる場がないという実情がございまして、南地区につきましても、飯野地区は何も今ない状況でございまして、サロンと老人クラブはそれぞれ大高島でコミュニティサロンが1か所、老人クラブが下五箇で1か所となっております。また、東地区で申しますと、現12区がこれら的高齢者が集まる場が何もない状況でございまして、比較的ニュータウン区域につきましては、老人クラブですとか、コミュニティサロン、通いの場というのが盛んに行われているところでございます。

少し長くなってしまいましたが、当町の地域包括ケアの構築の大きな問題は、やはり地域で高齢者が集まる場がないというのが一番だと思っております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 ありがとうございます。先ほどの説明の中で、前期高齢者、これの介護認定が2.5%、75歳以上が24.3%ということですが、これいづれにしても前期高齢者の場合は、一つの予備群ではないけれども、今後当然増えていく想定されますよね。そうした中で、今回新たな介護予防事業に挑戦ということで、ウォーキングとか、ウォーキング、今ちょっと見ますと、要するに倍の人数が参加しているわけですよね。ですから、こういった部分も当然必要なのでしょうから、どんどんやっていただいて、問題はやはりこの地域包括ケアシステムの構築、これが一番の課題だと思うのです。今、説明の中で、各地域で取り組む場所がないということですが、この辺はどうなのでしょうね。例えば老人クラブも今ないところが多そうですね。そうすると、違った形で地域の人たちが気軽に集まるような場所が必要なのでしょうけれども、この辺は当然地域包括ケアシステムですから、当然地域の人たち、例えば区長とか、いろいろ入ってくるわけですよね。ですから、その辺にももう少し積極的にアタックしてもいいのではないかという感じがするのですが、行政的にはそうなのでしょうけれども、あと問題はその医療、介護との連携ですよね。その辺を今後詰めていく必要があるのでしょうかと思うのですが、総体的にどうなのでしょうね。このケアシステム、これが十分に機能すれば、本当に予防活動、それも十分に達成できていく可能性があると思うのですが、この辺を今後重点的にいづれにしてもやっていただきたいという感じがしますけれども。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 ご助言ありがとうございます。

まず、区長さんに積極的にというお話がございました。今、介護高齢係のほうでは、通いの場を推進しております。こういった場でも何度かご説明いたしました。毎年1回区長会で通いの場の立ち上げの説明会につきましてご説明をさせていただいております。参考までに昨年度につきましては、この説明会で手挙げしていただいた行政区は一つもございませんでした。ただし、サロンをやっている団体、こちらニュータウンでございましたが、で1度説明を聞きたい。体験をしたいという声が上がって、実績といたしましては、1か所ございました。しかし、通いの場が立ち上がることはありませんでした。引き続き令和4年度も同様に、区長さんにお話をさせていただきましたが、ここで一つお願いがありまして、ぜひ議員さんからもこの通いの場の立ち上げに積極的に地域に働きかけていただければありがたいかなと思っております。荒井議員さんにつきましては、第1号の大同地区通いの場のお声がけをしていただきまして、県のモデル事業として成功いたしました。やはり誰かが働きかけないと、こういった通いの場も立ち上がることはできません。また、その通いの場の効果というのを聞くことができません。先ほど申しましたが、各地区で空白となっている地域がございます。そういったところをぜひ重点的に議員さんのお力で周知していただきまして、こういった場でも何度も申し上げましたが、休日でも夜間でも説明には伺いますし、また体験会も行っておりますので、ぜひお声がけをしていただければ幸いかなと思っております。こちらが機能すれば、先ほど荒井委員さんおっしゃったとおり、地域包括ケアシステム、十分に板倉町町内で機能すると思っております。

このケアシステム、基本的には在宅で過ごす、在宅で最後まで過ごすというのが主となっております。そのためにはどうしても予防という意識を持っていただきまして、生涯予防を続けていく必要がございます。なかなか介護のサービスを利用した中で、予防という方式もございますが、介護のサービスを利用しなくても、予防できる手段はたくさんございます。ですので、ぜひ議員の皆さんからお声がけいただければ、一人でも二人でも結構でございますので、ご説明に伺わせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

す。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

市川委員。

○市川初江委員 よろしく願いいたします。

主要施策の60ページの一番上の不妊治療の事業なのですがすけれども、ここに特定不妊治療と一般不妊治療とございますけれども、この違いはどういう違いなのかが1点。

それと、今年は特定不妊治療が3人、一般不妊治療が2人ということで出ていますけれども、これ5年ぐらい遡って推移はどのぐらいなのか、分かったらちょっと教えていただきたい。

それから、この不妊治療の周知はどんな方法でなされているのかということ。

それから、不妊治療後の赤ちゃんが授かったという報告はあるのかどうかのこの4点ですけれども、願いいいたします。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 お世話さまになります。

まず、特定不妊治療と一般不妊治療の違いについてということでございます。不妊治療の中には、いろいろな治療がございまして、一般不妊治療のほうが排卵日のタイミングに合わせて赤ちゃんができるようにということで、タイミング法という方法と、あとは人工授精という方法がございます。特定不妊治療につきましては、体外受精と顕微授精、あとは男性側に原因がある場合もございますので、男性の不妊に対する手術につきましてが特定不妊治療の内容となっております。

5年間の推移につきましては、令和2年度につきましてが、特定不妊治療の申請が6件、一般が4件、うち妊娠届があった方4件でございます。令和元年度につきましては、特定が4件、一般が4件、うち妊娠届があった方が1件、平成30年度、特定が10件、一般が5件、妊娠届出があった方が7件、平成29年度、特定が5件、一般が2件、うち妊娠届出が1件でございます。過去5年間で見ますと、年間出生数が238人でございました。うち13人が妊娠届出があったということで、全体の6%を占めております。

周知につきましてですが、婚姻届があった際に一緒に事業の周知のほうをさせていただいております。そのほかホームページに掲載をしております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 そうしますと、結構成果があるのかなというふうに私もちょっとお話を聞かせていただきましたけれども、大分30年、29年がやはり申込みが多くて、授精した人が7人ということで、トータルでは13人の赤ちゃんが不妊治療でできたという今ご報告でございましたけれども、やはりこの人口減少の中では欠かせない不妊治療のかなというふうに思いますので、引き続き周知のほうも婚姻届があったときとかということですがすけれども、やはりこういうことですから、あまり公にはできないでしょうか。広報とか、そういうものの中には出さないということですか。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 まず、対象者の方がごく限定されている方ということですので、一番効果的なその周知の方法が婚姻届のときであろうという解釈で、一番効果的なのではないかというところで、婚姻届の際にご案内しているところです。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 一番効果的なのは、婚姻届のときがいいと思うのです。でも、具体的に特定の不妊治療が10万円、通算6回とかと、具体的にでは婚姻届のときはお知らせをしているわけですか。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 具体的なこちらの特定不妊治療費につきましては、群馬県のほうも助成事業を実施しておりますので、群馬県の助成事業のご案内と併せて町のほうのご案内ですとか、あとはその助成事業だけではなくて、その不妊治療に対する相談窓口、女性の心の健康相談みたいな、そういう電話相談の窓口ですとか、保健センターのご案内ですとか、全体的なものを併せてご案内をしているところです。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 では、親切丁寧に対応をなさっているということで承ってよろしいでしょうか。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 はい、なるべくデリケートな問題ですので、申請に保健センターにお越しの際は話を伺うようにして、妊娠届があったときには一緒に喜んで、また出産、育児等つながっていきますので、妊娠に至らなかった方についても丁寧な対応を心がけておりますし、今後もそのように対応していきたいと思っております。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 やはり誰にでも相談できることではないので、やはりその件では本当に親切丁寧に対応していただければと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

延山委員。

○延山宗一委員 よろしく願いいたします。

健康推進係でちょっとお伺いをしたいのですけれども、決算書の101ページの健康訪問増進事業についてお伺いをいたします。この増進事業、毎年今、実施をされていますよね。特に今、ここコロナということで、まず受診者にも当然影響も出てきているのかなと、ワクチンを接種したから例えば行けないよとかという方も出てくるのかなというふうに思うのですけれども、このコロナ発生前、そして今度は現在ということについての変化というのは出ておりますか。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 お世話さまになります。

コロナワクチンの関係で、電話相談なんか受けるのですけれども、やはり「コロナが心配で病院には行きたくないんだよ」というお電話もいただきます。本当にそれが現状かなとは思っております。

受診率のほうなのですけれども、令和2年度に若干下がったかなという印象があります。例えばレントゲン間接撮影なんかでは、令和元年度が27%の受診率でしたが、令和2年度が24%、令和3年度が少し回復し

て25ということですが、例年と比べると少し下がって回復したかなという状況です。集団健診の際には、朝方が混み合いますので、少し分かれて来てくださいますか、あとは予約制を設けたりするという対応で安心して受けていただくような対応をしたところです。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 それぞれの健診があるわけなのですが、まず住民健診ということで、大規模に実施をされています。それぞれ毎年の課題として、受診率がなかなか向上しないというふうなことも言われているのですが、それについて伺いたいと思うのですが、それとプラスそれぞれ男性の疾病がこういうところにあるということでの検診と、また女性に関しての女性特有の疾病もあるということで、当然もうそれぞれの年代に応じて、あなたはこの検診に該当しますよというようなことで案内文を出すということです。当然限られた人数の中で受診をしていくのですが、該当になった年齢に対しての受診ということは、先ほどの23%とかというような話も伺ったわけなのですが、それぞれの検診の中で、これは特別に受診者がいないよ。逆にこれは非常に高い受診率があるよというものもやはり調べていく中で、事務局として、例えばどういうふうにそれは受け止めているのか、またその内容、検診の内容というものがもし分かりましたらお願いしたいと思います。

係長、分からなければ、それはそれで。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 ちょっと何か難しいなと今ちょっと思ったところなのですが、そうですね、これコロナ禍になりまして、全体的に下がったかなという印象はあります。令和2年度がやはりちょっと混乱していました。マスクをお一人5枚ずつお渡しして、健診のご案内を出したのが令和2年だったのですが、すごく混乱の中で実施したというところですが、町とすると今まで5月、6月にやっていたものをそのまま崩さずに、もうこのままでやっていくのだ。感染予防をしながら安全にやっていくという体制で定期的に、時期をずらさずにやったのですが、令和3年度につきましては、その前年度、少し時間の分散化を図ったりとか、予約制をして、少しあとは南小学校で実施したとか、健診会場を変えてみたとか、そんなことで安全にやったので、少し回復しているところです。特別すごく下がったよというものもないかなと思います。女性のがん検診は予約制にしましたので、すごく時間を分散化したので、早く受診ができて、待たずに受診ができて、すごくよくなったということで、コロナ禍で少し変えた部分があるのですが、そちらについては受診者の方には大変好評だと思っています。ちょっと答えにならなくて申し訳ありません。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 細部については、なかなか分からないよというふうなことで理解できるのですが、人数を把握するというのは難しさもあるし、ただ思うに、非常に受診率の低さが極めて低いと、せめて例えば半分、40なり50近くいっていただければいいのですが、せっかくこういう機会を与えているにもかかわらず、なかなか22%、23%の受診率ということに対しての手を打つということ、何が原因でこういうふうな低い受診率かということはどう受け止めていらっしゃるでしょうか。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 特別板倉町が低いという認識はまず持っていません。県のほうの肺がんの受診率なんか10%、11%台なので、板倉町は比較的高いかなという印象がございます。そして、町の集団健診だ

けではなくて、例えば会社とかで受診された場合、そちらの数は入っていないのです。40歳以上の方全員を対象として肺がん検診のご案内を出すのですけれども、実際受診される方、会社で受診するとか、そういう方はここには含まれていないので、そういった意味では、ちょっと全体的な町全体の動向が把握できない状況にあります。ただ、県ですとか、近隣市町村の受診率を確認しますと、特別低いというわけではなくて、比較的板倉町は毎年受けてくださっている方がそんなには低くないのですけれども、県と比較すると多いかなという状況です。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 この数字で板倉町は高いほうだよというのを聞いて、ああ、そんなものかというふうなことも受け止めるのですけれども、案内のときに例えば会社で受けますよとか、個人でドックに入って、ドックでやりますよとか、聞き取りをした中で、私の場合は町の健診で受けますよというふうなことの数字の表れが二十二、三%でよろしいのかなと思うのですけれども、当然だから説明の中でいきますと、会社は会社で大手の企業さんとする、会社でそういう機会を与えて健康を図っている、健康を守っているというふうな、それはそれとしていいのですけれども、毎日の家庭の中で、ただ一口に言って、自分の体、健康は自分で守るのだという意識レベルの低さというのがもろに出てしまっているな。板倉町だけではなくて、これは他の市町村もそうなのですから、そのやはり意識が欠けることによって低い受診率、誰も人の体は分からないということなので、そういうものもやはり今、啓発活動もしながら、受診率も向上して、自分の体は自分で守るのだよということの意識にもう目覚めるような取組をしながら、せっかくこれ多くの健診をやっていますので、対応していくことが必要なことかなと思うのですけれども、よろしくお願いいたします。最後をお願いします。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 ありがとうございます。決して私も高いと思っているわけではないのです。もうちょっと上がらないかなと思っているところなのですから、やはり会社とか、そういう部分がどうしても把握できないので、この数字が出ているところでございます。

啓発活動につきましては、とにかく年に1回ですけれども、健診のご案内、健診ガイドを出して、年に1回は町でやっている、町で健診をやっていますよというご案内を出す広報を心がけているところで、これは継続をしていきたいと思えます。やはり具合が悪くなってから受診するのではなくて、本当に健診の機会、そうですね。私たちがいつも心がけているのは、満遍なく曜日をつくって、月曜日だけとかにならず、全部の曜日に健診が入るように心がけて、あと土曜日と日曜日とかも組んで、できるだけあとは複合健診といって、特定健診のほかにレントゲンも胃も大腸もできますよ、女性のがん検診もできますよというような1日で済むような受けやすい健診づくりを体制を整えていっているところなのですから、なるべく皆さんに健診が受けやすいようにうまく体制づくりを整えて、これからもやっていきたいと思っております。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 最後に、やはり受診率が上がらないという一つの要因の中に、例えば待ち時間が長いとか、人間の心理であり人と会いたくない。要するに行き会いたくないとか、やはりそういうものも出てくるのかな。自分の体を守っていききたいのもあるのですけれども、例えば行って30分待つのだよ、1時間待つのだよと、今そんなに待つ時間はないとは思っているのですけれども、やはりゆったりとした配分、日にちの配分とか、

もうそういうものを加味していくことも一つの方法もあるのかなと思うのですけれども、そこら辺もしっかり確認しながら対応してもらうことも一つの方法かなと思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 今年、1日保健センターの日を設けまして、少し混み合っていた行政区を分けたという経緯がございます。あと、尿検査につきましては、会場で今までやっていたのですけれども、令和2年度から事前に検尿の容器を配布しまして、そして自宅で取ってきて健診会場で検査ができるようにということで、大分時間の短縮が図れたと思っています。そのほか、特定健診と後期高齢につきましては、集団健診だけではなくて、個別健診、医療機関で受診ができるという個別健診のほうも進めておりまして、かかりつけの先生で実施していただくということも可能になっています。できる限りその待ち時間については、本当に人の流れがあって、なかなか難しいところなのですけれども、混み合わないよう配慮しながら、もし混んでしまったときには、座ってお待ちいただけるようにとか配慮しながら、健診のほうは実施していきたいと思います。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お疲れさまです。針ヶ谷です。保健事業についてお聞きします。

健康介護課各係がコロナの影響、特に健康推進係は、現場で非常に苦労していただいているのはお見受けしておりますので、ご苦労さまでございます。ありがとうございます。介護のほうも若干は影響出るのかなと思うのですが、大きく左右されるのが保険医療系の仕事なのかなと思っております。

それで、主要事業は54ページですが、後期高齢者特別会計、国保特別会計の歳出の部分で、先ほど報告がありましたとおり、3年度は幾らか歳出が減額になっているということの報告だったと思います。想像できるのは、やはり先ほども山岸係長の話からありましたように、病院に行きたくないということで、受診控えの影響があるのかどうかという部分、対象者数も多分分かると思いますので、コロナ前の人数と比べればその辺が見えてくるかなと思うのですが、その辺が分かればご報告いただければと思うのですが。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 54ページの後期高齢者……

○針ヶ谷稔也委員 違います。だから、後期高齢者特別会計と国民健康保険の歳出の部分で、決算の部分で減額になりましたよね。その点の原因としては、病院の受診控えがあるのか。そうすると国民健康保険や介護保険を利用した人数で大体その辺がつかめるのかなと思っての質問なのですが。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 後期高齢者医療の特別会計の歳出につきましては増となっておりまして、国民健康保険特別会計の歳出につきましては減となっておりますが、その主な要因は、受診に係る経費、保険給付費というのがあるのですけれども、そこについては5,000万円程度増えていまして、逆に減っている原因というのが国民健康保険の事業費納付金といいまして、今、仕組みが町の国民健康保険の場合は、県のほうに納付金といって負担金みたいなものを払う形になるのですけれども、そちらが令和3年度につきましては、令和2年度より少なかったと。その原因というのは、令和2年度にコロナの関係で受診控えがあった関係で、

令和２年度にもその納付金は払っていたのだけれども、結局お医者さんに払うお金が受診控えのために、令和２年度ですよ。こちらが低かったために、県のほうにはお金が残っているという形になったものですから、令和３年度については市町村が納める負担金というのは減ったという形になりまして、そこが6,700万円程度減っていますので、そこが大きいという形の減の原因ということで、受診控えとか、そういったところが歳出の減という原因にはなっていないと、逆に増えているという形になっております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。令和２年度は国保については受診控えの影響が見られると、令和３年度についてはあったかもしれないけれども、数字的には表れていないという考え方でよろしいのですか。

ということは、町内の医療機関でそのコロナの入院患者等を扱っている病院というのはないのかなと、入院自体はないですね。なので、窓口受診というか、受診は案内してもらって、健康維持できているのかな。コロナの陽性検査なんかは、町内の病院で受けることができますけれども、中程度以上は病院に入院という形で今対応していただいているのですが、入院以降は国の負担でやるということで、これ国保が関係していないのかどうか。その陽性検査なんかは国保はどのように関係してくるのかという部分、お願いいたします。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 まず、コロナ疑いのときに最初に検査されると思うのですけれども、そのときの一番最初の検査のときの初診料というのですか、その部分が保険適用になりまして、それ以降、基本的なものについては、公費といいまして、保険ではない形になってきますので、国とか、そちらのほうで持つような形、国、県というような形で持つような形になると思いますので、国保のほうで影響するというのは、その最初の初診料の部分ということになると思います。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。３年度は影響ないということは、大体月締めで保険のほうも数が増えるかと思うのですが、４年度、現段階で結構数字的に大きい数字で、これのコロナ感染者の数が動いていると思うのですけれども、影響というか、見立てはどうなっているのか、お願いします。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 ４年度につきましては、７月受診までの状況になりますけれども、どちらかというと令和３年度に比べましては、減になっているところです。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 それで、54ページのほうに福祉医療費支給事業、これ事務事業評価でも扱わせていただいた内容なのですが、この中に高校生の入院費の補助が入っているかと思うのです。やはり入院するとなると、その病院の状況、コロナの影響というのがあれなのかなと思うのですが、２年度、３年度、令和元年度が影響ない状態ですので、元年度からその利用者数が分かれば、報告いただければと思います。４年度も現状までにあればお願いします。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 ４年度につきましては、まだ１件、今年度１件相談があるという状況ですかね。３年度につきましては、こちらにあるとおり、４件ということで、その前の２年度が、ちょっとお待ちくだ

さい。2年度が1件、元年度については申し訳ないのですけれども、今ちょっと手持ちがありませんので。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。緊急性のものが高校生辺りだと多いのかな。特にけがとかで入院を必要とするものが多いのかなと思うので、コロナがある、なしにかかわらず、入院しなければいけない事象であるのかと想像するのです。病床数云々というのもありますので、どこの病院に入るかにもよりますが、コロナの人数もここ最近はどう出身の町を明らかにする方が増えて、新聞等での報告も板倉町として出てきています。数もしばらく前はずっと2桁で来て、ここも1桁で、ゼロという日はほとんどないかなと思うのですけれども、その中で新聞等の報告で、死亡者数というのは明らかになっているのか。これ県の死亡者数ということで、コロナは大体もともと病気を持っていて、複合的にコロナの影響でという事象が多いのかなと思うのですけれども、コロナになった後、死亡なさった方というのは、これは課のほうで掌握できるのですか、できていないのですか。

○亀井伝吉委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 実際には死亡届を見る権限がないのですが、この件につきましては、特別な事情ということで確認をさせていただいております。ですが、コロナが原因として亡くなった方はずっと最初から含めて1件です。ですので、その他、もしかするとコロナが誘発をして、もともとの持病があつてなのかもしれませんが、そこまでは把握はできていません。ですので、当初テレビを騒がすような、亡くなった後会えないのだみたいな頃の方です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。そういうことで、今後もウィズコロナということで、先ほども小野寺係長のほうからもありましたけれども、どうなのでしょう。死亡する方は少なくてあれなのですけれども、今の報告によると、保険の使用に関しても、今後はあまりそうですかね、影響しないで、ウィズコロナの状態、今までどおりに受診、入院、治療というのはできる方向に、ここで聞くのも何なのですが、課としてはそういう方向で考えていらっしゃるのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 今年なんかも大幅に感染状況が増えている時期というのは、やはり受診控えの影響があるように感じますけれども、総体的には2年度に比べては上がっていますので、だんだんそれに慣れて、お医者さんにもかかるような感じになっていると思います。財政的な影響といいますか、それにつきましては、現状の状況であればそんなに影響ないのかなと思いますけれども、国なんかで例えば5類相当にするとか、そういったことも検討されていますが、そういったときに、では普通のインフルエンザとかと同じように、例えば保険診療でかかるとか、そういうふうにもし変わったりすれば当然影響は出てくるということになると思いますけれども、現時点ではまだ方向性も出ていないので、今は何とも言えないというところでございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 そうですね。国の指針によって、ここまでは保険扱いになる可能性はまだこれからありますものね。はい。

それで、合わせ技で申し訳ないのですけれども、事務事業評価の中で答弁いただいたかどうか、ちょっと

記憶が薄かったものですから、その後の新聞記事等見ていまして、ここに関することで高校生の入院費は今、町のほうの単独事業でやっているのですが、診療費も含めた助成というのが報道されてきています。町として、その方向転換の補助の対象として、その診療まで入れるということを検討しているのかどうかという部分、決定はいいですけども、検討しているかどうかという部分についてお知らせいただければと思います。

○亀井伝吉委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 福祉医療につきましては、多分事務事業のときに、来年の障害者のほうの所得制限に合わせて少し春ぐらいから調査を始めるところですよという話はしました。ここに来て、報道が一生懸命何々町が始めますよ、何々町が始めますよ。また、係長のほうで、ここ県境ですので、近隣のほうの状況も少し調べていただいているということで、少し調べ始めたところです。実際には検討して、何とかその支出の分をどこかで捻出してと思っているのですが、まだその調整が、ではどこを減らすのだというところを今、検討中でして、決定にはまだ至っていません。検討段階に入っております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 どうせならということは失礼ですけども、全額というか、対象にさせていただく方向で、ただ、子供の数もこれから先、ある程度限定されてきて、当初の見込みよりも多分事業費というのは減ってくるのかなと思います。ただ、病院にかかれば、その分増えるので、実際の相当額は分からないですけども、見込額からすれば人数で見込むでしょうから、そうするとある程度少ない、今までよりも少ない費用で事業ができてくるのかなと思いますので、前向きに検討いただければと思いますし、各係、まだコロナがありますので、大変な現場だと思いますけれども、ぜひよろしく願いできればと思います。

以上で終わります。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 毎回同じことを聞いているのだけれども、国保が県に一本化されたでしょう。それで、一本化されて、保険料とか、保険税はまだ各自治体ごとに個別に差があるわけですよ。もう一本化されて何年、5年ぐらいになりますか。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 平成30年からですので、30、31、2、3、4、5年ぐらいたちますかね。はい。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それで、なかなか保険税のほうは統一されないとか、それは何が原因でこれされないのでしょうか。一本化するということは、保険料も県内各自治体別ではなくて、一本化されるという目的で、これ一本化したのでしょうか。そして、いろいろ事務経費の合理化とか、何かそういうのをコストダウンすることが目的で、この一本化されたのだと思うのですけれども、なかなか5年たっても先の見通しというのは立っていないのですか。いつ頃に一本化するよとか。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 そちらの保険税の一本化につきましては、今現在、去年ぐらいからその保険料率と言うのですけれども、そちらの一本化に向けて、一応事務レベルといいますか、担当レベルで検討が始ま

っています。一応今現在までで検討している内容は、令和9年ぐらいまでを目指して取りあえず完全統一の前段までで検討していくというような、一応いつまでにという目標もないと、だらだらいってしまうということもありまして、一応現状では令和9年度頃を完全ではない、まだ不完全な形ですが、なるべく一本化に向けた内容で進めていくという内容で今進んでいるところで、完全に統一になるというのは、その先ということで、そこはまだ明確にはなっていないですし、まだそこら辺は事務レベルでの協議ですので、例えば各市長、町長、村長さん等が了解しているというものでもないというところでございます。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 これは、何がネックになってこれ進まないのでしょうか、統一というの。これ全国的現象なのですか。よその都道府県でも、群馬県だけではなくて、県内の国保は統一というか、形で大体進んでいるのだと思うのですけれども、よその県なんかやはり統一はしたけれども、保険料は何か県内一本化されていないというようなケースが今でも全国的に続いているのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 その保険料の一本化につきましては、まだほとんどの都道府県で一本化にはなっていない状況で、幾つか、例えば大阪とかがもしかしたらなっているのかなぐらいな話をちょっと聞くような感じがするのですけれども、ほとんどのところがまだ一本化にはなっていないのですが、国のほうもなるべくそちらの方向でということで、いろんな都道府県がそちらの一本化の方向に向けて検討をしている状況というところでございます。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 これは、本来は一本化させて、事務の効率化することが目的でこれはスタートしたのだと思うのですよね、当初の目的が。ところが、一本化して、もうその前にそういう準備段階があったのかなどと思ったら、一本化して5年たつと。たつけれども、保険料については一本化されないと。何か全国的にもそうだということは、何が原因、そのネックになっているか、問題になって一本化の障害になっているのか、その辺のところは何かうわさでも何でも聞いていないですか。何が原因でこれ一本化されないのだと。県内一本にしてしまえば非常に簡単だと思うのです。どうなのでしょう、そんな情報は。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 まず、一番最初に、最初からそういう税等も一本化するという方向で制度が変わっているわけではないというところがまず出発になっているのかなと思います。例えば後期高齢者の場合は、広域連合というところで完全に責任の主体というのがその1か所になっているわけですが、国保の場合、広域的な財政基盤の関係は県みたいな感じで、あとは税金を集めるのは、集めるというのですか、考えるのは町みたいな形で、一応二重になっているところなので、後期高齢の関係とは一緒ではないという形になっています。

また、その同じ税率にするネックになるというのが、市町村によってその国保税の収納率、後期高齢の場合、ほとんど年金をもらっている方が対象ですので、収納率は99.何%と、ほぼ100%集まるので、多少例えば群馬県内の市町村でもみんな大体同じような収納率でお金が収納できるのですが、国保の場合は例えば外国人が多い市町村とか、いろんなところによって収納率のばらつきが例えば比較的小さい自治体とかだと、収納率はすごく高いですし、例えば人口が多い都市部で、外国人が多いところとかいうと、収納率が低いと

いうところになりますので、そうすると収納率の高いところからすると、収納率の低いところの分をかぶるのではないかなという考え方もあったりしまして、その辺のところは難しく、その解消に向けて今現在検討をしている状況ということになります。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 収納率も含めて県で一本化すれば、平均してならすわけだから、各自治体の責任というか、収納率がいいとか、悪いとかとなくなるわけではないですか、それも一本化されるわけだから。その辺がどうということなのか、何かほかに原因があるのだから、栗原係長が責任どころとも言えないのしょうけれども、全国的にそういう現象のようだから、後期高齢者みたいに県内一本化されて、軌道に乗っているところもあるのしょうから、私はそういうのを目的でこの国民健康保険も県内一本化されたのかなと思ったのですが、今もってなかなか保険料は各自治体に個別の料金でやっているのだというようなことなのですが、水道料金の話違いますけれども、今度はこの3市5町かの広域水道事業は一本化されるということなのだと思いますけれども、ああいうふうに準備段階を経てなっているのかなと思ったのですが、それがなかなかもうスタートして5年、5年たってこれから令和9年頃を目指してそういうのを検討しているということになると、何が原因なのかなというふうに非常に疑問に思っているのですが、その辺のことについては、いろいろこれから調査しておいて、またお聞きしますから、よろしくお願いします。結構です。

○亀井伝吉委員長 回答はよろしいですか。

○青木秀夫委員 はい。

○亀井伝吉委員長 時間がちょっと半端なので、もし質問なければ、この辺で終了にさせていただきたいと思います。

以上で健康介護関係の審査を終了いたします。

慎重なご審査、大変にありがとうございました。

ここで休憩をいたします。

休 憩 (午前10時25分)

再 開 (午前10時45分)

(2) 総括質疑及び委員会採決

- ①認定第1号 令和3年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
- ②認定第2号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ③認定第3号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ④認定第4号 令和3年度板倉町介護保険特別会計決算認定について
- ⑤認定第5号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(3) その他

4. 閉 会

○出席委員（12名）

亀 井 伝 吉	委員長	本 間 清	副委員長
小 野 田 富 康	委員	森 田 義 昭	委員
小 林 武 雄	委員	針 ケ 谷 稔 也	委員
荒 井 英 世	委員	延 山 宗 一	委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員
市 川 初 江	委員	今 村 好 市	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原 実 町 長
中 里 重 義 副 町 長
赤 坂 文 弘 教 育 長
峯 崎 浩 総 務 課 長
伊 藤 良 昭 企画財政課長
高 瀬 利 之 税 務 課 長
川 田 亨 住 民 環 境 課 長
小 野 寺 雅 明 福 祉 課 長
玉 水 美 由 紀 健康介護課長
橋 本 貴 弘 産 業 振 興 課 長
塩 田 修 一 都 市 建 設 課 長
丸 山 英 幸 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
小 林 桂 樹 教 育 委 員 会 長 教 事 務 局
橋 本 貴 弘 農 業 委 員 会 長 農 事 務 局

○職務のため出席した者の職氏名

荻	野	剛	史	事 務 局 長
小	野	田	裕 之	庶務議事係長
本	田	明	子	行政庶務係長兼 議会事務局書記

○亀井伝吉委員長 すみません。時間前ですけれども、再開したいと思います。

本委員会へ付託されました令和3年度の各会計の決算認定について、3日間をかけて審査してまいりました。

執行部の皆様におかれましては、丁寧なご説明、また各委員の細部にわたる質疑に対しまして、ご回答をいただきました。慎重な審査ができたと思っております。大変ありがとうございました。

これから各会計の総括質疑並びに委員会採決を行いますので、各委員、執行部の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、各会計の総括質疑を行います。

なお、個別事業につきましては、十分に審査しておりますので、令和3年度各会計の決算全般についての質疑としてください。

初めに、認定第1号 令和3年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お疲れさまです。針ヶ谷です。よろしくお願いいたします。

本決算の歳入部分の説明の中で、全体的には増額という報告だったと思いますけれども、中の固定資産税の説明の中で、東洋大学に関する説明がございました。いわゆる学校敷地内の未利用地と言われる部分について固定資産税を課税したという報告でございました。外見上、未利用地の計上というのは変わらない状態でここ十数年あるのかなと思うのですが、その間課税されていなかったものが去年課税の対象になったということで、そのどなたが課税を決定されたのか。また、その理由で、大学は2024年3月で撤退が決定しているわけですが、それに関して1回説明会ありましたけれども、その後報告がないのですが、何かその件でご報告いただけるものがあればご報告いただければと思います。

3点お願いします。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 おはようございます。ただいま針ヶ谷委員の質問であります。東洋大の固定資産税の増加、これは5年分の遡りと現年度分で計6年度分の増収と、増収というか、5年度分の過年度課税をしたということで、それをどなたがということは、これは課税の要請書は栗原実の板倉町の長ということでありますし、これは逆に言うと、前年度から東洋大の撤退の意思表示に伴って、県とも十分調整をした上で、県のほうも逆に課税を考えるべきというようなことも含めての推奨というか、お互いの立場を確認した上で、間違いのない対応ということで課税をさせていただいたということであります。どなたがで、私。課税の経緯がそういうことです。

大学について、2年、もう3年近くたってしまうわけですが、一応基本姿勢としては町は県とも相談を十分した上という前提に立ちますが、大学の撤退後、新しい大学については、大学と言うよりも、学校というか、広い意味での。それは基本的には望まないと。なぜならば税収その他がいわゆる見込めないからということで、新たにまた進出をされるような大学があれば、またそれが何十年に至るか、ほぼ無税、無課税というようなことも含めて、決して収入に十分でない、幾らあっても極端に言えばいい収入でもありますが、そういう意味でも、うちの町はいわゆる大学についてあれだけの敷地も含め、建物から一切課税という形が過

去20年間行われてこなかったということも含め、二十何年間かな。ということで許されればそういう条件を前面に押し出して大学側との話し合いを進めてまいりたいというふうに、これはもう冒頭の撤退の条件の話が、向こうが撤退をしたいので、その後議会と、いわゆる議会にも確認していただいた。あの時点からでもそういう要望はもう文書で出しておりまして、ただそれは町側の要望ですから、相手方の一応権利の及ぶ土地あるいは全体の権利に対してどれだけこちらのそういった要望が通るかかどうかということも踏まえながら、現在も県との調整の上、同じ姿勢でよろしいということで来て、そういう状態が現在続いております。

県とも何回か年に、こちらがあえて強く聞かないと、県のほうも2か月かそこらに一遍は相手と交渉しているような感じはしますが、交渉結果はすぐにこちらに届けていただくようにということで約束はしてあるのですが、ついこの間などは実は6月の末にだっけ、行ってきたと。その結果がこちらが要請しなければ、大した進展もなかったということであるからかなとも思うのですが、そんなことで意見交換をしながら続いております。

当町の意向に対して、例えば県も先ほど言った姿勢的には今のところ同調しているということも含め、また大学側との内容から、さきの上毛新聞等々に何年か前になりますが、先端大学なる、仮称ですよ、仮称そういううわさごとき、あるいは週刊誌程度のネタが大々的に報じられまして、その話を持ってきたのは、明和町の町長からであったということで、それが私どもが発表も何もしないのに、明和町から新聞に漏れたというような形だったのでしょう。そんな経過でお騒がせをしておりますが、現在に至るまで全くもちろんその計画の中心的な西さんというマイクロソフト社の重役的立場にいた人が、その学校的な進出も含めた計画者ということでありましたが、もちろん一回も行き会っておりませんし、現時点でその板倉町進出予定の先端大学の前段で、あちらの関西のほうで、名古屋かな、どこだったか、愛知か、いずれにしてももう一つ学校を立ち上げてからみたい、非常に雲をつかむような話ですし、ということで、その件についても県もついこの間、東洋大学との懇談の中で話は進んでいないようである、あるいはその西氏が計画しているものに対して、文部科学省の認可がどのくらいかかるとか、あるいは相当な学校を建設するには、借金だけでは全然切り回せない、自己資本金みたいなものもないということも含め、野となるやら山となるやらみたいな報告は県から受けております。

したがって、今の時点で私どもも大学さんには直接は行き会う機会がまだないのですが、あれ以来。でも、例えば我が町とすれば、先ほど言ったように大学さんが民間を見つけていただいてでも結構ですとか、あるいは一部これもガセに近いかどうか分かりませんが、日本で今足りないもので、俗に言う犯罪者を収容する刑務所的な、そういったところのある意味では需要が足りないのかな。違う、供給が足りない。要は希望すればそんなところをつないでやってもいいよというような、例えばこれもガセみたいなものですが、そんな話なども入ってみたい、いろいろですが、それらも全て決して例外扱いにせず、より例えばそれが具現化しそうな、例えばこちらがその気になれば交渉が進む、そういう意味での具現化しそうなときには、まず第一に議会にご相談申し上げるということでありますので、まだ相当ある選択肢の中か、あるいは全然もう選択肢がなくて、東洋大学さんが手持ちのあそこを撤退するとは言っても、その撤退の仕方による、あそこを更地にしてとか、あるいは居抜きで校舎ごと売るとか、いろんな構想を当然大学さんは持っているはずでありますから、それがまだ明確になってこないという中で、いよいよ今年度終盤から辺りでも、例えば年末辺りに会議等が持たれるとき、先方もやはり板倉町の意向も含めて話し合いに、今まで県と2者、県と東

洋大だけでやってきて、その話を我々が聞き、我々が県に話をしてということなのですが、県からも事によって、あるいは内容によって、町も一緒にその協議の場に出ることはよろしいかとかという質問というか、そういう話も聞きましたので、けんかしているわけでもない。ただ、こちらがいてもらいたいという形に対して、あるいはいていただく努力をさらにお願いしたいという形の中での町と県の立場に反して、東洋大学は一方的に撤退を宣言し今日に至っているのです、そういう意味では腹の中ではおもしろくないところはあるが、基本的にはやはり話合いの場を閉ざすものではないということで、これから先はもしかすると何回かに1回あるいは毎回かどうか分かりませんが、そういった話合いの場にも積極的に出られる状況かもしれません。

ということで、一口に言うと、ほぼ進展がない状態ということで、それに備えて昨年からももちろん、本来であれば20年前から今回課税をした場所については、あそこへも大学の関連施設を造るということで、青写真が一応あったということが前提で無税にしたというふうに聞いております。その当時は私は町長ではありませんでしたが、それをもう少し5年後、20年前から5年たった15年今より前、さらには10年前とか、折々になぜ板倉はそういう対応を真剣に考えなかったのだろうというようなことは、むしろ県のほうから指図というか、そういう疑問視をされたような話も出まして、では10年ぐらいかけるかとか、私の代で精いっぱい、どうせかけたって払う気にならなければ、払わない。お金がないと言えばあれですし、みたいなことでしたが、一応5年プラス1年の6年分は、昨年度快くかどうかは分かりませんが、そんなにトラブルもなく納入していただいたと。大学側も一年一年の先ほど言った、あそこへ次のものを誘致するまでは大学の所有地であり、なおかつ所有地であっても、学校ではなくなるという、いわゆる課税対象が変わってくるわけですから、課税科目というのかな、だからそれに対して大学側もそれなりにそろばんをはじきながら、当初は大したことはないから、2年や3年、例えば計画どおりにあの跡地を利用する大学が、大学等のどこかの業者の間で成立しなくても大したことはないみたいな雰囲気の話もしていたようですが、やはり年額にすると相当な額になるということも含めて、大学側もばかにはできないと、この額はというようなことで、そういった物色も始めているというような話は県から間接的に聞いております。

以上。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。確かに当初は計画を立てて土地の購入に至っているわけですから、ある程度の猶予期間の後、実行されなければ課税対象になるのかなと思っております。町長おっしゃるように、その期間はもう多分二十数年になるのだろうと思っています。

法律上、5年しか遡れなかったというような説明だったものですから、考えたときに、町民の方もやはり興味がありまして、「2024年3月の撤退後どうなるんだい」というような質問をよく聞くようになりました。町長が一部発言された工業化、工業用地のうわさも流れておりますし、「工業用地になるんかい」、「ほかの学校は来るんかい」と、「町で使うんかい」というようないろいろとその自分なりの質問が来ております。

先ほど来、今の交渉は県と大学側でやっているのだよと、町はオブザーバー的な今立場になるというか、直接的にはその話合いには関わっていないような説明だったのですけれども、やはり町がある程度その土地を要望の利用を計画すれば、大学側との交渉が必要になってくるのだろうと思うのですけれども、それここはうまくいかなければ町長が大嫌いな負の遺産になりかねないわけですよ。そうしたときに、その二十数

年の長い時間の分の5年分の税をもらうことと、今までその払うべきものを払っていなかったという大学側の足かせと、その交渉に際してどちらが有利だったのだろうかなんて自分の中で疑問が湧きまして、こういう質問に至っているわけなのですけれども、町長自体はこれから大学の跡地、今、カードは大学側が持っているのだと思うのですけれども、利用計画を町が持っているのであればやはり町として交渉せざるを得ないのだと思うのですが、その辺について、税を徴収する部分と、その無収入の状態の中で、交渉のカードとして使う部分とどちらが有利だったのかなという部分なのですが、私は無収入でカードとして使ったほうがよかったのではないかなと個人的には思うのですけれども、町長、その辺はどのお考えですか。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 この先、3年、5年、例えば大学生があの場合に募集要項が切れていなくなる。それから、1年なのか、3年なのか分かりませんが、大学側はできるだけブランクを空けずに、後を整理したいというふうに多分考えているだろうと思いますし、私どももそういったことは願っております。しかし、いわゆるそういうどちらともつかないような大学側も跡地利用の民間の進出もしくは学校みたいなものの進出、学校は我々は望んでいない。なぜなら全く収入にならないからということではもう明らかなので、そういった流れの中で、それが3年たとうと、極端に言えば5年たとうと、町には最低今の先ほど申し上げました、あれは6年分ですが、実質課税したのは約3分の1と、土地で。さらに、今度は建物の課税も全て計算をしておりますので、1億円にはいかないだろうけれども、だから例えば長谷川香料さんが入っていますけれども、民間の企業さんというのは、企業が入っていても黒字が出ると、新しい投資をしたり、建物を造ったりして、できるだけ節税という形で納税を、課税を免れるというか、そういう合法的な手段を取るわけですから、そういうことからすれば、そこそこ例えば5,000万円にしても年間に入ってくると、今まで入ってこないのだから、それからすればそんなに私どものほうは慌てることはない。

基本的には、先ほど言った町が望んで会議の場に出ないということではありません。県の指導があくまで今の段階では町はご遠慮してくださいという流れの中で立っておりますので、それが県のほうもだんだん町も今度は入ってもらえるかなというような話にもなりつつあるというのがさっきの話ですし、ただ、我々も分からないのが、民間が例えば果たして出るのか出ないのかというのを大学側が見つかる。だけれども、大学側は民間を進出させるためには、更地にしなくてはならないと思うのだよね。更地にするには、いわゆる建物も含めて全部解体して、何百本打ってある、何千本打ってあるか分からないけれども、下のあれも抜かなくてはならないわけだ。何十億円とかかるかもしれないということを考えたとき、やはりそういう学校関係に託すのが大学とすれば一番大学側の支出をあまり見込まず、いわゆる居抜きで売れるということからすれば当然だろうし、だからそういう意味では、我々の、我がほうはできれば民間にという考え方、県も通して伝えてありますから、あるいは県を通さずとも、もう冒頭のこの話が大学側と行き違いが、いてくれと言ったのに、向こうは勝手に出て行くという、その時点でもう文書で町の要望は出してありますので、ただ、町の要望みたいな形が全く見込めないというときには、何も誘致しないよりも、もしかしたら隣の館林市も明和町も板倉町は収入なんか要らないと言ったって、大学があることで、人間の気風や邑楽郡内でも板倉町の人間はみんな一番すばらしいと、そういうふうに笑いながら言って、「大学でも誘致すればいいじゃないないかい。むしろ大学でもいいんじゃないの。ほかの町と板倉の住民は気品が違う」とか、そんな言い方をある意味では、それはそれ皆さんがどのように取るか分かりませんが、いずれにしても最悪の場合は学校とい

うものももしかしたらこの先へ出てくるのか、あるいはその前に、だから我々も努力してあそこへ民間でも、でかい会社でも進出希望があれば、紹介してみたいとか、我々は我々の板倉町の目的達成、目的達成とはあの場所を有効に使い、なお誘致してよかったと、それは財政的にですよ、誘致してよかったというようなものも含めて、今の時点での私の考えは民間の企業かなというふうに思っておりますので、それをどこまでその状況が続けられるかということも一つの対応かもしれません。

でも、今現在その学校の話も全くあれはデマに近い、ほとんどだって我が町の接触誰もしていませんから、隣の明和町のいわゆる駅西プランの中のホテルを造ると、あるいは温泉施設を造ってと、今、駅の東はほぼできかかっていますよ、明和町は。その西の、西側の開発のホテルのオーナーと、そのいわゆる先端大学の方が知り合いで、明和の商談の中から板倉というように、「東洋大学が壊れちゃったんだってね」と、そういう話から出た話であって、我が町には何の話も別になんないということでありますので、そんな現状でございます。

したがって、どういうふうに転んでも、今よりは悪くはないだろうと。大学が売り先あるいはさばき先が見つからなければ、土地及び建物に課税をしていくと。それは年間毎年毎年そこその収入になるだろうというふうに考えていますし、どういうふうに転んでも、今よりはいいのかなという感じは持っていますが、分かりません、私も。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 はい、分かりました。質問の答えとしては、県と相談の上、板倉町、町長が決定の後に令和3年度に課税をしたと。その主な理由としては大学の撤退という認識でよろしいかなと思います。最大限の課税をかけたということで。今後の理由については、今、県と大学のほうで話合いがなされているけれども、具体的な案はまだ出ていないと、今後町も加わって話合いをするということで、町として特にこう使いたいというような要望というのは今のところないという認識でよろしいかなと思いますので、東洋大が板倉町に来て、さっきも言いましたけれども、二十数年たって、やはりなじんできたかな。大学生が定住しなかった、定着しなかった部分がちょっと反省点ではあるのですけれども、そういうことで町民も興味を持っている事業でというか、事象でありますので、今後とも前よりいい方向で交渉のほうを進めていただければと思いますし、決定事項があった場合は、先ほど町長発言にもありましたとおり、お知らせいただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○亀井伝吉委員長 ほかにありますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 町長の開会の挨拶でもあったように、民主主義について大分いろいろ説明していただきましたけれども、まさにこの行政とか、民主主義に基づいて行われているわけですから、主権者は子供でも知っている住民なのですよね。だから、この町のお金もこれは住民の金なのですよね、当然。だから、その住民の金を有効に、効率的にこの運用されるように委任されているのが公務員ということなわけですよね。ですから、それに基づいてぜひ効率的に有効に運用していただきたいと思うのです。

先日、ひょう被害の件のときに、盛んに館林と板倉は財政規模が違うのだと、5倍だ、5倍だということを行っているのですけれども、この財政規模とか、財政を比較する場合には、この規模で比較するというの

は、ちょっと物差しが違うのではないかと思います。そうですね。では、板倉町と横浜市は財政規模違いますよね。そういう比較で財政を比較するのではなくて、普通そういう財政力というような数値で、物差しで比較するのだと思うのです。そうすると館林と板倉町と言いますけれども、財政力指数でいけば、館林で0.8ぐらいとか、板倉だって0.6何がしかぐらいな数字は持っているのです。この0.6と0.8というのは、比較してみるとこれは大差ない数字だと思うのです。この差額を地方交付税で埋めているから、それで調整しているから、実質は言ってみれば微差なぐらいなところの違いだと。0.4の自治体も、0.8の自治体も不交付団体にならない限りは大差がないというのが現実だと思うのです。でも、この間の説明ですと、財政規模が違う、財政規模が違うというのは、あれは何か説明のテクニックで言っているのかもしれないですけども、意図的に言っているのかどうか知らぬけれども、見当違いだと思うのです。やはり財政力指数で比較すべきかなと思うのです。そうでないと誤解を招くと思うのです。

それともう一つ、今、100年に1度あるいは1,000年に1度の災害に対するその防災対策に非常に力を入れていると。それはそれでこれは大切なことだと思うのですけれども、それよりも当面今日、明日と安心安全に対するその対策もこれは急務なのだと思うのです。そういうことは挙げれば切りがないぐらいこのいろんな例があると思うのですけれども、その辺のバランスを考えて、ぜひこの財政運営をしていただきたいと思います。

今年の決算書にもありますように、4億5,000万円も基金に積み立てているわけです。令和2年度も約2億9,000万円だか、3億円ぐらい基金に積み立てておるわけですから、こういった金をその基金に積み立てても、それは町長の考え方、これはこの前も言ったけれども、お金に対する認識というのは人によって全く違うと思うのです。やはりこれ町の金、住民の金なのだから、少しは住民のことを考えて、そのお金の使い方をその先のこと、先のことを心配して積み立てるのもこれはいいことだけれども、当面使えるお金はできるだけ今の安心安全のために、あるいは住民サービスのために使っていくべきかなと思うので、この決算の認定について、ぜひ今までのその決算を踏まえて、令和4年度にはその辺のことも少し頭に入れて、できれば余りそうだったら、補正予算でも組んで、あまり基金に積み立てることなく、有効的に、効率的に住民から要望があったことに対する受け身の対応だけではなくて、なくても行政側が気がついたところは、お金があれば何かほかの新たなことをサービスを住民のほうへ提供しようというようなことだって、これ大切なこともあるので、住民から要望がなかったからというだけではなくて、受動的ではなくて、能動的に働きかけてやるのもこの行政サービスの一つだと思いますので、ぜひその辺のことを踏まえて、前向きに検討してもらいたいということを要望したいと思います。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 ありがとうございます。いずれにしても例えばここに12人の議員さんがいらっしゃれば、皆さんが青木委員さんと全く同じ意見を持っているとも分かりませんし、できれば皆個人個人で考え方を述べて一回りいただきたいとも思うのです。最低限6人、7人、そこそこの数がやはり議会を代表する声ということにもなるでしょうし、決してそれは青木委員が言っていることをむげにするつもりもありません。我々が最も基本的な姿勢で行政評価はもちろん議会からもいただきますし、そのほかの第三者的な立場で監査委員とか、一応今議会も3年度の決算については、一般町民を代表して監査委員さんも監査をしていただいて、監査結果も十分に文書で述べられております。

その中で、これはもちろん議員さんは自分の意見が正しいのかどうかということも含め、監査委員さんの意見書もお読みになって、いろんな考え方あるのだろうなということも踏まえ、ご発言をいただいているというふうに理解はするのですが、お手元に配付の内容の監査委員さんの監査結果も含め、事業運営あるいは会計処理はおおむね適正と、我々は、町の我々が頼んだ議会の代表の監査委員さんもそうおっしゃっていますし、いろいろ民間代表の監査委員さんもおおむね適正と。我が町のやっていることが、では邑楽郡内で繰越金あるいは積立金等々がどの程度かというのも、もちろんそれも役場側も慎重に対処しながら、使えるものがあればとか、よく青木委員さん今も申し上げましたが、年度途中で応用が利くものがあれば、そちらへ積極的にというのは、我々もいつもこれは今村委員からも毎年質問いただいております、私自身もいつも言っているように、収入は万が一100と想定したときに、予定だけ入ってこないということになればということも含めて95、それから支出は100を見たいのだけれども、もしかしてお金がちょっと余計に請求が来たりする場合、物価高も含めて。だから、収入が95、支出が105、5%ずつぐらい、あるいはさらに切り込んで、96とか97、95と105でおおむね計算どおりでいくと1割が余る計算になるのですね、1割。5%ずつで。それらをさらに切り込めということで、私自身ももう何回も何回も同じことを言われるのも嫌ですので、担当部局にもそういう指示を一応出しておりますが、年によって今年は臨時的な収入がコロナの関係で思いのほかあった。それは逆に言うと、国が、国の貯金というか、国の財政が悪化しているというか、その分だけ地方へ回しているわけですから、コロナ対策費で。それをコロナ対策費が本当のコロナでなければ使えないというものと、こんなところまで使えるのかという、正直コロナ対策費がありまして、そのコロナ対策費をせっかく来るお金は、いつも言う余れば返さなくてはならないので、小学校の換気扇から暖房機から、みんな役場の車も理屈をくっつけて、それは大丈夫というようなことで、電気自動車も2台、太田市は買っていないのに、板倉町は買わせていただいたとか、いろんなことを使って、いわゆる一般の財源から、町持ち出しの財源から本来ならするべきものも、そういったものが偶然当てはめられることができた関係で、その分一般財源的なものにゆとりができて、でも一般財源というのは、やはりご承知のとおり、9月辺りまでの状況で、今ではお金が余ったからといって、これから既に来年度の予算編成に入っているわけですよ、来年度の。今から至急組んで、今年の実行するまでに3月までなんていうのは、一般的に言うと、副町長も含め、担当課長も含め、歴代の財政課長も含め、ちょっと忙し過ぎるということも含め、あるいは町の道路の関係にしても、一本でも余計やりたい気持ちはあるけれども、今の例えば都市建設課の設計事務能力とか、いろいろ考えると、ほぼここら辺が限界ということで、前の町長のときよりも10本前後コンスタントにこなしているという、総合的なものも勘案をしながら、できるだけ青木委員あるいは今村委員等々が再三にわたって、お金は使うものだということも含め、意見いただいているのは私も承知をしております、それなりの指示はしているのですが、多少の時の年の変化によって、国から流れてくるのがちょっと詰まれば1億円、2億円はしますから、でもこのところ、おかげさまで前年度基金繰入金を入れて、財政運営をしていって、最後に入れたお金はまた元に戻すということができているから、前年度よりもプラスのいわゆる積立てができるというような状況になっているわけですが、それでも先ほど言われた監査委員のいわゆる文章の中にも、財政については世界経済の先行きが大きく不透明な中、健全財政をしっかりと堅持し、今後予定される公共構造物の老朽化に計画的建て替え等の対応を考えざるを得ない状況から、そのための財政上の対策を含め、無駄な事業の徹底を、徹底的な洗い出し等々を今後に向けたさらなる各般にわたる努力を求めたいと、こちら

辺が一般の声かなということも受け止めながら、加えて各課に対する決算審査の中で、審議というか、各議員の意見にも目を通しながら、あるいは担当課長も言われたことをきっと、今日聞いて、明日頭の中から逃げていってしまうなんてことはないと思っていますので、既にあと1か月、2か月たつと、町の段階でも予算編成に入るのです。

ですので、今から予算を編成してというようなこともそこそこ町長、ちょっと無理なのですよと。例えばそういった話を私も長の立場ですから、幾らかでも反映させることが、町長自身の評価にもつながることですので、やれるものがあつたらやってみようというようなことで、今回などは例えばお祭りの板倉まつりの代替として、これは去年辺りからそういう意見もあつたので、何か来年も板倉まつりなんかがこういう中止になったら、何か代わりにできるようなものも考えるべきだぞなとかなんていう話も多少継続的にやっていますから、その話の中で言えば、花火と、例えばではイルミネーションの違いはどうかとか、どちらが効率的かも含めて検討して、結果のそれなんかも一端でございます。等々も含め、青木委員の言われるところも私ももうずっと同じことを言われていますから、承知はしているし、決して青木委員の言うことも間違っているとも私も否定もしません。

そういったことを踏まえた上、総合的に判断した結果が今現在の状況ということで、さらにいつも申し上げますが、ついこの間まではこの役場ができるまでは、役場が一番ぼろだからということで、役場建設は入ったわけですが、今、役場が一番新しくなって、一番上になったのですね、一番下から。ほかのを見ましたら、小学校も公民館も50年ももうたっているわけです。財政力がある町ではもう建て替えのところに入っている町だっていっぱいあるかもしれません。保育園から、B&Gから、小学校の建物だけでは体育館も含め屋根はさびてしまう。やる気になったらいつも言うように、だからむしろ私は一定の額、一定の額とは30億円程度たまったら、10億円や15億円使っても大丈夫だろうと、邑楽郡でも10億円台の貯金が減っているところというのは、今、邑楽町が一番健全だったのですが、邑楽町が今、十四、五億にそれは文化会館、今の。毎日毎日ケーブルテレビで、ほかはそういう民間の芸能なんかも自粛の中で、邑楽町だけは非常に毎日毎日いろんな民謡や歌手が来たりやっていますけれども、あそこが約20億円ぐらい投資したおかげで、今、職員が板倉町の約1.5倍以上の自治体であります、十四、五億円と、これは非常に邑楽町の町長も、あるいは野木町、野木町が10億円以下におそらく減っているのかな。これは、第三工業団地を造成をするということで、近い将来、町のさらなる健全化を求めて投資をして、第三番目の工業団地を造った。そのために町で単独整備の道路事業が急激に増えてしまって、でも板倉町さんうらやましいねと、役場が建て替えられてと。いや、野木町さんのほうがいいのではいいのではないのですか。何年か後にはそこへ誘致した企業が働き出すのですから。でも、うちの町は貯金もう10億円を切ってしまって、役場も建て替えられず、今言った補強でやっているとか、みんなそうはあるお金をばあばあ、ばあばあ、それがたとえ1,000万円であろうが、2,000万円であろうが、やる気になれば、だからそういうことを考えなければ一切ばんとやってしまいますけれども、そういう意味では慎重な対応もさせていただいているところであります。いつも貴重な提言をいただいて、ありがたく思います。参考にします。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 さっき私が言った財政規模と財政力の比較、これは違うと思うのですよ。

○栗原 実町長 ええ、違う。違う。

○青木秀夫委員 この間も盛んに館林は財政規模は5倍だから、板倉の5倍だからと盛んにそれを説明されているのですけれども、あれはちょっと私は詭弁だと思うのです。財政力で比較しないと、例えば何かの比較でも、では日本と中国の例えば食料の生産の規模はといたら、人口も違うし、それは向こうが10倍だか、何倍だかあるのは当然なわけです。だけれども、1人当たりの食料の自給率はどうかとかということになると、これは日本が40%切ってどうのこうのと、中国は何%とか、そういう比較で比較するわけですから、その財政力の規模で比較するというのは、これはちょっと間違っているのではないかと思います。だから、板倉は館林の5分の1だから、さっきのひょうの被害でも何か5分の1でもいいのではないかというようなふうにも聞き取れるわけです。館林は板倉の財政規模は5倍かもしれないけれども、財政力の比較でいくと似たりよったりと、大差ないのではないかと、交付税で調整すれば同じぐらいなところと言っていいのではないかと思いますので、その辺を説明をしないと、住民の方は誤解をすると思うので、その辺の点のひとつ説明いただければと思いますけれども。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 青木委員の言うところが的を射ていると思います。一般論でお財布の大きさという話だけはしているのです。それは財政規模ということになるのでしょう。あとはもちろん、財政力指数がありますから、財政力ということで、普通は2つぐらいそれらを含めて比較検討をするのですけれども、例えば300億円の館林のお財布の大きさと50億円、60億円の板倉の大きさでは、予備費を1%に見た場合、館林は3億円充てられますし、板倉町は5,000万円きり充てられないとか、そうするとその5,000万円を使うのは、例えば使うときには館林はいざといえど3億円使える。板倉町は5,000万円きり使えないと。そういう意味で、思い切って災害等々が起るとき、それに対して予定しないお金で予備費みたいので大きく投入をするときには館林市であれば、例えば合併論議で、俺も青木委員さんとそんな話を過去したと思うのですけれども、私が合併の基本的賛成論者であるというのは、板倉町の極端に言えば水没するところに、水没した場合、例えば板倉町は1年間に50億円ぐらいの予算ですから、1割でも5億円、でも館林と板倉町が合併すれば350億円、その1割35億円を例えば被災を受けたところへ同じ市であれば、板倉町と館林で分かれていたのでは、板倉町の被災地に板倉町の力では例えば5億円なら5億円きり投入できない。どうしてもほかに使い道もあるわけだから、合併をして、同じ1割が予備費みたいな形で使えるとすれば、板倉町の特定の部分に新館林市の35億円の例えばお金が投入できる。7倍という、そういう話からしまして、お財布の大きさが違うと、1人頭の収入、所得、そういうものを計算する。その総合力の財政力ということと、また違った意味で、やはり大きいところのほうがゆとりがあるというようなことも含め、そんなことを理解していただきたく、財政規模というお話もするわけであります。

その例えが私は財政の専門家でもありませんので、しかも東大も出ているわけでもありませんし、大蔵省の勤めでもありませんが、基本的には分かりやすいお話ということで、そんなお話をさせていただいているという流れの中で、文面で書くときには、財政規模プラス財政力とかと書くときもありますから、青木氏の質問等についても、私のほうがもう少し正確な説明をしたほうがよろしいのかなという感じはいたしまして、指摘に対し、今後そういったものについては細心の注意を払っていきたいというふうに思っております。

そういうことを踏まえて、例えば板倉町も5分の1のお財布の小さい中から館林の倍の被災農家に対して補償するということは、町に対するその重圧度というのかな、は相当なものがあるということも含め、それ

はさすがの農家の皆さんが私も10人ぐらい代表者と行き会っていますが、そういった話をすると、その部分については理解をしていただける。だって全然隣のうちと違うのに、同じものを求められてもできないということはあるわけですから、ということも含め、ただ、私もこの間「何とかとお化けは出たことねえ」なんて青木氏にも言われたけれども、県の何で館林の制度そのものが自治体が負担をすれば、それと同じだけ県が負担するということで、それは逆に言うと、自治体がそんなに真剣に考えていないのに、県だってそんな自治体なのだから、自治体の顔色を見るのだよということの裏、それがそんな制度の根幹になっているのかどうか分かりませんが、館林の農家はプラス15%、板倉町は町が5%ですから、プラス5%、県の補助が。だから、館林の農家と板倉の農家では1,000万円の例えば被害が、張り替える必要が出たときに、館林は150万円、板倉町は先ほど言った小さいお財布の中から、館林の倍以上の被災農家を救うために同じだけ出すことはそれは可能です。でも、逆に言うと、小さいところ、大きい財布を持っていて、被害が小さいところは幾らでも出せるということも論理的にあるのです。その幾らでも出せる。だから少ないところよりも多く出せた。それに多く県が補助をするって非常にナンセンスだなというふうに考えまして、今現在文書で県がどういう考え方の下にやっているのかということも含め、この制度の根拠あるいは差別的な、法的に問題がないのかどうかも含め、確認をさせるように、今、副町長も私もどういうふうに県に対して説明をしたらよいのか、現状を。ということで担当課長と3人が同じテーマで県に対してどういうふうにこの問題の疑問点、差別的なものがあるとかないのかも含め、ちゃんと見解を示せということで、3氏3通例えば県に出す提出書類をその参考として今書かせているところでもあります。私は、既に書き切っております。

そういうことも含め、直接は関係ないのですが、そういった不備あるいは疑問な点は県と相談しながら、もし万が一にでも県が15%補償すれば、板倉町、館林市の差は、自治体の差は3分の1であっても、それが15%出せば、例えば20%になるわけですから、町がもっと小さい自治体なんかだと、もっと大変になってしまおうと思うのです。小さい自治体ほど単一の職業とか、そういうものが非常に高い可能性はあるのです。それが同じに全面的に被害を受けたら、やはり小さい自治体ほど町独自で補償もできない。そういったときに県はやはり県民に対しては、ひとしく補償する義務を持っているのかなみたいなところも考えるところでありまして、先ほど言われたところも注意しながら、これは直接それが具現化するとかどうかは違う次元の問題ですが、県にもいろいろ聞いてみたいというふうに思っております。

総じて、青木委員の指摘するところも理解もできますので、私の舌足らずのところは今後注意をしながら発言をしていくということも含め、分かりやすい、財政力というのなら、0.8と0.6でどのくらい違うかという、交付税で補償されるからほぼ差はないのですけれども、だけれども、差はないのだけれども、板倉町の財政力指数は邑楽郡下では最下位です。何で、交付税で足すのだから、みんな同じ平均1ぐらいになるのだろうと。だけれども、求められますし、比較されますし、何か交付税と自分の町の力、財政力指数を上げることは、もちろん実質的には違う面があるわけでありまして、そこら辺のところも踏まえながら、大差はないとか、そういったものでは片づけたくないということも踏まえて、参考にしながら考えていきます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

○青木秀夫委員 はい。

○亀井伝吉委員長 では、質疑を終結させていただきます。

認定第1号 令和3年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 質疑なしという声がありました。質疑を終結いたします。

認定第2号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 質疑なしの声がありました。質疑を終結いたします。

認定第3号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和3年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 質疑なしの声がありました。質疑を終結いたします。

認定第4号 令和3年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 質疑を終結いたします。

認定第 5 号 令和 3 年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。
原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第 5 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で総括質疑及び委員会採決を終了いたします。

なお、認定第 1 号から認定第 5 号までの審議決定は、9 月 14 日、本会議の最終日に行います。

○閉会の宣告

○亀井伝吉委員長 以上をもちまして予算決算常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 （午前 11 時 39 分）